

令和3事業年度  
業務実績等報告書

自 令和3年4月1日  
至 令和4年3月31日

独立行政法人勤労者退職金共済機構

評価書様式

様式1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人勤労者退職金共済機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和3年度(第4期)
	中期目標期間	平成30～令和4年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣			
	法人所管部局	担当課、責任者	
	評価点検部局	担当課、責任者	
主務大臣			
	法人所管部局	担当課、責任者	
	評価点検部局	担当課、責任者	

3. 評価の実施に関する事項

4. その他評価に関する重要事項

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、 D)		(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
		B	B	B		
評価に至った理由						

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	
その他改善事項	
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

様式1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評定総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	30 年度	令和元 年度	2 年度	3 年度	4 年度		
<b>I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b>							
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置							
<b>I 退職金共済事業</b>							
1 一般の中小企業退職金共済事業							
(1) 資産の運用							
(2) 確実な退職金の支給に向けた取組							
(3) 加入促進対策の効果的実施							
(4) サービスの向上							
	B ○重	B ○重	A ○重	A ○重		1-1	P4
2 建設業退職金共済事業							
(1) 資産の運用							
(2) 確実な退職金の支給に向けた取組							
(3) 加入促進対策の効果的実施							
(4) サービスの向上							
	<u>B</u> ○重	<u>B</u> ○重	<u>B</u> ○重	<u>A</u> ○重		1-2	P28
3 清酒製造業退職金共済事業							
(1) 資産の運用							
(2) 確実な退職金の支給に向けた取組							
(3) 加入促進対策の効果的実施							
(4) サービスの向上							
	B ○重	B ○重	B ○重	B ○重		1-3	P50
4 林業退職金共済事業							
(1) 資産の運用							
(2) 確実な退職金の支給に向けた取組							
(3) 加入促進対策の効果的実施							
(4) サービスの向上							
	<u>B</u> ○重	<u>B</u> ○重	<u>B</u> ○重	<u>B</u> ○重		1-4	P65
<b>II 財産形成促進事業</b>							
1 融資業務の着実な実施							
2 利用促進対策の効果的実施							
3 財務運営							
	B	B	B	B		1-5	P84
<b>III 雇用促進融資事業</b>							
	B	B	B	B		1-6	P91

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。  
 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。  
 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	30 年度	令和元 年度	2 年度	3 年度	4 年度		
<b>II. 業務運営の効率化に関する事項</b>							
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置							
1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等							
2 業務運営の効率化に伴う経費削減							
3 給与水準の適正化							
4 業務の電子化に関する取組							
5 契約の適正化の推進							
	B	B	B	B		2-1	P93
<b>III. 財務内容の改善に関する事項</b>							
第3 財務内容の改善に関する事項							
	B	B	B	B		3-1	P102
<b>IV. その他の事項</b>							
第4 その他業務運営に関する重要事項							
1 内部統制の強化							
2 情報セキュリティ対策の推進等							
(1) 情報セキュリティ対策の推進							
(2) 災害時等における事業継続性の強化							
3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携							
4 資産運用における社会的に優良な企業への投資							
	B	B	B	A		4-1	P104
第5 予算、収支計画及び資金計画							
第6 短期借入金の限度額							
第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画							
第8 剰余金の使途							
第9 職員の人事に関する計画							
第10 積立金の処分に関する事項							
	B	B	B	B		5-1	P114

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1	I 退職金共済事業 1 一般の中小企業退職金共済事業		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標IV-施策大目標 3-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第70条第1項
当該項目の重要度、難易度	<p>【重要度 高】</p> <p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>② 健全な資産運用等</p> <p>【指標】</p> <p>委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。</p> <p>(理由)</p> <p>共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	
委託運用部分における各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)	各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保	国内債券【0.08%】	国内債券【0.12%】	国内債券【0.30%】	国内債券【0.15%】		予算額(千円)	381,102,594	397,566,389	390,287,850	409,420,827		
		国内株式【△0.43%】	国内株式【△0.29%】	国内株式【2.85%】	国内株式【0.36%】		決算額(千円)	378,466,235	381,672,487	384,175,686	382,880,735		
		外国債券【△0.17%】	外国債券【△0.97%】	外国債券【1.19%】	外国債券【0.21%】		経常費用(千円)	452,204,713	488,379,120	523,311,705	468,346,654		
		外国株式【△0.13%】	外国株式【0.78%】	外国株式【5.50%】	外国株式【△3.21%】		経常利益(千円)	△3,351,799	△55,254,428	157,625,979	△3,732,371		
請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から3年経過後の未請求者数の比率	毎年度 1.3%以下	1.46%	1.65%	1.71%	1.83%		行政コスト(千円)	-	488,965,110	523,318,754	468,352,446		
同上【達成度】		【89.0%】	【78.8%】	【76.0%】	【71.0%】		行政	10,641,816	-	-	-		

請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から3年経過後の未請求退職金額の割合	毎 年 0.4% 以下	0.41%	0.47%	0.46%	0.49%		サー ビス 実 施 コ ス ト (千 円)						
同上【達成度】		【97.6%】	【85.1%】	【87.0%】	【81.6%】								
中期目標期間中の新規被共済者目標数	165 万 人 以上	30年度目標 343,000人	元年度目標数 337,000人	2年度目標数 331,000人	3年度目標数 325,000人		従 事 人 員 数						
新規被共済者数【達成度】		377,908人 【110.2%】	383,483人 【113.8%】	367,510人 【111.0%】	378,094人 【116.3%】				193	200	198	194	
目標の処理期間内における退職金等支給実施	受 付 日 か ら 18 日 以 内 に 全 数 支 給	100%	100%	100%	100%								
ホームページの閲覧者の満足度(参考になった割合)	毎 年 度 80% 以上	87.0%	87.6%	85.8%	86.6%								
同上【達成度】		【108.8%】	【109.5%】	【107.3%】	【108.3%】								
ホームページの中退共制度の情報へのアクセス件数	毎 年 度 115 万 件 以上	1,414,635件	1,320,618件	1,515,416件	1,761,202件								
同上【達成度】		【123.0%】	【114.8%】	【131.8%】	【153.1%】								
加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施	毎 年 1 以 上	1回	1回	1回	1回								
同上【達成度】		【100%】	【100%】	【100%】	【100%】								

注) 予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<b>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b>  <b>I 退職金共済事業</b>  <b>1 一般の中小企業退職金共済事業</b>  機構は、一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業に係る業務に関し、近年の人手不足の深刻化により労働力の確保を通じた中小企業の経営基盤の充実の必要性が一層高まっていること等を踏まえ、共済契約者及び被共済者（以下「加入者」という。）の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び中小企業の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。	<b>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</b>  <b>I 退職金共済事業</b>  <b>1 一般の中小企業退職金共済事業</b>	<b>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</b>  <b>I 退職金共済事業</b>  <b>1 一般の中小企業退職金共済事業</b>		<b>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</b>  <b>I 退職金共済事業</b>  <b>1 一般の中小企業退職金共済事業</b>	<評定と根拠> 評定：A  委託運用部分の収益率について、4資産のうち3資産において市場平均を上回る水準を確保。 唯一外国株式は市場平均を下回ったが、短期的資金の動きに因る前年度急伸の反動であり、投資対象銘柄の成長性とマネジャー・ストラクチャーのリスク分散機能は引き続き有効と思料される。全体の運用収益は金利上昇を主因に必要な水準（想定損失額）をやや下回り、前年度の約600億円の付加退職金支給が決定されたにも関わらず、利益剰余金は必要な水準（想定損失額）をほぼ確保している。スチュワードシップ活動は、発展・深化していると資産運用委員会から高く評価された。ウクライナ問題等非常時対応も適切に実施。資産運用委員会は8回開催し、資産運用は「適切」との評価を受けた。  確実な退職金の支給に向けた取組において、目標未達の主な要因は、企業間通算制度の拡充（通算期間延長（2年⇒3年））が浸透、定着しつつある中で、企業間通算希望者が増加し、未請求件数、金額が増加したこと、未請求者の半数を占める退職金額5万円未満層の事務負担の忌避傾向が高まっていることが挙げられる（目標	評定	

					<p>達成には至らなかったが、退職後3年目の請求者数、退職金支払額とも前年度並みの成果を上げた（H30:936人⇒R1:1,170人⇒R2:1,728人⇒R3:1,613人；H30:636百万円⇒R1:752百万円⇒R2:1,030百万円⇒R3:997百万円）。</p> <p>累積受給権者数・金額に対する全未請求者数・金額の比率は低下傾向を続けており、確実な退職金の支給に向けた取組の実績は着実に上がっているものと思料される。</p> <p>訪問件数については、コロナ禍による訪問、集会開催の制約等環境が厳しい中、目標活動件数を達成した。説明会についてもWEB会議方式により機動的に開催し、参加者の裾野を広げる等の成果を上げた。</p> <p>加入者数は新たに加入する被共済者数の目標である325,000人に対し、378,094人となり、目標値を1割以上上回った。各種メディアを組み合わせた集中広報の展開や、各種アンケート結果等を踏まえたアピールポイントの見直し（「財務体質の強靭さ」を強調）等の施策が寄与しているものと考えられる。また、加入者数の増加は運用資産の増加を通じて収益力を向上させるので、財務基盤強化との好循環に繋がっている。</p> <p>その他の指標についても概ね達成できた。</p> <p>以上を踏まえ、A評価とする。</p>	
--	--	--	--	--	---	--



<p>(1) 資産の運用 ① 資産運用の目標 資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に中退共事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保することを目標とすること。</p>	<p>(1) 資産の運用 ① 資産運用の目標 資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保する。委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保する。</p>	<p>(1) 資産の運用 ① 資産運用の目標 資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保する。委託運用部分について、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保する。</p> <p>i) 基本ポートフォリオの見直し 最新の金融・経</p>	<p>&lt;定量的指標&gt; ・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。</p> <p>&lt;その他の指標&gt; なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt; ・運用受託機関による運用状況を適時適切に点検しているか。</p> <p>・ベンチマーク収益率が確保出</p>	<p>(1) 資産の運用 ① 資産運用の目標 ○令和3年度の資産運用は、年度前半は、世界的な景気回復期待等から、外国株を中心堅調な推移となった。しかし、年明け以降、インフレ抑制のため米国の利上げペースが加速することへの警戒や、ロシアによるウクライナ侵攻を受け、世界景気に不透明感が強まったこと等から内外株式が下落する局面があったが、委託運用部分の利回りはプラスを確保した。</p> <p>○資産運用の実績は 資産残高 5,312,083 百万円、 運用収入 41,044 百万円（運用費用控除後）、 決算利回り 0.78%である。</p> <p>○委託運用部分について、各資産収益率のベンチマーク対比は、以下のとおりである。 令和3年度末（通期）</p> <table border="1" data-bbox="1053 735 1765 945"> <thead> <tr> <th>令和3年度通期</th> <th>時間加重収益率</th> <th>ベンチマーク収益率</th> <th>超過収益率</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内債券</td> <td>△1.06%</td> <td>△1.22%</td> <td>0.15%</td> <td>112.41%</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>2.34%</td> <td>1.99%</td> <td>0.36%</td> <td>117.88%</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>△4.96%</td> <td>△5.17%</td> <td>0.21%</td> <td>104.09%</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>19.74%</td> <td>22.95%</td> <td>△3.21%</td> <td>86.00%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考1) 令和3年度末（通期）（手数料率を考慮した場合）</p> <table border="1" data-bbox="1053 1039 1914 1270"> <thead> <tr> <th>令和3年度通期</th> <th>時間加重収益率</th> <th>ベンチマーク収益率</th> <th>超過収益率</th> <th>手数料率</th> <th>手数料控除後収益率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内債券</td> <td>△1.06%</td> <td>△1.22%</td> <td>0.15%</td> <td>0.05%</td> <td>△1.11%</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>2.34%</td> <td>1.99%</td> <td>0.36%</td> <td>0.19%</td> <td>2.15%</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>△4.96%</td> <td>△5.17%</td> <td>0.21%</td> <td>0.13%</td> <td>△5.09%</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>19.74%</td> <td>22.95%</td> <td>△3.21%</td> <td>0.21%</td> <td>19.53%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考2)</p> <table border="1" data-bbox="1053 1375 2003 1648"> <thead> <tr> <th>超過収益率</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;評価&gt;</td> <td>&lt;B&gt;</td> <td>&lt;B&gt;</td> <td>&lt;B&gt;</td> <td>&lt;A&gt;</td> <td>&lt;A&gt;</td> </tr> <tr> <td>国内債券</td> <td>0.15%</td> <td>0.08%</td> <td>0.12%</td> <td>0.30%</td> <td>0.15%</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>0.51%</td> <td>△0.43%</td> <td>△0.29%</td> <td>2.85%</td> <td>0.36%</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>△0.15%</td> <td>△0.17%</td> <td>△0.97%</td> <td>1.19%</td> <td>0.21%</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>3.45%</td> <td>△0.13%</td> <td>0.78%</td> <td>5.50%</td> <td>△3.21%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>0.39%</td> <td>△0.08%</td> <td>△0.16%</td> <td>1.17%</td> <td>△0.35%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※合計は各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した個別資産効果の合計値である。</p> <p>i) 基本ポートフォリオの見直し 令和2年度に行った基本ポートフォリオの検証で、ヘッジ付き外国債券及び自家運用債券のリターン予想値が低下傾向にあること、累積剰余金が減少トレンドにあり、</p>	令和3年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	達成率	国内債券	△1.06%	△1.22%	0.15%	112.41%	国内株式	2.34%	1.99%	0.36%	117.88%	外国債券	△4.96%	△5.17%	0.21%	104.09%	外国株式	19.74%	22.95%	△3.21%	86.00%	令和3年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	手数料率	手数料控除後収益率	国内債券	△1.06%	△1.22%	0.15%	0.05%	△1.11%	国内株式	2.34%	1.99%	0.36%	0.19%	2.15%	外国債券	△4.96%	△5.17%	0.21%	0.13%	△5.09%	外国株式	19.74%	22.95%	△3.21%	0.21%	19.53%	超過収益率	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	<評価>	<B>	<B>	<B>	<A>	<A>	国内債券	0.15%	0.08%	0.12%	0.30%	0.15%	国内株式	0.51%	△0.43%	△0.29%	2.85%	0.36%	外国債券	△0.15%	△0.17%	△0.97%	1.19%	0.21%	外国株式	3.45%	△0.13%	0.78%	5.50%	△3.21%	合計	0.39%	△0.08%	△0.16%	1.17%	△0.35%	<p>・委託運用部分について、4資産のうち3資産において市場平均を上回る水準を確保した。</p> <p>&lt;評価の視点に対する措置&gt; ・運用受託機関の運用状況については毎月報告を受け点検を行っている他、定期的に運用受託機関担当者とのミーティングを行い、運用状況のみならず今後の市場見通しに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行っている。また、運用受託機関には「資産運用の基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為があった場合には、直ちに報告を行い、指示に従うことを義務付けている。 令和3年度は、「資産運用の基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為は発生していない。 ・運用受託機関におけるスチュワードシップ活動の内容についても、年1回の定例報告会等で報告を受けているほか、理事長が運用受託機関の親会社のトップマネジメント等と意見交換を実施している。</p> <p>・外国株式における収益率がベンチマークを</p>
令和3年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	達成率																																																																																																		
国内債券	△1.06%	△1.22%	0.15%	112.41%																																																																																																		
国内株式	2.34%	1.99%	0.36%	117.88%																																																																																																		
外国債券	△4.96%	△5.17%	0.21%	104.09%																																																																																																		
外国株式	19.74%	22.95%	△3.21%	86.00%																																																																																																		
令和3年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	手数料率	手数料控除後収益率																																																																																																	
国内債券	△1.06%	△1.22%	0.15%	0.05%	△1.11%																																																																																																	
国内株式	2.34%	1.99%	0.36%	0.19%	2.15%																																																																																																	
外国債券	△4.96%	△5.17%	0.21%	0.13%	△5.09%																																																																																																	
外国株式	19.74%	22.95%	△3.21%	0.21%	19.53%																																																																																																	
超過収益率	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																																																																																	
<評価>	<B>	<B>	<B>	<A>	<A>																																																																																																	
国内債券	0.15%	0.08%	0.12%	0.30%	0.15%																																																																																																	
国内株式	0.51%	△0.43%	△0.29%	2.85%	0.36%																																																																																																	
外国債券	△0.15%	△0.17%	△0.97%	1.19%	0.21%																																																																																																	
外国株式	3.45%	△0.13%	0.78%	5.50%	△3.21%																																																																																																	
合計	0.39%	△0.08%	△0.16%	1.17%	△0.35%																																																																																																	

<p><b>② 健全な資産運用等</b></p> <p>資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、実施すること。</p> <p>また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させること。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。</p> <p><b>【指標】</b></p> <p>・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収</p>	<p><b>② 健全な資産運用等</b></p> <p>資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、実施する。</p> <p>また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させる。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握する。</p> <p><b>【重要度 高】</b></p>	<p>済情勢を踏まえ、基本ポートフォリオの期待収益率、リスク値、効率性等の検証を行い、その見直しを行う。</p> <p><b>② 健全な資産運用等</b></p> <p>イ 資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施する。</p> <p>i) 資産運用企画会議の開催</p> <p>資産運用企画会議を適切に開催し、資産運用に関する認識・問題意識の共有と方針の徹底を図る。</p> <p>ロ 外部の専門家で構成する「資産運用委員</p>	<p>来ていない場合、原因を分析し、必要な対応策を講じているか。</p>	<p>5年以内に累積欠損金が発生する可能性があることが確認されたことを受け、「資産運用委員会」の議を経た上、基本ポートフォリオの変更を行った。</p> <p><b>② 健全な資産運用等</b></p> <p>イ 「資産運用委員会」に四半期の業務上の余裕金の運用状況を報告した（6/14、9/7、11/25、3/7）ほか、基本ポートフォリオの見直しを行った。（添付資料① 令和3年度資産運用に関する評価報告書）</p> <p>i) 「資産運用企画会議」の開催</p> <p>「資産運用企画会議」を適切に開催し、資産運用に関する認識・問題意識の共有と方針の徹底を図った。その主な審議・報告内容は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用計画</li> <li>・運用資産残高及び評価損益状況</li> <li>・アクティブファンド評価結果</li> <li>・有価証券信託の運用状況</li> <li>・令和3年度資産運用に係るコンサルティング会社選定結果報告</li> <li>・包括信託の運用結果報告</li> <li>・新企業年金保険（一般勘定）委託生命保険会社の令和2年度決算について</li> <li>・新企業年金保険（一般勘定）に係る生命保険会社の令和2年度実績に基づく総合評価について</li> <li>・外国株式のアクティブ・パッシブ比率の調整について</li> <li>・「資産運用受託機関及び資産管理受託機関の評価・委託金額変更基準」の改定について</li> <li>・資産間リバランスについて</li> <li>・委託運用に係る令和2年度総合評価について</li> <li>・基本ポートフォリオ改定に伴う資産間リバランスの実施について</li> <li>・資産間リバランス運営基準（中退共資産）の改正について</li> <li>・新企業年金保険（一般勘定）委託生命保険会社の令和3年度上半期決算について</li> </ul> <p>※「資産運用企画会議合同部会（中建清林）」開催状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産運用の基本方針の改正について</li> <li>・令和2年度資産運用状況の機構ホームページ掲載について</li> <li>・ウクライナ問題に関わる金融変動への対応について</li> </ul> <p>ロ 基本ポートフォリオ見直し、令和2年度資産運用に関する評価報告書、行動規範、パッシブファンドのマネジャー・ストラクチャーに関して、「資産運用委員会」に資料を提供した。その過程で、公表用資料の内容等についても助言を受け、図表の形</p>	<p>下回ったのは、近年の市場環境において牽引役を期待されているグロース系の外国株式ファンドが、世界的な金融緩和政策の見直し観測に因る金利上昇に加え、前年度大幅上昇の反動もあって、年度後半に急落したことが主因である。これら企業の業績が悪化した訳ではなく、投機的資金の短期的な振れが原因である。</p> <p>株価が下落した銘柄が、長期保有対象として引き続き有効であるとの判断の根拠について点検し、飽くまでも投機的資金の振れに因る一時的な動きであるとの判断に合理性があることを確認している。こうした見方に変化が無いのか、今後も定期的に点検を行うこととする。</p> <p>基本ポートフォリオ見直しに当たり、委託運用部分のパフォーマンス評価が適切に出来るように、相場変動時のリバランスに係る乖離許容幅を、従来の運用資産全体の構成比から委託運用部分のみの構成比へ変更している。</p> <p>運用全体のクオリティの向上を企画したマネジャー・ストラクチャー見直しプロジェクトの一環として、委託運用資産のうちパッシブ運用部分について、資産運用受託機関及び資産管理受託機関の見直しを実施した。今回の見直しでは、特に資産間リバランスを行う際の効率性向上、及び委託コストも意識して契約形態についても見直しを行い(指定単契約から投資一任契約と包括信託契約の運管分離方式に変更)、</p>	
---	---	---	--------------------------------------	--	--	--

<p>益率)を確保すること。</p> <p><b>【目標設定等の考え方】</b> 基本ポートフォリオについて、中退共事業の運営に必要な利回りを中期的に確保し得るものとした上で、委託運用部分について、ベンチマーク収益率を確保すること</p> <p>で、中期的に必要な利回りを確保することとする。</p> <p><b>【重要度高】</b> 共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから、重要度を高とする。</p>		<p>会)に対し、資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視のための適切な判断材料を適時適切に提供する。</p> <p>また、令和2年度資産運用結果の内容について、透明性向上の観点から、対外公表内容の改善を図る。</p> <p>i)「資産運用委員会」への報告 四半期の業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び令和2年度資産運用結果を「資産運用委員会」に報告する。</p>	<p>・資産運用は、資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、実施されているか。</p> <p>・資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させているか。</p> <p>・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握しているか。</p>	<p>式や数値について見易さ等の観点から修正を行った。</p> <p>i) - 1. 「資産運用委員会」への報告 四半期の業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び令和2年度資産運用結果を「資産運用委員会」に報告した。その主な審議・報告内容は次のとおりである。 なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から通常開催が難しい状況下、メール開催やWEB会議など開催方式を工夫して開催した。</p> <p>第1回(4/19) ・資産運用委員会議事録の確認 ・委員会宿題の棚卸し ・建退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について ・中退共のマネジャー・ストラクチャー見直し及びその後の管理方法について ・中退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について</p> <p>第2回(5/24) ・中退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について ・資産運用委員会議事録の確認 ・令和2年度資産運用に関する評価報告書(案)について ・行動規範について ・パッシブファンドのマネストについて</p> <p>第3回(6/14) ・機構の到達目標について ・付加退職金について ・中退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について ・建退共の手帳更新期間について ・資産運用委員会議事録の確認 ・令和2年度資産運用に関する評価報告書(案) ・令和2年4月から令和3年3月の運用実績報告(6経理) ・受託機関の評価基準について</p> <p>第4回(7/27) ・資産運用委員会の運営方針について ・付加退職金について ・中退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について ・運営委員会・評議員会報告 ・資産運用委員会議事録の確認 ・令和2年度運用受託機関評価結果 ・建退共の手帳更新期間について</p> <p>第5回(8/10) ・中退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について</p>	<p>委託コストの低下を実現した(令和2年度約0.04%⇒令和3年度約0.02%)。</p> <p>・資産運用が、資産運用の目標ないし「資産運用の基本方針」に相反しないように、「資産運用委員会」に四半期ごとの業務上の余裕金の運用状況等を報告し、適切との評価を得た。</p> <p>・資産運用に関する重要事項は随時「資産運用委員会」に諮り、了承を得てから実施している。 令和3年度は、基本ポートフォリオの見直し、パッシブファンドのマネジャー・ストラクチャー、基本方針の改正について随時経過を報告し、助言を受けながら実施した。</p> <p>・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握し、その結果に基づき、自家運用に掛かる月々の資産運用計画を組成しているほか、委託運用部分の基本方針への適合性の点検等を実施している。 また、厚生労働省に主に以下の資料を提供した。 ・月別ベンチマーク収益率 ・資産運用企画会議中退共部会資料(運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等)</p>	
---	--	--	--	---	---	--

		<p>ii) 情報公開 業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び令和2年度資産運用結果をホームページに公表する。</p> <p>iii) 厚生労働省への情報提供 付加退職金制度、予定運用利回り等の検討に資するよう、資産運用結果その他の財務状況や、運用環境に関する情報を定期的に提供するほか、随時の説明や情報提供要請にも積極的に対応する。</p> <p>ハ 「資産運用委員会」の審議の結果を事後の資産運用に反映させる。</p>		<p>第6回(9/7)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産運用委員会の運営について</li> <li>・中退共資産に係る乖離許容幅・リバランスルールについて</li> <li>・対外公表資料「中退共資産に係る基本ポートフォリオ見直しについて(令和3年度)」について</li> <li>・合同運用中の清退共・林退共の基本ポートフォリオ変更(案)について</li> <li>・合同運用参加予定の建退共の基本ポートフォリオ変更(案)について</li> <li>・「資産運用の基本方針」の改正について(基本ポートフォリオの改定)</li> <li>・資産運用委員会議事録の確認</li> <li>・退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況について(6経理)</li> </ul> <p>第7回(10/25 メール開催)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「資産運用の基本方針」の改正について(外国債券ベンチマーク名称変更)</li> </ul> <p>第8回(1/24)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「資産運用の基本方針」の改正について(建退共の合同運用参加、パッシブ運用マネジャー・ストラクチャー見直し等)</li> </ul> <p>i) - 2. 令和2年度の運用に関する評価報告書において、「基本方針に則して行われており、年度計画で掲げた目標に沿って質的な向上が図られてきている」との評価を受けた(5/24、6/14)。同評価報告書は、独立行政法人評価に関する有識者会議の参考資料として、厚生労働省に提出された。</p> <p>ii) 情報公開 業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況をホームページに公表した。その主な対外公表内容は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産運用委員会議事要旨(令和2年度第8~10回及び令和3年度第1~8回)</li> <li>・運用実績及び運用資産の構成状況(令和2年度3月末及び令和3年度6月末、9月末、12月末)</li> <li>・令和2年度資産運用残高及び利回り状況等</li> <li>・合同運用資産のパッシブ運用に係る運用受託機関および管理受託機関の見直しについて一選考過程・結果の総括一</li> <li>・中退共資産等に係る基本ポートフォリオ見直しについて(令和3年度)</li> </ul> <p>iii) 厚生労働省への情報提供 厚生労働省へ毎月提供した主な資料は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月別ベンチマーク収益率</li> <li>・資産運用企画会議中退共部会資料(運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等)</li> </ul> <p>ハ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本ポートフォリオ見直しについて審議を行い、基本ポートフォリオ変更(案)に審議の結果を反映させた。</li> <li>・パッシブファンドのマネジャー・ストラクチャーに関し、運用受託機関及び管理受託機関の選考結果の資料について、「資産運用委員会」での審議を踏まえ公表した。</li> </ul>		
--	--	---	--	---	--	--

<p><b>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</b></p> <p>未請求退職金の縮減の観点から、退職時等における被共済者の住所把握の徹底、退職後一定期間経過後における退職金請求奨励、退職金未請求者へのアンケート調査結果を踏まえた対策の実施及び未請求者数縮減のための効果的な周知広報を行うこと。</p> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から3年経過後の未請求者数の比率を、毎年度1.3%以下とすること。</li> </ul> <p>・請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から3年経過後の未請求退職金額の割合を、毎年度0.4%以下とすること。</p> <p><b>【目標設定等の考え方】</b></p> <p>未請求者数の比率については、前中期目標期間中で最も低い水準であった年度の比率を踏まえた目標とす</p>	<p><b>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</b></p> <p>厚生労働省の支援を得つつ、以下の取組を着実に実施することにより、請求権が発生した年度における退職者数に対する、当該年度から3年経過後の未請求者数の比率(年度末値)を毎年度1.3%以下とする。また、請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から3年経過後の未請求退職金額の割合(年度末値)を毎年度0.4%以下とする。</p> <p><b>① 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策</b></p> <p>被共済者について、中退共制度に加入していることの認識を高めるとともに未請求者に請求を促すため、以下の取組を行う。</p> <p><b>イ 共済契約者に対する働きかけ</b></p>	<p><b>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</b></p> <p><b>① 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策</b></p> <p>被共済者について、中退共制度に加入していることの認識を高めるとともに未請求者に請求を促すため、令和3年度においては、以下の取組を行う。</p> <p><b>イ 共済契約者に対する働きかけ</b></p>	<p>&lt;定量的指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から3年経過後の未請求者数の比率を毎年度1.3%以下とすること。</li> </ul> <p>・請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から3年経過後の未請求退職金額の割合を、毎年度0.4%以下とすること。</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・退職後一定期間経過後にお</li> </ul>	<p>・資産運用の基本方針の改正について、審議を行い、基本方針を改正した。</p> <p><b>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</b></p> <p><b>① 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策</b></p> <p>被共済者について、中退共制度に加入していることの認識を高めるとともに未請求者に請求を促すため、令和3年度においては、以下の取組を行った。</p> <p><b>イ 共済契約者に対する働きかけ</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請求権が発生した後3年経過後の未請求者数の比率について、計画外の追加対策を実施したものの令和3年度末(平成30年度退職)は1.83%となり目標達成には至らなかったが、年間の請求者数は前年度並みの成果を上げた(1,170人→1,728人→1,613人)。</li> </ul> <p>なお、請求手続要請時に実施しているアンケート結果をみると、企業間通算制度の拡充(通算期間延長(2年⇒3年))後、同制度が浸透、定着しつつある中で、企業間通算を企図する者が増加したことにより、未請求件数、金額が底上げされていることや、退職金等の金額の低い層での手続負担の忌避傾向が高まっていることも未請求の主な要因となっていることが示唆された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・請求権が発生した後3年経過後の未請求退職金額の割合については、0.49%と目標達成には至らなかったが、年間の退職金支払額は前年度並みの成果を上げた(752百万円→1,030百万円→997百万円)。</li> </ul> <p>&lt;評価の視点に対する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・退職後3か月経過後、2年経過直前、3年経過</li> </ul>	
--	---	---	--	--	--	--

<p>ることとする。 (2013(平成25)年 度:1.60%、2014 (平成26)年 度:1.46%、2015 (平成27)年 度:1.27%、2016 (平成28)年 度:1.26%) 未請求退職金 額については、 前中期目標期間 中で最も低い水 準であった年度 の割合を踏まえ た目標とするこ ととする。 (2013(平成 25)年 度:0.45%、2014 (平成26)年 度:0.45%、2015 (平成27)年 度:0.38%、2016 (平成28)年 度:0.37%)</p>	<p>i) 加入時に、 被共済者に対 し、中退共制度 に加入したこと を必ず通知する よう要請する。</p> <p>ii) 年1回、被 共済者ごとの 「加入状況のお 知らせ」を送付 し、被共済者に 配付するよう要 請する。</p> <p>iii) 「被共済者退 職届」には被共 済者の住所記入 が必須であるこ との周知徹底 と、同退職届に 当該被共済者の 住所を記入しな かった共済契約 者への個別協力 要請により被共 済者の住所情報 取得を図る。</p> <p><b>ロ 退職者に対 する働きかけ</b></p> <p>未請求者に対 し、退職後3か 月経過後、2年 経過直前、3年 経過直前及び5 年経過直前のタ イミングで請求 手続を要請す る。</p>	<p>i) 加入時に、 被共済者に対 し、中退共制度 に加入したこと を通知する「加 入通知書」を必 ず配布するよう 要請する。</p> <p>ii) 年1回、被 共済者ごとの 「加入状況のお 知らせ」を送付 し、被共済者に 配付するよう要 請する。</p> <p>iii) 被共済者の 退職時に事業主 が提出する「被 共済者退職届」 へ被共済者の住 所を必ず記入す るよう要請す る。</p> <p><b>ロ 退職者に対 する働きかけ</b></p> <p>未請求者に対 し、退職後3か 月経過後、2年 経過直前、3年 経過直前及び5 年経過直前のタ イミングで請求 手続を要請す る。なお、前記 iii)の住所情報 がない場合は、 対象事業所に対 して、当該被共 済者の住所情報 を依頼し、入手 した情報に基づ き被共済者に対 して請求手続を 要請する。</p>	<p>る退職金請求勸 奨を実施してい るか。</p> <p>・退職時におけ る被共済者の住 所把握の徹底を 実施している か。</p> <p>・退職金未請求 者へのアンケート 調査を行い、 未請求原因の分 析結果を踏ま え、適切に対応 しているか。</p> <p>・未請求者数縮 減のための効果 的な周知広報を 実施している か。</p>	<p>i) 新規及び追加加入の被共済者に対して中退共制度に加入したことを通知する「加入通知書」を作成し、事業所に配付を要請した。 【令和3年度末】 共済契約者 14,447所 被共済者 378,094人</p> <p>ii) 事業主を通じて「加入状況のお知らせ」を被共済者宛に通知した。 共済契約者 371,786所 被共済者 3,543,786人 発送日 5/10~5/18 ・年1回事業主に送付する「掛金納付状況票及び試算票」及び「加入状況のお知らせ」の令和4年度分作成・発送業務について業者を決定した(2/16)。</p> <p>iii) 事業主に対し、被共済者の退職時に事業所が提出する「被共済者退職届」に必ず住所を記入するよう要請した。この結果、令和3年度末における「被共済者退職届」の住所情報記載比率は、97.90%であった。</p> <p><b>ロ 退職者に対する働きかけ</b></p> <p>退職後3か月経過後の未請求者に対して、以下の取組を実施した。 ○事業主から提出を受けた「被共済者退職届」の住所情報に基づき請求手続を要請した。 ・請求手続要請 21,250人 ○「被共済者退職届」に住所情報のない対象事業所に対して、住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。 ・住所提供依頼 602所 921人 ・請求手続要請 294人 ○住所等提供依頼をしたが回答のなかった事業所に対して、テレホンアプローチによる住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。 ・住所提供依頼 160所 441人 ・請求手続要請 33人</p> <p>退職後2年経過直前の未請求者に対して、以下の取組を実施した。 ○令和元年度脱退の未請求者に2回目の請求手続を要請した。 ・請求手続要請 9,370人 ○令和元年度脱退の未請求者に対し、テレホンアプローチにより請求手続を要請した。</p>	<p>直前及び5年経過直前の タイミングで請求手 続の要請を実施すると ともに、テレホンアプ ローチ等による要請を実 施した。 また、例年実施してい る追加対策に加えて、今 年度はさらなる追加対 策を実施した。</p> <p>・「被共済者退職届」に より退職時における被 共済者の住所情報を把 握した(令和3年度: 97.90%)。</p> <p>・退職金未請求者等 に対するアンケート結果 からは、未請求者の増加 について企業間通算制 度の拡充(通算期間延長 (2年→3年))が浸透、 定着しつつある中で、企 業間通算を企図する者 が増加したことにより、 未請求件数、金額が底上 げされていることが窺 われたため、その後の取 組について、検討を行っ た。 その他の対策として、 計画で退職後2年経過 直前対策として実施し ている対策(請求書不備 のため返送した者への 対応)を前倒しして実施 した。</p> <p>・未請求に関しての注 意喚起については、ホー ムページへの年間を通 じての掲載により周知 を実施するとともに、年 1回発行している共済 契約者向け情報誌「中退 共だより」においても周 知を行った。</p>
--	---	---	---	--	--

	<p>ハ その他の取組</p> <p>i) 住所不明者について、個人番号等を活用し住民基本台帳ネットワークにより住所情報取得を図る。</p>	<p>ハ その他の取組</p> <p>i) 住所不明者について、個人番号等を活用し住民基本台帳ネットワークにより把握した住所情報を用いて請求手続を要請す</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・請求手続要請 1,168 人</li> <li>○対策終了後に提出のあった「被共済者退職届」に住所情報のない対象事業所に対して、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所提供依頼 32 所 36 人</li> <li>・請求手続要請 6 人</li> </ul> </li> <li>退職後 3 年経過直前の未請求者に対して、以下の取組を実施した。</li> <li>○平成 30 年度脱退の未請求者に 3 回目の請求手続を要請した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・請求手続要請 4,235 人</li> </ul> </li> <li>○対策終了後に提出のあった「被共済者退職届」に住所情報のない対象事業所に対して、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所提供依頼 21 所 37 人</li> <li>・請求手続要請 6 人</li> </ul> </li> <li>退職後 5 年経過直前の未請求者に対して、以下の取組を実施した。</li> <li>○平成 28 年度脱退の未請求者に請求手続を要請した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・請求手続要請 2,111 人</li> </ul> </li> <li>年度計画以外の対策として、以下の取組を実施した。</li> <li>○平成 30 年度脱退の未請求者に対し、テレホンアプローチにより請求手続を要請した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・請求手続要請 743 人</li> </ul> </li> <li>○平成 30 年度及び令和元年度脱退の未請求者で今年度の対策により請求書を再発行したが、請求手続のない者に対し請求手続を要請した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・請求手続要請 836 人</li> </ul> </li> <li>○「被共済者退職届」に住所情報のない対象事業所に対して、2 回目の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所提供依頼 96 所 151 人</li> <li>・請求手続要請 19 人</li> </ul> </li> <li>○平成 30 年度脱退の高額未請求者に対し、本年度 2 回目の請求手続を要請した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・請求手続要請 251 人</li> </ul> </li> <li>○令和 2 年度脱退者のうち、請求受付済みのため勸奨状を送っていない者であって、書類不備のため請求書を返送している者への手続を要請した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・請求手続要請 118 人</li> </ul> </li> </ul> <p>ハ その他の取組</p> <p>i) 住所不明者について、個人番号等を活用し住民基本台帳ネットワークにより把握した住所情報を用いて請求手続を要請した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・請求手続要請 418 人</li> </ul> </p>		
--	--	--	--	---	--	--

	<p>ii) 上記取組について、毎年度、成果の検証を行い、必要に応じて取組の見直しを行う。</p> <p><b>② 共済契約者及び被共済者への周知・調査、分析</b></p> <p>引き続き、未請求者縮減のための周知広報施策として、以下の取組を行う。</p> <p><b>イ 周知の徹底等</b></p> <p>i) ホームページにおける中退共制度加入事業所名検索システムのデータを適宜更新する。</p> <p>ii) ホームページに常時掲載している未請求に関する注意喚起について、内容等の見直しを実施する。</p> <p>iii) その他あらゆる機会を通じた注意喚起を引き続き行う。</p> <p><b>ロ 調査、分析</b></p> <p>共済契約者及び被共済者（以</p>	<p>る。</p> <p>ii) 上記取組について、成果の検証を行い、必要に応じて対応を検討する。</p> <p><b>② 共済契約者及び被共済者への周知・調査、分析</b></p> <p>引き続き、未請求者縮減のための周知広報施策として、以下の取組を行う。</p> <p><b>イ 周知の徹底等</b></p> <p>i) 新規契約申込書で事業所名をホームページへ掲載することに承諾を得られた共済契約者の事業所名を適宜更新する。</p> <p>ii) ホームページに常時掲載している未請求に関する注意喚起については、見直しの要否を継続的に検討し、必要があれば見直しを行う。</p> <p>iii) その他あらゆる機会を通じた注意喚起を引き続き行う。</p> <p><b>ロ 調査、分析</b></p> <p>共済契約者及び被共済者（以</p>		<p>ii) 計画の未請求対策、例年実施している追加対策に加えて、さらなる追加対策も実施した。</p> <p>○さらなる追加対策として、令和2年度脱退者のうち、請求受付済みのため勸奨状を送っていない者であって、書類不備で回答がないため請求書を返送している者への手続を要請した。</p> <p>・請求手続要請 118人</p> <p><b>② 共済契約者及び被共済者への周知・調査、分析</b></p> <p>引き続き、未請求者縮減のための周知広報施策として、以下の取組を行った。</p> <p><b>イ 周知の徹底等</b></p> <p>i) 新規契約申込書に設けた「ホームページへの事業所名掲載可否」欄の回答を集計し、14,564件のうち、承諾を得られた7,950件を追加掲載した。 (掲載件数) 【令和3年度末】291,264件</p> <p>ii) ホームページに掲載している未請求に関する注意喚起については、年間を通してホームページに掲載した。</p> <p>iii) 中退共だより20号にて周知を行った。</p> <p><b>ロ 調査、分析</b></p> <p>・退職金未請求者等に対するアンケート結果からは、未請求者の増加について企業間通算制度の拡充（通算期間延長（2年→3年））が浸透、定着しつつある中で、企業間通</p>		
--	---	--	--	--	--	--



<p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>中小企業数の推移予測、業種の分布等の分析及び景気要因による労働需給予測に加え、中退共制度を知らない企業及び中退共制度の加入又は未加入理由の調査を実施することにより、加入勧奨対象を的確に把握した上で、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。</p> <p>地方自治体、金融機関及び関係事業主団体等との連携強化等を行うなど、引き続き、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。</p> <p><b>【指標】</b> ・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数</p>	<p>下「加入者」という。)並びに退職金未請求者等に対するアンケート調査の実施等により、未請求原因の分析を行い、その結果をその後の取組に活用する。</p> <p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>① 加入促進対策の実施</p> <p>中小企業数の推移予測、業種の分布等の分析及び景気要因による労働需給予測に加え、中退共制度を知らない企業及び中退共制度の加入又は未加入理由の調査を実施することにより加入勧奨対象を的確に把握することや、地方自治体、金融機関及び関係事業主団体等との連携強化等を行うことなどにより、効率的かつ効果的に以下の加入促進対策を講ずる。</p> <p>中退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。</p>	<p>下「加入者」という。)並びに退職金未請求者等に対するアンケート調査の実施等により、未請求原因の分析を行い、その結果をその後の取組に活用する。</p> <p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>① 加入促進対策の実施</p> <p>中退共制度を知らない企業の調査等により加入勧奨対象を的確に把握することや、地方自治体、金融機関及び関係事業主団体等との連携強化等を行うことなどにより、効率的かつ効果的に以下の加入促進対策を実施する。</p> <p>中退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。</p> <p>令和2年度に実施した中退共を導入していない企業者へのインターネットアンケート調査の結果を活用し、加入勧奨対象の的確な把握および関係事業主団体等との連携強</p>	<p>&lt;定量的指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度に新たに加入する被共済者数の目標を、32万5,000人以上とする。</li> </ul> <p>・機構が委嘱した普及推進員等により、個別事業主に対する加入促進を1人あたり平均月15回以上行うこと。</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業数の推移予測、業種の分布等の分析及び景気要因による労働需給予測に加え、令和2年度に実施した中退共を導入していない企業者へのインターネットアンケート調査の結果を</li> </ul>	<p>算を企図する者が増加したことにより、未請求件数、金額が底上げされていることが大きく影響している可能性があることが窺われたため、そうした事象への対応について検討を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共済契約者に対して行っている実態調査において、中退共へ加入していることを被共済者に周知することを促すため、「加入通知書の配付」及び「加入状況のお知らせの配付」に関する質問を引き続き行った。調査報告書の概要版に「加入通知書」及び「加入状況のお知らせ」は必ず従業員へ配付することが必要であること、これらの書類は保管を目的とするものではなく、本人に手渡すことを目的に発行していること、を周知するコメントを記載し、令和4年5月23日にホームページで公表した。</li> </ul> <p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>① 加入促進対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・47都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」に対し財産形成促進事業のパンフレットと共にパンフレット(ダイジェスト版)を送付した(5/31・4,700部)。</li> <li>・財産形成促進事業のホームページにて公開されている日本FP協会会員向けのオンラインセミナーで、中退共制度の説明動画を掲載した(9/2)。</li> <li>・「福祉情報」(No.1025号 2/10発行)に財産形成促進事業と共同で制度の広告を掲載した。</li> <li>・東京働き方改革推進支援センター主催オンラインセミナー「労働生産性向上のための国の福利厚生制度について」にて、財産形成促進事業と共同で制度の説明を実施した(2回)。</li> <li>・加入勧奨対象の的確な把握や各種関係団体との連携強化策等、効率的かつ効果的な加入促進対策を実施するため、中小企業の経営者層(30歳以上の全国の男女で中小企業の経営者・役員、部長職クラス以上の管理職1,500人)を対象としたインターネット調査の入札を実施し業者を決定した(12/24)。 実施準備期間中に当初の委託業者との契約を解約し、委託業者を変更したことに伴い、実施完了は令和4年8月中旬となった(対象年齢に20歳代を追加)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入目標数325,000人に対し、加入実績は令和3年度378,094人となり、加入目標数を達成した。なお、達成率は116.3%である。</li> <li>・機構が委嘱した普及推進員等は定員55名(令和3年度50名)で、個別事業主に対する未加入企業訪問数は9,081件。令和3年度の1人あたりの月平均訪問数は15.1件(緊急事態宣言中等は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、電話や文書等の代替手段を駆使し活動した。この代替活動を訪問とみなした場合の件数は、月平均18.0件となった。)</li> </ul> <p>&lt;評価の視点に対する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入勧奨対象の的確な把握や各種関係団体との連携強化策等、効率的かつ効果的な加入促進対策を実施するため、中退共を導入していない企業者へのインターネットアンケート調査結果を事業推進部と共有し、複数のメディアを用いた広報キャンペーンの展開、関係官公庁及</li> </ul>	
---	--	---	--	---	--	--

<p>を165万人以上とすること。</p> <p><b>【目標設定等の考え方】</b> 過去の実績を、雇用需給要因、長期的トレンド、制度変更要因等により回帰分析し、厚生年金基金からの移換見込み人数（3万人）を加え、指標を設定することとする。 ※ 前中期目標期間中に新たに加入した被共済者数（2013（平成25）年度～2017（平成29）年12月末現在）168万5,021人</p>	<p><b>イ 広報資料等による周知広報活動</b></p> <p>i) 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料とともに、ホームページやマスメディア等を活用した中退共制度の周知広報を実施する。</p>	<p>化等を検討した上で、より効果的な事業推進施策を実施する。 また、調査方法についても、前年度の結果を踏まえ、方法、対象、時期などの適否を検討し、所要の改善を加え調査を実施する。</p> <p><b>イ 広報資料等による周知広報活動</b></p> <p>i) 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレットを配布するとともに、令和2年度に行った周知広報キャンペーンの結果も活用し、ポスターやホームページ、マスメディア、インターネット広告等を総合的・有機的に組み合わせ、より効果的かつ効率的な中退共制度の周知広報を実施する。</p>	<p>活用し、加入勸奨対象を的確に把握した上で、効率的かつ効果的な加入促進対策を実施しているか。</p> <p>・地方自治体、金融機関及び関係事業主団体等との連携を行うなど、効率的かつ効果的な加入促進対策を実施しているか。</p> <p>・パンフレット・ポスター等の広報資料の内容について、期待する役割を明確化し、訴求対象、訴求内容を意識した見直しを行ったか。</p> <p>・周知広報活動等の実施結果を</p>	<p><b>イ 広報資料等による周知広報活動</b></p> <p>i)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>作成したポスター・チラシを加入促進強化月間前に関係官公庁及び関係事業主団体等に発送した（9/1）。</li> <li>ホームページにおいて、制度内容・制度説明会の開催、独自の掛金補助を実施している助成自治体等の情報を提供した。</li> <li>制度紹介用動画をホームページ及びYouTube上で配信した（3月末アクセス件数 3,576件）。</li> <li>ADMA T R I Xを利用した広告配信を実施した。 6/1～6/30・30日間 表示回数 12,300,775回 クリック数 3,252回 平均クリック率 0.03%</li> <li>有効な広報活動を行うため以下のような複数のメディアを用いた広報キャンペーンを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① インターネット広告 <ul style="list-style-type: none"> <li>Market One、Bypass、Twitter、Facebookを利用したバナー・動画広告の配信（10/1～10/31）</li> <li>PR TIMESを利用したニュースリリース配信（10/1～10/31）</li> <li>特別臨時サイトの開設（10/1～翌年9/30）</li> <li>創業手帳（WEB版）への記事掲載（10/1～）</li> </ul> </li> <li>② テレビ広告（BS-TBS） <ul style="list-style-type: none"> <li>CM放送（全国放送・15秒・100回）（10/1～10/31）</li> <li>パブリシティの実施（全国放送『最旬！トレンドサーチ』2分・1回）（10/2）</li> </ul> </li> <li>③ 紙媒体広告 <ul style="list-style-type: none"> <li>創業手帳（新設法人経営者等向けの冊子）への広告掲載（9/30）</li> <li>日本経済新聞（全国紙朝刊）への広告掲載（10/4）</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>インターネットを用いた広告の配信結果を分析し、より効果的で効率的な周知広報の方法を検討した。</li> <li>リスティング広告の配信を実施した。 2/1～3/12・40日間</li> </ul>	<p>び関係事業主団体等に協力依頼を行い、ポスター・チラシを発送した。 また、「退職金制度等に関する実態調査」について、アンケート実施業者の選考方法を見直し、アンケートの集計方法や結果の取りまとめ方法に関する提案を評価する総合評価落札方式による選考を実施し、前年度の結果との比較や、広報戦略策定の観点から有意義なクロス集計の選択と分かり易いグラフ形式の選択、概要版の作成により、アンケート結果の活用可能性の向上と、広報効果改善を図った。</p> <p>・都道府県及び市区町村や中小企業事業主団体等が開催する各種会議で制度の周知広報を行った（45回）。 また、地域に密着した金融機関を定期的に訪問して金融機関による加入勸奨を依頼した（16件）。</p> <p>・ポスター・チラシについては複数のメディアを用いた広報キャンペーン「中小企業退職金共済制度周知・広報業務一式」に含めており、その入札仕様書において、中小企業の動向調査、アンケートの分析結果を反映した背景を記載し、訴求方法の工夫を促すよう見直しを行った。 従来のイメージキャラクター主体の制度内容の訴求力に乏しい仕様から、制度内容を十分に訴求する仕様に転換した。</p> <p>・広報キャンペーンの最終レポート及び広報</p>
--	---	---	--	--	---

	<p>ii) 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への中退共制度に関する記事の掲載を依頼する。</p>	<p>ii) パンフレット・ポスター等の広報資料の内容について、期待する役割を明確化し、訴求対象、訴求内容を意識した見直しを行う。</p> <p>iii) 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への中退共制度に関する記事の掲載を依頼する。</p>	<p>検証し、翌年度における内容改善施策を策定したか。</p>	<p>表示回数 256,185回          クリック数 18,907回          平均クリック率 7.38%</p>	<p>ii) 統一感のある広報展開をするためにポスター・チラシを広報キャンペーンの中に組み入れた。広報キャンペーンでは、訴求対象を退職金制度の保有率の低い零細企業、個人事業主、新規創業事業主、加入を躊躇している事業主とし、対象に効率的に訴求し得るメディアを組み込んだ。また、コロナ禍の影響による勤務形態や生活様式の変化を踏まえ、インターネットを中心としつつ、テレビ・新聞広告等も含めた幅広いメディア構成を採用した。また、前年度に引き続き資産運用の堅実性を訴求ポイントとして取り上げた。</p> <p>ポスター・チラシ、動画について、従来のイメージキャラクター主体の制度内容の訴求力に乏しい仕様から、制度内容を十分に訴求する仕様に転換した。</p> <p>iii)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への中退共制度に関する記事の掲載を依頼した。</li> </ul> <p>(年度初普及促進依頼 611件)          (広報誌等への無料記事掲載依頼 6,535件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員及び普及推進員等が事業主団体等に記事掲載を依頼した (1,881件)。</li> </ul> <p>(内訳 職員：104件、普及推進員等：1,777件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急事態宣言中等は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から電話や文書等により協力依頼を行った。</li> <li>広報誌等への無料記事掲載に協力いただいた団体をホームページに掲載した (5/11・1,070団体)。</li> </ul> <p>ロ 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>i)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機構が委嘱した普及推進員等が各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行った。</li> </ul> <p>令和3年度の未加入企業訪問数 9,081件          普及推進員等人数 定員 55人          (令和3年度 50人)</p> <p>平均訪問数 15.1件          (緊急事態宣言中等は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、電話や文書等の代替手段も駆使して活動した。この代替活動を訪問とみなした場合の件数は、月平均18.0件となった。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>無料相談申込事業所に対して、事業所訪問活動を実施した (内訳 訪問 347所 WEB 173所)。</li> <li>未加入事業所を対象とした中退共制度説明会についてはWEB会議方式を活用し24回開催した。</li> <li>中退共オンライン説明会実施後、概ね2か月経過時に未加入である事業所に対し訪問、電話又は文書によりフォローアップを実施した (190所)。</li> </ul>	<p>効果検証において「テレビやインターネット・SNS上」での動画の接触率が高い結果となった。</p> <p>この結果を基に令和4年度の周知広報施策の実施項目にバナー広告 (インターネット広告)、テレビCMを必須とした。</p>	
--	---	--	---------------------------------	--	--	--	--

	<p>ii) 機構から加入促進業務を受託した事業主団体等による個別事業主に対する加入促進を行う。</p> <p>既加入事業主に対し、文書等により追加加入促進を定期的に行う。</p> <p>厚生労働省の支援を得つつ、関係機関等との連携の下、全国的な加入促進を図るとともに、大都市2か所に加入促進関係の活動拠点を置き、大都市（首都地域、東海地域及び近畿地域）での加入促進を強化する。</p> <p>厚生労働省の支援を得つつ、今後とも高い成長が見込まれる分野及び未だ加入が進んでいない分野の業種等に対し、業界団体の協力を得て、普及推進員等を活用し、加入勧奨を図る。各地域におけ</p>	<p>度説明会・個別相談会をWEB会議システムも活用して開催する。また、制度説明会参加事業所や既加入事業主に対し、適時適切なフォローアップを実施し、新規加入の後押しと、追加加入手続の促進を図る。</p> <p>ii) 機構から加入促進業務を受託した事業主団体等と連携を図り個別事業主に対する加入促進として以下の取組を行う。</p> <p>既加入事業主に対し、追加申込書を配布するなどして追加加入手続を促進する。</p> <p>厚生労働省の支援を得つつ、関係機関等との連携の下、全国的な加入促進活動を展開するとともに、大都市（首都地域、東海地域及び近畿地域）については重点的な加入促進施策を実施する。</p> <p>今後とも高い成長が見込まれる分野及び未だ加入が進んでいない分野の業種等に対し、業界団体の協力も得て、加入勧奨を行う。</p> <p>地域に密着した金融機関を定期的に訪問し、</p>		<p>ii)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定期間追加加入のない既加入事業主を対象に追加申込書を送付した(57,779件)。</li> <li>・厚生労働省の支援を得て、全国の公共職業安定所(436所)、年金事務所(318所)、街角の年金相談センター(80所)、よろず支援拠点(46所)及び働き方改革推進支援センター(47所)にポスター・チラシを発送した(9/16)。</li> <li>・加入促進を強化するため、大都市(首都地域、東海地域及び近畿地域)を拠点として行う定例の打ち合わせ会議については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、WEB会議方式で実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>首都地域 8回</li> <li>東海地域 8回</li> <li>近畿地域 8回</li> </ul> </li> <li>・近隣地域の情報交換のため、ブロックごとにWEB会議を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道・東北・北関東ブロック 1回</li> <li>静岡・甲信越・北陸ブロック 1回</li> <li>中国・四国ブロック 1回</li> <li>九州・沖縄ブロック 1回</li> </ul> </li> <li>・今後の加入促進活動強化にあたり特別相談員・普及推進員の知識の向上を図るため、8グループに分けてWEBによる全国会議を実施した(11/9~11/12)。</li> <li>・今年度委嘱した普及推進員等の状況報告と情報交換のため、WEB会議を実施した(8/27)。</li> <li>・地域に密着した金融機関を定期的に訪問し、金融機関による加入勧奨を要請した(16件)。</li> <li>・日本貨物運送協同組合連合会、全日本電気工業工業組合連合会、全日本印刷工業組合連合会、日本ニット工業組合連合会の4団体に訪問し、傘下の団体への加入推奨及び業界誌への広告無料掲載を依頼した。</li> <li>・全国管工事業協同組合連合会の機関誌に制度紹介記事を掲載した(11.1号・約5,000部発行)。</li> <li>・10/1発行の月刊誌「しんきん経営情報」へ中退共制度の広告を掲載した(53,000部)。</li> </ul>		
--	---	---	--	---	--	--

	<p>る加入勧奨については、時々の状況を踏まえ、重点とする業種及び事業主団体を定めるなど、効率的かつ効果的な対策を定め取り組む。</p> <p>地域に密着した金融機関を定期的に訪問し、金融機関に対し加入勧奨の要請を行う。</p> <p><b>ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等</b></p> <p>関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。</p>	<p>加入勧奨への協力を要請する。</p> <p><b>ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等</b></p> <p>i) 厚生労働省の関係機関が開催する各種会議等で、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の周知広報及び加入勧奨を行う。</p> <p>ii) 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。</p> <p>iii) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報活動への協力を要請する。</p> <p>iv) 独立行政法人中小企業基盤整備機構等が開催するベンチャー企業・新規創</p>		<p><b>ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等</b></p> <p>i)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県労働局に対し、各種説明会等での時間の確保及びパンフレットの机上配布を依頼した（43 都道府県）。</li> <li>・都道府県労働局・労働基準監督署等が主催する会議等で周知広報を行った（茨城県 1 回）。</li> </ul> <p>ii) 都道府県及び市区町村が開催する会議等で、制度の周知広報を行った（40 回）。（内訳 東京都 28 回、石川県 12 回）</p> <p>iii) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を行った（5 回）。</p> <p>内訳</p> <table border="0"> <tr><td>東京働き方改革推進支援センター</td><td>2 回</td></tr> <tr><td>和光市商工会</td><td>1 回</td></tr> <tr><td>住友生命中部本部</td><td>1 回</td></tr> <tr><td>商工中金</td><td>1 回</td></tr> </table> <p>iv)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業基盤整備機構主催の「新価値創造展」（12/8～12/10）の会場でチラシを設置した（出展企業 313 社）。</li> <li>・東京都主催の「産業交流展」（11/24～11/27）の会場で資料（パンフレット（ダイジェス</li> </ul>	東京働き方改革推進支援センター	2 回	和光市商工会	1 回	住友生命中部本部	1 回	商工中金	1 回		
東京働き方改革推進支援センター	2 回													
和光市商工会	1 回													
住友生命中部本部	1 回													
商工中金	1 回													

	<p>業企業等を対象としたイベント等へ資料の設置を依頼する一方、当機構でも同機構等からの同様の要請に応じるなど、関連機関と協力して制度の周知広報活動を実施する。</p> <p><b>ニ 集中的な加入促進対策の実施</b></p> <p>毎年度、加入促進強化月間を設定し、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。</p>	<p>業企業等を対象としたイベント等へ資料の設置を依頼する一方、当機構でも同機構等からの同様の要請に応じるなど、関連機関と協力して制度の周知広報活動を実施する。</p> <p><b>ニ 集中的な加入促進対策の実施</b></p> <p>10月を加入促進強化月間とし、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、次のような活動を行う。</p> <p>i) 広報媒体を総合的・有機的に組み合わせ、集中的に展開することで、より効果的かつ効率的に周知広報活動等を実施する。</p> <p>ii) 周知広報活動等の実施結果を検証し、翌年度における内容改善施策を策定する。</p>		<p>ト版)等)を設置した(出展企業543社)。また、出展者へチラシを配布した。</p> <p><b>ニ 集中的な加入促進対策の実施</b></p> <p>10月を加入促進強化月間とし、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、次のような活動を行った。</p> <p>i)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的で効率的な広報活動を行うためポスター・チラシ、インターネット・TV等を用いた広報キャンペーンを実施した。</li> <li>・作成したポスター・チラシを加入促進強化月間前に関係官公庁及び関係事業主団体等に発送した(9/1)。</li> <li>ポスター:17,030枚、チラシ:555,028枚</li> <li>・広報キャンペーンにおいては以下のメディアを総合的・有機的に組み合わせた。</li> </ul> <p>① インターネット広告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・MarketOne、Bypass、Twitter、Facebookを利用したバナー・動画広告の配信(10/1~10/31)</li> <li>・PR TIMESを利用したニュースリリース配信(10/1~10/31)</li> <li>・特別臨時サイトの開設(10/1~翌年9/30)</li> <li>・創業手帳(WEB版)への記事掲載(10/1~)</li> </ul> <p>② テレビ広告(BS-TBS)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CM放送(全国放送・15秒・100回)(10/1~10/31)</li> <li>・パブリシティの実施(全国放送『最旬!トレンドサーチ』2分・1回)(10/2)</li> </ul> <p>③ 紙媒体広告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・創業手帳(新設法人経営者等向けの冊子)への広告掲載(9/30)</li> <li>・日本経済新聞(全国紙朝刊)への広告掲載(10/4)</li> </ul> <p>ii) 加入促進強化月間に向けて以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省宛てに後援名義使用許可願を申請した(6/18)。</li> <li>・厚生労働省から関係省庁、都道府県知事、都道府県労働局長及び主な委託団体、金融機関等の上部団体に加入促進強化月間の協力依頼を通知した(8/20・131件)。</li> <li>・関係機関及び関係団体宛てに協力依頼文書を発送した(9/1・理事長名:109所、本部長名:7,853所)。</li> <li>・事業主団体等に対して理事長及び本部長による電話会談、WEB会談及び挨拶状の送付のいずれかによるトップセールスを実施した(21団体)。</li> </ul>		
--	---	---	--	---	--	--

	<p>ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施</p> <p>独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実に働きかける。</p> <p>② 加入促進対策の検証と見直し</p> <p>講じた加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、ホームページや相談センター、各コーナーに寄せられた意見・要望、さらには、各種アンケートや中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して</p>	<p>iii) 6月をサブ月間と位置づけ、関係機関等に対して加入促進協力依頼及び広報誌等への記事掲載依頼を行う。</p> <p>ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施</p> <p>地方公共団体等に対し、独自の掛金の助成・補助制度の導入・拡充を働きかける。その際の説得材料とするため、独自の掛金の助成・補助制度導入の効果について分析する。</p> <p>② 加入促進対策の検証と見直し</p> <p>加入促進対策については、下記のとおり、継続的に効果の分析・検証を行い、その結果を踏まえ、所要の見直しを実施する。</p> <p>ホームページや相談センター、各コーナーに寄せられた意見・要望及び各種アンケート等による意見・要望、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関</p>		<p>・広報キャンペーンの実施報告及び効果検証調査を基に翌年度の周知広報施策を策定した。</p> <p>iii)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関等に対して広報誌等への無料記事掲載依頼を送付した(5/31・6, 535件)。</li> <li>・職員及び普及推進員等が事業主団体等に記事掲載を依頼した(1, 185件)。</li> </ul> <p>(内訳 職員：104件、推進員等：1, 081件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主団体等に対して理事長及び本部長による訪問、電話会談及びWEB会談いずれかによるトップセールスを実施した(5団体)。</li> </ul> <p>ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独自の掛金助成未実施の自治体に対して中退共制度の普及推進及び掛金の助成・補助制度実施の依頼文書を送付した(73件)。</li> </ul> <p>② 加入促進対策の検証と見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中退共だよりの綴じ込みはがきの中退共制度の内容及び運営に関するご意見欄を設け、意見・要望を収集した。主な意見・要望は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・掛け捨て、掛け損が納得できない。</li> <li>・加入及び退職金請求手続を簡単にしてほしい。</li> <li>・掛金の上限及び下限を拡大してほしい。</li> </ul> </li> </ul> <p>収集した意見・要望については、取りまとめて分析のうえ、その結果を普及推進員・特別相談員とも共有し、今後の加入促進活動や広報キャンペーンの企画に活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種広報施策については、広報キャンペーン後の調査結果を踏まえて改善策を検討し、実施ないしその準備を行った。</li> <li>・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から会場での開催を自粛し、未加入事業所を対象とした中退共制度オンライン説明会を24回開催した。</li> </ul>		
--	---	--	--	--	--	--

	<p>活用し、検証等を行う。  効果の検証結果を踏まえ、毎年度、加入促進対策の見直しを実施する。</p>	<p>係労働団体等からの機構の業務運営に対する意見・要望等を積極的に収集し、加入促進対策に活用する。  制度説明会については、集客状況や参加者の加入割合等を踏まえ、開催場所や頻度、時期等について適否を検討し、必要に応じて見直しを行う。  なお、WEB会議方式による制度説明会を工夫しながら活用し、参加者の裾野拡大やニーズに応じた機動的で柔軟な開催を図る。  普及推進員等との情報共有のあり方についても、費用対効果、効率性の観点から見直しを行い、改善可能であれば実施する。  事業主団体等から加入促進活動の状況について情報を収集・分析し、適宜関係者と情報を共有すると共に、必要に応じて対策を講じる。</p>		<p>③ 加入目標数  加入目標数 325,000 人に対し、加入実績は令和 3 年度 378,094 人となり、加入目標数を達成した。なお、達成率は 116.3%である。</p>		
--	--	--	--	--	--	--



<p>(4) サービスの向上</p> <p>① 業務処理の効率化</p> <p>加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。</p> <p>また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。</p> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・退職金請求について、受付日から18業務日以内に、退職金を全数支給すること。</li> </ul> <p><b>【目標設定等の考え方】</b></p> <p>前中期目標の水準を業務日数に換算した上で、退職金請求の事務処理期限を指標として設定することとする。</p> <p>※ 前中期目標期間（2013（平成25）～2017（平成29）年度）に目標として定めた処理日数の最終期限（暦日）25日</p>	<p>共済者数を165万人以上とする。</p> <p>(4) サービスの向上</p> <p>① 業務処理の効率化</p> <p>イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。</p> <p>ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から18業務日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間を除く。）に退職金を全数支給する。</p>	<p>(4) サービスの向上</p> <p>① 業務処理の効率化</p> <p>イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて改善計画を策定するとともに、適宜その進捗管理と見直しを行う。</p> <p>また、ホームページについては、閲覧者の利用向上を図ることを目的に、抜本的な刷新を行い、令和3年度中に更改するための手続を進める。</p> <p>ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から18業務日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間を除く。）に退職金を全数支給する。</p>	<p>&lt;定量的指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・退職金請求について、受付日から18業務日以内に、退職金を全数支給すること。</li> <li>・毎年度、ホームページの閲覧者の満足度（参考になった割合）を80%以上とすること。</li> <li>・ホームページへのアクセス件数を、毎年度115万件以上とすること。</li> <li>・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>なし</p>	<p>(4) サービスの向上</p> <p>① 業務処理の効率化</p> <p>イ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中退共ホームページのダウンロードにて提供している加入者が行う申出手続の様式A「退職金試算依頼書」について、直接入力可能なフォーマットに変更した。</li> <li>・加入証明書電子申請・自動交付システムについて、郵送による交付依頼者に対し引続きシステム稼働周知を行った（電子申請率94.5%：前年度末94.5%）。</li> <li>・「押印を求める手続の見直し」が施行されたことに伴い、共済手帳の内容を一部改訂し共済契約者へ送付した。</li> </ul> <p>共済契約者： 376,030 所 被共済者： 3,614,440 人 発送期間： 令和3年12月22日～令和4年1月31日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「掛金月額減額」及び「共済契約の解除」の同意確認方法がメール等に変更となったことについて、ホームページに掲載し周知した。また、令和4年4月発行の中退共だより21号にも掲載し周知した。</li> </ul> <p>ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から18業務日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間を除く。）に退職金を全数支給した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退職金給付に当たり、厳正な審査を実施しつつ、受付日から18業務日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間を除く。）に退職金を全数支給した。</li> <li>・中退共ホームページ上のQ&amp;Aの実態を把握するため、Q&amp;Aに対する意見を集計した。</li> <li>・参考になった775(86.6%)</li> <li>・どちらでもない48(5.4%)</li> <li>・ならなかった72(8.0%)</li> <li>・令和3年度における中退共ホームページへのアクセス件数は1,761,202件、達成率153.1%であった。</li> <li>なお、従前から続いている外部監視サービスによるものと思われるアクセスについては、推計値で年間473,040件程度であり、これを除いても1,288,162件のアクセス件数を獲得している。</li> <li>・実態調査により加入者から意見、要望を収集するとともに業務委託先からの意見、要望の聴取や外部の有識者で構成する中退共・特退共同参与会での審議内容等を踏まえ、業務運営上の改善策を検討した。</li> <li>・中退共だよりのアンケート調査により加入者から意見・要望を収集した。</li> </ul>	
--	--	---	---	---	--	--

<p>② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>相談コーナー及びホームページにおける相談内容及び意見・苦情等のほか、ホームページ閲覧者等の満足度調査の結果を、コールセンター等の相談業務及びホームページのコンテンツの改善に反映させること等により、相談業務及び情報提供の質を向上させること。</p> <p>また、2018（平成30）年5月から施行される確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第66号）に基づき、企業合併等に伴う企業年金制度と中退共制度間の資産移換が可能となること等について、2018（平成30）年度に周知広報を実施するとともに、2019（平成31）年度以降も適切に相談に応じること。</p> <p><b>【指標】</b> ・毎年度、ホームページの閲覧者の満足度（参考になった割合）を80%以上</p>	<p>② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>イ 加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、Q&amp;Aに反映するほか、閲覧者の評価や要望なども活用してホームページコンテンツの一層の充実を図る。これにより、毎年度、ホームページの閲覧者の満足度（参考になった割合）を80%以上とする。とともに、アクセス件数を毎年度115万件以上とする。</p> <p>ロ 相談業務については、相談者の満足度を調査し、その結果を相談業務に反映させることにより、相談業務の質を向上させる。また、対応例等を定めた応答マニュアルを見直し、懇切丁寧な対応を徹底</p>	<p>② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>イ</p> <p>i) 加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図りホームページ等のQ&amp;Aに反映する。</p> <p>ii) ホームページ閲覧者の評価や要望なども活用し、ホームページコンテンツの一層の充実を図る。</p> <p>iii) ホームページ閲覧者の満足度（参考になった割合）を80%以上とする。とともに、アクセス件数を115万件以上とする。</p> <p>ロ 相談業務については、相談者の満足度や意見・要望を調査し、その結果を相談業務に反映させることにより、相談業務の質を向上させる。また、対応例等を定めた応答マニュアルを見直し、懇切丁寧な対応を徹底</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>・加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを実施しているか。</p> <p>・相談コーナー及びホームページにおける相談内容及び意見・苦情等の結果をコールセンター等の相談業務及びホームページのコンテンツの改善に反映させること等により、相談業務及び情報提供の質</p>	<p>② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>イ</p> <p>i)</p> <p>・「押印を求める手続の見直し」が施行されたことに伴い、共済手帳の内容を一部改定し共済契約者へ送付した。</p> <p>・「掛金月額減額」及び「共済契約の解除」の同意確認方法がメール等に変更となったことについて、昨年度より引き続き、ホームページに掲載し周知した。また、令和4年4月発行の中退共だより21号にも掲載し周知した。</p> <p>・ホームページリニューアルについて、各部から要望収集や導入を検討中の新コンテンツのトライアル等を行い、令和4年度更改に向け検討を行った。</p> <p>ii)</p> <p>・令和元年度にホームページに追加した企業年金から中退共への資産移換手続を解説したページについて、閲覧者が情報を見つけやすいように全体的な内容の見直しを行った。</p> <p>・新たなコンテンツとして「マンガでわかる中退共」を作成し、トップページにバナーを掲載した。</p> <p>iii)</p> <p>中退共ホームページ上のQ&amp;Aの実態を把握するため、Q&amp;Aに対する意見を集計した。</p> <p>・参考になった 775(86.6%) ・どちらでもない 48(5.4%) ・ならなかった 72(8.0%)</p> <p>令和3年度における中退共ホームページへのアクセス件数は1,761,202件、達成率153.1%であった。 （トップページのアクセス数及び検索サイトにて検索した際に表示されるサイドメニューからのアクセス数を加えた数値を表記している。）</p> <p>なお、従前から続いている外部監視サービスによるものと思われるアクセスについては、推計値で年間473,040件程度であり、これを除いても1,288,162件のアクセス件数を獲得している。</p> <p>ロ 相談業務について懇切丁寧な対応を行うとともに加入者からの照会・要望等を基に関係部署との適宜調整を図った。</p> <p>相談センター室、相談コーナー及びコールセンターにおける応答マニュアルについて以下の見直しを行った。</p> <p>①退職金等請求手続について ②中退共ホームページ様式A「退職金試算依頼書」の手続について ③退職金共済手帳の改訂及び税制改正について</p> <p>・個別の相談業務については、引き続き電話により行うなどサービスの向上を図った（コールセンター完結率68.2%：前年度末67.9%）。</p> <p>・お客様サービスの一層の向上を図るため、原課職員を対象にコールセンターでの電話対応等の講習を実施した（11/25 参加者6名）。</p>	<p>&lt;評価の視点に対する措置&gt;</p> <p>・中退共ホームページのダウンロードにて提供している加入者が行う申出手続の様式A「退職金試算依頼書」について、直接入力可能なフォーマットに変更した。</p> <p>・加入証明書電子申請・自動交付システムについて、郵送による交付依頼者に対し引続きシステム稼働周知を行った（電子申請率94.5%：前年度末94.5%）。</p> <p>・「押印を求める手続の見直し」が施行されたことに伴い、共済手帳の内容を一部改訂し共済契約者へ送付した。</p> <p>共済契約者： 376,030所 被共済者： 3,614,440人 発送期間：令和3年12月22日～令和4年1月31日</p> <p>・「掛金月額減額」及び「共済契約の解除」の同意確認方法がメール等に変更となったことについて、ホームページに掲載し周知した。また、令和4年4月発行の中退共だより21号にも掲載し周知した。</p> <p>・相談業務について懇切丁寧な対応を行うとともに関係部署とヒアリングを実施し、基本対応マニュアルの見直しを行った。</p> <p>・お客様サービスの更なる向上の観点から、コールセンター等のマニュアルを見直し、対応可能な相談内容の範囲を拡大した。また、コールセンターにおけるオペ</p>	
--	---	---	---	---	--	--

<p>とすること。 ・ホームページの中退共制度の情報へのアクセス件数を、毎年度115万件以上とすること。</p> <p><b>【目標設定等の考え方】</b> ・前中期目標期間中における類似の満足度調査結果等の水準を踏まえ、従来の調査の範囲を広げることも考慮した指標を設定することとする。 ※類似の満足度調査結果（Q&amp;A閲覧者が「参考になった」とした割合（2013（平成25）～2016（平成28）年度平均）：約86% ※前中期目標期間中（2013（平成25）～2016（平成28）年度）における平均アクセス件数：1,156,817件</p> <p><b>③ 積極的な情報の収集及び活用</b></p> <p>加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、中退共事業</p>	<p>する。さらに、顧客のニーズに即した相談対応、情報提供を行い、コールセンターでのワンストップサービスの充実を図る。</p> <p>ハ 2018（平成30）年5月から施行される確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第66号）に基づき、企業合併等に伴う企業年金制度と中退共制度間の資産移換が可能となること等について、2018（平成30）年度に周知広報を実施するとともに、2019（平成31）年度以降も適切に相談に応じる。</p> <p><b>③ 積極的な情報の収集及び活用</b></p> <p>イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。</p>	<p>寧な対応を徹底する。さらに、コールセンターについては、顧客のニーズに即した相談対応、情報提供を行うとともに、ワンストップサービスの充実を図る。</p> <p>ハ 平成30年5月から施行された確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第66号）に基づき、企業合併等に伴う企業年金制度と中退共制度間の資産移換が可能となったこと等について、引き続き周知に努めるとともに、相談や問合せに対して適切に応じる。</p> <p><b>③ 積極的な情報の収集及び活用</b></p> <p>イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者等から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取す</p>	<p>を向上させたか。</p> <p>・加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、中退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ったか。</p>	<p>・コールセンター業務にかかる総合評価落札方式による入札を実施し業者を決定した（10/29）。</p> <p>相談業務における各本部の対応マニュアルの実態を把握するため、ホームページからのご意見ご質問及びご利用者の声を基に相談業務の満足度を集計し、各本部に周知している。 ○ホームページからのご意見ご質問 1,876件 ○ご利用者の声 回答51件 お礼意見1件 苦情意見0件 相談用件58件</p> <p>ハ ・平成30年5月から施行された確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第66号）に基づき、企業合併等に伴う企業年金制度と中退共制度間の資産移換が可能となったこと等について、引き続き周知に努めるとともに、相談や問合せに対して適切に対応した。</p> <p>・企業合併等に伴う企業年金制度と中退共制度との資産移換について、30事業所の資産移換を実施した。</p> <p>内訳（令和3年度末：資産移換済分）</p> <p>（企業年金制度から中退共制度への資産移換） DB：1事業所 27人 22,708,034円</p> <p>（中退共制度から企業年金制度への資産移換） DB：11事業所 684人 966,457,066円 DC：18事業所 719人 1,476,467,911円</p> <p><b>③ 積極的な情報の収集及び活用</b></p> <p>イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者等から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取し、以下のよう意見が多く聞かれた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子申請の手続きを検討してほしい。</li> <li>・懲戒解雇になった場合、不支給にできないか。</li> <li>・掛金月額の上限を引き上げてほしい。</li> </ul>	<p>レーターの知識の拡充・定着を図るため、研修・マニュアルの内容改善を実施した。</p> <p>・加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者等から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取し、以下のような意見が多く聞かれた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子申請の手続きを検討してほしい。</li> <li>・懲戒解雇になった場合、不支給にできないか。</li> <li>・掛金月額の上限下限を広げてほしい。</li> <li>・加入事業主を対象に「退職金制度等の実態に関する調査」を実施し中退共制度の意見・要望などを本部内で共有した。</li> <li>・新規加入企業（令和2年8月～3年7月・3,156所）を対象に、制度への加入動機及び経路等のアンケートを実施した。結果を、今後の制度周知業務に反映させた。</li> </ul>
---	---	--	---	---	--

<p>の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。</p> <p><b>【指標】</b> 毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。</p> <p><b>【目標設定等の考え方】</b> 中退共制度をとりまく環境の変化を把握し、迅速に対応するために、毎年度1回以上、統計等の各種情報を整理・分析し、事業を改善することを指標とすることとする。</p>	<p>ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、中退共事業に対する要望・意見等を随時調査等する。</p> <p>ハ 毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、中退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。</p>	<p>る。</p> <p>ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、中退共事業に対する要望・意見等を随時調査する。</p> <p>ハ 加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析して対応策を検討し、中退共事業の運営に反映させることにより、サービス向上を図る。</p>		<p>ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計をホームページに掲載した。</p> <p>ハ 「退職金制度等に関する実態調査」について、アンケート実施業者の選考方法を見直し、アンケートの集計方法や結果の取りまとめ方法に関する提案を評価する総合評価落札方式による選考を実施し、前年度の結果との比較や、広報の観点から有意義なクロス集計の選択と分かり易いグラフ形式の選択、概要版の作成により、アンケート結果の活用可能性の向上と、広報効果改善を図った。</p> <p>また、設問については、統計の継続性の観点から、調査対象（既加入事業主）及び調査項目を基本的には令和元年度調査と同様のものとする一方、一部設問については、今後の事業推進活動見直し等に活用し得るように、設問内容の見直しを行った。</p> <p>なお、昨年度に続き、回収率向上を企図し、回答方法についてWEB回答も併用した。</p> <p>・調査対象： 6,000 事業所 ・有効回答数：3,365 事業所 (郵送：2,032 事業所、WEB：1,333 事業所)</p>		
---	---	---	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2	I 退職金共済事業 2 建設業退職金共済事業		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標IV-施策大目標 3-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第70条第1項
当該項目の重要度、難易度	<p>【重要度 高】 （1）資産の運用 ① 資産運用の目標 ② 健全な資産運用等</p> <p>【指標】 委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）を確保すること。</p> <p>（理由） 共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから。</p> <p>【難易度 高】 （2）確実な退職金の支給に向けた取組 ① 長期未更新者数の縮減等のための取組</p> <p>【指標】 長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。</p> <p>中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。</p> <p>（理由） 建設業における期間労働者については、建設工事全体の中の特定の専門工事に従事するため現場を転々と移動する場合も多く、雇用の流動性が高いこと、重層下請構造により雇用関係が複雑であること等から建設事業者による雇用管理の取組が容易でない実態があること等から、長期にわたり、労働者の住所及び勤務先を把握し続けることが難しいため。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ																	
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指 標	達成目標	平成30年度		令和元年度		2年度		3年度		4年度			平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
委託運用部分における複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）	複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）を確保	国内債券		国内債券		国内債券		国内債券		国内債券		予算額（千円）	60,220,562	60,434,715	64,996,587	64,215,393	
		給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理						
		0.15%	0.33%	0.18%	0.21%	0.24%	0.35%	0.12%	0.14%	%	%						
		国内株式		国内株式		国内株式		国内株式		国内株式							
		給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理						
		△1.80%	△7.81%	0.24%	△0.35%	3.11%	9.17%	2.59%	1.54%	%	%						
		外国債券		外国債券		外国債券		外国債券		外国債券							
給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理								
0.26%	0.02%	0.29%	0.37%	0.89%	△0.02%	0.47%	△0.26%	%	%								
外国株式		外国株式		外国株式		外国株式		外国株式									
給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理								
△0.56%	△0.54%	△0.26%	△3.41%	△1.23%	1.04%	1.13%	0.29%	%	%								
合 計		合 計		合 計		合 計		合 計									

		給付 経理 △0.50%	特別給付 経理 △0.97%	給付 経理 △0.06%	特別給付 経理 △0.02%	給付 経理 1.12%	特別給付 経理 1.21%	給付 経理 1.03%	特別給付 経理 1.08%	給付 経理 %	特別給付 経理 %		行政コスト（千 円）	-	84,950,766	80,931,897	79,019,459	
長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請	共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請	実施済	実施済	実施済	実施済								行政サービス実施コスト（千円）	11,123,359	-	-	-	
中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させる	平成29年度末 369,592人	-	-	-	-								従事人員数	49	52	53	51	
共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行う	毎年度 1回以上	1回	1回	1回	1回													
同上【達成度】		【100.0%】	【100%】	【100%】	【100%】													
中期目標期間中の新規被共済者目標数	545,000人以上	30年度目標数 112,000人	元年度目標数 110,000人	2年度目標数 109,000人	3年度目標数 108,000人													
新規被共済者数【達成度】		108,728人 【97.1%】	113,293人 【103.0%】	116,689人 【107.1%】	107,403人 【99.4%】													
目標の処理期間内における退職金支給実施	受付日から 22業務日以内に 全数支給	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%													
ホームページの建退共制度の情報に関するアクセス件数	毎年度 66万件以上	749,129件	746,189件	1,059,585件	1,474,574件													
同上【達成度】		【113.5%】	【113.1%】	【160.5%】	【223.4%】													
加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施	毎年度 1回以上	1回	1回	1回	1回													
同上【達成度】		【100.0%】	【100.0%】	【100.0%】	【100.0%】													

注) 予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<b>2 建設業退職金共済事業</b>  機構は、建設業退職金共済（以下「建退共」という。）事業に係る業務に関し、近年の建設技能労働者の高齢化や人手不足の深刻化といった建設業界を取り巻く課題を踏まえ、加入者の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び建設業を営む界中小企業の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。	<b>2 建設業退職金共済事業</b>	<b>2 建設業退職金共済事業</b>		<b>2 建設業退職金共済事業</b>	<評価と根拠> 評価：A 令和3事業年度における指標については、新規被共済者数がわずかに下回ったことを除き、全て達成した。新規被共済者数に関しては、建設業の就労者数が全体として減少したといった背景もあり、また、中期目標期間中の目標数に照らせば、令和3事業年度を含む過去4カ年の合計としては十分な水準に達している。 令和3事業年度における特筆すべき点として、まず、資産の運用については、令和3年10月1日からの予定運用利回りの引下げを踏まえて、基本ポートフォリオ等の見直しを進め、リスク管理やスタイル分散を是正する観点から、委託運用部分について中退共等との合同運用に移行することを決定し、令和4年4月1日から合同運用に移行した。現在の建退共の資産運用の体制の中で適切な対応であったと考えており、これにより資産運用について改善を図ることができたものである。委託運用部分の収益率については、給付経理では全資産を上回り、特別給付経理では外国債券がベンチマークを下回ったが、複合ベンチマークを上回る水準を確保した。また、資産運用委員会では、8回に及ぶ審議を受けた。 基本ポートフォリオについて、令和3年10月から予定運用利回りが3%から1.3%への引き下げられること、並びに令和4年4月から中退共等と		

						<p>の委託運用部分の合同運用の開始を踏まえ、「資産運用委員会」の審議を受け、基本ポートフォリオの見直しを行った。</p> <p>ウクライナ問題発生時には、自家運用において流動性の確保状況を、委託運用ではロシア関連資産の保有状況を確認するなど、非常時にも迅速な対応を行っている。</p> <p>確実な退職金の支給に関しては、長期未更新者数の縮減は、建設業における雇用実態を踏まえると困難の高い目標であったが、ターゲットを特定した対策として、高齢者を対象とした請求勧奨をするとともに住所情報を把握していない被共済者（約21万4千人）について、事業所（約5万所）への住所情報の提供を依頼した。また、加入者全体を対象として、新聞・TVなどマスメディアを活用した集中的な広報、制度改正・電子申請方式に関する全契約者への通知や説明会を開催し、更新手続等の要請を行うとともに、長期未更新防止を目的として掛金納付状況を定期的に被共済者本人へ通知した。これらの対策を精力的に実施した結果、令和2年度末370,498人に対し、令和3年度末364,418人と△6,080人の減少となった。増加の趨勢にあった長期未更新者数であるが、令和2事業年度に引き続き、令和3事業年度はさらに大きく減少させることができた。</p> <p>サービスの向上に関しては、就労実績報告作成ツールの開発・公開が令和3事業年度における取組として大きなものである。建退共制度における</p>
--	--	--	--	--	--	---



<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p>	<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p>	<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p>	<p>&lt;定量的指標&gt;</p> <p>・委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率</p> <p>(複合市場平均収益率)を確保すること。</p>	<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p>	<p>○令和3年度の資産運用は、年度前半は、世界的な景気回復期待等から、外国株式を中心に堅調な推移となった。しかし年明け以降、インフレ抑制のため米国の利上げペースが加速することへの警戒や、ロシアによるウクライナ侵攻を受け、世界景気に不透明感が強まったこと等から内外株式が下落したが、委託運用部分は、給付経理・特別給付経理ともに複合ベンチマーク収益率を上回った。</p>	<p>新たな掛金納付方法である電子申請方式については、令和3年3月から本格的な導入を開始したが、本ツールは電子申請方式の利用者のみならず従来の証紙貼付方式における書類作成にも利用でき、元請・下請間の就労報告の円滑化にも資するものとなっており、共済契約者に広く利用されている(令和3年度末時点ダウンロード件数 38,509件)。また、電子申請方式の普及に向けて、利用者からの意見をもとに改良を続けており、令和3年10月には掛金日額の改正に伴うシステム改修を行うと同時に、共済手帳申込等の手続についてオンライン申請が可能となるシステム改修を実施した。あわせて、コールセンターの設置や、操作マニュアル及び解説動画の作成・ホームページ掲載、説明会の開催、パンフレット・ポスター等による周知などにも取り組んだ。政府全体としてデジタル化・オンライン化が進められている中で、電子申請方式の普及は建退共における最重要の課題と考えており、こうした取組により、その推進を行うことができた。</p> <p>以上を総合的に勘案してA評価とする。</p>	<p>・委託運用部分について、給付経理・特別給付経理ともに複合ベンチマーク収益率を上回った。</p>
-----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	--	-----------------------------------	--	--	--

勘案の上、中期的に建退共事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保することを目標とすること。

勘案の上、中期的に建設業退職金共済（以下「建退共」という。）事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保する。委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）（※）を確保する。  
※ 2022（令和4）年度以降は、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）とする。

勘案の上、中期的に建設業退職金共済（以下「建退共」という。）事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保する。委託運用部分について、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）を確保する。

<その他の指標>  
>  
なし

<評価の視点>  
・運用受託機関による運用状況を適時適切に点検しているか。

・ベンチマーク収益率が確保出来ていない場合、原因を分析し、必要な対応策を講じているか。

・資産運用は、資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、実施されているか。

・資産運用委員会による資産運用の状況その他

○資産運用の実績は  
資産残高 給付経理 1,037,948百万円、特別給付経理 30,903百万円  
運用収入 給付経理 10,690百万円（運用費用控除後）、  
特別給付経理 293百万円（運用費用控除後）  
決算利回り 給付経理1.03%、特別給付経理0.94%である。

○委託運用部分について、各資産収益率のベンチマーク対比は、以下のとおりであり、給付経理、特別給付経理ともに複合ベンチマークを上回った。

令和3年度末（通期）

令和3年度通期	給付経理			特別給付経理		
	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率
国内債券	△1.10%	△1.22%	0.12%	△1.08%	△1.22%	0.14%
国内株式	4.57%	1.99%	2.59%	3.53%	1.99%	1.54%
外国債券	2.35%	1.88%	0.47%	1.62%	1.88%	△0.26%
外国株式	24.09%	22.95%	1.13%	23.24%	22.95%	0.29%
合計	2.41%	1.38%	1.03%	1.91%	0.83%	1.08%

（参考1）給付経理

令和3年度末（通期）（手数料率を考慮した場合）

令和3年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	手数料率	手数料控除後収益率
国内債券	△1.10%	△1.22%	0.12%	0.20%	△1.30%
国内株式	4.57%	1.99%	2.59%	0.30%	4.27%
外国債券	2.35%	1.88%	0.47%	0.25%	2.10%
外国株式	24.09%	22.95%	1.13%	0.24%	23.85%
合計	2.41%	1.38%	1.03%	0.23%	2.18%

特別給付経理

令和3年度末（通期）（手数料率を考慮した場合）

令和3年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	手数料率	手数料控除後収益率
国内債券	△1.08%	△1.22%	0.14%	0.20%	△1.28%
国内株式	3.53%	1.99%	1.54%	0.30%	3.23%
外国債券	1.62%	1.88%	△0.26%	0.25%	1.37%
外国株式	23.24%	22.95%	0.29%	0.36%	22.88%
合計	1.91%	0.83%	1.08%	0.23%	1.68%

（参考2）

<評価>	給付経理					特別給付経理				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
<評価>	<B>	<B>	<B>	<B>	<A>	<B>	<B>	<B>	<B>	<A>

<評価の視点に対する措置>

・運用受託機関の運用状況については毎月報告を受け点検を行っている  
他、定期的に運用受託機関担当者とのミーティングを行い、運用状況のみならず今後の市場見通しに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行っている。また、運用受託機関には「資産運用の基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為があった場合には、直ちに報告を行い、指示に従うことを義務付けている。

令和3年度は、「資産運用の基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為は発生していない。

・運用実績がベンチマークを下回った運用委託先に対し、原因の報告及びリスク管理体制等に関するヒアリングを行い、その内容について確認を行っている。

・資産運用が、資産運用の目標ないし「資産運用の基本方針」に相反しないように、「資産運用委員会」に四半期ごとの業務上の余裕金の運用状況や基本ポートフォリオの定例検証結果等を報告し、適切との評価を得た。

・資産運用に関する重要事項は随時「資産運用委員会」に諮り、審議を経

<p>② 健全な資産運用等</p> <p>資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施すること。</p> <p>また、資産運用の健全性を確保するため、資</p>	<p>② 健全な資産運用等</p> <p>資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施する。</p> <p>また、資産運用の健全性を確保するため、資</p>	<p>② 健全な資産運用等</p> <p>イ 資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施する。</p> <p>i) 資産運用企画会議の開催</p>	<p>の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させたか。</p> <p>・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握したか。</p>	<table border="1" data-bbox="1065 92 2053 268"> <tr> <td>国内債券</td> <td>0.24%</td> <td>0.15%</td> <td>0.18%</td> <td>0.24%</td> <td>0.12%</td> <td>0.37%</td> <td>0.33%</td> <td>0.21%</td> <td>0.35%</td> <td>0.14%</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>2.05%</td> <td>△1.80%</td> <td>0.24%</td> <td>3.11%</td> <td>2.59%</td> <td>11.13%</td> <td>△7.81%</td> <td>△0.35%</td> <td>9.17%</td> <td>1.54%</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>0.53%</td> <td>0.26%</td> <td>0.29%</td> <td>0.89%</td> <td>0.47%</td> <td>△0.19%</td> <td>0.02%</td> <td>0.37%</td> <td>△0.02%</td> <td>△0.26%</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>0.40%</td> <td>△0.56%</td> <td>△0.26%</td> <td>△1.23%</td> <td>1.13%</td> <td>2.56%</td> <td>△0.54%</td> <td>△3.41%</td> <td>1.04%</td> <td>0.29%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>0.63%</td> <td>△0.50%</td> <td>△0.06%</td> <td>1.12%</td> <td>1.03%</td> <td>1.78%</td> <td>△0.97%</td> <td>△0.02%</td> <td>1.21%</td> <td>1.08%</td> </tr> </table> <p>※合計は各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した個別資産効果の合計値である。</p> <p>i) 基本ポートフォリオの見直し</p> <p>令和3年10月から3%から1.3%へ引き下げられた予定運用利回りを前提に、資産運用で必要な利回りを算出。この必要な利回りを最低限のリスクで満たす基本ポートフォリオについて「資産運用委員会」で審議した結果、給付経理及び特別給付経理の委託運用部分について、令和4年4月から中退共、清退共、林退共との合同運用を開始することが了承された。これを受け、令和3年12月に運営委員会・評議員会の承認を得て正式に決定され、合同運用を前提に必要な利回りを確保する基本ポートフォリオへの見直しを行った。</p> <p>ii) 建退共単独での運用受託機関（マネジャー・ストラクチャー）の構成、募集・評価方法等の見直しは、体制面での制約等から適時に実施出来ないため、包括信託部分については、合同運用に移行する方針を決定した。その結果、建退共単独での検討は行わず、中退共で実施した見直しによるリスク分散体制に従うことになった。建退共包括信託を合同運用へ移行する際に、移行コストの低減等を目的に、トランジション・マネジャーの採用を決め、公募のうえ新規に採用した。</p> <p>② 健全な資産運用等</p> <p>イ 「資産運用委員会」に四半期の業務上の余裕金の運用状況を報告し、審議を受けた（6/14、9/7、11/25、3/7）。また、令和4年4月から中退共、清退共、林退共との合同運用を開始することが決定されたことに伴い、基本ポートフォリオ及び資産運用の基本方針の見直しを行った。</p> <p>（添付資料① 令和3年度資産運用に関する評価報告書）</p> <p>i) 「資産運用企画会議」の開催 「資産運用企画会議」を適切に開催し、資産運用に関する認識・問題意識の共有</p>	国内債券	0.24%	0.15%	0.18%	0.24%	0.12%	0.37%	0.33%	0.21%	0.35%	0.14%	国内株式	2.05%	△1.80%	0.24%	3.11%	2.59%	11.13%	△7.81%	△0.35%	9.17%	1.54%	外国債券	0.53%	0.26%	0.29%	0.89%	0.47%	△0.19%	0.02%	0.37%	△0.02%	△0.26%	外国株式	0.40%	△0.56%	△0.26%	△1.23%	1.13%	2.56%	△0.54%	△3.41%	1.04%	0.29%	合計	0.63%	△0.50%	△0.06%	1.12%	1.03%	1.78%	△0.97%	△0.02%	1.21%	1.08%	<p>て、了承を得てから実施している。基本ポートフォリオについて、令和3年度10月から予定運用利回りが3%から1.3%への引き下げられること、並びに令和4年4月から中退共等との委託運用部分の合同運用の開始を踏まえ、「資産運用委員会」の審議を受け、基本ポートフォリオの見直しを行った。</p> <p>・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握し、その結果に基づき、自家運用に掛かる月々の資産運用計画を組成しているほか、委託運用部分の基本方針への適合性の点検等を実施している。</p> <p>また、厚生労働省に主に以下の資料を提供した。</p> <p>・資産運用企画会議（建退共・清退共・林退共合同部会） 資料（運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等）</p>	
国内債券	0.24%	0.15%	0.18%	0.24%	0.12%	0.37%	0.33%	0.21%	0.35%	0.14%																																																			
国内株式	2.05%	△1.80%	0.24%	3.11%	2.59%	11.13%	△7.81%	△0.35%	9.17%	1.54%																																																			
外国債券	0.53%	0.26%	0.29%	0.89%	0.47%	△0.19%	0.02%	0.37%	△0.02%	△0.26%																																																			
外国株式	0.40%	△0.56%	△0.26%	△1.23%	1.13%	2.56%	△0.54%	△3.41%	1.04%	0.29%																																																			
合計	0.63%	△0.50%	△0.06%	1.12%	1.03%	1.78%	△0.97%	△0.02%	1.21%	1.08%																																																			

<p>産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させること。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。</p> <p><b>【指標】</b> 委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）（※）を確保すること。</p> <p><b>【目標設定等の考え方】</b> 基本ポートフォリオについて、建退共事業の運営に必要な利回りを中期的に確保し得るものとした上で、委託運用部分について、複合ベンチマーク収益率（※）を確保することで、中期的に必要な利回りを確保することとする。 ※ 2022（令和4）年度以降は、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）とする。</p> <p><b>【重要度 高】</b></p>	<p>産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させる。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握する。</p> <p><b>【重要度高】</b></p>	<p>資産運用企画会議を適切に開催し、資産運用に関する認識・問題意識の共有と方針の徹底を図る。</p> <p>ロ 外部の専門家で構成する「資産運用委員会」に対し、資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視のための適切な判断材料を適時適切に提供する。</p> <p>また、令和2年度資産運用結果の内容について、透明性向上の観点から、対外公表内容の改善を図る。</p> <p>i) 「資産運用委員会」への報告 四半期の業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び令和2年度資産運用結果を「資産運用委員会」に報告する。</p>		<p>と方針の徹底を図った。その主な審議・報告内容は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産運用状況</li> <li>・運用計画</li> <li>・運用資産残高及び評価損益状況</li> <li>・有価証券信託の運用状況</li> <li>・包括信託の運用結果報告</li> <li>・新企業年金保険（一般勘定）委託生命保険会社の令和2年度決算について</li> <li>・新企業年金保険（一般勘定）委託生命保険会社の令和3年度上半期決算について</li> <li>・有価証券信託の令和3年度上半期決算について</li> <li>・令和2年度株主議決権行使状況の概要</li> </ul> <p>※「資産運用企画会議合同部会（中建清林）」開催状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産運用の基本方針の改正について</li> <li>・令和2年度資産運用状況の機構ホームページ掲載について</li> <li>・ウクライナ問題に関わる金融変動への対応について</li> </ul> <p>ロ 基本ポートフォリオ見直し、令和2年度資産運用に関する評価報告書、行動規範に関して、「資産運用委員会」に資料を提供して審議を受けた。その過程で、公表資料の内容等についても助言を頂き、図表の形式や数値について見易さ等の観点から修正を行った。</p> <p>i) - 1. 「資産運用委員会」への報告 四半期の業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び令和2年度資産運用結果を「資産運用委員会」に報告した。その主な審議・報告内容は次のとおりである。 なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から通常開催が難しい状況下、メール開催やWEB会議など開催方式を工夫して開催した。</p> <p>第1回（4/19）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産運用委員会議事録の確認</li> <li>・委員会宿題の棚卸し</li> <li>・建退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について</li> <li>・中退共のマネジャー・ストラクチャー見直し及びその後の管理方法について</li> <li>・中退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について</li> </ul> <p>第2回（5/24）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について</li> <li>・資産運用委員会議事録の確認</li> <li>・令和2年度資産運用に関する評価報告書（案）について</li> <li>・行動規範について</li> <li>・パッシブファンドのマネストについて</li> </ul>		
--	--	---	--	--	--	--

<p>共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから、重要度を高とする。</p>		<p>ii) 情報公開 業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び令和2年度資産運用結果をホームページに公表する。</p> <p>iii) 厚生労働省への情報提供 予定運用利回</p>		<p>第3回(6/14)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構の到達目標について</li> <li>・付加退職金について</li> <li>・中退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について</li> <li>・建退共の手帳更新期間について</li> <li>・資産運用委員会議事録の確認</li> <li>・令和2年度資産運用に関する評価報告書(案)</li> <li>・令和2年4月から令和3年3月の運用実績報告(6経理)</li> <li>・受託機関の評価基準について</li> </ul> <p>第4回(7/27)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産運用委員会の運営方針について</li> <li>・付加退職金について</li> <li>・中退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について</li> <li>・運営委員会・評議員会報告</li> <li>・資産運用委員会議事録の確認</li> <li>・令和2年度運用受託機関評価結果</li> <li>・建退共の手帳更新期間について</li> </ul> <p>第5回(8/10)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について</li> </ul> <p>第6回(9/7)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中退共資産に係る乖離許容幅・リバランスルールについて</li> <li>・対外公表資料「中退共資産に係る基本ポートフォリオ見直しについて(令和3年度)」について</li> <li>・合同運用中の清退共・林退共の基本ポートフォリオ変更(案)について</li> <li>・合同運用参加予定の建退共の基本ポートフォリオ変更(案)について</li> <li>・「資産運用の基本方針」の改正について(基本ポートフォリオの改定)</li> <li>・資産運用委員会議事録の確認</li> <li>・退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況について(6経理)</li> </ul> <p>第7回(10/25 メール開催)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「資産運用の基本方針」の改正について(外国債券ベンチマーク名称変更)</li> </ul> <p>第8回(1/24)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「資産運用の基本方針」の改正について(建退共の合同運用参加、パッシブ運用マネジャー・ストラクチャー見直し等)</li> </ul> <p>i) - 2. 令和2年度の運用に関する評価報告書において、「基本方針に則して行われており、年度計画で掲げた目標に沿って質的な向上が図られてきている」との評価を受けた(5/24、6/14)。同評価報告書は、独立行政法人評価に関する有識者会議の参考資料として、厚生労働省に提出された。</p> <p>ii) 情報公開 業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況をホームページに公表した。その主な対外公表内容は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産運用委員会議事要旨(令和2年度第8回~10回及び令和3年度第1~8回)</li> <li>・運用実績及び運用資産の構成状況(令和2年度3月末及び令和3年度6月末、9月末、12月末)</li> <li>・令和2年度資産運用残高及び利回り状況等</li> </ul> <p>iii) 厚生労働省への情報提供 厚生労働省へ毎月提供した主な資料は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産運用企画会議(建退共・清退共・林退共同部会)資料(運用計画・運用資</li> </ul>		
--	--	--	--	---	--	--

<p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</p> <p>① 長期未更新者数の縮減等のための取組</p> <p>過去3年以上手帳の更新を行っていない被共済者（以下「長期未更新者」と</p>	<p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組等</p> <p>建退共事業における過去3年以上手帳更新を行っていない被共済者（以下「長期未更新者」という。）のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。</p> <p>① 長期未更新者数の縮減等のための取組</p> <p>イ 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、建退共制度に加入したこと</p>	<p>り等の検討に資するよう、資産運用結果その他の財務状況や、運用環境に関する情報を定期的に提供するほか、随時の説明や情報提供要請にも積極的に対応する。</p> <p>ハ 「資産運用委員会」の審議の結果を事後の資産運用に反映させる。</p> <p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組等</p> <p>建退共事業における過去3年以上手帳更新を行っていない被共済者（以下「長期未更新者」という。）のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。</p> <p>① 長期未更新者数の縮減等のための取組</p> <p>イ 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、建退共制度に加入したこと</p>	<p>&lt;定量的指標&gt;</p> <p>・毎年度1回以上、共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行うこと。</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>・新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、過去3年間手帳更新がない被共済者及び高齢の被共済者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請したか。</p>	<p>産残高・評価損益状況・運用結果報告等)</p> <p>ハ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本ポートフォリオ見直しについて審議を行い、基本ポートフォリオ変更（案）に審議の結果を反映させた。</li> <li>建退共単独での運用受託機関（マネジャー・ストラクチャー）の構成等の見直しについて審議の結果、包括信託部分について、合同運用に移行する方針が決定され、建退共単独での検討は行わず、移行コストの低減等を目的に、トランジション・マネジャーの採用を合わせて決定され、公募のうえ新規に採用した。</li> <li>資産運用の基本方針の改正案について、審議の結果を反映した。</li> </ul> <p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組等</p> <p>建退共事業における過去3年以上手帳更新を行っていない被共済者（以下「長期未更新者」という。）のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。</p> <table border="1" data-bbox="1092 1171 1706 1409"> <tr> <td>長期未更新者数</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・前中期目標期間終了時</td> <td>369,592人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成30年度末</td> <td>371,025人</td> <td>(1,433人)</td> </tr> <tr> <td>令和元年度末</td> <td>373,568人</td> <td>(2,543人)</td> </tr> <tr> <td>令和2年度末</td> <td>370,498人</td> <td>(△3,070人)</td> </tr> <tr> <td>令和3年度末</td> <td>364,418人</td> <td>(△6,080人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(対前年度比)</td> </tr> </table> <p>① 長期未更新者数の縮減等のための取組</p> <p>イ 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、建退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録した。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通知件数 107,403件</li> </ul>	長期未更新者数			・前中期目標期間終了時	369,592人		平成30年度末	371,025人	(1,433人)	令和元年度末	373,568人	(2,543人)	令和2年度末	370,498人	(△3,070人)	令和3年度末	364,418人	(△6,080人)			(対前年度比)	<p>・専門誌、広報誌等に掲載し、共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行った。</p> <p>&lt;評価の視点に対する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、過去3年間手帳更新がない被共済者及び高齢の被共済者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請した。</li> </ul>	
長期未更新者数																											
・前中期目標期間終了時	369,592人																										
平成30年度末	371,025人	(1,433人)																									
令和元年度末	373,568人	(2,543人)																									
令和2年度末	370,498人	(△3,070人)																									
令和3年度末	364,418人	(△6,080人)																									
		(対前年度比)																									

<p>いう。)数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、過去3年間手帳更新がない被共済者及び高齢の被共済者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。</p> <p>被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。</p> <p><b>【指標】</b>  長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点で、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。</p> <p>中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。</p> <p><b>【目標設定等の考え方】</b>  共済手帳の更新要請等を行うことで、長期未更新者数を減少させることを指標として設定す</p>	<p>を本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底する。</p> <p>ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所の把握を徹底し、システムに登録する。</p> <p>ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>ニ 被共済者の年齢構成を把握・分析し、長期未更新者のうち75歳に達した者で、かつ住所が把握できている被共済者に対し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取る</p>	<p>を本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底する。</p> <p>ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所の把握を徹底し、システムに登録する。  また、住所情報を把握していない被共済者について、最終更新契約者に対し住所情報提供を依頼する。</p> <p>ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>ニ 被共済者の年齢構成を把握・分析し、長期未更新者のうち75歳に達した者で、かつ住所が把握できている被共済者に対し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取る</p>	<p>・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止したか。</p> <p>・重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を実施しているか。</p> <p>・ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行ったか。</p> <p>・就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない全ての共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請したか。</p>	<p>ロ 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握するため、共済手帳更新申請書の住所欄情報をデータベース化した。</p> <p>・更新件数 677,141件</p> <p>また、住所情報を把握していない被共済者について、最終更新契約者に対し住所情報提供を依頼した。</p> <p>・12,252事業所(7/16)</p> <p>・住所判明者 8,758人(内長期未更新者3,444人)</p> <p>ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続を取るよう要請した。</p> <p>長期未更新者調査(平成29年度に手帳更新がされた者のうち、令和2年度末に至るまで手帳更新がされていない者を対象)を実施し、調査対象被共済者23,280人のうち、更新申請書による住所補完等により住所判明した者15,494人(納付実績12月以上)に対し、退職金請求手続の要請等を行った(1/28)。</p> <table border="0"> <tr><td>・手帳更新した者</td><td>5,048人</td></tr> <tr><td>・退職金請求した者</td><td>3,056人</td></tr> <tr><td>・就労中と確認できた者</td><td>3,915人</td></tr> <tr><td>・住所不明の者</td><td>131人</td></tr> <tr><td>・動きのない者</td><td>11,130人</td></tr> </table> <p>ニ 被共済者の年齢構成を把握・分析し、退職金の請求資格があり、3年以上未更新で75歳に達した者(4,680人)のうち、更新申請書による住所補完等により住所が判明した者(241人)に対する退職金請求手続の要請等を行った(10/29)。</p> <table border="0"> <tr><td>・手帳更新した者</td><td>18人</td></tr> <tr><td>・退職金請求した者</td><td>63人</td></tr> <tr><td>・住所不明の者</td><td>4,409人</td></tr> <tr><td>・動きのない者</td><td>190人</td></tr> </table> <p>また、退職金の請求資格があり、70歳と74歳に達した者のうち、更新申請書による住所補完等により住所が判明した者(16,129人)に対し掛金納付状況等の通知を行った(11/30)。</p>	・手帳更新した者	5,048人	・退職金請求した者	3,056人	・就労中と確認できた者	3,915人	・住所不明の者	131人	・動きのない者	11,130人	・手帳更新した者	18人	・退職金請求した者	63人	・住所不明の者	4,409人	・動きのない者	190人	<p>・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止した。</p> <p>・重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を実施した。</p> <p>・ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。</p> <p>・就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない全ての共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置を取るよう要請した。</p> <p>&lt;業務運営上の課題及び改善方策&gt;  中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時の数から減少させるため、引き続き周知広報の方法を工夫するなど未請求者に対する請求手続の要請を行う必要がある。</p> <p>&lt;令和2年度の業務実績の評価結果の反映状況&gt;  ・ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行うとともに、過去3年間手帳更新がない被共済者及び高齢の被共済者に対する</p>	
・手帳更新した者	5,048人																							
・退職金請求した者	3,056人																							
・就労中と確認できた者	3,915人																							
・住所不明の者	131人																							
・動きのない者	11,130人																							
・手帳更新した者	18人																							
・退職金請求した者	63人																							
・住所不明の者	4,409人																							
・動きのない者	190人																							

<p>ることとする。  ※過去3年以上手帳の更新を行っておらず掛金納付月数24月以上の被共済者推移  2014（平成26）年度末 366,821人、2015（平成27）年度末 367,180人、2016（平成28）年度末 368,088人、2017（平成29）年12月末 369,299人</p> <p><b>【難易度 高】</b>  建設業における期間労働者については、建設工事全体の中の特定の専門工事に従事するため現場を転々と移動する場合も多く、雇用の流動性が高いこと、重層下請構造により雇用関係が複雑であること等から建設事業者による雇用管理の取組が容易でない実態があること等から、長期にわたり、労働者の住所及び勤務先を把握し続けることが難しいため。</p>	<p>よう要請する。  70歳に達した者に対しては、掛金納付状況等の通知を行う。</p> <p>ホ ハの要請から2年経過した時点で、共済手帳の更新、業界引退者への退職金の請求等の手続を取るよう要請する。また、ニの75歳に達した者に対する要請から5年を経過した時点で、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金の請求等の手続を取るよう要請するためのシステムを開発する。</p> <p>へ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複の有無を確認する。確認の結果、重複があるときは、これを解消するとともに、追加支給を行い、退職金の支給漏れを防止する。</p> <p>ト 事業主団体</p>	<p>よう要請する。  70歳に達した者に対しては、掛金納付状況等の通知を行う。</p> <p>さらに、生年月日未設定の者等に対し、手帳更新時に個別の点検を実施するとともに未設定者については画像情報と照合し情報を補正する。</p> <p>ホ ハの要請（平成31（令和元）事業年度実施）から2年経過後も共済手帳の更新がなく、住所が把握できている被共済者に対し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金の請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>へ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複の有無を確認する。確認の結果、重複があるときは、これを解消するとともに、追加支給を行い、退職金の支給漏れを防止する。</p> <p>ト 事業主団体</p>		<p>さらに、生年月日未設定の者等に対し、手帳更新時に個別の点検を実施するとともに未設定者については画像情報と照合し情報を補正した。</p> <p>ホ 令和元年度の長期未更新者調査対象者のうち、さらに2年間共済手帳の更新等がされていない者（12,269人）のうち、更新申請書による住所補完等により住所判明した者12,172人（納付実績12月以上）に対し退職金請求手続の要請等を行った（9/13）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手帳更新した者 1,247人</li> <li>・退職金請求した者 1,156人</li> <li>・住所不明の者 81人</li> <li>・動きのない者 9,785人</li> </ul> <p>へ 新規加入者及び退職者に対する重複チェックを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規加入者に対する重複チェック  令和3年度新規加入者 107,403人  うち重複加入者 2,133人</li> <li>・退職者に対する重複チェック  令和3年度退職者 62,312人  うち追加支給者 439人  支給額 92,971千円</li> </ul> <p>ト 事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請</p>	<p>現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請するなど、引き続き長期未更新者数減少のためのきめ細やかな対策を実施した。</p>	
---	--	--	--	---	---	--



<p>の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。</p> <p>チ 新聞、ホームページその他の幅広い広報媒体を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。</p> <p>リ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。 <b>【難易度高】</b></p> <p>② 共済証紙の適正な貼付に向けた取組</p> <p>過去2年間手帳の更新をしていない共済契約者への手帳更新等の要請、被共済者の就労日数に応じた共済証紙の確実な貼付の周知及び受払簿の厳格な審査等により、共済証紙の適正な貼付のための取組を促進するこ</p>	<p>の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。</p> <p>チ 新聞、ホームページその他の幅広い広報媒体を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。</p> <p>リ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。</p> <p>② 共済証紙の適正な貼付に向けた取組</p> <p>イ 就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない全ての共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置を取るよう要請する。</p>	<p>の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。</p> <p>チ 新聞、ホームページその他の幅広い広報媒体を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。</p> <p>リ マスメディア等を活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請するため、以下の取組を行った。</p> <p>・事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかけた。</p> <p>・広報誌掲載 78 件（再掲）</p> <p>・新聞、ホームページその他の幅広い広報媒体を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った（再掲）。</p> <p>・その他、広く労働者に対し、全国紙・地方紙等の新聞、地上波TV、BS TV、CS TV、ラジオなどマスメディアを活用した退職金請求に関する広報を実施し、フリーダイヤルにて退職金の有無に関する調査依頼を受け付けた。その結果フリーダイヤルの問い合わせ件数は4,627件であり、うち登録件数は3,219件である。退職金請求権（納付実績12月以上）がある486件（追給を含む）のうち退職金請求受付件数は218件、うち長期未更新対象者は97件、それ以外は121件だった。</p> <p>② 共済証紙の適正な貼付に向けた取組</p> <p>イ 履行促進要請（点検・措置）</p> <p>過去2年間共済手帳の更新の手続のない共済契約者（15,205 事業所）に対し、手帳更新等を要請するとともに履行状況調査を実施した。</p> <p>・履行が確認できた契約者 (5,610 事業所)</p> <p>・契約を解除した契約者 (1,875 事業所)</p> <p>・履行の意思があると回答した契約者 (6,167 事業所)</p> <p>・住所不明等 (1,553 事業所)</p> <p>再要請（次々年度調査）</p> <p>令和元年度調査において、履行の意思があると回答した契約者(5,195 事業所)のうち、さらに2年間履行の無い共済契約者(2,926 事業所)を対象に調査を実施し、再度、適切な措置をとるよう要請した。また、適正な貼付が行われていない契約者に対しては解除手続を行った。</p>	<p>求に関する問い合わせ等と呼びかけた。</p> <p>・広報誌掲載 78 件</p> <p>チ 新聞、ホームページその他の幅広い広報媒体を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。</p>								
--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

<p>と。</p> <p><b>【指標】</b> ・毎年度1回以上、共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行うこと。</p> <p><b>[目標設定等の考え方]</b> 一定期間以上、手帳が更新されていない場合、手帳への共済証紙の貼付が適正に行われていない可能性があることから、過去2年間手帳を更新していない共済契約者に対して、手帳の更新の要請を行うこととする。 就労日数に応じた共済証紙の確実な貼付のため、共済契約者に対して、毎年度1回以上、周知を図ることを指標として設定することとする。</p> <p><b>(3) 加入促進対策の効果的実施</b></p> <p>建設業に係る技能労働者数等の推移予測、景気要因等による労働需給予測により、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により中期計画に定める効率的かつ</p>	<p>ロ 毎年度1回以上、専門誌、広報誌等を通じて共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行う。</p> <p>ハ 加入・履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して周知を徹底する。</p> <p><b>(3) 加入促進対策の効果的実施</b></p> <p><b>① 加入促進対策の実施</b></p> <p>建設業に係る技能労働者数等の推移予測、景気要因等による労働需給予測により、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体等</p>	<p>ロ 専門誌、広報誌等を通じて共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行う。</p> <p>ハ 加入・履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して周知を徹底する。</p> <p><b>(3) 加入促進対策の効果的実施</b></p> <p><b>① 加入促進対策の実施</b></p> <p>建設業に係る技能労働者数等の推移予測、景気要因等による労働需給予測により、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体等</p>	<p>&lt;定量的指標&gt; ・令和3年度における新たに加入する被共済者数の目標を、10万8,000人以上とする。</p> <p>&lt;その他の指標&gt; なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p>	<p>・履行確認ができた契約者 (1,099 事業所) ・契約解除契約者 (1,827 事業所)</p> <p>ロ 専門誌、広報誌等に掲載し、共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行った。 ・広報誌掲載 78 件(再掲)</p> <p>・全契約者へ制度改正に関する通知 4月 ハガキ発送 174,201件 7月 文書・チラシ発送 168,130件 9月 事務処理の手引き発送 168,642件</p> <p>ハ 加入・履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して周知を徹底した。 ・加入・履行証明発行枚数 92,984件 ・全契約者へ厳格化に関する周知 (7/1 文書により発送) 168,130件</p> <p><b>(3) 加入促進対策の効果的実施</b></p> <p><b>① 加入促進対策の実施</b></p> <p>建設業に係る技能労働者数等の推移予測、景気要因等による労働需給予測により、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により効率的かつ効果的に以下の対策を講じた。 建退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行った。</p>	<p>・令和3年度の加入目標 108,000人に対し、加入実績 107,403人(年度目標達成率 99.4%)となった。</p> <p>&lt;評価の視点に対する措置&gt;</p>	
---	--	--	---	--	---	--

<p>効果的な加入促進対策を講ずること。</p> <p><b>【指標】</b>  中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を54万5,000人以上とすること。</p> <p><b>【目標設定等の考え方】</b>  前中期目標期間中の取組水準及び建設技能労働者の減少傾向を踏まえ、指標を設定することとする。  ※ 前中期目標期間中に新たに加入した被共済者数（2013（平成25）年度～2017（平成29）年度12月末現在）58万465人  ※ 建設技能労働者数の推移（2006（平成18）～2016（平成28）年度の1年平均の技能労働者数の減少率）-1.3%</p>	<p>との連携強化により効率的かつ効果的に以下の対策を講ずる。  建退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。</p> <p><b>イ 広報資料等による周知広報活動</b></p> <p>i) 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を配布するとともに、ホームページやマスメディア等を活用した退職金共済制度の周知広報を実施する。</p> <p>ii) 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。</p>	<p>との連携強化により効率的かつ効果的に以下の対策を講ずる。  建退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。</p> <p><b>イ 広報資料等による周知広報活動</b></p> <p>i) 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を作成し、本部・支部に備え付けて配布するとともに、ホームページやマスメディア等を活用して、制度内容、加入手続等の情報を提供し、退職金共済制度の周知広報を実施する。  また、制度紹介用動画をホームページ及びYouTube上で配信する。</p> <p>ii) 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。  また、関係官公庁及び関係事</p>	<p>・建設業に係る技能労働者数等の推移予測、景気要因等による労働需給予測により、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講じたか。</p>	<p><b>イ 広報資料等による周知広報活動</b></p> <p>i) 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を作成し、本部・支部、相談コーナーに備え付けて配布することにより、退職金共済制度の周知広報をするとともに、ホームページにおいて、制度内容、加入手続等の情報を提供し、退職金共済制度の周知広報をした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建退共制度のあらまし 143,031 部</li> <li>・建設事業主のみなさま 24,918 部</li> <li>・労働者用チラシ 20,003 部</li> <li>・学生用チラシ 1,186 部</li> <li>・ポスター 29,523 部</li> </ul> <p>また、引き続き制度紹介用動画をホームページ及びYouTube上で配信した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・YouTubeアクセス件数 70,536 件</li> <li>・うち制度説明用動画 23,442 件</li> <li>・うち就労実績報告作成件数 22,311 件</li> <li>・うち電子申請方式導入関係動画 24,783 件</li> </ul> <p>ii) 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報資料の窓口備え付け依頼 3,049 箇所  (内 備え付け 231 団体) (3/31)</li> <li>・広報記事の掲載依頼 1,789箇所  (内 記事の掲載 219 箇所) (3/31)</li> </ul> <p>・職業能力開発促進センター等（47箇所）訓練センター等（17箇所）に対し、退職金制度の周知のためパンフレットの窓口設置を依頼した（6/1）。</p>	<p>・効率的かつ効果的な加入促進対策を講じるため、未加入事業所に対して、経営事項審査データを活用して対象事業所を抽出し、ダイレクトメールによる加入勧奨を実施した。</p> <p>・関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行った。さらに、建退共各都道府県支部協力のもと、電子申請方式及び制度改正等に向けた説明会を全国規模で開催し、9都道府県29会場（49回・出席事業所2,975所）で説明を行った。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	<p>iii) 工事発注者の協力を得つつ、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行う。</p> <p>ロ 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>i) 機構が委嘱した相談員により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。</p> <p>ii) 関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得つつ、未加入事業主に対する加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、新たに雇用した者の加入手続を必ず行うよう要請する。</p> <p>ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等</p>	<p>業主団体等に対して、制度紹介用動画を配布する。</p> <p>iii) 工事発注者の協力を得つつ、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行う。</p> <p>ロ 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>i) 機構が委嘱した相談員により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。</p> <p>ii) 関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得つつ、未加入事業主に対する加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、新たに雇用した者の加入手続を必ず行うよう要請する。</p> <p>ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等</p>		<p>iii) 工事発注者の協力を得つつ、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行った。</p> <p>・要請依頼 (8/27) 1,741団体</p> <p>ロ 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>i) 相談員により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行った。 (相談対応件数: 11,718件) 大手企業への訪問: 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から見合わせた。</p> <p>ii)</p> <p>・元請事業所に対し下請事業所が集う安全大会等でパンフレットを配布するよう文書にて協力要請した。 (令和3年度計)</p> <table border="0"> <tr> <td>・文書送付</td> <td>292社</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>「建退共制度のあらまし」</td> <td>19社</td> <td>2,053</td> <td>部配布</td> </tr> <tr> <td>「事業主のみなさま」</td> <td>18社</td> <td>1,697</td> <td>部配布</td> </tr> <tr> <td>「電子申請方式関係」</td> <td>20社</td> <td>2,223</td> <td>部配布</td> </tr> <tr> <td>「建退共ポスター (B2)」</td> <td>14社</td> <td>588</td> <td>部配布</td> </tr> <tr> <td>「建退共ポスター (B3)」</td> <td>21社</td> <td>1,115</td> <td>部配布</td> </tr> <tr> <td>PDF配布</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>「事業主のみなさま」</td> <td>17社</td> <td>3,408</td> <td>部配布</td> </tr> <tr> <td>「電子申請方式関係」</td> <td>17社</td> <td>4,508</td> <td>部配布</td> </tr> </table> <p>・効率的かつ効果的な加入促進対策を講じるため、未加入事業所に対して、経営事項審査データを活用して対象事業所を抽出し、ダイレクトメールによる加入勧奨を実施した。14,767事業所に加入勧奨文書とパンフレットを送付したうち573事業所の新規契約に繋がった (加入被共済者数 978人)。</p> <p>・各種手続に来訪された既加入事業主に対し、新たに雇用した者の加入手続を行うよう要請した。</p> <p>ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等</p>	・文書送付	292社			「建退共制度のあらまし」	19社	2,053	部配布	「事業主のみなさま」	18社	1,697	部配布	「電子申請方式関係」	20社	2,223	部配布	「建退共ポスター (B2)」	14社	588	部配布	「建退共ポスター (B3)」	21社	1,115	部配布	PDF配布				「事業主のみなさま」	17社	3,408	部配布	「電子申請方式関係」	17社	4,508	部配布		
・文書送付	292社																																									
「建退共制度のあらまし」	19社	2,053	部配布																																							
「事業主のみなさま」	18社	1,697	部配布																																							
「電子申請方式関係」	20社	2,223	部配布																																							
「建退共ポスター (B2)」	14社	588	部配布																																							
「建退共ポスター (B3)」	21社	1,115	部配布																																							
PDF配布																																										
「事業主のみなさま」	17社	3,408	部配布																																							
「電子申請方式関係」	17社	4,508	部配布																																							

	<p>関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。</p>	<p>関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。</p> <p>i) 地方公共団体が開催する建設業に係る公共事業の発注担当者会議において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨の要請を行う。</p> <p>ii) 厚生労働省及び都道府県労働局が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。</p> <p>iii) 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。</p> <p>iv) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。</p>		<p>関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行った。</p> <p>i) 地方公共団体が開催する建設業に係る公共事業の発注担当者会議において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨の要請を行った(3回)。</p> <p>ii) 厚生労働省及び都道府県労働局が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した(8回)。</p> <p>iii) 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した(77回)。</p> <p>iv) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請した(64回)。 さらに、建退共各都道府県支部協力のもと電子申請方式及び制度改正等に向けた説明会を全国規模で開催し、9都道府県29会場(49回・出席事業所2,975所)で説明を行った。</p> <p><b>ニ 集中的な加入促進対策の実施</b></p> <p>10月の加入促進強化月間の実施に向け、厚生労働省、国土交通省へ協力要請を行った。 ・厚生労働省(8/5)、国土交通省(9/1)</p>		
--	---	--	--	---	--	--

	<p>全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。</p>	<p>つ、月間中、次のような活動を行う。</p> <p>i) ポスター、パンフレット等の広報資料の作成、配布</p> <p>ii) 退職金共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する理事長表彰の実施</p> <p>iii) 全国的な周知広報活動等の集中的展開</p> <p>iv) 厚生労働省及び国土交通省の支援を得つつ、「建設業退職金共済制度加入促進等連絡会議」の開催</p> <p>v) 元請事業主に対し下請事業主の加入指導及び事務受託の推進の依頼。併せて、専門工事業団体の協力を得つつ、未加入事業所に対する加入勧奨の実施</p> <p>vi) 工事現場等で建退共事業への認識を高めるための労働者用チラシの備え付け・配布</p>		<p>i) ポスター、パンフレット等の広報資料の作成、配布</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポスター 26,426 部</li> <li>・制度のあらまし 27,765 部</li> <li>・建設事業主のみなさま 10,880 部</li> <li>・労働者用チラシ 10,767 部</li> <li>・制度の手引き 145 部</li> <li>パンフレット等合計 76,313 部</li> </ul> <p>ii) 退職金共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する理事長表彰を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・91事業所</li> </ul> <p>iii) 全国的な周知広報活動等を実施するため、厚生労働省への後援依頼や関係機関への協力依頼等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入促進強化月間実施要綱 11,078 部配布</li> <li>・厚生労働省宛後援名義使用許可願 (6/18)</li> <li>・国土交通省宛後援名義使用許可願 (7/14)</li> <li>・関係機関に対し、月間実施についての協力依頼文書を送付 (9/1)</li> <li>・職業訓練校・工業高等学校への制度周知依頼 (9/1)</li> </ul> <p>iv) 厚生労働省及び国土交通省出席のもと、「建設業退職金共済制度加入促進等連絡会議」を開催した。 開催日10/8 (関係団体 54団体中、25団体出席) 依頼事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会員企業への制度説明資料の配布</li> <li>・機関紙(誌)への記事広告の掲載</li> </ul> <p>v) 元請事業主に対し下請事業主の加入指導及び事務受託の推進の依頼。併せて、専門工事業団体の協力を得られるよう、制度普及促進協力依頼文書を送付した(6/4)。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、訪問による依頼は見合わせた。</p> <p>vi) 工事現場等で建退共事業への認識を高めるための労働者用チラシの周知依頼を行い、備え付け・配布を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門工事業団体等 10,767部(再掲)</li> </ul>		
--	------------------------------	--	--	--	--	--

	<p>ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施</p> <p>建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書徴収の要請を行う。</p> <p>② 加入促進対策の検証と見直し等</p> <p>加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。効果の検証結果を踏まえ、毎年度、加入促進対策の見直しを実施する。</p> <p>③ 加入目標数</p> <p>最近における加入状況、財務内容及び建設業における産業・</p>	<p>vii) 新聞等のマスメディアを活用した広報の実施</p> <p>ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施</p> <p>建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書等の徴収の要請を行う。</p> <p>② 加入促進対策の検証と見直し等</p> <p>加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。効果の検証結果を踏まえ、加入促進対策の見直しを実施する。</p> <p>③ 加入目標数</p> <p>令和3年度における新たに加入する被共済者数の目標を、10</p>		<p>vii) 新聞等のマスメディアを活用した広報の実施</p> <table border="0"> <tr> <td>・本部</td> <td>業界専門紙広告掲載</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>記事掲載</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>業界団体専門誌広告掲載</td> <td>18回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>記事掲載</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>・支部</td> <td>テレビ放送</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ラジオ放送</td> <td>80回</td> </tr> </table> <p>ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施</p> <p>建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書徴収の要請を行うための準備、要請を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・徴収状況調査依頼 (4/9)</li> <li>・都道府県・市区町村への制度の普及徹底・適正履行確保要請 (8/27) 1,741箇所</li> </ul> <p>② 加入促進対策の検証と見直し等</p> <p>加入促進対策委員会を四半期毎に開催し、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証を行った。</p> <p>第1回加入促進対策委員会 (7/14)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度の加入促進及び履行確保活動について</li> <li>・今後の建退共について</li> </ul> <p>第2回加入促進対策委員会 (9/15)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入促進強化月間(10月)に向けた活動方針</li> <li>・令和3年度加入促進対策の実施状況</li> </ul> <p>第3回加入促進対策委員会 (12/16)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度加入促進強化月間の実施状況について</li> <li>・令和3年度加入促進対策の実施状況について</li> </ul> <p>第4回加入促進対策委員会 (2/24)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度加入促進対策の実施状況について</li> <li>・「令和4年度加入促進及び履行確保実施要領」(案)について</li> </ul> <p>③ 加入目標数</p> <p>令和3年度の加入目標 108,000人に対し、加入実績 107,403人(年度目標達成率99.4%)となった。</p> <p>2021年の労働力調査(基本集計)の平均結果によると、建設業の就労者数は482万</p>	・本部	業界専門紙広告掲載	4回		記事掲載	4回		業界団体専門誌広告掲載	18回		記事掲載	1回	・支部	テレビ放送	4回		ラジオ放送	80回		
・本部	業界専門紙広告掲載	4回																						
	記事掲載	4回																						
	業界団体専門誌広告掲載	18回																						
	記事掲載	1回																						
・支部	テレビ放送	4回																						
	ラジオ放送	80回																						

<p>(4) サービスの向上 ① 業務処理の効率化</p> <p>加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。 また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。</p> <p><b>【指標】</b> ・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。</p> <p><b>【目標設定等の考え方】</b> 前中期目標の水準を業務日数に換算した上で、退職金請求の事務処理期限を指標として設定することとする。 ※ 前中期目標期間(2013(平成25)～2017(平成29)年度)に目標として定めた処理日</p>	<p>雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を54万5,000人以上とする。</p> <p>(4) サービスの向上 ① 業務処理の効率化</p> <p>イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。</p> <p>ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から22業務日以内に退職金を全数支給する。</p>	<p>万8,000人以上とする。</p> <p>(4) サービスの向上 ① 業務処理の効率化</p> <p>イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。</p> <p>ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から22業務日以内に退職金を全数支給する。</p> <p>ハ 令和2年度に電子申請方式に対応するための改修を行った就労実績報告作成ツールについて、普及を図り、元請・下請間の円滑な就労</p>	<p>&lt;定量的指標&gt; ・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。 ・ホームページの建退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度66万件以上とすること。 ・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。 &lt;その他の指標&gt; なし &lt;評価の視点&gt;</p>	<p>人と10万人減少しており、個別事業主への加入勧奨や関係官公庁及び関係事業主団体が開催する会議及び研修会等にて加入勧奨を行ったが、上記要因もあり加入は107,403人に留まった。</p> <p>(4) サービスの向上 ① 業務処理の効率化</p> <p>イ 電子申請方式申込書をダウンロードできるように建退共ホームページに掲載し、加入者等が行う手続の合理化を図った。また、委託業者や関係者とWEB会議を実施し、時間と事務の効率化を行った。</p> <p>ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から22業務日以内に退職金を全数支給した。</p> <p>ハ 就労実績報告作成ツール(以下、「ツール」)について、制度改正に伴う機能改修を行った。 また、パソコンの操作に慣れていない中小企業のために、簡易メニューを新たに作成し、下請のみ使用するメニューに特化した機能を構築した(9/13リリース)。 さらに、エクセルファイル形式により就労実績データを作成できるようにシステム改修を行った。これにより下請企業は、複雑な操作をすることなく就労実績報告ができるようになった(1/5リリース)。 ダウンロード件数 25,468件</p>	<p>・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給した。</p> <p>・令和3年度における建退共ホームページへのアクセス件数は1,474,574件、達成率223.4%であった。 なお、従前から続いている外部監視サービスによるものと思われるアクセスについては、推計値で年間473,040件程度であり、これを除いても1,001,534件のアクセス件数を獲得している。 電子申請方式の操作マニュアルや解説動画の掲載などホームページの内容の充実に伴い、アクセス件数が増加したものと考えられる。</p> <p>・加入促進強化月間等における訪問や参加等々の場を活用して、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施した。</p> <p>&lt;評価の視点に対する措置&gt;</p>	
---	---	--	--	--	---	--



<p>数の最終期限 (暦日) 30日</p> <p>② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行う等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。</p> <p><b>【指標】</b> ・ホームページの建退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度66万件以上とすること。</p> <p><b>【目標設定等の考え方】</b> 前中期目標期間中の取組水準を踏まえ、指標を設定することとする。 ※ 前中期目標期間中(2013(平成25)～2016(平成28)年度)における平均アクセス件数：661,819件</p> <p>③ 積極的な情報の収集及び活用</p> <p>加入者及び関</p>	<p>② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ上のQ&amp;Aに反映することなどにより、ホームページの建退共制度の情報に関するアクセス件数を毎年度66万件以上とする。</p> <p>ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図る。</p> <p>③ 積極的な情報の収集及び活用</p> <p>イ 加入促進強</p>	<p>報告の実現に努める。</p> <p>② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ上のQ&amp;Aに反映することなどにより、ホームページの建退共制度の情報に関するアクセス件数を66万件以上とする。</p> <p>ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図る。</p> <p>③ 積極的な情報の収集及び活用</p> <p>イ 加入促進強</p>	<p>・加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行ったか。</p> <p>・共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行う等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ったか。</p> <p>・加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ったか。</p>	<p>また、よくある質問を取りまとめ、ツール用のQ&amp;Aマニュアルを作成した。</p> <p>なお、令和4年度に予定している建設キャリアアップシステムとの機能連携強化に向けて、多機能だが容易に操作ができるようなツールの改修を引き続き行う。</p> <p>② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>イ 令和3年度における建退共ホームページへのアクセス件数は1,474,574件、達成率223.4%であった。 (トップページのアクセス数及び検索サイトにて検索した際に表示されるサイドメニューからのアクセス数を加えた数値を表記している。) なお、従前から続いている外部監視サービスによるものと思われるアクセスについては、推計値で年間473,040件程度であり、これを除いても1,001,534件のアクセス件数を獲得している。</p> <p>ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図った。 ・相談対応件数：11,718件(再掲)</p> <p>③ 積極的な情報の収集及び活用</p> <p>イ 加入促進強化月間等における訪問や参加等々の場を活用して、中小企業事業主</p>	<p>・事務処理の改善を図るため、相談対応マニュアルの見直し・刷新を行った。</p> <p>・共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行う等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図った。</p> <p>・中退共・特退共同参加及び運営委員会・評議員会の場を通じて、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図った。</p>	
--	--	---	---	--	--	--

<p>係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。</p> <p><b>【指標】</b> ・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。</p> <p><b>【目標設定等の考え方】</b> 建退共制度をとりまく環境の変化を把握し、迅速に対応するために、毎年度1回以上、統計等の各種情報を整理・分析し、事業を改善することを指標とすることとする。</p>	<p>化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。</p> <p>ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、建退共事業に対する要望・意見等を随時調査等する。</p> <p>ハ 毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。</p>	<p>化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。</p> <p>ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計資料を整備し、ホームページに掲載するとともに、建退共事業に対する要望・意見等を随時調査等する。</p> <p>ハ 加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。</p>		<p>団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取した。</p> <p>・中退共・特退共同参加会（11/26、3/28）</p> <p>ロ 建退共事業への加入状況、退職金支払状況に関する統計資料を、ホームページに掲載した。</p> <p>・事業月報（毎月） ・事業年報（7月）</p> <p>ハ 加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図った。</p> <p>・運営委員会・評議員会（4/6書面開催、6/30、11/18書面開催、3/3書面開催） ・中退共・特退共同参加会（11/26、3/28）（再掲）</p>		
---	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-3	I 退職金共済事業 3 清酒製造業退職金共済事業		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること(厚生労働省 政策体系基本目標IV-施策大目標 3-2)	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	中退法第70条第1項
当該項目の重要度、難易度	<p>【重要度 高】</p> <p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>② 健全な資産運用等</p> <p>【指標】</p> <p>委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保すること。</p> <p>(理由)</p> <p>共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット(アウトカム)情報							②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)								
指標	達成目標	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度			
委託運用部分における各資産の複合ベンチマーク収益率(複合市場平均収益率) ※2020(令和2)年度以降は、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)	複合ベンチマーク収益率(複合市場平均収益率)を確保 ※2020(令和2)年度以降は、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保	国内債券	国内債券	国内債券	国内債券		予算額(千円)	334,852	337,779	342,344	379,376				
		【0.06%】	【0.10%】	【0.30%】	【0.15%】			決算額(千円)	221,903	212,942	306,374	190,741			
		国内株式	国内株式	国内株式	国内株式				経常費用(千円)	244,265	247,184	302,537	191,136		
		【△5.70%】	【1.72%】	【2.85%】	【0.36%】					経常利益(千円)	198,513	△94,731	5,601	△58,279	
		外国債券	外国債券	外国債券	外国債券						行政コスト(千円)	-	247,206	302,547	191,185
【-】	【-】	【1.19%】	【0.21%】		行政サービス実施コスト(千円)	△180,441	-	-	-						
外国株式	外国株式	外国株式	外国株式			従事人員数	7	9	9	8					
【-】	【-】	【5.50%】	【△3.21%】												
		合計	合計	-	-										
		【△2.60%】	【0.82%】												
長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請	共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請	実施	実施	実施	実施										
中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させる	平成29年度末 3,021人	-	-	-	-										

中期目標期間中の新規被共済者目標数	600人以上	30年度目標数 125人	元年度目標数 120人	2年度目標数 120人	3年度目標数 120人		
新規被共済者数【達成度】		129人 【103.2%】	117人 【97.5%】	65人 【54.2%】	101人 【84.2%】		
目標の処理期間内における退職金支給実施	受付日から22業務日以内に全数支給	100%	100%	100%	100%		
ホームページの清退共制度の情報に関するアクセス件数	毎年度1万6,000件以上	340,477件	333,987件	354,257件	514,358件		
同上【達成度】		【2,128.0%】	【2,087.4%】	【2,214.1%】	【3,214.7%】		
加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施	毎年度1回以上	1回	1回	1回	1回		
同上【達成度】		【100.0%】	【100.0%】	【100.0%】	【100.0%】		

注) 予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<b>3 清酒製造業退職金共済事業</b>  機構は、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業に係る業務に関し、人材の確保及び育成といった清酒製造業界を取り巻く課題を踏まえ、加入者の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び清酒製造業界を営む中小企業の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じた	<b>3 清酒製造業退職金共済事業</b>	<b>3 清酒製造業退職金共済事業</b>		<b>3 清酒製造業退職金共済事業</b>	<評価と根拠> 評価：B ・委託運用部分の収益率について、4資産のうち3資産において市場平均を上回る水準を確保。 唯一外国株式は市場平均を下回ったが、短期的資金の動きに因る前年度急伸の反動であり、投資対象銘柄の成長性とマネジャー・ストラクチャーのリスク分散機能は引き続き有効と見られる。 スチュワードシップ活動は、発展・深化していると資産運用委員会から高く評価された。ウクライナ問題等非常時対応も適切に実施。資産運用委員会は8回開催し、資産運用は「適切」との評価を受けた。 ・確実な退職金の支給に向けた取組について、長	評価	

見直しを行うこと。					<p>期末更新者については、令和3年度末において、2,921人となり、平成29年度末の3,021人を下回ることができたが、これは、平成30年度からの4年間で、長期未更新者が新たに110人発生したが、共済手帳更新や退職金請求を行い長期未更新者でなくなった者が210人となったためである。対策としては、まずは被共済者の住所の把握を徹底している。具体的には、新規加入時に把握を徹底するとともに、共済手帳の住所欄に被共済者の住所記載をしてもらうことで手帳更新時（機構への旧手帳返却時）の把握も徹底した上で、システムに登録している。</p> <p>また、新規加入時には清退共制度に加入したことを本人に通知している。その上で、未更新期間3年経過時点で被共済者について現況調査を行い、最終手帳更新時の事業所への確認や住民基本台帳ネットワークの活用なども行った上で、住所を把握できた者に対して、共済手帳の更新又は退職金請求を行うよう要請した。また、同調査から2年を経過した後にフォローアップ調査を行い、同時に退職金請求等の手続を取るよう要請した。</p> <p>・清退共の対象事業所は酒類等製造免許事業所であり、令和2年度末において、すでに93.3%が清退共制度に加入している。令和3年度においては、酒類等製造免許新規取得事業所と未加入事業者全ての加入対象事業所に対し加入勧奨案内を发出するほか、既加入の全事業所(休造除く)に対して、期間雇</p>	
-----------	--	--	--	--	--	--

<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に清退共事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対</p>	<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業の運営に必要な利回り（予定運用利</p>	<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する</p>	<p>&lt;定量的指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用受託機関による運用状況を適</li> </ul>	<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>○令和3年度の資産運用は、年度前半は、世界的な景気回復期待等から、外国株式を中心に堅調な推移となった。しかし年明け以降、インフレ抑制のため米国の利上げペースが加速することへの警戒や、ロシアによるウクライナ侵攻を受け、世界景気に不透明感が強まったこと等から内外株式が下落する局面があったが、委託運用部分の利回りはプラスを確保した。</p> <p>○資産運用の実績は</p> <p>資産残高 給付経理 3,677 百万円、特別給付経理 273 百万円  運用収入 給付経理 16 百万円(運用費用控除後)、  特別給付経理 0.001 百万円(運用費用控除後)  決算利回り 0.44%、特別給付経理 0.00%である。</p>	<p>用者を新たに雇った場合には、確実に加入手続を行うよう文書等により要請するなどきめ細かな対策を講じた。</p> <p>しかしながら、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う外出自粛や飲食店の時短営業の要請が断続的に発出される中、酒造製造量は、コロナ禍のため大きく落ち込んだ令和2年度(前年度比△9.4%)よりさらに落ち込み（令和3年度（4月～2月）は、令和2年度同期比△2.7%、コロナ禍前の令和元年度同期比△12.6%）、飲食店での酒類の消費マインドも十分に回復していないと考えられる中、加入促進は極めて困難な状況となり、加入目標120人に対し、加入実績は101人に留まった。</p> <p>上述のとおり、コロナ禍の影響により新たに加入する被共済者の加入目標数は未達成であったが、他の項目については、おおむね目標を達成していることから、全体として、自己評価をBとした。</p> <p>・委託運用部分について、4資産のうち3資産において市場平均を上回る水準を確保した。</p> <p>&lt;評価の視点に対する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用受託機関の運用状況については毎月報告を</li> </ul>	
--	---	---	---	---	--	--

<p>する比率をいう。)を最低限のリスクで確保することを目標とすること。</p> <p>② 健全な資産運用等</p>	<p>回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。)を最低限のリスクで確保する。委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率(複合市場平均収益率)(※)を確保する。</p> <p>※ 2020(令和2)年度以降は、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)とする。</p> <p>② 健全な資産運用等</p>	<p>責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。)を最低限のリスクで確保する。</p> <p>委託運用部分について、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保する。</p> <p>i) 基本ポートフォリオの検証 最新の金融・経済情勢を踏まえ、基本ポートフォリオの期待収益率、リスク値、効率性等の検証を行い、必要があればその見直しを行う。ただし、中退共と合同運用している委託運用部分については、中退共と同一の内容とする。</p> <p>② 健全な資産運用等</p>	<p>時適切に点検しているか。</p> <p>・ベンチマーク収益率が確保出来ない場合、原因を分析し、必要な対応策を講じているか。</p> <p>② 健全な資産運用等</p>	<p>○委託運用部分について、各資産収益率のベンチマーク対比は、以下のとおりである。</p> <p>令和3年度末(通期)</p> <table border="1" data-bbox="1130 195 1843 405"> <thead> <tr> <th>令和3年度通期</th> <th>時間加重収益率</th> <th>ベンチマーク収益率</th> <th>超過収益率</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内債券</td> <td>△1.06%</td> <td>△1.22%</td> <td>0.15%</td> <td>112.41%</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>2.34%</td> <td>1.99%</td> <td>0.36%</td> <td>117.88%</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>△4.96%</td> <td>△5.17%</td> <td>0.21%</td> <td>104.09%</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>19.74%</td> <td>22.95%</td> <td>△3.21%</td> <td>86.00%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考1) 令和3年度末(通期)(手数料率を考慮した場合)</p> <table border="1" data-bbox="1130 506 1985 716"> <thead> <tr> <th>令和3年度通期</th> <th>時間加重収益率</th> <th>ベンチマーク収益率</th> <th>超過収益率</th> <th>手数料率</th> <th>手数料控除後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内債券</td> <td>△1.06%</td> <td>△1.22%</td> <td>0.15%</td> <td>0.05%</td> <td>△1.11%</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>2.34%</td> <td>1.99%</td> <td>0.36%</td> <td>0.19%</td> <td>2.15%</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>△4.96%</td> <td>△5.17%</td> <td>0.21%</td> <td>0.13%</td> <td>△5.09%</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>19.74%</td> <td>22.95%</td> <td>△3.21%</td> <td>0.21%</td> <td>19.53%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考2)</p> <table border="1" data-bbox="1130 783 2092 1060"> <thead> <tr> <th>超過収益率</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;評価&gt;</td> <td>&lt;B&gt;</td> <td>&lt;B&gt;</td> <td>&lt;B&gt;</td> <td>&lt;B&gt;</td> <td>&lt;B&gt;</td> </tr> <tr> <td>国内債券</td> <td>0.13%</td> <td>0.06%</td> <td>0.10%</td> <td>0.30%</td> <td>0.15%</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>4.30%</td> <td>△5.70%</td> <td>1.72%</td> <td>2.85%</td> <td>0.36%</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1.19%</td> <td>0.21%</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5.50%</td> <td>△3.21%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2.61%</td> <td>△2.60%</td> <td>0.82%</td> <td>1.17%</td> <td>△0.35%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和2年度から中退共との合同運用を実施している。 ※合計は各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した個別資産効果の合計値である。</p> <p>i) 基本ポートフォリオの見直し 令和2年度に行った基本ポートフォリオの検証で、中退共は、ヘッジ付き外国債券及び自家運用債券のリターン予想値が低下傾向にあること、累積剰余金が減少トレンドにあり、5年以内に累積欠損金が発生する可能性があることが確認されたことを受け、「資産運用委員会」の議を経た上、基本ポートフォリオの変更を行ったことにより、中退共と合同運用を行っている清退共の基本ポートフォリオについても変更した。</p> <p>② 健全な資産運用等</p>	令和3年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	達成率	国内債券	△1.06%	△1.22%	0.15%	112.41%	国内株式	2.34%	1.99%	0.36%	117.88%	外国債券	△4.96%	△5.17%	0.21%	104.09%	外国株式	19.74%	22.95%	△3.21%	86.00%	令和3年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	手数料率	手数料控除後	国内債券	△1.06%	△1.22%	0.15%	0.05%	△1.11%	国内株式	2.34%	1.99%	0.36%	0.19%	2.15%	外国債券	△4.96%	△5.17%	0.21%	0.13%	△5.09%	外国株式	19.74%	22.95%	△3.21%	0.21%	19.53%	超過収益率	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	<評価>	<B>	<B>	<B>	<B>	<B>	国内債券	0.13%	0.06%	0.10%	0.30%	0.15%	国内株式	4.30%	△5.70%	1.72%	2.85%	0.36%	外国債券	-	-	-	1.19%	0.21%	外国株式	-	-	-	5.50%	△3.21%	合計	2.61%	△2.60%	0.82%	1.17%	△0.35%	<p>受け点検を行っている他、定期的に運用受託機関担当者とのミーティングを行い、運用状況のみならず今後の市場見通しに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行っている。また、運用受託機関には「基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為があった場合には、直ちに報告を行い、指示に従うことを義務付けている。</p> <p>令和3年度は、「基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為は発生していない。</p> <p>・運用受託機関におけるスチュワードシップ活動の内容についても、年1回の定例報告会等で報告を受けているほか、理事長が運用受託機関の親会社のトップマネジメント等と意見交換を実施している。</p> <p>・外国株式における収益率がベンチマークを下回ったのは、近年の市場環境において牽引役を期待されているグロース系の外国株式ファンドが、世界的な金融緩和政策の見直し観測に因る金利上昇に加え、前年度大幅上昇の反動もあって、年度後半に急落したことが主因である。これら企業の業績が悪化した訳ではなく、投機的資金の短期的な振れが原因。</p> <p>株価が下落した銘柄が、長期保有対象としての判断の根拠について点検し、飽くまでも投機的資金の振れに因る一時的な動きであるとの判断に合理性があることを確認している。こうした見方に変化が無いのか、今後も定</p>
令和3年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	達成率																																																																																																		
国内債券	△1.06%	△1.22%	0.15%	112.41%																																																																																																		
国内株式	2.34%	1.99%	0.36%	117.88%																																																																																																		
外国債券	△4.96%	△5.17%	0.21%	104.09%																																																																																																		
外国株式	19.74%	22.95%	△3.21%	86.00%																																																																																																		
令和3年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	手数料率	手数料控除後																																																																																																	
国内債券	△1.06%	△1.22%	0.15%	0.05%	△1.11%																																																																																																	
国内株式	2.34%	1.99%	0.36%	0.19%	2.15%																																																																																																	
外国債券	△4.96%	△5.17%	0.21%	0.13%	△5.09%																																																																																																	
外国株式	19.74%	22.95%	△3.21%	0.21%	19.53%																																																																																																	
超過収益率	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																																																																																	
<評価>	<B>	<B>	<B>	<B>	<B>																																																																																																	
国内債券	0.13%	0.06%	0.10%	0.30%	0.15%																																																																																																	
国内株式	4.30%	△5.70%	1.72%	2.85%	0.36%																																																																																																	
外国債券	-	-	-	1.19%	0.21%																																																																																																	
外国株式	-	-	-	5.50%	△3.21%																																																																																																	
合計	2.61%	△2.60%	0.82%	1.17%	△0.35%																																																																																																	

<p>資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施すること。</p> <p>また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させること。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。</p> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）（※）を確保すること。</li> </ul> <p><b>【目標設定等の考え方】</b></p> <p>基本ポートフォリオについて、清退共事業の運営に必要な利回りを中期的に確保し得るものとした上で、委託運用部分について、複合ベンチマーク収益率（※）を確保することで、中期的に必要な利回りを確保することとする。</p>	<p>資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施する。</p> <p>また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させる。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握する。</p> <p><b>【重要度 高】</b></p>	<p>イ 資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施する。</p> <p>i) 資産運用企画会議の開催</p> <p>資産運用企画会議を適切に開催し、資産運用に関する認識・問題意識の共有と方針の徹底を図る。</p> <p>ロ 外部の専門家で構成する「資産運用委員会」に対し、資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視のための適切な判断材料を適時適切に提供する。</p> <p>また、令和2年度資産運用結果の内容について、透明性向上の観点から、対外公表内容の改善を図る。</p> <p>i) 「資産運用委員会」への報告</p> <p>四半期の業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び令和2年度資産運用結果を「資産運用委員会」に報告する。</p>	<p>・資産運用は、資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、実施されているか。</p> <p>・資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させたか。</p>	<p>イ 「資産運用委員会」に四半期の業務上の余裕金の運用状況を報告し、審議を受けたほか、基本ポートフォリオの変更を行った。</p> <p>(6/14、9/7、11/25、3/7)</p> <p>(添付資料① 令和3年度資産運用に関する評価報告書)</p> <p>i) 「資産運用企画会議」の開催</p> <p>「資産運用企画会議」を適切に開催し、資産運用に関する認識・問題意識の共有と方針の徹底を図った。その主な審議・報告内容は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産運用状況</li> <li>・運用計画</li> <li>・運用資産残高及び評価損益状況</li> <li>・包括信託の運用結果報告</li> </ul> <p>※「資産運用企画会議合同部会（中建清林）」開催状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産運用の基本方針の改正について</li> <li>・令和2年度資産運用状況の機構ホームページ掲載について</li> <li>・ウクライナ問題に関わる金融変動への対応について</li> </ul> <p>ロ 基本ポートフォリオ見直し、令和2年度資産運用に関する評価報告書、行動規範、パッシブファンドのマネジャー・ストラクチャーに関して、「資産運用委員会」に資料を提供して審議を受けた。その過程で、公表用資料の内容等についても助言を頂き、図表の形式や数値について見易さ等の観点から修正を行った。</p> <p>i) - 1. 「資産運用委員会」への報告</p> <p>四半期の業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び令和2年度資産運用結果を「資産運用委員会」に報告した。その主な審議・報告内容は次のとおりである。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から通常開催が難しい状況下、メール開催やWEB会議など開催方式を工夫して開催した。</p> <p>第1回（4/19）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産運用委員会議事録の確認</li> <li>・委員会宿題の棚卸し</li> <li>・建退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について</li> <li>・中退共のマネジャー・ストラクチャー見直し及びその後の管理方法について</li> <li>・中退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について</li> </ul>	<p>期的に点検を行うこととする。</p> <p>基本ポートフォリオ見直しに当たり、委託運用部分のパフォーマンス評価が適切に出来るように、相場変動時のリバランスに係る乖離許容幅を、従来の運用資産全体の構成比から委託運用部分のみの構成比へ変更している。</p> <p>運用全体のクオリティの向上を企画したマネジャー・ストラクチャー見直しプロジェクトの一環として、委託運用資産のうちパッシブ運用部分について、資産運用受託機関および資産管理受託機関の見直しを実施した。今回の見直しでは、特に資産間リバランスを行う際の効率性向上、および委託コストも意識して契約形態についても見直しを行い、委託コストの低下を実現した（令和2年度約0.04%⇒令和3年度約0.02%）。</p> <p>・資産運用が、資産運用の目標ないし「資産運用の基本方針」に相反しないように、「資産運用委員会」に四半期ごとの業務上の余裕金の運用状況や基本ポートフォリオの定例検証結果等を報告し、適切との評価を得た。</p> <p>・資産運用に関する重要事項は随時「資産運用委員会」に諮り、審議を経て、了承を得てから実施している。令和3年度は、基本ポートフォリオの見直し、パッシブファンドのマネジャー・ストラクチャー、基本方針の改正について随時経過を報告し、助言を受けながら実施した。</p>	
--	---	--	---	---	--	--



<p>※ 2020（令和2）年度以降は、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）とする。</p> <p><b>【重要度 高】</b>  共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから、重要度を高とする。</p>		<p>ii) 情報公開  業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び令和2年度資産運用結果をホームページに公表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握したか。</li> </ul>	<p>第2回（5/24）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について</li> <li>・資産運用委員会議事録の確認</li> <li>・令和2年度資産運用に関する評価報告書（案）について</li> <li>・行動規範について</li> <li>・パッシブファンドのマネストについて</li> </ul> <p>第3回（6/14）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構の到達目標について</li> <li>・付加退職金について</li> <li>・中退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について</li> <li>・建退共の手帳更新期間について</li> <li>・資産運用委員会議事録の確認</li> <li>・令和2年度資産運用に関する評価報告書（案）</li> <li>・令和2年4月から令和3年3月の運用実績報告（6 経理）</li> <li>・受託機関の評価基準について</li> </ul> <p>第4回（7/27）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産運用委員会の運営方針について</li> <li>・付加退職金について</li> <li>・中退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について</li> <li>・運営委員会・評議員会報告</li> <li>・資産運用委員会議事録の確認</li> <li>・令和2年度運用受託機関評価結果</li> <li>・建退共の手帳更新期間について</li> </ul> <p>第5回（8/10）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について</li> </ul> <p>第6回（9/7）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産運用委員会の運営について</li> <li>・中退共資産に係る乖離許容幅・リバランスルールについて</li> <li>・対外公表資料「中退共資産に係る基本ポートフォリオ見直しについて（令和3年度）」について</li> <li>・合同運用中の清退共・林退共の基本ポートフォリオ変更（案）について</li> <li>・合同運用参加予定の建退共の基本ポートフォリオ変更（案）について</li> <li>・「資産運用の基本方針」の改正について（基本ポートフォリオの改定）</li> <li>・資産運用委員会議事録の確認</li> <li>・退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況について（6 経理）</li> </ul> <p>第7回（10/25 メール開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「資産運用の基本方針」の改正について（外国債券ベンチマーク名称変更）</li> </ul> <p>第8回（1/24）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「資産運用の基本方針」の改正について</li> </ul> <p>i) - 2. 令和2年度の運用に関する評価報告書において、「基本方針に則して行われており、年度計画で掲げた目標に沿って質的な向上が図られてきている」との評価を受けた（5/24、6/14）。同評価報告書は、独立行政法人評価に関する有識者会議の参考資料として、厚生労働省に提出された。</p> <p>ii) 情報公開  業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況をホームページに公表した。その主な対外公表内容は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産運用委員会議事要旨（令和2年度第8～10回及び令和3年度第1～8回）</li> <li>・運用実績及び運用資産の構成状況（令和2年度3月末及び令和3年度6月末、9月末、12月末）</li> <li>・令和2年度資産運用残高及び利回り状況等</li> <li>・合同運用資産のパッシブ運用に係る運用受託機関および管理受託機関の見直しに</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握し、その結果に基づき、自家運用に掛かる月々の資産運用計画を組成しているほか、委託運用部分の基本方針への適合性の点検等を実施している。</li> </ul> <p>また、厚生労働省に主に以下の資料を提供した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産運用企画会議（建退共・清退共・林退共同部会）資料（運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等）</li> </ul>	
---	--	--	---	--	---	--

<p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</p> <p>長期未更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。</p> <p>被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。</p> <p>加えて、2017（平成29）年度に実施した被共済者の実態調査の結果を踏まえ、長期未</p>	<p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</p> <p>清退共事業における長期未更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。</p> <p>イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、清退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底</p>	<p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</p> <p>清退共事業における長期未更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。</p> <p>イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、清退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底</p>	<p>&lt;定量的指標&gt; なし</p> <p>&lt;その他の指標&gt; なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期未更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請したか。</li> <li>・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏</li> </ul>	<p>ついて—選考過程・結果の総括—</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中退共資産等に係る基本ポートフォリオ見直しについて（令和3年度）</li> </ul> <p>iii) 厚生労働省への情報提供 厚生労働省へ毎月提供した主な資料は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産運用企画会議（建退共・清退共・林退共同部会）資料（運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等）</li> </ul> <p>ハ 基本ポートフォリオ見直しについて審議を行い、基本ポートフォリオ変更（案）に審議の結果を反映し、基本方針を改正した。</p> <p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</p> <p>清退共事業における長期未更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させた。</p> <p>前中期目標期間終了時 3,021 件 令和4年3月末現在 2,921 件（△100 件）</p> <p>イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、清退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録した。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底した。</p> <p>通知件数 101 件</p>	<p>&lt;評価の視点に対する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期未更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請し、退職金請求や手帳更新に繋げた。</li> <li>・被共済者の重複加入の確認を徹底し、共済契約者や被共済者に注意喚起した上で、重複加入及び退職</li> </ul>	
---	---	---	--	--	--	--

<p>更新者数縮減のための取組を検討するとともに、効果的な周知広報を行うこと。</p> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。</li> <li>・中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。</li> </ul> <p><b>【目標設定等の考え方】</b></p> <p>共済手帳の更新要請等を行うことで、長期未更新者数を減少させることを指標として設定することとする。</p> <p>※過去3年以上手帳の更新を行っておらず掛金納付月数24月以上の被共済者推移</p> <p>2014（平成26）年度末 3,187人、 2015（平成27）年度末 3,202人、 2016（平成28）年度末 3,199人、 2017（平成29）年12月末 3,009人</p>	<p>する。</p> <p>ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所の把握を徹底し、システムに登録する。</p> <p>ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>また、上記の要請から2年を経過した後においても、退職金請求等の手続を取っていない長期未更新者全員に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>ニ 2017（平成29）年度に実施した、3年以上共済手帳の更新手続を行っていない被共済者の実態調査に関する結果を踏まえ、現況が判明した被共済者等に対する退職金請求等の手続要請及び調査未回収の被共済者等に対する追跡調査を実施する。</p> <p>ホ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付</p>	<p>する。</p> <p>ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所の把握を徹底し、システムに登録する。</p> <p>ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>また、上記の要請から2年を経過した後においても、退職金請求等の手続を取っていない長期未更新者全員に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>ニ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を行う。</p> <p>ホ 事業主団体の広報誌、ポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせ</p>	<p>れを防止したか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を実施しているか。</li> <li>・ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行ったか。</li> </ul>	<p>ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所の把握を徹底し、システムに登録した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・更新件数 1,010件</li> </ul> <p>ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取るよう要請した（9/27 14所 19件）。</p> <p>（調査結果）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査件数 19件</li> <li>・手帳更新者数 0件</li> <li>・退職金請求者数 7件</li> </ul> <p>また、上記の要請から2年を経過した後においても、退職金請求等の手続を取っていない長期未更新者全員に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請した（10/14 11所 11件）。</p> <p>（調査結果）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査件数 11件</li> <li>・手帳更新者数 0件</li> <li>・退職金請求者数 1件</li> </ul> <p>ニ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し注意喚起を行った。</p> <p>ホ 事業主団体の広報誌、ポスターにより、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかけた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポスター配付（162枚）</li> <li>・全国酒類製造名鑑（2022年版）</li> <li>・日杜連情報（令和4年1月20日号）</li> </ul>	<p>金の支払い漏れを防止した結果、令和3年度の重複加入による退職金の追加支給はなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページや事業主団体の広報誌等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を実施した。</li> </ul>	
---	--	--	---	--	--	--

<p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。</p> <p><b>【指標】</b> ・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を600人以上とすること。</p>	<p>し注意喚起を行う。</p> <p>へ 事業主団体の広報誌、ポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。</p> <p>ト ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。</p> <p>チ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。</p> <p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>① 加入促進対策の実施</p> <p>清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により、効率的かつ効果的に以下の加入促進対策を講ずる。</p> <p>また、清退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。</p>	<p>せを呼びかける。</p> <p>へ ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。</p> <p>ト マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。</p> <p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>① 加入促進対策の実施</p> <p>清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により、効率的かつ効果的に以下の加入促進対策を講ずる。</p> <p>また、清退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。</p>	<p>&lt;定量的指標&gt;</p> <p>・令和3年度における新たに加入する被共済者数の目標を、120人以上とすること。</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>・清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を</p>	<p>・能登杜氏組合員名簿（令和3酒造年度）</p> <p>へ ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。</p> <p>ト 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請した。</p> <p>・全国酒類製造名鑑（2022年版） ・日杜連情報（令和4年1月20日号） ・能登杜氏組合員名簿（令和3酒造年度）</p> <p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>① 加入促進対策の実施</p> <p>清退共の対象事業所は酒類等製造免許事業所である。令和2年度末において、免許事業所1,946所（令和2年度国税庁統計年報・酒類等製造免許場数のうち清酒・単式蒸留焼酎・みりんの事業所数）のうち1,815所（令和2年度末93.3%）がすでに清退共制度に加入している。</p> <p>令和3年度は、酒類等製造免許新規取得事業所（「清酒」区分）に対して制度への加入勧奨を実施、また既に加入している全事業所（休造除く）に対しては、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は必ず加入手続を行うよう文書等により要請した。</p> <p>併せて、全国酒類製造名鑑2021年版より抽出した未加入事業所（「単式蒸留焼酎」「みりん」区分）に対して制度への加入勧奨を実施した。</p> <p>今後も引き続き、未加入事業所に対する加入勧奨と既加入事業所へは新たに雇い入れた場合の加入手続の要請を継続して実施することとしたい。</p> <p>なお、加入促進強化月間の実施に当たっては、NHKに対し制度の普及促進に係る放送(映)の依頼を各事業本部間相互に連携して実施した。</p> <p>・酒類等製造免許新規取得事業所数（令和3年度） 6事業所 ・既加入事業所数 1,815事業所 ・未加入事業所数（全国酒類製造名鑑より抽出） 122事業所</p>	<p>・令和3年度の加入目標120人に対し、加入実績101人（年度目標達成率84.2%）となった。</p> <p>&lt;評価の視点に対する措置&gt;</p> <p>・清退共の対象事業所は酒類等製造免許事業所である。令和2年度末において、免許事業所1,946所（令和2年度国税庁統計年報・酒類等製造免許場数のうち清酒・単式蒸留焼酎・みりんの事業所数）のうち1,815所（令和2年度末93.3%）がすでに清退共制度に加入している。</p>	
--	--	---	--	---	---	--

<p>〔目標設定等の考え方〕 前中期目標期間中の取組水準を踏まえ、指標を設定することとする。 ※ 前中期目標期間中に新たに加入した被共済者数 (2013(平成25)年度～2017(平成29)年12月末現在) 655人 ※ 実績値 2013(平成25)年度: 142人、2014(平成26)年度: 137人、2015(平成27)年度: 134人、2016(平成28)年度: 131人</p>	<p><b>イ 広報資料等による周知広報活動</b> 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。</p> <p><b>ロ 個別事業主に対する加入勧奨等</b> i) 機構が委嘱した相談員により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。 ii) 既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、文書等により必ず加入手続を行うよう要請する。</p> <p><b>ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等</b> 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。</p> <p><b>ニ 集中的な加入促進対策の実施</b></p>	<p><b>イ 広報資料等による周知広報活動</b> 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。</p> <p><b>ロ 個別事業主に対する加入勧奨等</b> i) 機構が委嘱した相談員により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。 ii) 既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、文書等により必ず加入手続を行うよう要請する。</p> <p><b>ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等</b> 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。</p> <p><b>ニ 集中的な加入促進対策の実施</b></p>	<p>講じたか。</p>	<p><b>イ 広報資料等による周知広報活動</b> 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 ・強化月間を通じて協力を要請した。</p> <p><b>ロ 個別事業主に対する加入勧奨等</b> i) 機構が委嘱した相談員により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を依頼した。 ・相談員連絡会議開催(6/30) ii) 既加入事業所に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、文書等により必ず加入手続を行うよう要請した(9/27 1,815所)。</p> <p><b>ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等</b> 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行った。</p> <p><b>ニ 集中的な加入促進対策の実施</b></p>	<p>・令和3年度は、酒類等製造免許新規取得事業所(「清酒」区分)の6事業所に対して制度への加入勧奨を実施、また既に加入している全事業所(休造除く)に対しては、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は必ず加入手続を行うよう文書等により要請した。 併せて、全国酒類製造名鑑2021年版より抽出した未加入事業所(「単式蒸留焼酎」「みりん」区分)に対して制度への加入勧奨を実施した。 今後も引き続き、未加入事業所に対する加入勧奨と既加入事業所へは新たに雇い入れた場合の加入手続の要請を継続して実施することとしたい。 なお、加入促進強化月間の実施に当たっては、NHKに対し制度の普及促進に係る放送(映)の依頼を各事業本部間相互に連携して実施した。</p> <p>&lt;業務運営上の課題及び改善方策&gt; 新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛、飲食店の休業・時短営業・酒類提供自粛の要請が断続的に発出される中、酒類の製造量が大幅な減少等の影響により、新規加入者数は目標を下回った。加入目標を達成できるよう、既加入・未加入事業所への加入勧奨を実施するなど、引き続き状況に応じた効果的な加入勧奨の取組が必要である。</p> <p>&lt;令和2年度の業務実績の評価結果の反映状況&gt; 酒類等製造免許の交付状況を毎月確認し、新規交付された事業所及び全国酒類製造名鑑より抽出し</p>
--	--	--	--------------	---	--

<p>(4) サービスの向上</p> <p>① 業務処理の効率化</p>	<p>毎年度、加入促進強化月間を設定し、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。</p> <p>② 加入促進対策の検証と見直し等</p> <p>加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。</p> <p>効果の検証結果を踏まえ、毎年度、加入促進対策の見直しを実施する。</p> <p>③ 加入目標数</p> <p>最近における加入状況、財務内容及び清酒製造業における産業・雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を600人以上とする。</p> <p>(4) サービスの向上</p> <p>① 業務処理の効率化</p>	<p>10月を加入促進強化月間とし、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。</p> <p>② 加入促進対策の検証と見直し等</p> <p>加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。</p> <p>効果の検証結果を踏まえ、加入促進対策の見直しを実施する。</p> <p>③ 加入目標数</p> <p>令和3年度における新たに加入する被共済者数の目標を、120人以上とする。</p> <p>(4) サービスの向上</p> <p>① 業務処理の効率化</p>	<p>&lt;定量的指標&gt;</p> <p>・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給</p>	<p>10月を加入促進強化月間とし、厚生労働省及び国税庁、関係団体の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開した。</p> <p>○関係団体等による広報記事掲載 3件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・醸界タイムス社 「醸界タイムス」(10月1日掲載)</li> <li>・日本酒造組合中央会 「酒造情報」9月号 「会員専用ホームページ」</li> </ul> <p>○NHKへの放送(映)依頼(54支局)</p> <p>② 加入促進対策の検証と見直し等</p> <p>運営委員会・評議員会や参与会等の場を活用し、被共済者の動向や清退共資産の運用状況等について情報提供した。参与会において、加入促進に係る周知についての意見があったため、リーフレット作成を進め3月の参与会でその案を示した。引き続きすべての未加入及び既加入事業所に対する加入促進を実施することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営委員会、評議員会(6/30 書面開催、3/9)</li> <li>・中退共・特退共同参与会(11/26、3/28)</li> </ul> <p>③ 加入目標数</p> <p>令和3年度の加入目標120人に対し、加入実績101人(年度目標達成率84.2%)となった。</p> <p>令和3年度の酒類等製造免許新規取得事業所と未加入事業所に対し加入勧奨案内を発出するほか、既加入の全事業所(休造除く)に対して、期間雇用者を新たに雇った場合には、確実に加入手続を行うよう文書等により要請するなどきめ細かな対策を講じた。しかしながら、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う外出自粛や飲食店の時短営業の要請が断続的に発出される中、酒造製造量は、コロナ禍のため大きく落ち込んだ令和2年度(前年度比△9.4%)よりさらに落ち込み(令和3年度(4月～2月)は、令和2年度同期比△2.7%、コロナ禍前の令和元年度同期比△12.6%)、飲食店での酒類の消費マインドも十分に回復していないと考えられる中、加入促進は極めて困難な状況となり、加入目標120人に対し、加入実績は101人に留まった。</p> <p>(4) サービスの向上</p> <p>① 業務処理の効率化</p>	<p>た未加入事業所に対しては書面にて制度への加入勧奨を積極的に実施した。また、既加入事業所に対しては対象となる労働者を雇用した場合は確実に制度加入するよう勧奨するなど、引き続ききめ細かな加入勧奨を実施した。</p> <p>・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給した。</p>
--------------------------------------	--	--	---	---	--

<p>加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。</p> <p>また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。</p> <p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。</li> </ul> <p><b>【目標設定等の考え方】</b></p> <p>前中期目標の水準を業務日数に換算した上で、退職金請求の事務処理期限を指標として設定することとする。</p> <p>※ 前中期目標期間中（2013（平成25）～2017（平成29）年度）に目標として定めた処理日数の最終期限（暦日）30日</p> <p><b>② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等</b></p> <p>共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行うこと等に</p>	<p>イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じ改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。</p> <p>ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付から22業務日以内に退職金を全数支給する。</p> <p><b>② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等</b></p> <p>イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ上のQ</p>	<p>イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じ改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。</p> <p>ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付から22業務日以内に退職金を全数支給する。</p> <p><b>② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等</b></p> <p>イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ上のQ</p>	<p>すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページの清退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度1万6,000件以上とすること。</li> <li>毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討・実施すること。</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt; なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行ったか。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>共済契約者等の利便性を高める観点からホームペー</li> </ul>	<p>イ 加入者が行う諸手続について、すでにホームページから諸様式のダウンロードが可能なシステムを構築し実施しているところであるが、利用者の利便性を考慮して、ホームページのダウンロード申請用紙を直接入力できるよう申請用紙の修正を実施した。</p> <p><b>【対象の申請用紙】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共済手帳更新申請書</li> <li>掛金助成共済手帳更新申請書</li> <li>退職金請求書</li> </ul> <p>ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付から22業務日以内に退職金を全数支給した。</p> <p><b>② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等</b></p> <p>イ 令和3年度における清退共ホームページへのアクセス件数は514,358件、達成率3,214.7%であった。 （トップページのアクセス数及び検索サイトにて検索した際に表示されるサイドメニューからのアクセス数を加えた数値を表記している。）</p> <p>なお、従前から続いている外部監視サービスによるものと思われるアクセスについては、推計値で年間473,040件程度であり、これを除いても41,318件のアクセス件数を獲得している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度における清退共ホームページへのアクセス件数は514,358件、達成率3,214.7%であった。</li> <li>なお、従前から続いている外部監視サービスによるものと思われるアクセスについては、推計値で年間473,040件程度であり、これを除いても41,318件のアクセス件数を獲得している。</li> <li>運営委員会の場等を活用して、各種統計等の情報を提供したが、清退共事業の運営に対する特段の意見・要望は出されなかった。引き続き、関係者からの意見・要望等を聴取し適切に対応する。</li> </ul> <p>&lt;評価の視点に対する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加入者が行う諸手続について、すでにホームページから諸様式のダウンロードが可能なシステムを構築し実施しているところであるが、利用者の利便性を考慮して、ホームページのダウンロード申請用紙を直接入力できるよう申請用紙の修正を実施した。</li> </ul> <p><b>【対象の申請用紙】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共済手帳更新申請書</li> <li>掛金助成共済手帳更新申請書</li> <li>退職金請求書</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>加入者等に対する個別の相談業務については、支部において判断が困難な</li> </ul>	
---	--	--	--	---	---	--

<p>より、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。</p> <p><b>【指標】</b> ・ホームページの清退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度1万6,000件以上とすること。</p> <p><b>【目標設定等の考え方】</b> 前中期目標期間中の取組水準を踏まえ、指標を設定することとする。 ※ 前中期目標期間中（2013（平成25）～2016（平成28）年度）における平均アクセス件数：16,319件</p> <p><b>③ 積極的な情報の収集及び活用</b></p> <p>加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計及び現況調査等の情報を整理した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、清退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。</p> <p><b>【指標】</b> ・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討・実施すること。</p> <p><b>【目標設定等の考え方】</b> 清退共制度をと</p>	<p>&amp; Aに反映することなどにより、ホームページの清退共制度の情報に関するアクセス件数を毎年度1万6千件以上とする。</p> <p>ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図る。</p> <p><b>③積極的な情報の収集及び活用</b></p> <p>イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。</p> <p>ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計及び現況調査等の情報を整理する。</p> <p>ハ 毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応</p>	<p>&amp; Aに反映することなどにより、ホームページの清退共制度の情報に関するアクセス件数を年1万6千件以上とする。</p> <p>ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図る。</p> <p><b>③積極的な情報の収集及び活用</b></p> <p>イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。</p> <p>ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計及び現況調査等の情報を整理する。</p> <p>ハ 加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応</p>	<p>ジの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行う等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ったか。</p> <p>・加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析して対応策を検討し、清退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ったか。</p>	<p>ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、支部において判断が困難な事案については早めに本部に渡してもらうように連携をするなど、相談者に対してストレスのない対応を実施した。引き続きサービス向上を図るとともに、ホームページを通じたメールでの質問や相談に対しても懇切丁寧に対応するよう努めた。</p> <p><b>③ 積極的な情報の収集及び活用</b></p> <p>イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、各種統計等の情報を提供した。参与会において、加入促進に係る周知についての意見があったため、リーフレット作成を進め3月の参与会でその案を示した。引き続き、関係者からの意見・要望等を聴取し適切に対応する。 ・中退共・特退共同参加会（11/26、3/28）</p> <p>ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計情報を整理した。 ・事業季報 158号（令和3年1・2・3月） ・事業季報 159号（令和3年4・5・6月） ・事業季報 160号（令和3年7・8・9月） ・事業季報 161号（令和3年10・11・12月）</p> <p>ハ 運営委員会・評議員会の場等を活用して、各種統計等の情報を提供した。清退共事業の運営に対する特段の意見・要望は出されなかった。引き続き、関係者からの意見・要望等を聴取し適切に対応する。 ・運営委員会、評議員会（6/30 書面開催、3/9）</p>	<p>事案については早めに本部に渡してもらうように連携をするなど、相談者に対してストレスのない対応を実施した。引き続きサービス向上を図るとともに、ホームページを通じたメールでの質問や相談に対しても懇切丁寧に対応するよう努めた。</p> <p>・運営委員会・評議員会の場を活用し、被共済者の動向や清退共資産の運用状況等について情報提供した。この結果、清退共の業務運営に対する特段の意見・要望等はなかった。 ・運営委員会、評議員会（6/30 書面開催、3/9）</p>	
---	---	---	--	--	--	--



	<p>りまく環境の変化を把握し、迅速に対応するために、毎年度1回以上、統計等の各種情報を整理、分析し、事業を改善することを指標とすることとする。</p>	<p>策を検討し、清退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。</p>	<p>共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。</p>				
<p>4. その他参考情報</p>							
<p>特になし</p>							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4	I 退職金共済事業 4 林業退職金共済事業		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標IV-施策大目標 3-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第70条第1項
当該項目の重要度、難易度	<p>【重要度 高、難易度 高】</p> <p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>② 健全な資産運用等</p> <p>③ 累積欠損金の処理等</p> <p>【指標】</p> <p>・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。</p> <p>・見直し後の解消計画に基づき、年度ごとに定める解消すべき累積欠損金を解消させること。（財政検証の翌年度以降）</p> <p>（理由）</p> <p>共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから重要度を高とする。</p> <p>また、累積欠損金解消計画の見直しについては、資産運用面の検討のみならず、加入者確保対策の強化等関係機関との連携による取組も含め慎重な調整を要するものであるため、難易度を高とする</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指 標	達成目標	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	
委託運用部分における各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）	各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保	国内債券 【0.08%】	国内債券 【0.12%】	国内債券 【0.30%】	国内債券 【0.15%】		予算額（千円）	2,347,093	1,725,715	1,690,600	1,931,554		
		国内株式 【△0.43%】	国内株式 【△0.29%】	国内株式 【2.85%】	国内株式 【0.36%】			決算額（千円）	1,575,664	1,600,703	1,676,087	1,621,751	
		外国債券 【△0.17%】	外国債券 【△0.97%】	外国債券 【1.19%】	外国債券 【0.21%】			経常費用（千円）	1,788,059	1,774,388	1,794,099	1,847,420	
		外国株式 【△0.13%】	外国株式 【0.78%】	外国株式 【5.50%】	外国株式 【△3.21%】			経常利益（千円）	△41,207	△89,539	521,111	△120,240	
見直し後の累積欠損金解消計画に基づき、年度ごとに定める解消すべき累積欠損金を解消させる。（財政検証の翌年度以降）	—	—	—	計画策定を速やかに実施。2年度は新計画に基づき累積欠損金を解消	新計画に基づき累積欠損金を解消		行政コスト（千円）	-	1,774,410	1,794,124	1,847,483		
							行政サービス実施コスト（千円）	132,706	-	-	-		
							従事人員数	9	9	9	8		

長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点で、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請	共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請	実施	実施	実施	実施			
中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させる	平成29年度末 2,259人	—	—	—	—			
共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行う	毎年度1回以上	1回	1回	1回	1回			
同上【達成度】		【100%】	【100%】	【100%】	【100%】			
中期目標期間中の新規被共済者目標数	9,500人以上	30年度目標数 1,900人	元年度目標数 1,900人	2年度目標数 1,900人	3年度目標数 1,900人			
新規被共済者数【達成度】		1,735人 【91.3%】	1,548人 【81.5%】	1,545人 【81.3%】	1,668人 【87.8%】			
目標の処理期間内における退職金支給実施	受付日から22業務日以内に全数支給	100%	100%	100%	100%			
ホームページの林退共制度の情報に関するアクセス件数	毎年度3万2,000件以上	357,679件	355,342件	389,729件	536,287件			
同上【達成度】		【1,117.8%】	【1,110.4%】	【1,217.9%】	【1,675.9%】			
加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施	毎年度1回以上	1回	1回	1回	1回			
同上【達成度】		【100%】	【100%】	【100%】	【100%】			

注) 予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<b>4 林業退職金共済事業</b>  機構は、林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業に係る業務に関し、人材の確保及び育成といった林業業界を取り巻く課題を踏まえ、加入者の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員福祉の増進及び林業を営む中小企業業界の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じた見直しを行うこと。	<b>4 林業退職金共済事業</b>	<b>4 林業退職金共済事業</b>		<b>4 林業退職金共済事業</b>	<評価と根拠> 評価： B  ・委託運用部分の収益率について、4資産のうち3資産において市場平均を上回る水準を確保。 唯一外国株式は市場平均を下回ったが、短期的資金の動きに因る前年度急伸の反動であり、投資対象銘柄の成長性とマネジャー・ストラクチャーのリスク分散機能は引き続き有効と見られる。 スチュワードシップ活動は、発展・深化していると資産運用委員会から高く評価された。ウクライナ問題等非常時対応も適切に実施。資産運用委員会は8回開催し、資産運用は「適切」との評価を受けた。 累積欠損金については、令和2年11月に策定した「累積欠損金解消計画(令和2年)」に沿って、着実な累積欠損金の解消に努めた結果、令和3年度末における累積欠損金は、△306百万円となり、累積欠損金解消計画で定める累積剰余金目安額△762百万円を上回った。なお、令和3年度は当期損失が119百万円となったため累積欠損金額が前年度の187百万円より大きくなったが、当期損失の発生要因は、委託運用部分の収益が伸び悩んだことに加え、責任準備金が、その計算方法において予定運用利回り引下げ（令和3年10月実施）前の利回りが保全されるよう調整した分が増加したことにあると考えている。 ・確実な退職金の支給に	評価	

						<p>向けた取組について、長期未更新者については、令和3年度末において2,131人と平成29年度末の2,259人を下回ることができたが、これは、平成30年度からの4年間で、長期未更新者が新たに645人発生したものの、共済手帳更新や退職金請求を行い長期未更新者でなくなった者が773人となったためである。対策としては、まずは被共済者の住所の把握を徹底している。具体的には、新規加入時に把握を徹底するとともに、共済手帳の住所欄に被共済者の住所記載をしてもらうことで手帳更新時(機構への旧手帳返却時)の把握も徹底した上で、システムに登録している。また、新規加入時に林退共制度に加入したことを本人に通知している。その上で、未更新期間3年経過時点で被共済者について現況調査を行い、最終手帳更新時の事業者への確認や住民基本台帳ネットワークの活用なども行った上で、住所を把握できた者に対して、共済手帳の更新又は退職金請求を行うよう要請した。また、同調査から2年を経過した後にフォローアップ調査を行い、同時に退職金請求等の手続を取るよう要請した。</p> <p>・林業については、「国有林野事業の受託事業体」、「意欲と能力のある林業経営体」及び「育成を図る林業経営体」のうち林退共への未加入事業所に対して加入勧奨の通知を発出するとともに、すべての既加入事業所に対して、期間雇用者を新たに雇った場合には、確実に加入してもらうよう依頼通知を発出した。また、林野庁に対して、「緑の雇用」事業の実</p>
--	--	--	--	--	--	--

<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に林退共事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額、業務経費及び累積欠損金の計画的</p>	<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備</p>	<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備</p>	<p>&lt;定量的指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。</li> <li>・見直し後の累積欠損金解消計画に基づき、年度ごとに定める解消すべき累積欠損金を解消させること。</li> </ul>	<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>○令和3年度の資産運用は、年度前半は、世界的な景気回復期待等から、外国株式を中心に堅調な推移となった。しかし年明け以降、インフレ抑制のため米国の利上げペースが加速することへの警戒や、ロシアによるウクライナ侵攻を受け、世界景気に不透明感が強まったこと等から内外株式が下落する局面があったが、委託運用部分の利回りはプラスを確保した。</p> <p>○資産運用の実績は</p> <p>資産残高 15,865百万円  運用収入 105百万円(運用費用控除後)  決算利回り 0.67%である。</p> <p>○委託運用部分について、各資産収益率のベンチマーク対比は、以下のとおりである。  令和3年度末(通期)</p>	<p>施に当たり、事業主に対する加入指導の推進を要請するとともに、令和3年度は新たに一人親方が所属する労災保険特別加入団体より抽出した未加入団体に加入勧奨を実施した。このように、関係官庁等の協力を得て、効率的かつ効果的な対策を講じたが、林業従事者数は、平成2年度に10.0万人であったところ、平成27年度には4.5万人に減少した上に、令和2年度は4.3万人と推計されており、また、新規就業者数は年間約3,200人(H15~30平均)、林業従事者の通年雇用化という林野庁の施策もあり、林退共が対象としている期間労働者(年間就業日数の少ない労働者)の割合も減少しているという厳しい状況にある中、加入促進は非常に困難な状況であり、加入実績は目標1,900人に対し、1,668人に留まった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上述のとおり新たに加入する被共済者の加入目標数は未達成であったが、他の項目については、おおむね目標を達成していることから、全体として、自己評価をBとした。</li> <li>・委託運用部分について、4資産のうち3資産において市場平均を上回る水準を確保した。</li> </ul>	
--	--	--	--	--	---	--

<p>な解消を図るための費用の合計の資産に対する比率をいう。)を最低限のリスクで確保することを目標とすること。ただし、今後行われる予定の財政検証(中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第85条に規定する掛金及び退職金等の額の検討をいう。以下同じ。)までの間は、上記によらず、被共済者の実態調査を行い、資産運用における中退共事業との合同運用部分の割合を退職金支給に必要な流動性を確保した上でどの程度まで高くできるかについて、2018(平成30)年度末までに検討し、必要に応じて見直しを行うこと。</p> <p><b>② 健全な資産運用等</b></p> <p>資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委</p>	<p>金の額、業務経費及び累積欠損金の計画的な解消を図るための費用の合計の資産に対する比率をいう。)を最低限のリスクで確保する。委託運用部分について、各年度において、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保する。</p> <p>ただし、今後行われる予定の財政検証(中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第85条に規定する掛金及び退職金等の額の検討をいう。以下同じ。)までの間は上記によらず、被共済者の実態調査を2018(平成30)年度に行い、資産運用における中退共事業との合同運用部分の割合を退職金支給に必要な流動性を確保した上でどの程度まで高くできるかについて、同年度末までに検討し、必要に応じて見直しを行う。</p> <p><b>② 健全な資産運用等</b></p> <p>資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委</p>	<p>金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。)を最低限のリスクで確保する。委託運用部分については、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保する。</p> <p>i) 基本ポートフォリオの検証 最新の金融・経済情勢を踏まえ、基本ポートフォリオの期待収益率、リスク値、効率性等の検証を行い、必要があればその見直しを行う。ただし、中退共と合同運用している委託運用部分については、中退共と同一の内容とする。</p> <p><b>② 健全な資産運用等</b></p> <p>イ 資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運</p>	<p>&lt;その他の指標&gt; &gt;なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用受託機関による運用状況を適時適切に点検しているか。</li> </ul> <p>・ベンチマーク収益率が確保出来ていない場合、原因を分析し、必要な対応策を講じているか。</p> <p><b>② 健全な資産運用等</b></p> <p>イ 「資産運用委員会」に四半期の業務上の余裕金の運用状況を報告し、審議を受けたほか、基本ポートフォリオの変更を行った(6/14、9/7、11/25、3/7)。(添付資料① 令和3年度資産運用に関する評価報告書)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>令和3年度通期</th> <th>時間加重収益率</th> <th>ベンチマーク収益率</th> <th>超過収益率</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内債券</td> <td>△1.06%</td> <td>△1.22%</td> <td>0.15%</td> <td>112.41%</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>2.34%</td> <td>1.99%</td> <td>0.36%</td> <td>117.88%</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>△4.96%</td> <td>△5.17%</td> <td>0.21%</td> <td>104.09%</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>19.74%</td> <td>22.95%</td> <td>△3.21%</td> <td>86.00%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考1) 令和3年度末(通期)(手数料率を考慮した場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和3年度通期</th> <th>時間加重収益率</th> <th>ベンチマーク収益率</th> <th>超過収益率</th> <th>手数料率</th> <th>手数料控除後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内債券</td> <td>△1.06%</td> <td>△1.22%</td> <td>0.15%</td> <td>0.05%</td> <td>△1.11%</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>2.34%</td> <td>1.99%</td> <td>0.36%</td> <td>0.19%</td> <td>2.15%</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>△4.96%</td> <td>△5.17%</td> <td>0.21%</td> <td>0.13%</td> <td>△5.09%</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>19.74%</td> <td>22.95%</td> <td>△3.21%</td> <td>0.21%</td> <td>19.53%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>超過収益率</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;評価&gt;</td> <td>&lt;B&gt;</td> <td>&lt;B&gt;</td> <td>&lt;B&gt;</td> <td>&lt;B&gt;</td> <td>&lt;B&gt;</td> </tr> <tr> <td>国内債券</td> <td>0.15%</td> <td>0.08%</td> <td>0.12%</td> <td>0.30%</td> <td>0.15%</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>0.51%</td> <td>△0.43%</td> <td>△0.29%</td> <td>2.85%</td> <td>0.36%</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>△0.15%</td> <td>△0.17%</td> <td>△0.97%</td> <td>1.19%</td> <td>0.21%</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>3.45%</td> <td>△0.13%</td> <td>0.78%</td> <td>5.50%</td> <td>△3.21%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>0.39%</td> <td>△0.08%</td> <td>△0.16%</td> <td>1.17%</td> <td>△0.35%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※合計は各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した個別資産効果の合計値である。</p> <p>i) 基本ポートフォリオの見直し 令和2年度に行った基本ポートフォリオの検証で、中退共は、ヘッジ付き外国債券及び自家運用債券のリターン予想値が低下傾向にあること、累積剰余金が減少トレンドにあり、5年以内に累積欠損金が発生する可能性があることが確認されたことを受け、「資産運用委員会」の議を経た上、基本ポートフォリオの変更を行ったことにより、中退共と合同運用を行っている林退共の基本ポートフォリオについても変更した。</p> <p><b>② 健全な資産運用等</b></p> <p>イ 「資産運用委員会」に四半期の業務上の余裕金の運用状況を報告し、審議を受けたほか、基本ポートフォリオの変更を行った(6/14、9/7、11/25、3/7)。(添付資料① 令和3年度資産運用に関する評価報告書)</p>	令和3年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	達成率	国内債券	△1.06%	△1.22%	0.15%	112.41%	国内株式	2.34%	1.99%	0.36%	117.88%	外国債券	△4.96%	△5.17%	0.21%	104.09%	外国株式	19.74%	22.95%	△3.21%	86.00%	令和3年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	手数料率	手数料控除後	国内債券	△1.06%	△1.22%	0.15%	0.05%	△1.11%	国内株式	2.34%	1.99%	0.36%	0.19%	2.15%	外国債券	△4.96%	△5.17%	0.21%	0.13%	△5.09%	外国株式	19.74%	22.95%	△3.21%	0.21%	19.53%	超過収益率	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	<評価>	<B>	<B>	<B>	<B>	<B>	国内債券	0.15%	0.08%	0.12%	0.30%	0.15%	国内株式	0.51%	△0.43%	△0.29%	2.85%	0.36%	外国債券	△0.15%	△0.17%	△0.97%	1.19%	0.21%	外国株式	3.45%	△0.13%	0.78%	5.50%	△3.21%	合計	0.39%	△0.08%	△0.16%	1.17%	△0.35%	<p>&lt;評価の視点に対する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用受託機関の運用状況については毎月報告を受け点検を行っている他、定期的に運用受託機関担当者とミーティングを行い、運用状況のみならず今後の市場見通しに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行っている。また、運用受託機関には「基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為があった場合には、直ちに報告を行い、指示に従うことを義務付けている。</li> <li>令和3年度は、「基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為は発生していない。</li> <li>・運用受託機関におけるスチュワードシップ活動の内容についても、年1回の定例報告会等で報告を受けているほか、理事長が運用受託機関の親会社のトップマネジメント等と意見交換を実施している。</li> <li>・外国株式における収益率がベンチマークを下回ったのは、近年の市場環境において牽引役を期待されているグロース系の外国株式ファンドが、世界的な金融緩和と政策の見</li> </ul>	
令和3年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	達成率																																																																																																			
国内債券	△1.06%	△1.22%	0.15%	112.41%																																																																																																			
国内株式	2.34%	1.99%	0.36%	117.88%																																																																																																			
外国債券	△4.96%	△5.17%	0.21%	104.09%																																																																																																			
外国株式	19.74%	22.95%	△3.21%	86.00%																																																																																																			
令和3年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	手数料率	手数料控除後																																																																																																		
国内債券	△1.06%	△1.22%	0.15%	0.05%	△1.11%																																																																																																		
国内株式	2.34%	1.99%	0.36%	0.19%	2.15%																																																																																																		
外国債券	△4.96%	△5.17%	0.21%	0.13%	△5.09%																																																																																																		
外国株式	19.74%	22.95%	△3.21%	0.21%	19.53%																																																																																																		
超過収益率	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																																																																																		
<評価>	<B>	<B>	<B>	<B>	<B>																																																																																																		
国内債券	0.15%	0.08%	0.12%	0.30%	0.15%																																																																																																		
国内株式	0.51%	△0.43%	△0.29%	2.85%	0.36%																																																																																																		
外国債券	△0.15%	△0.17%	△0.97%	1.19%	0.21%																																																																																																		
外国株式	3.45%	△0.13%	0.78%	5.50%	△3.21%																																																																																																		
合計	0.39%	△0.08%	△0.16%	1.17%	△0.35%																																																																																																		

<p>員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施すること。</p> <p>また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させること。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。</p>	<p>員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施する。</p> <p>また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させる。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握する。</p>	<p>用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施する。</p> <p>i) 資産運用企画会議の開催 資産運用企画会議を適切に開催し、資産運用に関する認識・問題意識の共有と方針の徹底を図る。</p> <p>ロ 外部の専門家で構成する「資産運用委員会」に対し、資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視のための適切な判断材料を適時適切に提供する。</p> <p>また、令和2年度資産運用結果の内容について、透明性向上の観点から、対外公表内容の改善を図る。</p> <p>i) 「資産運用委員会」への報告 四半期の業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び令和2年度資産運用結果を「資産運用委員会」に報告する。</p>	<p>・資産運用は、資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変</p>	<p>i) 「資産運用企画会議」の開催 「資産運用企画会議」を適切に開催し、資産運用に関する認識・問題意識の共有と方針の徹底を図った。その主な審議・報告内容は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産運用状況</li> <li>・運用計画</li> <li>・運用資産残高及び評価損益状況</li> <li>・包括信託の運用結果報告</li> </ul> <p>※「資産運用企画会議合同部会（中建清林）」開催状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産運用の基本方針の改正について</li> <li>・令和2年度資産運用状況の機構ホームページ掲載について</li> <li>・ウクライナ問題に関わる金融変動への対応について</li> </ul> <p>ロ 基本ポートフォリオ見直し、令和2年度資産運用に関する評価報告書、行動規範、パッシブファンドのマネジャー・ストラクチャーに関して、「資産運用委員会」に資料を提供して審議を受けた。その過程で、公表用資料の内容等についても助言を頂き、図表の形式や数値について見易さ等の観点から修正を行った。</p> <p>i) - 1. 「資産運用委員会」への報告 四半期の業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び令和2年度資産運用結果を「資産運用委員会」に報告した。その主な審議・報告内容は次のとおりである。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から通常開催が難しい状況下、メール開催やWEB会議など開催方式を工夫して開催した。</p> <p>第1回（4/19）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産運用委員会議事録の確認</li> <li>・委員会宿題の棚卸し</li> <li>・建退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について</li> <li>・中退共のマネジャー・ストラクチャー見直し及びその後の管理方法について</li> <li>・中退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について</li> </ul>	<p>直し観測に因る金利上昇に加え、前年度大幅上昇の反動もあって、年度後半に急落したことが主因である。これら企業の業績が悪化した訳ではなく、投機的資金の短期的な振れが原因。</p> <p>株価が下落した銘柄が、長期保有対象としての引き続き有効であるとの判断の根拠について点検し、飽くまでも投機的資金の振れに因る一時的な動きであるとの判断に合理性があることを確認している。こうした見方に変化が無いのか、今後も定期的に点検を行うこととする。</p> <p>基本ポートフォリオ見直しに当たり、委託運用部分のパフォーマンス評価が適切に出来るように、相場変動時のリバランスに係る乖離許容幅を、従来の運用資産全体の構成比から委託運用部分のみの構成比へ変更している。</p> <p>運用全体のクオリティの向上を企画したマネジャー・ストラクチャー見直しプロジェクトの一環として、委託運用資産のうちパッシブ運用部分について、資産運用受託機関および資産管理受託機関の見直しを実施した。今回の見直しでは、特に資産間リバランスを行う際の効率性向上、および委託コストも意識して契約形態についても見直しを行い、委託コストの低下を実現した(令和2年度約0.04%⇒令和3年度約0.02%)。</p> <p>・資産運用が、資産運用の目標ないし「資産運用の基本方針」に相反しないように、「資産運用委員会」に四半期ごとの業務上の余</p>
--	--	---	--	--	---



			<p>更なる基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、実施されているか。</p> <p>・資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させているか。</p> <p>・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握しているか。</p> <p>・令和2年11月に策定した「累積欠損金解消計画（令和2年）」に沿って、着実な累積欠損金の解消に努めたか。</p>	<p>第2回（5/24）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について</li> <li>・資産運用委員会議事録の確認</li> <li>・令和2年度資産運用に関する評価報告書（案）について</li> <li>・行動規範について</li> <li>・パッシブファンドのマネストについて</li> </ul> <p>第3回（6/14）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構の到達目標について</li> <li>・付加退職金について</li> <li>・中退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について</li> <li>・建退共の手帳更新期間について</li> <li>・資産運用委員会議事録の確認</li> <li>・令和2年度資産運用に関する評価報告書（案）</li> <li>・令和2年4月から令和3年3月の運用実績報告（6経理）</li> <li>・受託機関の評価基準について</li> </ul> <p>第4回（7/27）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産運用委員会の運営方針について</li> <li>・付加退職金について</li> <li>・中退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について</li> <li>・運営委員会・評議員会報告</li> <li>・資産運用委員会議事録の確認</li> <li>・令和2年度運用受託機関評価結果</li> <li>・建退共の手帳更新期間について</li> </ul> <p>第5回（8/10）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について</li> </ul> <p>第6回（9/7）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産運用委員会の運営について</li> <li>・中退共資産に係る乖離許容幅・リバランスルールについて</li> <li>・対外公表資料「中退共資産に係る基本ポートフォリオ見直しについて（令和3年度）」について</li> <li>・合同運用中の清退共・林退共の基本ポートフォリオ変更（案）について</li> <li>・合同運用参加予定の建退共の基本ポートフォリオ変更（案）について</li> <li>・「資産運用の基本方針」の改正について（基本ポートフォリオの改定）</li> <li>・資産運用委員会議事録の確認</li> <li>・退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況について（6経理）</li> </ul> <p>第7回（10/25 メール開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「資産運用の基本方針」の改正について（外国債券ベンチマーク名称変更）</li> </ul> <p>第8回（1/24）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「資産運用の基本方針」の改正について</li> </ul> <p>i) - 2. 令和2年度の運用に関する評価報告書において、「基本方針に則して行われており、年度計画で掲げた目標に沿って質的な向上が図られてきている」との評価を受けた（5/24、6/14）。同評価報告書は、独立行政法人評価に関する有識者会議の参考資料として、厚生労働省に提出された。</p> <p>ii) 情報公開 業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び令和2年度資産運用結</p>	<p>裕金の運用状況や基本ポートフォリオの定例検証結果等を報告し、適切との評価を得た。</p> <p>・資産運用に関する重要事項は随時「資産運用委員会」に諮り、審議を経て、了承を得てから実施している。令和3年度は、基本ポートフォリオの見直し、パッシブファンドのマネジャー・ストラクチャー、基本方針の改正について随時経過を報告し、助言を受けながら実施した。</p> <p>・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握し、その結果に基づき、自家運用に掛かる月々の資産運用計画を組成しているほか、委託運用部分の基本方針への適合性の点検等を実施している。</p> <p>また、厚生労働省に主に以下の資料を提供した。</p> <p>・資産運用企画会議（建退共・清退共・林退共同部会）資料（運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等）</p> <p>・令和2年11月に策定した「累積欠損金解消計画（令和2年）」に沿って、着実な累積欠損金の解消に努めた。</p> <p>令和3年度末における累積欠損金は、△306百万円となり、累積欠損金解消計画で定める累積剰余金目安額△762百万円を上回った。なお、令和3年度は当期損失が119百万円となったため累積欠損金額が前年度の187百万円より大きくなったが、当期損失の発生の要因は、委託</p>
--	--	--	---	--	---

<p>③ 累積欠損金の処理等</p> <p>2019（平成31）年度までに行われる予定の財政検証の結果を踏まえ、機構が2005（平成17）年10月に策定した「累積欠損金解消計画」（以下「解消計画」という。）の見直しを財政検証の終了後9ヶ月以内に行い、見直し後の解消計画に沿って着実な累積欠損金の解消を図ること。</p> <p><b>【指標】</b> 委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収</p>	<p>③ 累積欠損金の処理等</p> <p>2019（平成31）年度までに行われる予定の財政検証の結果を踏まえ、機構が2005（平成17）年10月に策定した「累積欠損金解消計画」（以下「解消計画」という。）の見直しを財政検証の終了後9か月以内に行う。また、見直し後の解消計画において、年度ごとに解消すべき累積欠損金の額を定め、着実に解消を図る。</p> <p><b>【重要度 高、難易度 高】</b></p>	<p>果をホームページに公表する。</p> <p>iii) 厚生労働省への情報提供 予定運用利回り等の検討に資するよう、資産運用結果その他の財務状況や、運用環境に関する情報を定期的に提供するほか、随時の説明や情報提供要請にも積極的に対応する。</p> <p>ハ 「資産運用委員会」の審議の結果を事後の資産運用に反映させる。</p> <p>③ 累積欠損金の処理等</p> <p>令和2年11月に策定した「累積欠損金解消計画（令和2年）」に沿って、着実な累積欠損金の解消を図る。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合同運用資産のパッシブ運用に係る運用受託機関および管理受託機関の見直しについて— 選考過程・結果の総括—</li> <li>・ 中退共資産等に係る基本ポートフォリオ見直しについて（令和3年度）</li> </ul> <p>iii) 厚生労働省への情報提供 厚生労働省へ毎月提供した主な資料は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資産運用企画会議（建退共・清退共・林退共合同部会）資料（運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等）</li> </ul> <p>ハ 基本ポートフォリオ見直しについて審議を行い、基本ポートフォリオ変更（案）に審議の結果を反映し、基本方針を改正した。</p> <p>③ 累積欠損金の処理等</p> <p>令和2年11月に策定した「累積欠損金解消計画（令和2年）」に沿って、着実な累積欠損金の解消に努めた。令和3年度末における累積欠損金は、△306百万円となり、累積欠損金解消計画で定める累積剰余金目安額△762百万円を上回った。なお、令和3年度は当期損失が119百万円となったため累積欠損金額が前年度の187百万円より大きくなったが、当期損失の発生の要因は、委託運用部分の収益が伸び悩んだことに加え、責任準備金が、その計算方法において予定運用利回り引下げ（令和3年10月実施）前の利回りが保全されるよう調整した分が増加したことにあると考えている。</p>	<p>運用部分の収益が伸び悩んだことに加え、責任準備金が、その計算方法において予定運用利回り引下げ（令和3年10月実施）前の利回りが保全されるよう調整した分が増加したことにあると考えている。</p>	
---	--	---	--	--	---	--

<p>益率)を確保すること。 見直し後の解消計画に基づき、年度ごとに定める解消すべき累積欠損金を解消させること。(財政検証の翌年度以降)</p> <p><b>【目標設定等の考え方】</b> 基本ポートフォリオを①の目標を達成し得るものとした上で、委託運用部分について、ベンチマーク収益率を確保することで、中期的に必要な利回りを確保することとする。</p> <p>見直し後の解消計画に基づき、累積欠損金の着実な解消が必要であることから、指標として設定することとする。</p> <p><b>【重要度 高、難易度 高】</b> 共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから、重要度を高とする。</p> <p>また、累積欠損金解消計画の</p>						
---	--	--	--	--	--	--

<p>見直しについては、資産運用面の検討のみならず、加入者確保対策の強化等関係機関との連携による取組みも含め慎重な調整を要するものであるため、難易度を高とする。</p> <p><b>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</b></p> <p>長期未更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。</p> <p>被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。</p> <p><b>【指標】</b></p> <p>長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。</p> <p>中期目標期間</p>	<p><b>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</b></p> <p>林退共事業における長期未更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。</p> <p>イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、林退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底する。</p> <p>ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所の把握を徹底し、システムに登録する。</p>	<p><b>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</b></p> <p>林退共事業における長期未更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。</p> <p>イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、林退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底する。</p> <p>ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所の把握を徹底し、システムに登録する。</p>	<p>&lt;定量的指標&gt; なし</p> <p>&lt;その他の指標&gt; なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期未更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請したか。</li> <li>・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止したか。</li> <li>・重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を実施しているか。</li> </ul>	<p><b>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</b></p> <p>林退共事業における長期未更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前中期目標期間終了時 2,259 件</li> <li>・令和4年3月末現在 2,131 件 (△128 件)</li> </ul> <p>イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、林退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録した。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通知件数 1,668 件</li> </ul> <p>ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所の把握を徹底し、システムに登録した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・更新件数 15,084 件</li> </ul>	<p>&lt;評価の視点に対する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期未更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請し、退職金請求や手帳更新に繋げた。</li> <li>・被共済者の重複加入の確認を徹底し、共済契約者や被共済者に注意喚起した上で、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止した結果、令和3年度の重複加入による退職金の追加支給はなかった。</li> </ul>	
---	--	--	---	--	--	--

<p>の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。</p> <p><b>【目標設定等の考え方】</b>      共済手帳の更新要請等を行うことで、長期未更新者数を減少させることを指標として設定することとする。      ※ 過去3年以上手帳の更新を行っておらず掛金納付月数24月以上の被共済者推移      2014（平成26）年度末 2,369人、2015（平成27）年度末 2,338人、2016（平成28）年度末 2,294人、2017（平成29）年12月末 2,242人</p>	<p>ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続を取るよう要請する。      また、上記の要請から2年を経過した後においても、退職金請求等の手続を取っていない長期未更新者全員に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>ニ 被共済者の年齢構成等を把握・分析し、長期未更新者のうち住所が把握できている被共済者に対し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>ホ 2018（平成30）年度に実施する被共済者の実態調査に関する結果を踏まえ、現況が判明した被共済者等に対する退職金請求等の手続要請及び調査未回収の被共済者等に対する追跡調</p>	<p>ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続を取るよう要請する。      また、上記の要請から2年を経過した後においても、退職金請求等の手続を取っていない長期未更新者全員に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>ニ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を行う。</p> <p>ホ 事業主団体の広報誌、ポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。</p>	<p>・ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行ったか。</p>	<p>ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続を取るよう要請した（9/27 97所 129件）。</p> <p>（調査結果）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査件数 129件</li> <li>・手帳更新者数 18件</li> <li>・退職金請求者数 32件</li> </ul> <p>また、上記の要請から2年を経過した後においても、退職金請求等の手続を取っていない長期未更新者全員に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請した（10/14 51所 70件）。</p> <p>（調査結果）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査件数 70件</li> <li>・手帳更新者数 3件</li> <li>・退職金請求者数 7件</li> </ul> <p>ニ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し注意喚起を行った。</p> <p>ホ 事業主団体の広報誌掲載、ポスターに加え、全国の振興山村の広報誌に対し、退職金の請求奨励に関する記事掲載を依頼した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林組合10月号（全国森林組合連合会発行）</li> <li>・林材安全10月号（林業・木材産業労働災害防止協会発行）</li> <li>・各振興山村の広報誌（9/16、734自治体に掲載依頼し178自治体が掲載実施）</li> </ul> <p>※振興山村とは、山村振興法に基づき、旧市町村単位に林野率75%以上かつ人口密度1.16人/町歩未満等で、都道府県知事の申請に基づき主務大臣（国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣）が指定するもの。</p>	<p>・ホームページや振興山村（178所）の広報誌等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。</p>	
---	--	---	---	--	---	--

<p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>林業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入</p>	<p>査を実施する。</p> <p>へ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を行う。</p> <p>ト 事業主団体の広報誌、ポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。</p> <p>チ ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。</p> <p>リ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。</p> <p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>① 加入促進対策の実施</p> <p>林業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入</p>	<p>へ ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。</p> <p>ト マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。</p> <p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>① 加入促進対策の実施</p> <p>林業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入</p>	<p>&lt;定量的指標&gt;</p> <p>・令和3年度における新たに加入する被共済者数の目標を、1,900人以上とする。</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p>	<p>へ ホームページ、全契約者への「お知らせ」の送付により、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。</p> <p>・3,255所(6/15時点の全契約者)</p> <p>ト 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請した。</p> <p>・振興山村の市町村に対し林業界での就労経験者へ退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起の呼びかけを広報誌に掲載依頼した(9/16、734自治体)。</p> <p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>① 加入促進対策の実施</p> <p>林業従事者数は、平成2年度に10.0万人であったところ、平成27年度には4.5万人まで減少した上に、令和2年度は4.3万人と推計されており、また、新規就業者数は年間約3,200千人(H15～30平均)、林業従事者の通年雇用化という林野庁の施策もあり、林退共が対象としている期間労働者(年間就業日数の少ない労働者)の割合も減少しているという厳しい状</p>	<p>・令和3年度の加入目標1,900人に対し、加入実績1,668人(年度目標達成率87.8%)となった。</p>	
--	---	---	---	---	---	--

<p>勸奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。</p> <p><b>【指標】</b> 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を9,500人以上とすること。</p> <p><b>【目標設定等の考え方】</b> 前中期目標期間中の取組水準を踏まえ、指標を設定することとする。 ※ 前中期目標期間中に新たに加入した被共済者数（2013（平成25）年度～2017（平成29）年12月末現在）9,048人 ※ 実績値 2013（平成25）年度：1,736人、2014（平成26）年度：1,820人、2015（平成27）年度：2,372人、2016（平成28）年度：1,768人</p>	<p>勸奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により、効率的かつ効果的に以下の対策を講ずる。 林退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。</p> <p><b>イ 広報資料等による周知広報活動</b></p> <p>関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。</p> <p><b>ロ 個別事業主に対する加入勧奨等</b></p> <p>既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、文書等により必ず加入手続を行うよう要請する。</p> <p><b>ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等</b></p> <p>関係官公庁及び関係事業主団</p>	<p>勸奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により、効率的かつ効果的に以下の対策を講ずる。 林退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。</p> <p><b>イ 広報資料等による周知広報活動</b></p> <p>関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。</p> <p><b>ロ 個別事業主に対する加入勧奨等</b></p> <p>既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、文書等により必ず加入手続を行うよう要請する。</p> <p><b>ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等</b></p> <p>関係官公庁及び関係事業主団</p>	<p>なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勸奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講じたか。</li> </ul>	<p>況にある中、関係省庁、事業主団体等の協力を得て、効率的かつ効果的に以下の対策を講じた。 また、加入促進強化月間の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して実施した。</p> <p><b>イ 広報資料等による周知広報活動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。</li> <li>・全国林材業労働災害防止大会において会場内ポスターの掲示、大会誌へ記事掲載を依頼した。また、主催協会の機関誌「林材安全」に広報記事掲載を要請した。</li> <li>・加入促進強化月間の協力依頼を通じて、制度への加入促進を要請した。</li> <li>・各都道府県支部に対して、制度の一層の普及とより効果的な加入促進を図るため、林退共ホームページへのリンク掲載を依頼した（22支部掲載）。</li> </ul> <p><b>ロ 個別事業主に対する加入勧奨等</b></p> <p>既加入事業所に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、必ず加入手続を行うよう文書等により要請した（7月 3,255件）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林野庁の協力（履行指導の要請）のもと「国有林野事業の受託事業体」に対する履行確保について文書により実施した（10/4 既加入事業所 228所）。</li> </ul> <p><b>ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等</b></p> <p>関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行った。</p>	<p>&lt;評価の視点に対する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林業従事者数は、平成2年度に10.0万人であったところ、平成27年度には4.5万人まで減少した上に、令和2年度は4.3万人と推計されており、また、新規就業者数は年間約3,200人（H15～30平均）、林業従事者の通年雇用化という林野庁の施策もあり、林退共が対象としている期間労働者（年間就業日数の少ない労働者）の割合も減少しているという厳しい状況にある中、関係省庁、事業主団体の協力を得て、効率的かつ効果的に対策を講じた。</li> <li>また、加入促進強化月間の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して実施した。</li> </ul> <p>&lt;業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>加入促進対策について、各地域の林業関係者へのアンケート調査結果の分析等を通じ、加入目標を達成できるよう、既加入・未加入事業所への加入勧奨を実施するなど、引き続き状況に応じた効果的な加入勧奨の取組が必要である。</p> <p>&lt;令和2年度の業務実績の評価結果の反映状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林業関係者に対するアンケート結果を踏まえ、一人親方が所属する労災保険特別加入団体より抽出した未加入団体に対し、複数回（10月、3月）加入勧奨を実施するとともに、全日本森林林業木材関連産業労働組合連合会（森林労連）に対し、未加入事業所</li> </ul>	
--	---	---	--	--	--	--

<p>体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。</p> <p><b>ニ 集中的な加入促進対策の実施</b></p> <p>毎年度、加入促進強化月間を設定し、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。</p> <p><b>ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施</b></p> <p>いわゆる「緑の雇用」の実施に当たり、林退共制度等への加入について事業主に指導するよう関係機関に要請を行う。</p> <p><b>② 加入促進対策の検証と見直し等</b></p> <p>加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体・関係</p>	<p>体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。</p> <p><b>ニ 集中的な加入促進対策の実施</b></p> <p>10月を加入促進強化月間とし、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。</p> <p><b>ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施</b></p> <p>いわゆる「緑の雇用」の実施に当たり、林退共制度等への加入について事業主に指導するよう関係機関に要請を行う。</p> <p><b>② 加入促進対策の検証と見直し等</b></p> <p>加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体・関係</p>	<p>・ブロック林材業安全管理推進会議（WEB開催）にて、制度のあらまし等の資料を各ブロック（東海・北陸、近畿、北海道、中国・四国、東北、関東・甲信越）に送付。</p> <p>・林業労働災害撲滅キャンペーンでのあらまし配布 310部</p> <p>・雇用管理セミナーでのあらまし配布（北海道他46件）200部</p> <p>・一人親方が所属する労災保険特別加入団体より抽出した未加入団体へ加入勧奨を実施（10月、3月）。</p> <p>・全日本森林林業木材関連産業労働組合連合会（森林労連）に対し、「国有林野事業受託事業体より抽出した未加入事業主」等の未加入者の加入促進について協力を要請した（12月）。</p> <p><b>ニ 集中的な加入促進対策の実施</b></p> <p>10月を加入促進強化月間とし、厚生労働省及び林野庁の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開した。</p> <p>・関係団体等による広報記事掲載 2件 「森林組合10月号」 「林材安全10月1日号」</p> <p>・NHKへの放送（映）依頼（54支局）</p> <p>・林野庁から各都道府県関係部署に林退共制度への加入促進の協力をするよう文書を発出していたううえで、林退共からは、「国有林野事業の受託事業体」、「意欲と能力のある林業経営体」及び「育成を図る林業経営体」のうち林退共への未加入事業所に対し、「加入のご案内」の文書を送付し加入勧奨を実施した。 「国有林野事業の受託事業体」（10/4、54所） 「意欲と能力のある林業経営体により抽出した未加入事業主」（11/11、148所） 「育成を図る林業経営体より抽出した未加入事業主」（11/11、90所）</p> <p>・林野庁に対し、「緑の雇用」新規就業者育成対策事業の実施に当たり、事業主に対する加入指導の推進の協力依頼をした。</p> <p><b>ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施</b></p> <p>例年、全国森林組合連合会が開催する「緑の雇用」事業全国担当者会議等で加入勧奨を要請していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会議が開催されなかった。</p> <p>林野庁に対し、「緑の雇用」新規就業者育成対策事業の実施に当たり、事業主に対する加入指導の推進の協力依頼をした。</p> <p><b>② 加入促進対策の検証と見直し等</b></p> <p>中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も踏まえ、令和元年度より、「意欲と能力のある林業経営者」として公表されている林業経営者に対し加入勧奨を実施しているが、新累積欠損金解消計画を策定した令和2年度からは更なる加入促進対策の効果を高めるため機構から林野庁に依頼し、林野庁から各都道府県関係部署に林退共制度への加入促進の協力をするよう文書を発出していたううえで、林退共からは、「意欲と能力のある林業経営体」、「育成を図る林業経営体」の</p>	<p>の加入促進について協力を要請するなど、加入促進対策の強化を図った。引き続き状況に応じた効果的な加入勧奨に努めたい。</p>	
---	---	--	--	--



<p>(4) サービスの向上</p> <p>① 業務処理の効率化</p> <p>加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。</p> <p>また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。</p> <p>【指標】 退職金請求について、受付日から22業務日</p>	<p>業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。</p> <p>効果の検証結果を踏まえ、毎年度、加入促進対策の見直しを実施する。</p> <p>③ 加入目標数</p> <p>最近における加入状況、財務内容及び林業における産業・雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を9,500人以上とする。</p> <p>(4) サービスの向上</p> <p>① 業務処理の効率化</p> <p>イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施す</p>	<p>業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。</p> <p>効果の検証結果を踏まえ、加入促進対策の見直しを実施する。</p> <p>③ 加入目標数</p> <p>令和3年度における新たに加入する被共済者数の目標を、1,900人以上とする。</p> <p>(4) サービスの向上</p> <p>① 業務処理の効率化</p> <p>イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施す</p>	<p>&lt;定量的指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。</li> <li>・ホームページの林退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度3万2,000件以上とすること。</li> <li>・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情</li> </ul>	<p>うち林退共への未加入事業所に対し、「加入のご案内」の文書を送付し加入勧奨を実施している。</p> <p>令和3年度は、林業関係者に対するアンケート調査を踏まえ、一人親方が所属する労災保険特別加入団体より抽出した未加入団体(92団体)に対し、加入勧奨を実施するとともに、全日本森林林業木材関連産業労働組合連合会(森林労連)に対し、「国有林野事業受託事業体より抽出した未加入事業主」等の未加入者の加入促進について協力を要請した。</p> <p>③ 加入目標数</p> <p>令和3年度の加入目標1,900人に対し、加入実績1,668人(年度目標達成率87.8%)となった。</p> <p>(4) サービスの向上</p> <p>① 業務処理の効率化</p> <p>イ 加入者が行う諸手続について、すでにホームページから諸様式のダウンロードが可能なシステムを構築し実施しているところであるが、利用者の利便性を考慮して、ホームページのダウンロード申請用紙を直接入力できるよう申請用紙の修正を実施した。</p> <p>諸様式等の見直しについて、新様式を作成しダウンロードできるようにすることで、利用者の利便性の向上等を図った。</p> <p>【対象の申請用紙】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共済手帳更新申請書</li> <li>・掛金助成共済手帳更新申請書</li> <li>・退職金請求書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給した。</li> <li>・令和3年度における林退共ホームページへのアクセス件数は536,287件、達成率1,675.9%であった。</li> <li>なお、従前から続いている外部監視サービスによるものと思われるアクセスについては、推計値で年間473,040件程度であり、これを除いても63,247件のアクセス件数を獲得している。</li> <li>・運営委員会の場等を活用して、各種統計等の情報を提供したが、林退共事業の運営に対する特段の意見・要望は出されなかつ</li> </ul>	
---	--	---	---	---	---	--

<p>以内に、退職金を全数支給すること。</p> <p><b>【目標設定等の考え方】</b> 前中期目標の水準を業務日数に換算した上で、退職金請求の事務処理期限を指標として設定することとする。 ※ 前目標期間中（2013（平成25）～2017（平成29）年度）に目標として定めた処理日数の最終期限（暦日）30日</p> <p><b>② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等</b></p> <p>共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。</p> <p><b>【指標】</b> ホームページの林退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度3万2,000件以上とすること。</p> <p><b>【目標設定等の考え方】</b></p>	<p>る。</p> <p>ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付から22業務日以内に退職金を全数支給する。</p> <p><b>② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等</b></p> <p>イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ上のQ&amp;Aに反映することなどにより、ホームページの林退共制度の情報に関するアクセス件数を毎年度3万2千件以上とする。</p> <p>ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図</p>	<p>る。</p> <p>ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付から22業務日以内に退職金を全数支給する。</p> <p><b>② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等</b></p> <p>イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ上のQ&amp;Aに反映することなどにより、ホームページの林退共制度の情報に関するアクセス件数を年3万2千件以上とする。</p> <p>ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図</p>	<p>報を整理・分析し、対応策を検討・実施すること。</p> <p>&lt;その他の指標&gt; &gt; なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行ったか。</li> <li>・共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行う等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ったか。</li> <li>・加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析して対応策を検討し、林退共事業の運営に反映させることによ</li> </ul>	<p>ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付から22業務日以内に退職金を全数支給した。</p> <p><b>② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等</b></p> <p>イ 令和3年度における林退共ホームページへのアクセス件数は536,287件、達成率1,675.9%であった。 （トップページのアクセス数及び検索サイトにて検索した際に表示されるサイドメニューからのアクセス数を加えた数値を表記している。） なお、従前から続いている外部監視サービスによるものと思われるアクセスについては、推計値で年間473,040件程度であり、これを除いても63,247件のアクセス件数を獲得している。</p> <p>ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、支部において判断が困難な事案については早めに本部に渡してもらうように連携をするなど、相談者に対してストレスのない対応を実施した。引き続きサービス向上を図るとともに、ホームページを通じたメールでの質問や相談に対しても懇切丁寧に対応するよう努めた。</p>	<p>た。引き続き、関係者からの意見・要望等を聴取し適切に対応する。 ・運営委員会（6/28、3/18）</p> <p>&lt;評価の視点に対する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者が行う諸手続について、すでにホームページから諸様式のダウンロードが可能なシステムを構築し実施しているところであるが、利用者の利便性を考慮して、ホームページのダウンロード申請用紙を直接入力できるよう申請用紙の修正を実施した。</li> <li>・加入者等に対する個別の相談業務については、支部において判断が困難な事案については早めに本部に渡してもらうように連携をするなど、相談者に対してストレスのない対応を実施した。引き続きサービス向上を図るとともに、ホームページを通じたメールでの質問や相談に対しても懇切丁寧に対応するよう努めた。</li> <li>・運営委員会の場等を活用して、各種統計等の情報を提供したが、林退共事業の運営に対する特段の意見・要望は出されなかった。引き続き、関係者からの意見・要望等を聴取し適切に対応する。</li> </ul>	
---	---	---	--	--	---	--

<p>前中期目標期間中の取組水準を踏まえ、指標を設定することとする。 ※ 前中期目標期間中（2013（平成25）～2016（平成28）年度）における平均アクセス件数：32,557件</p> <p>③ 積極的な情報の収集及び活用</p> <p>加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、林退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。</p> <p><b>【指標】</b> 毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討・実施すること。</p> <p><b>【目標設定等の考え方】</b> 林退共制度をとりまく環境の変化を把握し、迅速に対応するために、毎年度1回以上、</p>	<p>る。</p> <p>③ 積極的な情報の収集及び活用</p> <p>イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。</p> <p>ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、林退共事業に対する要望・意見等を随時調査等する。</p> <p>ハ 毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、林退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。</p>	<p>る。</p> <p>③ 積極的な情報の収集及び活用</p> <p>イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。</p> <p>ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、林退共事業に対する要望・意見等を随時調査等する。</p> <p>ハ 加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、林退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。</p>	<p>り、当該事業の改善を図ったか。</p>	<p>③ 積極的な情報の収集及び活用</p> <p>イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、各種統計等の情報を提供した。参与会において、加入促進について協力したい等の意見を頂いたため、協力要請を行うとともに、新たなリーフレット作成に着手した。引き続き、関係者からの意見・要望等を聴取し適切に対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中退共・特退共同参加会（11/26、3/28）</li> </ul> <p>ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計情報を整備した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業季報 142号（令和3年1・2・3月）</li> <li>・事業季報 143号（令和3年4・5・6月）</li> <li>・事業季報 144号（令和3年7・8・9月）</li> <li>・事業季報 145号（令和3年10・11・12月）</li> </ul> <p>ハ 運営委員会の場を活用して、各種統計等の情報を提供したが、林退共事業の運営に対する特段の意見・要望は出されなかった。引き続き、関係者からの意見・要望等を聴取し適切に対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営委員会（6/28、3/18）</li> </ul>		
---	--	--	------------------------	---	--	--

統計等の各種情報を整理・分析し、事業を改善することを指標とすることとする。							
---------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-5	II 財産形成促進事業 1 融資業務の着実な実施 2 利用促進対策の効果的实施 3 財務運営		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標IV-施策大目標 3-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第70条第2項
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ												
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
貸付決定までの審査期間	財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下	3.99日	4.02日	4.11日	4.08日		予算額（千円）	217,225,361	199,832,576	194,137,613	159,963,468	
同上【達成度】		【100%】	【100%】	【100%】	【100%】		決算額（千円）	170,129,734	154,733,571	148,625,178	112,831,866	
財形持家融資等に関する相談受付件数	毎年度700件以上	752件	728件	656件	710件		経常費用（千円）	2,310,438	1,996,894	1,798,840	1,742,727	
同上【達成度】		【107.4%】	【104.0%】	【93.7%】	【101.4%】		経常利益（千円）	705,394	572,196	352,232	185,094	
財形持家融資の新規借入申込件数	中期目標期間中の合計で2,080件以上	平成30年度目標502件以上実績：666件	令和元年度目標454件以上実績：873件	令和2年度目標410件以上実績：753件	令和3年度目標371件以上実績：589件		行政コスト（千円）	-	1,997,070	1,799,591	1,743,336	
同上【達成度】		【132.7%】	【192.3%】	【183.7%】	【158.8%】		行政サービス実施コスト（千円）	△728,864	-	-	-	
ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数	毎年度31万件以上	648,489件	678,628件	800,601件	862,953件		従事人員数	21	21	21	21	
同上【達成度】		【209.2%】	【218.9%】	【258.3%】	【278.4%】							
ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（わかりやすい等の割合）	毎年度80%以上	73.3%	81.9%	83.1%	81.0%							
同上【達成度】		【91.6%】	【102.4%】	【103.9%】	【101.3%】							

注) 予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<b>II 財産形成促進事業</b>  <b>1 融資業務の着実な実施</b>  融資業務の運営に当たっては、勤労者世帯の持家取得について、自営業主世帯に比べて立ち後れが見られることに鑑み、勤労者の生活の安定に資するため、適正な貸付金利の設定となるよう、融資資金の調達及び貸付方法について、現在の金融情勢や機構の財務状況に適しているかなどを検証し、必要に応じ、厚生労働省の支援を得ながら金融機関との調整を実施すること。 また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、職員研修を実施すること等により中期計画に定める審査業務の迅速化に向けた取組を継続して行うこと。  <b>【指標】</b> 貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とすること。  <b>【目標設定等の考え方】</b> 迅速な審査を行い、引き続き利用者の利便性を維持するため、前	<b>II 財産形成促進事業</b>  <b>1 融資業務の着実な実施</b>  融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定に資するため、貸付金利については、転貸貸付けに必要な資金の調達に係る金利を基礎とし、一般の金融機関の金利動向その他の事情を考慮して設定する。なお、その際には、業務経費の削減を通じたスプレッドの抑制に努めつつ、制度の安定性を損なうことのないよう適切なスプレッドの設定に配慮する。 調達金利については、金融情勢を適切に反映した水準となるよう、妥当性を検証し、必要に応じ、厚生労働省の支援を得つつ、金融機関との調整を実施する。 また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、商品性については、厚生労働省の政策体系・目的にも配慮した、対象層を限定した特例金利の設定等商品設計面で工夫を凝らす。 手続面については、審査の妥当性確保と迅速な審査	<b>II 財産形成促進事業</b>  <b>1 融資業務の着実な実施</b>  融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定に資するため、貸付金利については、転貸貸付けに必要な資金の調達に係る金利を基礎とし、一般の金融機関の金利動向その他の事情を考慮して設定する。なお、その際には、業務経費の削減を通じたスプレッドの抑制に努めつつ、制度の安定性を損なうことのないよう適切なスプレッドの設定に配慮する。 調達金利については、金融情勢を適切に反映した水準となるよう、妥当性を検証し、必要に応じ、厚生労働省の支援を得つつ、金融機関との調整を実施する。 また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、商品性については、厚生労働省の政策体系・目的にも配慮した、対象層を限定した特例金利の設定等商品設計面で工夫を凝らす。 手続面については、審査の妥当性確保と迅速な審査	<定量的指標> ・貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とすること。  ・財形持家融資等に関する相談受付件数を、毎年度700件以上とすること。  ・中期目標期間中の財形持家融資の新規借入申込件数を、合計2,080件（うち、令和3年度においては371件）以上とすること。  ・ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度31万件以上とすること。	<b>II 財産形成促進事業</b>  <b>1 融資業務の着実な実施</b>  ・貸付金利については、資金の調達にかかる金利を基礎とし、一般の金融機関の金利動向その他の事情を考慮して、4月より0.72%、7月より0.69%、10月より0.68%、1月より0.69%で設定した。 調達金利については、金融情勢を適切に反映した水準となるよう、妥当性等に関する検証を行っているところである。  ・勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、融資制度の見直しを以下のとおり行った。 ① 融資対象物件の共有名義人の同居要件の撤廃。 ② 借入申込時に提出する書類の一部簡素化。 手続面については、審査の妥当性確保と迅速な審査処理の維持を図るため、外部専門家によるセミナーを受講した。貸付決定までの審査期間は、貸付決定した589件について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以内に貸付決定した。決定までに要した平均審査処理期間は4.08日であった。	<評定と根拠> 評定：B  ・貸付決定（589件）について、借入申込書を受理した日から5業務日以内（平均4.08日）に貸付決定を行った。  ・財形持家融資等に関する相談受付件数は710件であり、数値目標（700件）達成率は101.4%であった。  ・財形持家融資の新規借入申込件数は589件であり、数値目標（371件）達成率は158.8%であった。 継続実施した子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置等が、引き続き勤労者の利用促進に大きく寄与したことによるものと考えられる。 新規借入申込件数589件のうち、414件（70.3%）が子育て支援等の特例措置を利用。  ・ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数は862,953件であり、数値目標（31万件）達成率278.4%であった。  なお、従前から続いている外部監視サービスによるものと思われるアクセスについては、推計値で年間473,040件程度であり、これを除いても389,913件のアクセス件	評定	

<p>中期目標期間中 (2013(平成25)～ 2016(平成28)年 度)における平均審 査期間を指標とす ることとする。</p>	<p>処理の維持を図る ため、外部専門家 による職員研修を 毎年度1回以上実 施し、貸付決定ま での審査期間につ いて、財形持家融 資取扱金融機関に おいて借入申込書 を受理した日から 平均5業務日以下 とする。</p>	<p>処理の維持を図る ため、外部専門家 による職員研修を 実施し、貸付決定 までの審査期間に ついて、財形持家 融資取扱金融機関 において借入申込 書を受理した日か ら平均5業務日以 下とする。</p>	<p>・毎年度、ホーム ページ及びパンフ レット等の閲覧者 の満足度(わかり やすい等の割合)</p>		<p>数を獲得している。 この外部監視サー ビス件数を除いて も、目標値を超 えるアクセス件 数となっている が、その主な要 因は、毎年実施 している財形制 度周知キャンペーン における集中取 組期間のアクセ ス件数が大幅に 増加したこと である。財形制 度周知キャンペ ーンにおいては 、入社直後の若 年層に財形貯蓄 制度を訴求する ことが効果的 であるものの、 効果検証によ り若年層の認知 度が低いことが 明らかになった ことから、①テ レビCM動画、 ②オリジナルド ラマ、③オンデ マンドセミナー 、④バナー広告 などの広報手段 を活用して、若 年層をはじめ として訴求年齢 層を意識した情 報発信を行った 結果、アクセス 件数が大幅に増 加したものと考 えている。具体 的には、若年層 の共感を得られ るよう、令和2 年度には、特設 サイトに漫画「 サラリーマン山 崎シゲル」とコ ラボを行った動 画を掲載し、令 和3年度には、 特設サイトに① 実写とアニメー ションを融合 させたテレビC M動画の掲載 や、②「幸せの 積立て」をキャ ッチコピーとし て、給与天引き による堅実・計 画的な資産形成 をアピールする オリジナルドラ マの掲載を行う とともに、③制 度のメリット や利用方法を 専門家がわかり やすく説明する オンデマンド セミナーを開催 するなどを行 った。</p> <p>・ホームページ 及びパンフレット 等の閲覧者の満 足度(わかりやす い等の割合)は 81.0%であり 、数値目標(80 )達成率</p>	
--	--	--	---	--	--	--

<p><b>2 利用促進対策の効果的実施</b></p> <p>(1) 特別な支援を必要とする者への対応等</p> <p>政府方針を踏まえ、適時適切に、特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直しを行うとともに、必要に応じ、関係機関と連携しつつ、財形持家融資制度のみならず、財形制度全体の周知を行うなど、利用者の減少を踏まえた利用促進対策に取り組むこと。</p>	<p><b>2 利用促進対策の効果的実施</b></p> <p>(1) 特別な支援を必要とする者への対応等</p> <p>政府方針を踏まえ、適時適切に、特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直しを行うとともに、必要に応じ、関係機関と連携しつつ、財形持家融資制度のみならず、財形制度全体の周知を行うなど、利用者の減少を踏まえた以下の利用促進対策に取り組む。</p> <p>これにより、財形持家融資等に関する相談受付件数を、毎年度700件以上とし、中期目標期間中の財形持家融資の新規借入申込件数を、合計2,080件以上とする。</p> <p>① 広告代理店等外部専門家も活用し、最新の媒体、ツール、訴求方法を積極的に利用した広報を毎年度実施、効果を検証のうえ、改良を重ねる。</p> <p>② 行政機関等のメールマガジン、機関誌等について、費用対効果を検証しながら活用を図る。</p> <p>③ 事業主転貸融</p>	<p><b>2 利用促進対策の効果的実施</b></p> <p>(1) 特別な支援を必要とする者への対応等</p> <p>政府方針を踏まえ、適時適切に、特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直しを行うとともに、必要に応じ、関係機関と連携しつつ、財形持家融資制度のみならず、財形制度全体の周知を行うなど、利用者の減少を踏まえた以下の利用促進対策に取り組む。</p> <p>これにより、財形持家融資等に関する相談受付件数を、700件以上とし、財形持家融資の新規借入申込件数を、371件以上とする。</p> <p>① 広告代理店等外部専門家も活用し、最新の媒体、ツール、訴求方法を積極的に利用した広報を実施、効果を検証し、必要に応じて改良を加える。</p> <p>② 行政機関等のメールマガジン、機関誌等について、費用対効果を検証しながら活用を図る。</p> <p>③ 事業主転貸融</p>	<p>を80%以上とすること。</p> <p>&lt;その他の指標&gt; なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定に資するため、適正な貸付金利の設定を行い、融資資金の調達及び貸付方法について、現在の金融情勢や機構の財務状況に適しているかなどの検証等を実施しているか。</li> <li>また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、特例金利の設定などの商品設計や審査業務の迅速化に向けた取組を行ったか。</li> </ul>	<p><b>2 利用促進対策の効果的実施</b></p> <p>(1) 特別な支援を必要とする者への対応等</p> <p>政府方針を踏まえ、中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置と子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置の適用期間を令和5年3月31日まで延長した。</p> <p>加えて、以下の①～④の取組を行った。</p> <p>これにより、財形持家融資等に関する相談受付件数は710件、財形持家融資の新規借入申込件数は589件であった。</p> <p>① 昨年度の広報結果を踏まえ、広告代理店を活用し、若年層への制度浸透をより深めるために、テレビCM・SNSに加え、YouTube上でドラマ配信を行うなど新たな手法も活用し、広報を実施した（ドラマ視聴回数138,379回）。</p> <p>また、財形制度は昭和46年に始まり、約50年の歴史を持つものであることから「時代を超えた信頼感」というキーワードを打ち出し、若年層から経営者層まで幅広い世代に向けた情報発信を行った。</p> <p>加えて、インターネットを活用したアンケートも実施し、広報手段の効果測定のほか、財形に対する認知度合いの確認や啓発・周知を実施した。</p> <p>② 行政機関等が発行する掲載料無料のメールマガジンを活用して、18万超の登録者に財形制度の周知を行った。</p> <p>また、以下の機関誌へ財形制度の広告掲載を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国社会保険労務士会連合会「月刊 社労士」</li> <li>・介護労働安定センター「CARE WORK」</li> </ul> <p>③ 新型コロナウイルス感染拡大により、社労士や税理士等の会議・集会・</p>	<p>は101.3%であった。</p> <p>&lt;評価の視点に対する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付金利の設定に関して、国及び関係機関と密接に連携し、勤労者の生活の安定に資するという目的を踏まえつつ、現在の金融情勢も勘案し、財務の健全性に問題が生じないような適切なスプレッドを設定して決定した。</li> <li>なお、調達金利が金融情勢を適切に反映した水準となっているかなどについて、妥当性等に関する検証を行っているところである。</li> <li>・勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、融資制度の見直しを以下のとおり行った。</li> <li>① 融資対象物件の共有名義人の同居要件の撤廃。</li> <li>② 借入申込時に提出する書類の一部見直し。</li> <li>・手続面については、審査の妥当性確保と迅速な審査処理の維持を図るため、外部専門家によるセミナーを受講した。</li> <li>・貸付決定までの審査期間は、貸付決定した589件について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以内に貸付決定した。なお、決定までに要した平均審査処理期間は4.08日であった。</li> </ul>	
---	---	---	--	--	---	--



<p>(2) 情報提供の質の向上</p> <p>ホームページ、パンフレット、インターネット広告等の広告媒体については、閲覧状況及び閲覧者の意見等を不断にモニタリングし、内容を分析した上で、コンテンツの改善に反映させること等により、情報提供の質を向上させること。</p> <p><b>【指標】</b> 財形持家融資等に関する相談受付件数を、毎年度 700 件以上とすること。 中期目標期間中の財形持家融資の新規借入申込件数を、合計 2,080 件以上とすること。 ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度 31 万件以上とすること。 毎年度、ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（わかりやすい等の割合）を 80%以上</p>	<p>資の利用に繋げるため、中小企業へのアドバイザーである社労士や税理士等の会議・集会・研修等に積極的に参加し、顧客である中小企業事業主への周知・推奨を依頼する。</p> <p>④ 住宅ローン利用検討者向けのセミナー等を毎年度開催する。</p> <p>(2) 情報提供の質の向上</p> <p>ホームページ、パンフレット、インターネット広告等の広告媒体については、閲覧状況や閲覧者の意見等を不断にモニタリングし、内容を分析した上で、コンテンツの改善に反映させること等により、情報提供の質を向上させ、ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度 31 万件以上とするとともに、ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（わかりやすい等の割合）を、毎年度 80%以上とする。</p>	<p>資の利用に繋げるため、中小企業へのアドバイザーである社労士や税理士等の会議・集会・研修等に積極的に参加し、顧客である中小企業事業主への周知・推奨を依頼する。</p> <p>④ 住宅ローン利用検討者向けのセミナー等を開催する。</p> <p>(2) 情報提供の質の向上</p> <p>ホームページ、パンフレット、インターネット広告等の広告媒体については、閲覧状況や閲覧者の意見等を不断にモニタリングし、内容を分析した上で、コンテンツの改善に反映させること等により、情報提供の質を向上させ、ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数を、31 万件以上とするとともに、ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（わかりやすい等の割合）を、80%以上とする。 なお、ホームページについては、令和 3 年度中の完成を目指し、コンテンツの全面的見直しに取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府方針を踏まえ、適時適切に、特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直しを行うとともに、必要に応じ、関係機関と連携しつつ、財形持家融資制度のみならず、財形制度全体の周知を行うなど、利用者の減少を踏まえた利用促進対策に取り組んだか。</li> </ul>	<p>研修等への参加が困難であったため、厚労省・日本FP協会・労働金庫連合会・中退共と連携し、ファイナンシャル・プランナー向けオンデマンドセミナーを YouTube 上で配信し、財形転貸融資の利用促進に努めた。</p> <p>また、働き方改革推進支援センター主催のオンラインセミナーに参加し、周知広報を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉働き方改革推進支援センター 令和 4 年 1 月 28 日 16 者参加</li> <li>・東京働き方改革推進支援センター 令和 4 年 2 月 24 日 10 者参加</li> <li>令和 4 年 3 月 14 日 6 者参加</li> </ul> <p>④ 新型コロナウイルス感染拡大により対面型セミナーの開催が困難であったため、YouTube 上で、ファイナンシャル・プランナーによる動画配信によるオンデマンドセミナーを実施した。</p> <p>(2) 情報提供の質の向上</p> <p>ホームページについて、WEB 広告を活用し、積極的な広報展開を行ったほか、若年層から経営者層まで幅広い世代に向けた情報発信に取り組むため、被災者・中小企業勤労者・子育て中の勤労者向けの貸付金利引下げ特例措置などを紹介する専用ページや財形制度の効果的な利用方法等を紹介する特設サイトの開設、財形転貸融資の利用者やホームページの閲覧者の意見を踏まえ、訴求力のあるホームページとリーフレットを作成する等、情報提供の質の向上に努めた。</p> <p>今年度は 862,953 件のアクセス件数を獲得し、達成率 278.4%であった。なお、従前から続いている外部監視サービスによるものと思われるアクセスについては、推計値で年間 473,040 件程度であり、これを除いても 389,913 件のアクセス件数を獲得している。</p> <p>ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（わかりやすい等の割合）については 81.0%であった。</p> <p>また、ホームページについては、ユーザーインターフェース改善（主にスマートフォン対応）とWEBアクセシビリティの向上を勘案しつつ、問合せ内容等を踏まえて利用者の視点に立った分かりやすい表現に努め、全面的な見直しを行った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府方針を踏まえ、中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置と子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置の適用期間を令和 5 年 3 月 31 日まで延長した。</li> <li>・また、利用者の減少を踏まえた利用促進対策として、以下のとおり取り組んだ。 ① 昨年度の広報結果を踏まえ、広告代理店を活用し、若年層への制度浸透をより深めるために、テレビCM・SNSに加え、YouTube 上でドラマ配信を行うなど新たな手法も活用し、広報を実施した。 また、財形制度は昭和 46 年に始まり、約 50 年の歴史を持つものであることから「時代を超えた信頼感」のキーワードを打ち出し、若年層から経営者層まで幅広い世代に向けた情報発信を行った。 加えて、インターネットを活用したアンケートも実施し、広報手段の効果測定のほか、財形に対する認識度合いの確認や啓発・周知を実施した。</li> <li>② 行政機関等が発行する掲載料無料のメールマガジンを活用して、18 万超の登録者に財形制度の周知を行った。 また、以下の機関誌へ財形制度の広告掲載を行った。 ・全国社会保険労務士会連合会「月刊 社労士」 ・介護労働安定センター「CARE WORK」</li> <li>③ 新型コロナウイルス感染拡大を受け、社労士や税理士等の会議・集</li> </ul>	
---	--	---	---	--	---	--

<p>とすること。</p> <p>【目標設定等の考え方】</p> <p>利用促進のためには広く相談を受けることが重要であることから、相談受付件数については、前中期目標期間で最多であった2016（平成28）年度ベースの相談件数を目標とすることとする。</p> <p>※ 2016（平成28）年度実績 707件</p> <p>新規借入申込件数については、前中期目標期間中の取組水準及び新規貸付件数の減少傾向を踏まえ、指標を設定することとする。</p> <p>※ 2014（平成26）～2016（平成28）年度における貸付決定件数に基づく年度平均減少率10%</p> <p>※ 実績値 2014（平成26）年度：751件、2015（平成27）年度：681件、2016（平成28）年度：614件</p> <p>アクセス件数については、ホームページの利便性を図るため、これまでの実績を基に指標を設定することとする。</p> <p>※ 2013（平成25）～2016（平成28）年度の平均アクセス件数 31万件</p> <p>ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度については、利用者等の満足度を調査した上で、更なる向上を図るため、大多数の利用者から満足（わかりやすい等の割合）が得られる水準を指</p>			<p>・ホームページ、パンフレット、インターネット広告等の広告媒体については、閲覧状況及び閲覧者の意見等を不断にモニタリングし、内容を分析した上で、コンテンツの改善に反映させること等により、情報提供の質を向上させているか。</p>		<p>会・研修等への参加が困難であるため、厚労省・日本FP協会・労働金庫連合会・中退共と連携し、ファイナンシャル・プランナー向けオンデマンドセミナーをYouTube上で配信し、財形転貸融資の利用促進に努めた。</p> <p>働き方改革推進支援センター主催のオンラインセミナーに参加し、周知広報を実施した。</p> <p>・埼玉働き方改革推進支援センター 令和4年1月28日 16者参加</p> <p>・東京働き方改革推進支援センター 令和4年2月24日 10者参加 令和4年3月14日 6者参加</p> <p>④ コロナ禍の状況から対面型セミナーが開催できないため、YouTube上で、ファイナンシャル・プランナーによる動画配信によるオンデマンドセミナーを実施した。</p> <p>・ホームページについてはWEB広告を活用し、積極的な広報展開を行ったほか、被災者・中小企業勤労者・子育て中の勤労者向けの貸付金利引下げ特例措置や、財形制度の効果的な利用方法等を紹介する特設サイトを開設した。</p> <p>また、財形転貸融資の利用者やホームページの閲覧者の意見を踏まえ、訴求力のあるホームページとリーフレットを作成する等、情報提供の質の向上に努めた。</p>	
---	--	--	---	--	--	--

<p>標として設定することとする。</p> <p><b>3 財務運営</b></p> <p>(1) 自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施すること。</p> <p>(2) 剰余金は、金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てること。</p>	<p><b>3 財務運営</b></p> <p>自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施する。</p>	<p><b>3 財務運営</b></p> <p>自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施する。</p>	<p>・自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施しているか。</p> <p>・剰余金は、金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てたか。</p>	<p><b>3 財務運営</b></p> <p>中小企業勤労者支援貸付金利引下げ特例措置及び子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置については、政策的意義及び利用率の向上を踏まえ継続実施したが、その際には、当該措置が財政状況に与える影響を検証のうえ、財務の健全性に問題が生じないことを確認した。効率的財務運営の観点からは、余裕資金の運用について、可能な限り短期でも運用機会を活用するように努めた。</p>	<p>また、ホームページについては、ユーザーインターフェース改善（主にスマートフォン対応）とWEBアクセシビリティの向上を勘案しつつ、問合せ内容等を踏まえて利用者の視点に立った分かりやすい表現に努め、全面的な見直しを行った。</p> <p>・中小企業勤労者支援貸付金利引下げ特例措置及び子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置の継続検討に当たっては、政策的意義及び利用率向上の観点だけでなく、今後の損益状況に与える影響を検証し、財務の健全性に問題が生じないことを確認した。効率的財務運営の観点からは、余裕資金の運用について、可能な限り短期でも運用機会を活用するように努めた。</p> <p>・剰余金の使途については、該当なし</p>	
--	--	--	---	---	---	--

<p><b>4. その他参考情報</b></p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-6	Ⅲ 雇用促進融資事業		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅳ-施策大目標 3-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法附則第2条第1項第4号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ												
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
								予算額（千円）				
								決算額（千円）				
								経常費用（千円）				
								経常利益（千円）				
								行政コスト（千円）				
								行政サービス実施コスト（千円）				
								従事人員数				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
Ⅲ 雇用促進融資事業 雇用促進融資業務については、債権管理を適切に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）の処理を進めるとともに、財政投融資の償還期限が2019（平成31）年度末であることを踏まえ、期限までに着実な償還を行うこと。	Ⅲ 雇用促進融資事業 雇用促進融資業務については、債権管理を適切に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）の処理を進めるとともに、財政投融資からの借入金残高974,998千円（2017（平成29）年度末時点）を2019（平成31）年度までに着実に償還する。	Ⅲ 雇用促進融資事業 雇用促進融資業務については、債権管理を適切に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）の処理を進める。	<定量的指標> なし  <その他の指標> なし  <評価の視点>  ・雇用促進融資業務について、債権管理を適切に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）の処理を進めたか。	Ⅲ 雇用促進融資事業 雇用促進融資業務については、返済が困難となった債務者に対する貸付条件の変更決定を6件行った。  令和3年4月に発出した文書に基づき金融機関等との連携を密にし、債務者及び抵当物件に係る情報収集と現状把握により債権の適切な管理に努めた。リスク管理債権（貸倒懸念債権・破産更生債権等）については、適切な管理と併せて必要に応じた措置を検討する等して効果的な回収、処理に努めた。  リスク管理債権処理件数（完済又は償却） 2件	<評価と根拠> 評価：B  <評価の視点に対する措置> ・雇用促進融資業務については、返済が困難となった債務者に対する貸付条件の変更決定を6件行った。  令和3年4月に発出した文書に基づき金融機関等との連携を密にし、債務者及び抵当物件に係る情報収集と現状把握により債権の適切な管理に努めた。リスク管理債権（貸倒懸念債権・破産更生債	評価	

						<p>権等)については、適切な管理と併せて必要に応じた措置を検討する等して効果的な回収、処理に努めた。</p> <p>リスク管理債権処理件数 (完済又は償却) 2件</p>	
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報							
特になし							

1. 当事務及び事業に関する基本情報		
2-1	1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等 2 業務運営の効率化に伴う経費削減 3 給与水準の適正化 4 業務の電子化に関する取組 5 契約の適正化の推進	
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)	
中退共事業における中退共電算システムについて、2018（平成30）年度末までに現行システムの調査・分析を行い、2020（令和2）年度末までに新システムの要件定義・再構築手法等を決定し、2021（令和3）年度からシステム再構築を開始すること。	同左		実施済	実施済	実施済	実施済			
建退共制度における掛金納付方法に係る電子申請方式の導入の可否について、2018（平成30）年6月までに実証実験を終了し、実証実験参加者その他の関係者の意見を踏まえて検討を行い、2018（平成30）年12月までに検討結果を取りまとめること。	同左		実施済	実施済	-	-			
建退共制度における掛金納付方式に係る電子申請方式の導入に向けたシステム構築について、システムの安全かつ確実な稼働と情報セキュリティの確保を最優先とするとともに、2020（令和2）年度末までに電子申請方式を導入すること。	同左		-	-	実施済	実施済			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p><b>第4 業務運営の効率化に関する事項</b></p> <p>通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p><b>1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等</b></p> <p>機構の業務運営については、法人の長を中心に、業務の効率的・効果的実施等の観点から見直しを検討し、実施すること。また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化及び経費の縮減を図ること。</p>	<p><b>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</b></p> <p><b>1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等</b></p> <p>機構の業務運営については、法人の長を中心に、業務の効率的・効果的実施等の観点から見直しを検討し、実施する。また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化及び経費の縮減を図る。</p>	<p><b>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</b></p> <p><b>1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等</b></p> <p>機構の業務運営については、法人の長を中心に、業務の効率的・効果的実施等の観点から見直しを検討し、実施する。また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化及び経費の縮減を図る。</p>		<p><b>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</b></p> <p><b>1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等</b></p> <p>機構の業務運営については、法人の長を中心に、業務の効率的・効果的実施等の観点から見直しを検討し、実施した。また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化及び経費の縮減を図った。</p> <p>○諸手続・事務処理等の再点検を行い、「事務処理改善計画」を作成して加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図った。</p> <p>[改善実績件数]  機構内事務処理に関すること 7件  加入者が行う手続に関すること 7件</p> <p>[主な改善実績]  ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策や働き方改革の推進を目的として、主な会議室にWi-Fi回線を敷設することで、WEB会議等が安定的に実施可能な通信環境を構築し、会議や研修等の開催・実施の効率化を図った。  ・建退共事業において、共済手帳申込書、共済手帳紛失届及び共済契約者証交付申請書について、電子申請専用サイトから直接手続が行えるようシステム改修を行った。  ・建退共事業において、加入・履行証明願受付前の発行対象可否を判別できるよう、「加入・履行証明願受付に関する簡易審査フロー」を作成し、建退共ホームページに掲載した。  ・財形事業において、総合評価落札方式により事業者を選定する際に行う企画提案のプレゼンテーション審査を、一部オンライン化した。</p> <p>○調達等合理化検討チームにより、安易な随意契約で経費が増大しないように審議した(28回)。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;  評価：B  業務運営については、法人の長を中心に、業務の効率的・効果的実施等の観点から、WEB会議等の環境構築や各種マニュアルの策定・見直しなどを行った。  一般管理費については、平成29年度予算額に比べて令和3年度においては43.9%削減するとともに、業務経費については、平成29年度予算額に比べて令和3年度においては10.4%削減し、経費削減に努めた。  給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮のうえ検証し、その結果や取組状況を6月末に公表した。  中退共事業における中退共電算システムについては、令和3年4月にはPMO支援業者を決定し、設計・開発工程の準備を開始、令和3年10月に設計・開発業者を選定した。また、最終的に関係者が100人単位となる大プロジェクトにおける円滑な意思疎通を実現するためのコミュニケーションツールを導入し、活用している。なお、PMO支援業者の選定では、金融機関の大規模プロジェクトに実績のある複数の業者を候補とし、業務内容や現行システムに関する理解度、サービス内容を詳細に検討した。  令和元年11月から進めてきたドキュメンテーション整備プロジェクトについては、令和3年9月に予定通り終了した。  令和3年10月に開始さ</p>		

						<p>れた設計・開発工程では、機構（PMO、業務部門）、PMO支援業者、設計・開発業者の3者が密接に連携して効率的に作業が進められている。</p> <p>経験したことの無い大規模プロジェクトにおけるコンサルタントとの協働作業は、役職員にとって極めて貴重な学習機会になっており、システム要員育成のみならず、機構全体のITリテラシー底上げに繋がっている。</p> <p>なお、殆どの会議にシステム担当理事が参加している他、隔月開催のステアリングコミッティ、工程開始・終了判定会議等、重要な会議には必ず理事長と総務担当理事が参加、理事長が重要事項に関する判断を下すなど、本プロジェクトはトップのリーダーシップの下で遂行されている。</p> <p>また、業務部門職員は関係課毎に複数の担当者が任命され、当事者意識を持って頻繁な会議に参加すると共に、業者への情報提供を行っている。</p> <p>建退共制度における掛金納付方式の事務の煩雑さの軽減等を図ることを目的とした電子申請方式の導入について、情報系システムと業務系システムとの物理的分離等を図ったシステム構築を完了し、令和3年3月より本格的稼働を開始した。（電子申請方式導入企業7,750社 令和4年3月31日現在）</p> <p>契約については、機構の「調達等合理化計画」（6/24 ホームページ公表）に基づき取組を着実に実施した。令和3年度における一者応札の件数を前中期目標期間における一者応札の平均件数よ</p>
--	--	--	--	--	--	--



<p><b>2 業務運営の効率化に伴う経費削減</b></p> <p>業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、各退職金共済事業における被共済者管理システム関連経費及び勤労者財産形成システム関連経費（再構築・改修費及び保守費）等の新規追加並びに公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、2017（平成29）年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業並びに雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、2017（平成29）年度予算額に比べて5%以上の削減を行うこと。</p>	<p><b>2 業務運営の効率化に伴う経費削減</b></p> <p>業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、各退職金共済事業における被共済者管理システム関連経費及び勤労者財産形成システム関連経費（再構築・改修費及び保守費）等の新規追加及び公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、2017（平成29）年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業並びに雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、2017（平成29）年度予算額に比べて5%以上の削減を行う。</p>	<p><b>2 業務運営の効率化に伴う経費削減</b></p> <p>一般管理費（人件費を除く。）及び業務経費（財産形成促進事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、業務運営全体を通じて一層の効率化を図るとともに予算の適切な執行を行う。</p>	<p>&lt;定量的指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、各退職金共済事業における被共済者管理システム関連経費及び勤労者財産形成システム関連経費（再構築・改修費及び保守費）等の新規追加並びに公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、2017（平成29）年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、2017（平成29）年度予算額に比べて5%以上の削減を行うこと。</li> <li>・中退共事業における中退共電算システムについて、2018（平成30）年度末までに現行システムの調査・分析を行い、2020（令和2）年度末までに新システムの要件定義・再構築手法等を決定し、2021（令和3）年度からシステム再構築を開始すること。</li> </ul>	<p><b>2 業務運営の効率化に伴う経費削減</b></p> <p>平成29年度予算額に対し、一般管理費（人件費を除く。）については43.9%、業務経費（新規事業、財産形成促進事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については10.4%の削減を行った。</p>	<p>り増加させないように努めた。また、監事及び会計監査人において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けた。</p> <p>これらを踏まえ、B評価とする。</p> <p>①一般管理費については、平成29年度予算額に比べて15%以上削減した。</p> <p>[定量的指標]一般管理費削減率（平成29年度予算額比） 目標値：15%以上削減 令和3年度実績値：121,049（千円） 43.9%削減</p> <p>②業務経費については、平成29年度予算額に比べて5%以上削減した。</p> <p>[定量的指標] 業務経費削減率（平成29年度予算額比） 目標値：5%以上削減 令和3年度実績値：3,911,074（千円） 10.4%削減</p> <p>・2021（令和3）年4月から全体工程管理業務を開始し、再構築プロジェクトが完了するまで継続する。2021（令和3）年10月から設計・開発工程を開始し、2022（令和4）年3月までの期間に要件定義工程で策定した要件について確認を行った。2022（令和4）年4月より基本設計を開始する。</p>
--	---	--	---	--	--

<p><b>3 給与水準の適正化</b></p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果及び取組状況を公表すること。</p>	<p><b>3 給与水準の適正化</b></p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p><b>3 給与水準の適正化</b></p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>・建退共制度における掛金納付方法に係る電子申請方式の導入に向けたシステム構築について、システムの安全かつ確実な稼働と情報セキュリティの確保を最優先とするとともに、2020（令和2）年度末までに電子申請方式を導入すること。</p> <p>&lt;その他の指標&gt; なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>・給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等について検証及び公表したか。</p>	<p><b>3 給与水準の適正化</b></p> <p>機構の令和3年度における給与水準について以下のとおり検証を行った。</p> <p>年齢のみで比較した対国家公務員指数は112.9となっているが、当機構の勤務地域は東京都特別区であり、勤務地に応じて支給される手当（特別都市手当）の額が国家公務員に支給される手当（地域手当）の額の平均よりも高く、また、職員の大卒者の割合が国家公務員よりも高いことによるものである。</p> <p>これらの要素を考慮した地域勘案指数では100.4、地域・学歴勘案指数では99.7となっており、いずれの指数も国家公務員とほぼ均衡している。</p> <p>支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は、1.2%と極めて小さい（国からの財政支出額 7,655 百万円、支出予算の総額 635,999 百万円：令和3年度予算）。</p> <p>※上記については、令和4年6月末に機構ホームページにおいて公表した。</p>	<p>・建退共制度における掛金納付方式の事務の煩雑さの軽減等を図ることを目的とした電子申請方式の導入について、情報系システムと業務系システムとの物理的分離等を図ったうえでシステムのセキュリティ要件を万全にし、令和2年10月からの試行的実施を経て、参加企業からの意見などを踏まえつつ、令和3年3月から電子申請方式を本格的に導入した（電子申請方式導入企業 7,750 社令和4年3月31日現在）。</p> <p>&lt;評価の視点に対する措置&gt;</p> <p>・諸手当については、国に準拠して支給しており、機構独自の手当等は設けておらず、支給水準も国を超えるものは存在しない。</p> <p>・東京都特別区に勤務する職員に支給する特別都市手当（国家公務員の地域手当に相当）について、引き続き国家公務員の支給割合（20%）よりも低い水準に留めている。</p> <p>・総人件費については、超過勤務管理の徹底等を行いつつ、政府の取組を踏まえて適切に対応した。</p> <p>・年齢のみで比較した対国家公務員指数は112.9となっているが、当機構の勤務地域は東京都特別区であり、勤務地に応じて支給される手当（特別都市手当）の額が国家公務員に支給される手当（地域手当）の額の平均よりも高く、また、職員の大卒者の割合が国家公務員よりも高いことによるものである。</p> <p>これらの要素を考慮した地域勘案指数では</p>
---	--	--	---	--	---

<p><b>4 業務の電子化に関する取組</b>  (1) 中退共電算システム  中退共事業における中退共電算システムについて、プログラミング言語を刷新し、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するためのシステムの再構築を行うこと。</p> <p>(2) 建退共の電子申請方式導入  建退共制度における掛金納付方法について、事務の煩雑さの軽減等を図るため電子申請方式の実証実験を実施し、その結果等を踏まえ、システム構築について、システムの安全かつ確実な稼働と情報セキュリティの確保を最優先とし、電子申請方式を導入すること。また、導入にあたっては、全ての共済契約者に対し電子申請方式に関する周知を行うとともに、電子申請方式の導入に関する意向を調査し、その結果を利用促進のための方策に反映すること。</p> <p><b>【指標】</b></p>	<p><b>4 業務の電子化に関する取組</b>  中退共事業における中退共電算システムについて、プログラミング言語を刷新し、ハードウェア、ソフトウェア等の見直しを行い、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するため、2018（平成30）年度末までに現行システムの調査・分析を行い、2020（令和2）年度末までに新システムの要件定義・再構築手法等を決定し、2021（令和3）年度からシステム再構築を開始する。  建退共制度における掛金納付方式に係る事務の煩雑さの軽減等を図ることを目的として、電子申請方式の導入の可否について、2018（平成30）年6月までに実証実験を終了し、実証実験参加者その他の関係者の意見を踏まえて検討を行い、同年12月までに検討結果を取りまとめる。  また、その検討結果等を踏まえ、</p>	<p><b>4 業務の電子化に関する取組</b>  中退共事業における中退共電算システムについて、プログラミング言語を刷新し、ハードウェア、ソフトウェア等の見直しを行い、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するためのシステム再構築に向けて、現行中退共電算システムのドキュメンテーションの整備を進め、令和2年度に行った新システムの計画策定・要件定義工程の成果に基づき、システム開発業者の選定を行う。また、令和2年度に委託業者を選定した全体工程管理及びシステム部門支援業務について業務を開始する。  建退共制度における掛金納付方式に係る事務の煩雑さの軽減等を図ることを目的として、半年間の試行的実施期間を経て令和3年度から本格的に導入される電子申請方式について、情報セキュリティ確保のために情報系システム</p>	<p>・中退共事業における中退共電算システムについて、プログラミング言語を刷新し、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するためのシステムの再構築を着実に進めているか。</p> <p>・建退共制度における掛金納付方法について、事務の煩雑さの軽減等を図るため、令和3年度に本格的に導入した電子申請方式について、安全かつ確実な稼働を実施しつつ、マニュアルやコールセンターの充実などソフト面についても向上を図ったか。</p>	<p><b>4 業務の電子化に関する取組</b></p> <p>・中退共事業における中退共電算システムについて、プログラミング言語を刷新し、ハードウェア、ソフトウェア等の見直しを行い、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するためのシステム再構築に向けて、新システムの計画策定・要件定義工程の成果に基づき、システム設計・開発業者の選定を行った。  全体工程管理及びシステム部門支援業務について業務を開始した（4月）。システム設計・開発業務を開始し（10月）、基本設計工程に向け、要件定義内容を再精査する要件確認工程を行った（～令和4年3月）。  現行中退共電算システムのドキュメンテーションの整備を完了した（～令和4年3月）。</p> <p>・建退共制度における新たな掛金納付方法である電子申請方式について、情報系システムと業務系システムとの物理的分離等を図ったシステム構築を完了し、令和3年3月より本格的稼働を開始した（電子申請方式導入企業7,750社 令和4年3月31日現在）。  また、10月に実施された制度改正に対応するため、就労実績報告作成ツールにより作成された就労実績ファイルの就労月によって掛金単価の異なる退職金ポイントが自動的にかつ確実に充当される機能を実装するためのシステム改修を行った。  同時に、昨今の行政手続に関するデジタル化の傾向を踏まえ、共済手帳申込等の手続について、オンライン申請が可能となるシステム改修を実施した。  情報セキュリティ確保については、制度改正対応のための電子申請専用サイトの改修を踏まえ、セキュリティ強度を確認するためのペネトレーションテストを実施したところ、AAA（脆弱性なし）の診断を受けた。  一方で、ソフト面については、問い合わせの増加に対応するためコールセンター要員の増加等を行い、初めて電子申請方式を利用する方のためのマニュアル及び解説動画を作成し、ホームページに掲載した。</p> <p>令和3年度、電子申請方式の普及に向けては、国土交通省主催の発注機関向け説明会（WEB会議）に同席し、電子申請方式を踏まえた公共工事における建退共制度の適正履行の確保に関する周知を行った（5/21、5/28、6/4）。  併せて、同方式の普及促進のため、従来から実施している説明会に加え、オンライン説明会を積極的に採用し、関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において説明を行った（開催数27回・参加者数4,318名）。  さらに、電子申請方式の本格的実施に伴い、新たなパンフレットを作成し、共済契約者及び自治体等に配布して周知を行った（「電子申請方式が始まりました」（三折版・両面版計420,000部、「この機会に電子申請方式を利用しませんか」22,000部、「建退共にご加入の共済契約者の皆様へ」20,000</p>	<p>100.4、地域・学歴勘案指数では99.7となっており、いずれの指数も国家公務員とほぼ均衡している。  ・支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は、1.2%と極めて小さい。</p> <p>・計画策定・要件定義工程の成果物に基づきシステム開発業者を選定し基本設計工程に向け、要件定義内容を再精査する要件確認工程を行った。  また、全体工程管理及びシステム部門支援業務を開始した。</p> <p>・建退共制度における新たな掛金納付方法である電子申請方式による掛金納付について、情報系システムと業務系システムとの物理的分離等を図ったシステム構築を完了し、令和3年3月より本格的稼働を開始した（電子申請方式導入企業7,750社 令和4年3月31日現在）。  情報セキュリティ確保については、令和3年10月の制度改正に対応するため、電子申請専用サイトの改修を実施した際に、セキュリティ強度を確認するためのペネトレーションテストを実施したところ、AAA（脆弱性なし）の診断を受けた。  また、セキュリティ対策のさらなる強化を目的として開発・運用・保守委託先事業者によるプログラムの改ざんや不正アクセスの防止等のため、作業員別に操作ログを監視し、その結果を機構に定期的に報告させることとした。</p>	
--	---	---	---	--	---	--

<p>中退共事業における中退共電算システムについて、2018（平成30）年度末までに現行システムの調査・分析を行い、2020（令和2）年度末までに新システムの要件定義・再構築手法等を決定し、2021（令和3）年度からシステム再構築を開始すること。</p> <p>建退共制度における掛金納付方法に係る電子申請方式の導入の可否について、2018（平成30）年6月までに実証実験を終了し、実証実験参加者その他の関係者の意見を踏まえて検討を行い、2018（平成30）年12月までに検討結果を取りまとめること。</p> <p>建退共制度における掛金納付方法に係る電子申請方式の導入に向けたシステム構築について、システムの安全かつ確実な稼働と情報セキュリティの確保を最優先とするとともに、2020（令和2）年度末までに電子申請方式を導入すること。</p> <p>電子申請方式に関する周知の実施率（全ての共済契約者）※共済契約者数（2018（平成30）年度末）172,062所</p> <p>電子申請方式の導入に関する意向調査の実施状況</p>	<p>2020（令和2）年度末までに電子申請方式を導入しつつ、証紙貼付方式も存続させることとする。</p> <p>システム構築に際しては、システムの安全かつ確実な稼働と情報セキュリティの確保に万全を期すために、システムのセキュリティ要件の明確化、情報システムと業務系システムとの物理的分離等を図るとともに、半年程度の試行的実施期間を設けることとする。</p> <p>導入にあたっては、中期目標期間中に全ての共済契約者に電子申請方式の導入について周知することとする。</p> <p>また、電子申請方式を導入しない共済契約者については、意向調査等により理由を把握し、分析結果を電子申請方式の利用促進のための方策に反映させることとする。</p>	<p>と業務系システムとの物理的分離等を図ったシステムの安全かつ確実な稼働を実施しつつ、マニュアルやコールセンターの充実などソフト面についても向上を図る。</p> <p>また、同方式導入後の共済契約者からの要望等を踏まえた課題について、引き続き関係官公庁及び関係事業主団体等との協議を継続する。</p> <p>さらに、同方式の普及に向けて、関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、説明を行うほか、共済契約者等に対するパンフレット・ポスターの作成及び配布を行うなど周知に努める。</p> <p>なお、同方式を導入しない共済契約者については、意向調査等により理由を把握し、分析結果を同方式の利用促進のための方策に反映させることとする。</p>		<p>部）。</p> <p>建退共制度のあり方等についての検討材料を得ることを目的とした実態調査について、質問項目に電子申請方式の利用状況に関する設問を追加して共済契約者等に調査依頼し、電子申請方式を導入しない共済契約者の理由や意見を取りまとめた。</p> <p>・電子申請未利用者数/有効回答数</p> <table border="1"> <tr> <td>A調査（専門工事業者）</td> <td>648/699 件</td> </tr> <tr> <td>B調査（元請業者）</td> <td>1,554/1,648 件</td> </tr> <tr> <td>C調査（工事現場）</td> <td>790/818 件</td> </tr> <tr> <td>E調査（労働者）</td> <td>5,512/6,089 件</td> </tr> </table> <p>※D調査（発注機関）は電子申請に関する質問無</p> <p>今後、結果を把握・分析し、同方式の利用促進のための方策に反映させ、さらなる効率化に取り組むとともに、建設技能労働者の就業履歴等を登録・蓄積する建設業界全体の仕組みである「建設キャリアアップシステム」との連携についてもさらに推し進めていく。</p>	A調査（専門工事業者）	648/699 件	B調査（元請業者）	1,554/1,648 件	C調査（工事現場）	790/818 件	E調査（労働者）	5,512/6,089 件	<p>ソフト面については、問い合わせの増加に対応するためコールセンター要員の増加等を行い、初めて電子申請方式を利用する方のためのマニュアル及び解説動画を作成し、ホームページに掲載した。</p>	
A調査（専門工事業者）	648/699 件													
B調査（元請業者）	1,554/1,648 件													
C調査（工事現場）	790/818 件													
E調査（労働者）	5,512/6,089 件													

<p>【目標設定等の考え方】</p> <p>中退共事業における中退共電算システムについて、再構築の目的を達成するために必要な工程を指標として設定することとする。</p> <p>建退共制度における実証実験について、実験終了年度に検討結果を取りまとめることを指標として設定することとする。</p> <p>建退共制度の電子申請方式の導入に向けたシステム構築及び周知等の目的等を達成するために必要な要件や工程を設定することとする。</p> <p>電子申請方式を導入しない共済契約者については、意向調査等により理由を把握し、分析結果を電子申請方式の利用促進のための方策に反映させることとする。</p> <p><b>5 契約の適正化の推進</b></p> <p>契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。</p> <p>(1) 公正かつ透</p>	<p><b>5 契約の適正化の推進</b></p> <p>契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。</p> <p>(1) 公正かつ透</p>	<p><b>5 契約の適正化の推進</b></p> <p>契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。</p> <p>(1) 公正かつ透</p>	<p>・「調達等合理化計画」に基づき取組を着実に実施したか。</p> <p>・契約は原則、一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には、</p>	<p><b>5 契約の適正化の推進</b></p> <p>契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、以下の取組により、契約の適正化を推進した。</p> <p>(1) 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現</p>	<p>・「令和3年度調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するため、令和3年度随意契約及び一者応札・応募に係る契約について調達等合理化検討チーム及び監事、会計監査人による監査を受けるとともに自ら点検・見直しを行うことにより、取組を着実に実施した。</p> <p>・契約は原則、一般競争入札によるものとし、企画競争方式や公募方式を行う場合には、競争性及び</p>	
--	--	--	--	--	--	--

<p>明な調達手続による適切、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構の「調達等合理化計画」に基づき取組を着実に実施すること。特に、システム改修等の調達については、安易に随意契約とせず、透明性を確保すること。また、契約監視委員会において、契約の適正な実施について点検を受けること。</p> <p>(2) 契約については、原則として一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。中期目標期間における一者応札の平均件数を前中期目標期間における一者応札の平均件数よりも増加させないよう努めること。</p> <p>(3) 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。</p>	<p>明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構の「調達等合理化計画」に基づき取組を着実に実施する。特に、システム改修等の調達については、安易に随意契約とせず、透明性を確保する。また、契約監視委員会等を通じて、契約の適正な実施について点検を受けることとする。</p> <p>(2) 契約については、原則として一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施する。中期目標期間における一者応札の平均件数を前中期目標期間における一者応札の平均件数より増加させないよう努める。</p> <p>(3) 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</p>	<p>明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構の「調達等合理化計画」に基づき取組を着実に実施する。特に、システム改修等の調達については、安易に随意契約とせず、透明性を確保する。また、契約監視委員会等を通じて、契約の適正な実施について点検を受けることとする。</p> <p>(2) 契約については、原則として一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施する。令和3年度における一者応札の件数を前中期目標期間における一者応札の平均件数より増加させないよう努める。</p> <p>(3) 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</p>	<p>競争性及び透明性が十分確保される方法により実施しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けているか。</li> <li>・契約監視委員会において、契約の適正な実施について点検が行われたか。</li> </ul>	<p>する観点から、機構の「調達等合理化計画」(6/24 ホームページ公表)に基づき取組を着実に実施した。特に、システム改修等の調達については、安易に随意契約とせず、透明性を確保するよう努めた。また、契約監視委員会(6/18、12/7、3/9 実施)等を通じて、契約の適正な実施について点検を受けた。(添付資料② 調達等合理化計画)</p> <p>なお、競争性のない随意契約に係る契約情報を以下のとおりホームページに公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度第4・四半期(5/10)</li> <li>・令和3年度第1・四半期(8/10)</li> <li>・令和3年度第2・四半期(11/11)</li> <li>・令和3年度第3・四半期(2/9)</li> </ul> <p>(2) 契約については、原則として一般競争入札によるものとし、企画競争方式や公募方式を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施した。令和3年度における一者応札の件数を前中期目標期間における一者応札の平均件数より増加させないために、公告期間の延長、十分な履行期間の確保及び競争参加資格等に過度の制限を設けないよう要件を点検するなど努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期中期目標期間における一者応札の年間平均件数 36 件</li> <li>・令和3年4月～令和4年3月における一者応札の件数 32 件(うち支部関係 8 件)</li> </ul> <p>(3) 業務監査(6/2、9/15、11/30、2/25 実施)、会計検査(7/5～7/7 実施)による監査・検査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けた。</p>	<p>透明性が十分確保される方法により実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けた。</li> <li>・外部有識者による契約監視委員会を3回開催し、令和3年度随意契約及び一者応札・応募に係る契約について審議を行った結果、契約内容は概ね適正であるとの意見を得ている。</li> </ul>	
--	--	---	--	---	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-1	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)	

注) 削減対象となる一般管理費は、人件費を除いた金額である。  
 削減対象となる業務経費は、特定業種退職金共済事業における被共済者管理システムの改修や勤労者財産形成システムの再構築等の新規業務追加、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除いた金額である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評定	
<b>第5 財務内容の改善に関する事項</b> 通則法第29条第2項第4号の財務内容に関する事項は、次のとおりとする。 「第3 I 4 (1) ③累積欠損金の処理等」で定めた事項に基づき、累積欠損金の着実な解消を図ること。また、「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項を考慮した中期計画の予算を作成し、当該予算の適切な管理を通じた運営を行うこと。	<b>第3 財務内容の改善に関する事項</b> 「第1 I 4 (1) ③累積欠損金の処理等」で定めた事項に基づき、着実な累積欠損金の解消を図る。 また、「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置」で定めた事項を考慮した中期計画の予算を作成し、当該予算の適切な管理を通じた運営を行う。	<b>第3 財務内容の改善に関する事項</b> 「第1 I 4 (1) ③累積欠損金の処理等」で定めた事項に基づき、着実な累積欠損金の解消を図る。 また、「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置」で定めた事項を考慮した令和3年度予算を作成し、当該予算の適切な管理を通じた運営を行う。	<定量的指標> なし  <その他の指標> なし	<b>第3 財務内容の改善に関する事項</b> 累積欠損金については、令和2年11月に策定した「累積欠損金解消計画（令和2年）」に沿って、着実な累積欠損金の解消に努めた結果、令和3年度末における累積欠損金は、△306百万円となり、累積欠損金解消計画の累積剰余金目安額△762百万円を上回った。なお、令和3年度は当期損失が119百万円となったため累積欠損金額が前年度の187百万円より大きくなったが、当期損失の発生の要因は、委託運用部分の収益が伸び悩んだことに加え、責任準備金が、その計算方法において予定運用利回り引下げ（令和3年10月実施）前の利回りが保全されるよう調整した分が増加したことにあると考えている。 中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、平成29年度予算（今中期計画から削減対象外とした経費を除いた額）と比較して、一般管理費12%減及び業務経費4%減とした令和3年度予算を策定し当該予算の適切な管理を通じた運営を行った。 *削減対象外経費（水道光熱費、事務室借料、システム関連経費、新規事業など）	<評定と根拠> 評定：B 令和2年11月に策定した「累積欠損金解消計画（令和2年）」に沿って、着実な累積欠損金の解消に努めた。令和3年度末における累積欠損金は、△306百万円となり、累積欠損金解消計画の累積剰余金目安額△762百万円を上回った。なお、令和3年度は当期損失が119百万円となったため累積欠損金額が前年度の187百万円より大きくなったが、当期損失の発生の要因は、委託運用部分の収益が伸び悩んだことに加え、責任準備金が、その計算方法において予定運用利回り引下げ（令和3年10月実施）前の利回りが保全されるよう調整した分が増加したことにあると考えている。 中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達	評定	

				<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・累積欠損金の着実な解消を図ったか。</li> </ul> <p>・業務運営の効率化に考慮した予算を作成し、適切な管理を行ったか。</p>	<p>成するため、平成 29 年度予算（今中期計画から削減対象外とした経費を除いた額）と比較して、一般管理費 12%減及び業務経費 4%減とした令和 3 年度予算を策定し当該予算の適切な管理を通じた運営を行った。</p> <p>*削減対象外経費（水道光熱費、事務室借料、システム関連経費、新規事業など） これらを踏まえ、B 評価とする。</p> <p>&lt;評価の視点に対する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 2 年 11 月に策定した「累積欠損金解消計画（令和 2 年）」に沿って、着実な累積欠損金の解消に努めた。令和 3 年度末における累積欠損金は、△306 百万円となり、累積欠損金解消計画の累積剰余金目安額△762 百万円を上回った。なお、令和 3 年度は当期損失が 119 百万円となったため累積欠損金額が前年度の 187 百万円より大きくなったが、当期損失の発生の要因は、委託運用部分の収益が伸び悩んだことに加え、責任準備金が、その計算方法において予定運用利回り引下げ（令和 3 年 10 月実施）前の利回りが保全されるよう調整した分が増加したことにあると考えている。</li> </ul> <p>・令和 3 年度予算について適切な管理を行った。</p>
--	--	--	--	---	---

4. その他参考情報

特になし



1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-1	1 内部統制の強化 2 情報セキュリティ対策の推進等 (1) 情報セキュリティ対策の推進 (2) 災害時等における事業継続性の強化 3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携 4 資産運用における社会的に優良な企業への投資 5 人事に関する事項		
	当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	評価		
<b>第6 その他業務運営に関する重要事項</b>  <b>1 内部統制の強化</b>  内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）に基づく業務方法書に定める規程を適時適切に見直し、各種会議及び研修等を通じて、役職員で認識を共有す	<b>第4 その他業務運営に関する重要事項</b>  <b>1 内部統制の強化</b>  内部統制については、機構が将来の退職金給付の貴重な原資と大量の個人情報を国民から託されていることを踏まえ、資産運用委員会や運営委員会をはじめとする各種会議や監事監査等を通じて、内部統制システムを適切に運用するとともに、内	<b>第4 その他業務運営に関する重要事項</b>  <b>1 内部統制の強化</b>  内部統制については、機構が将来の退職金給付の貴重な原資と大量の個人情報を国民から託されていることを踏まえ、内部統制の更なる強化を図るため、以下の体制で取り組む。 また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）に基づく業務方法書に定める規程を踏まえ、各種会議や研修等を通じて認識を共有した。	<定量的指標> なし  <その他の指標> なし	<b>第4 その他業務運営に関する重要事項</b>  <b>1 内部統制の強化</b>  内部統制については、機構が将来の退職金給付の貴重な原資と大量の個人情報を国民から託されていることを踏まえ、内部統制の更なる強化を図るため、以下の体制で取り組んだ。 また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）に基づく業務方法書に定める規程を踏まえ、各種会議や研修等を通じて認識を共有した。	<評価と根拠> 評価：A 機構が将来の退職金給付の貴重な原資と大量の個人情報を国民から託されていることを踏まえ、以下の取組により内部統制の更なる強化を図った。 ①機構のガバナンス強化策の一環として設置された厚生労働大臣任命の資産運用委員会において、資産運用の基本方針の変更など重要事項について、本委員会での議を経て決定した。また、資産運用に携わる役職員の使命及び規範を明確にするため、「資産運用業務に携わる独立行政法人勤	評価		

<p>ること。また、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うこと。</p>	<p>部の仕組みが有効に機能しているか継続的に点検・検証し改善することにより、内部統制のさらなる強化を図る。</p> <p>また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知)に基づく業務方法書に定める規程を適時適切に見直し、各種会議や研修等を通じて認識を共有する。</p>	<p>の体制等の整備」について」(平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知)に基づく業務方法書に定める規程を適時適切に見直し、各種会議や研修等を通じて認識を共有する。</p> <p><b>(1) 資産運用委員会</b></p> <p>当機構のガバナンス強化策の一環として設置された厚生労働大臣任命の資産運用委員会では、基本指針を始め資産運用に係る重要事項について、本委員会での議を経て決定する。</p> <p>資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させる。</p> <p>審議内容については、議事要旨等の形で速やかに公表し、透明性、対外説明力の維持・向上に努める。</p> <p><b>(2) 情報セキュリティ委員会</b></p> <p>情報セキュリティ委員会では、情報セキュリティ・インシデント発生時の手順書など情</p>		<p><b>(1) 資産運用委員会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・WEB会議等を活用して新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しつつ「資産運用委員会」を開催し(4/19、5/24、6/14、7/27、8/10、9/7、10/25、1/24)、余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び運用結果を報告した。</li> <li>・令和2年度の運用に関する評価報告書において、「基本方針に則して行われており、年度計画で掲げた目標に沿って質的な向上が図られてきている」との評価を受けた。同評価報告書は、独立行政法人評価に関する有識者会議の参考資料として、厚生労働省に提出された。</li> <li>・基本ポートフォリオの見直しや、基本方針の改正について、審議の結果を反映させた。</li> <li>・パッシブファンドのマネジャー・ストラクチャーに関し、運用受託機関及び管理受託機関の選考結果の資料について、「資産運用委員会」での審議を踏まえ公表した(6月)。</li> <li>・審議内容について公表したものは次のとおりである。</li> </ul> <p>資産運用委員会議事要旨(令和2年度第8～10回及び令和3年度第1～8回)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産運用に携わる役職員の使命及び規範を明確にするため、「資産運用業務に携わる独立行政法人勤労者退職金共済機構役職員の行動規範」を策定し、内部統制の強化に努めた。</li> </ul> <p><b>(2) 情報セキュリティ委員会</b></p> <p>CIO補佐官も出席のもと、情報セキュリティ委員会を開催し、以下について審議を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第19回情報セキュリティ委員会を開催(3/30 書面開催)し、サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)及び政府機関のサイバーセキュ</li> </ul>	<p>労者退職金共済機構役職員の行動規範」を令和3年度に策定し、内部統制の強化に努めた。</p> <p>②情報セキュリティ委員会において、サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)及び政府機関のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群改正を踏まえ、機構におけるサイバーセキュリティのための対策基準の改定、標的型メール訓練及び自己点検の実施結果と内部監査(情報セキュリティ対策関係)に係る状況の報告、及び今後の課題の審議、並びに今年度の実績報告と来年度の対策推進計画に係る審議を行った。</p> <p>③システム化委員会において、各事業本部等のシステム案件について精査を行った。</p> <p>④リスク管理・コンプライアンス委員会において、リスク・マップの更新等を行うとともに、リスクの現状と課題に関する認識の共有、課題間の優先順位付けを行った。</p> <p>⑤各種施策・計画の進捗状況等を、監事による監査、業務運営・推進会議、内部監査などによりモニタリングを行い、PDCAサイクルを適切に機能させた。</p> <p>また、外部有識者を加えた情報セキュリティ有識者委員会において、中退共電算システムの再構築、建退共における掛金納付方法についての電子申請方式の導入等について審議を行った。</p> <p>情報セキュリティ対策については、機構情報セキュリティ対策推進計画に基づく、インシデントに備えた抜線訓練や全役職員を対象とした情報セキュリティ研修などを行</p>
---	--	---	--	---	--

		<p>報セキュリティに係る規程等について審議するほか、情報セキュリティ・インシデントに関する総括を行い、情報セキュリティに関する問題意識の共有と施策の策定を行う。</p> <p>委員会にはCIO補佐官も委員として出席し、専門的見地から審議に加わる。</p> <p><b>(3) 情報セキュリティ有識者委員会</b></p> <p>情報セキュリティ有識者委員会では、情報システムにおける情報セキュリティ強化及び中退共電算システムの再構築等の円滑な遂行に資するため、情報セキュリティ施策に関する現状・計画や、再構築等の進捗状況・予定等を情報セキュリティ有識者委員会に報告し、外部有識者委員による審議、助言、提言を受ける。</p> <p>併せて、CIO補佐官から年次活動報告を受け、審議を行う。</p> <p><b>(4) システム化委員会</b></p> <p>システム化委員会では、機構内のシステム化を統合的に管理するため、システム化案件の内容とその予算措置状況を全体として把握できる</p>	<p>リティ対策のための統一基準群改正を踏まえ、機構におけるサイバーセキュリティのための対策基準の改定、標的型メール訓練及び自己点検の実施結果と内部監査（情報セキュリティ対策関係）に係る状況の報告、及び今後の課題の審議、並びに今年度の実績報告と来年度の対策推進計画に係る審議を行った。</p> <p><b>(3) 情報セキュリティ有識者委員会</b></p> <p>情報セキュリティ有識者委員会を開催し、以下について審議を行った。また、これらについて有識者から助言を受けた（3/18）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○CIO補佐官活動年次活動報告</li> <li>○情報セキュリティ対策における状況報告</li> <li>○情報セキュリティに係る対策推進計画（案）の策定</li> <li>○機構におけるサイバーセキュリティのための対策基準（案）の改定</li> <li>○中退共電算システムの再構築</li> <li>○建退共における掛金納付方法についての電子申請方式</li> </ul> <p><b>(4) システム化委員会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回（令和2年1月開催）の審議内容を踏まえ、第4期中期計画期間中の各事業本部のシステム案件についてさらに精査するとともに、追加・変更案件についても審議を行った（7/30 書面開催）。</li> <li>・7/30の審議を踏まえ、引き続き各事業本部の追加・変更案件について審議した（1/7）。</li> </ul>	<p>い、インシデント発生時の迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制及び手順の確立・浸透を図った。また、委託事業者から定期的に保守報告を受け情報・意見交換を行った。さらに、外部に公開しているWEBサイトについて、情報の盗聴及び改竄防止のため、外部通信の暗号化及び電子証明書による認証の対策を講じ、すべてのサイトにhttpsを実装し、セキュリティの向上を図った。</p> <p>災害時等における事業継続性については、災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップなどを行うとともに、主な会議室にWifi回線を敷設することで、WEB会議等を安定的に実施可能な通信環境を構築し、会議や研修等の開催・実施の効率化を図るとともに、事業継続性の強化を図った。</p> <p>中退共のWEBによる説明会（24回）において財形持家融資制度の説明を行い、利用促進を図った（369社参加）。</p> <p>資産運用における社会的に優良な企業への投資については、資産運用委員会での議論を踏まえ、特定のファンドへの新規投資や投資回収の実施については見送り、当面は、エンゲージメントや議決権行使の活用の方針としている。</p> <p>スチュワードシップ活動では、公的機関のアセットオーナーとして、中退共では、実務レベルで運用受託機関から活動内</p>
--	--	---	--	---

		<p>ようにする。</p> <p><b>(5) リスク管理・コンプライアンス体制</b></p> <p>機構が抱えるリスクの鳥瞰図（リスク・マップ）を年度内に作成・更新し、リスクの現状と課題に関する認識の共有、課題間の優先順位付けを行う。</p> <p>また、法曹関係の外部有識者委員を加えたリスク管理・コンプライアンス委員会で審議すべき事項が生じた場合には、リスク管理・コンプライアンス委員会を開催し、客観的・専門的見地に立った助言を受けるとともに、最新のリスク・マップについての検証を行う。</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>・内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通</p>	<p><b>(5) リスク管理・コンプライアンス委員会</b></p> <p>リスク管理・コンプライアンス委員会を開催し、中小企業退職金共済制度に係る不正事案の再追加調査について、経緯及び結果報告を行うとともに、再発防止策について確認し、再発防止策を確実に実施していくことの認識を共有した。また、中退共システム再構築等に係る管理項目が新たに追加されたリスク・マップについて審議した（11/17）。</p> <p><b>(6) モニタリング体制</b></p> <p>財務報告等の信頼性を確保するため、監事による監査を受けた（6月）。また、4月から6月にわたって監査法人による令和元事業年度の期末監査を受け、監査報告書を受領した（6月）。</p> <p>業務執行状況について、監事による業務監査を受けた（2月）。</p> <p>業務運営・推進会議を開催し、各事業本部及び総務部の令和2事業年度実績報告の審議を行うとともに、それらを取りまとめた機構の「令和2事業年度業</p>	<p>容の説明を受ける年度報告会に加え、理事長による運用受託機関の親会社トップマネジメントとの面談（以下、トップ面談）を実施し、重層的な活動を展開している。</p> <p>トップ面談では、厚労省傘下の独立行政法人として、我が国のサプライチェーンにおける主要かつ重要な構成要素である中小企業まで含めた働き方改革やダイバーシティの実現により、我が国の生産性向上を実現すること等「S」要素の重要性について強調した。その他、林退共を抱える立場から、カーボンニュートラルに向けた取組における我が国森林資源の活用という「E」要素に関する意見交換も行った。さらに、本邦資産運用業界ひいては金融市場の発展に繋げることを企図し、運用受託機関におけるガバナンスに関する知見が不足していることが懸念されるという「G」要素に関する問題提起を行うなど、ESG要素に関するエンゲージメントを実施した。4年目を迎えたトップ面談は、機構独自のユニークな取組として評価され、定着し、機構の貴重な無形資産となっている。</p> <p>これらを踏まえ、A評価とする。</p> <p>&lt;評価の視点に対する措置&gt;</p> <p>・業務の適正を確保するため、各種会議や委員会において規程を適時適切に見直し、研修等を通じて役職員へ周知を行うことにより認識を共有した。</p>	
--	--	---	---	--	--	--

		<p>画の進捗状況について、業務運営・推進会議を少なくとも年3回開催し、問題の把握・分析と対応策の検討を行う。ただし、情報セキュリティ及びシステム化に関する計画については、それぞれ情報セキュリティ委員会、システム化委員会において検討を行う。</p> <p>支部・コーナーを含む業務の運営状況、各種施策の実施・運用状況については、監事及び監査室においてモニターし、問題・課題の指摘と、是正、改善に向けた提言を行う。</p> <p>なお、金融・経済情勢の急激な変化や、急速に進化しているサイバー攻撃に対し機動的に対応するため、厚生労働省と連携を密にし、情報と現状認識、問題意識の共有を図る。</p>	<p>知)に基づく業務方法書に定める規程を適時適切に見直し、各種会議及び研修等を通じて、役職員で認識を共有したか。</p> <p>・内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行ったか。</p>	<p>務実績等報告書(案)」の審議を行い、厚生労働大臣に「報告書」を提出した(6/30)。</p> <p>さらに、過去の実績及び令和3年度実績を踏まえ、令和4事業年度計画を策定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回業務運営・推進会議(4/21 書面開催) 機構内各部署に係る令和2事業年度実施報告に基づき審議</li> <li>・第2回業務運営・推進会議(6/25 書面開催) 機構の「令和2事業年度実績報告書(案)」に基づき審議</li> <li>・第3回業務運営・推進会議(11/10、11/12) 機構内各部署に係る令和3事業年度上半期進捗状況及び下半期計画に基づき審議</li> </ul> <p>内部監査計画に基づき、内部統制(規程遵守、個人情報の適切な取扱い等)及び情報セキュリティ対策等を重点として、内部監査を実施し、改善要請を行うとともに、前回監査で指摘した事項の改善状況を確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PC、USB及び記録媒体等の情報機器の保有・管理状況に係る監査(4/14～4/23、12/21～1/12・監査フォローアップ含む。)</li> <li>・保有特定個人情報等の取扱いに係る監査(2/24～3/10)</li> <li>・令和2年度実施の情報セキュリティ対策に係る監査フォローアップ(6/25)</li> <li>・その他の監査として、中小企業退職金共済事業に係る業務状況の監査(8/26、12/1)及び建設業退職金共済事業に係る業務状況の監査(8/3、8/4、8/6、3/4)</li> </ul> <p>業務の運営状況、各種施策の実施・運用状況を把握するため、建退共の支部に対する業務及びシステム監査について、書面及び電話ヒアリングを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建退共佐賀県支部、建退共長崎県支部、建退共長野県支部(8/24)</li> <li>・建退共神奈川県支部、建退共千葉県支部(8/27)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部監査を実施し、内部統制(規程遵守、個人情報の適切な取扱い等)、情報セキュリティ対策等を重点として、改善要請を行うとともに、前回監査で指摘した事項等の改善状況を確認した。</li> </ul>	
<p>2 情報セキュリティ対策の推進等</p> <p>(1) 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>サイバー攻撃の脅威が急速に高まる中、サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)の改正及び政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準</p>	<p>2 情報セキュリティ対策の推進等</p> <p>(1) 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>サイバー攻撃の脅威が急速に高まる中、サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)の改正及び政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準</p>	<p>2 情報セキュリティ対策の推進等</p> <p>(1) 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>サイバー攻撃の脅威が急速に高まる中、サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)の改正及び政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準</p>	<p>&lt;定量的指標&gt; なし</p> <p>&lt;その他の指標&gt; なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)の改正及び政府機関の情報</li> </ul>	<p>2 情報セキュリティ対策の推進等</p> <p>(1) 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>【組織運営面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部監査計画書に基づき、情報セキュリティ対策関係に係る監査(4/14～4/23、12/21～1/12)、特定個人情報に係るシステム関係監査(2/24～3/10)及び監査フォローアップとして、令和2年度監査フォローアップ(6/25)を実施した。</li> <li>・NISCによるマネジメント監査において指摘された事項に対する改善策等について、統括情報セキュリティ責任者(総務部長)事務連絡を発出し、機構内での周知徹底を図った。</li> <li>・NISCによる「フォローアップ監査(2/9)」を受検した。</li> </ul>	<p>&lt;評価の視点に対する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インシデントの連携訓練やインシデント時におけるLANケーブルの抜線訓練及び標的型攻撃メール訓練を実施し、職員</li> </ul>	

<p>群を踏まえ、同法等に基づく適切な措置として、各種規程の整備、研修・教育等を行いつつ、インシデント発生時の迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制及び手順の確立・浸透を図ること。</p> <p>システムの運用委託先において、機構のインシデント発生時等に同法等に基づき適切な対処がなされるよう、リスク管理体制の強化を図ること。</p> <p>また、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。</p>	<p>準群を踏まえ、各種規程の整備やインシデント手順書等を見直し、整備するとともに、サイバー攻撃等の脅威に対して強固なシステム環境の構築、ヒューマン・エラー対策（研修・教育等）など、適時適切な情報セキュリティ対策を実施する。</p> <p>実施状況については、監事・監査室による内部監査に、外部機関による情報セキュリティ監査、外部有識者を加えた情報セキュリティ委員会なども活用して、実効性を検証し、その結果を踏まえて迅速に対策の見直しを行う。</p> <p>また、インシデント発生時に、各自がインシデント手順書等に定められた役割、責任、権限に基づき迅速かつ適切な対応がとれるよう、関係機関・システム運用委託先との連携体制、内部の指揮命令・連絡体制等を確立するための訓練や研修等を行う。</p>	<p>準群を踏まえ、各種規程の整備やインシデント手順書等を見直し、整備するとともに、サイバーセキュリティ協議会等の外部機関も活用して情報収集に努め、サイバー攻撃等の脅威に対して強固なシステム環境の構築、ヒューマン・エラー対策（研修・教育等）など、適時適切な情報セキュリティ対策を実施する。</p> <p>実施状況については、監事・監査室による内部監査に、外部機関による情報セキュリティ監査、外部有識者を加えた情報セキュリティ委員会なども活用して、実効性を検証し、その結果を踏まえて迅速に対策の見直しを行う。</p> <p>また、インシデント発生時に、各自がインシデント手順書等に定められた役割、責任、権限に基づき迅速かつ適切な対応がとれるよう、関係機関・システム運用委託先との連携体制、内部の指揮命令・連絡体制等を確立するための訓練や研修等を行う。</p>	<p>セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、同法等に基づく適切な措置として、各種規程の整備、研修・教育等を行いつつ、インシデント発生時の迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制及び手順の確立・浸透を図ったか。</p> <p>・システムの運用委託先において、機構のインシデント発生時等に同法等に基づき適切な対処がなされるよう、リスク管理体制の強化を図ったか。</p> <p>・セキュリティ対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ったか。</p>	<p><b>【設備面】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型連休時においてWEBサーバを閉鎖し、一時的にクラウドサーバへの退避を実施した。</li> <li>・WEB・メールサーバを更改し、より強固なアクセス制御を可能とするため、メールシステムにプロキシサーバを導入、同サーバをDMZへ配置し、メールサーバ本体の配置場所をDMZから安全度の高い内部ネットワークへ変更した。</li> <li>・外部に公開しているWEBサイトについて、情報の盗聴及び改竄防止のため、外部通信の暗号化及び電子証明書による認証の対策を講じ、すべてのサイトにhttpsを実装した。</li> </ul> <p><b>【運用面】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）及び政府機関のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群改正を踏まえ、「機構におけるサイバーセキュリティのための対策基準」を改定した（3月）。</li> <li>・毎週定期的に、更新プログラムのインストール及び完全スキャンを実施した。当日は毎週、全役職員に当該措置実施のための準備作業を実施するよう注意喚起メールを送信した。</li> <li>・3連休以上の連休明けには、原則として外部からのメールの添付ファイル開封を禁止し、連休前には、全役職員に対し、注意喚起メールを送信した。</li> <li>・令和3年度情報セキュリティに係る対策推進計画・教育実施計画に基づき、以下の取組を行った。</li> <li>○新規採用者を対象とした情報セキュリティ研修（4/1）</li> <li>○NISC業務説明会及び勉強会（5/28、9/9）</li> <li>○JPCERT情報共有会（6/7、10/11、2/24 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、資料配布のみ）</li> <li>○情報セキュリティ対策推進連絡会議（6/30 厚生労働省主催）</li> <li>○CYDER演習説明会（8/3）</li> <li>○全役職員を対象としたインシデント抜線訓練（9/14）</li> <li>○情報セキュリティ・インシデント連携訓練（10/21 厚生労働省主催）</li> <li>○第二GSOC報告会（11/17 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、資料配布のみ）</li> <li>○全役職員を対象とした文書管理、個人情報及び情報セキュリティ研修（12/1～12/28）</li> <li>○全役職員を対象とした標的型メール訓練（1/6）</li> <li>○全役職員を対象とした情報セキュリティに係る自己点検（1/17～2/2）</li> <li>○CSIRT研修（1/19、2/21、3/17）</li> <li>○CYDER演習（2/24）</li> <li>○所管法人CSIRT担当者会議（2/28 厚生労働省主催）</li> </ul>	<p>のセキュリティ意識の向上を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全役職員について、情報セキュリティ研修を行った結果、情報セキュリティに対する遵守率が向上したことを令和3年度に実施した情報セキュリティに係る自己点検の結果より確認した。</li> <li>・CSIRT研修、NISC研修、情報セキュリティ対策推進連絡会議、所管法人CSIRT担当者会議等への参加により、サイバーセキュリティ分野における様々な情報収集を行い、関係者に周知した。</li> <li>・令和3年大型連休時において、機構のWEBサーバを閉鎖し、ホームページの一時閲覧停止の旨を退避用クラウドサーバにて掲示することで、セキュリティ・インシデントのリスクを回避した。</li> <li>・委託事業者から定期的に保守報告を受け、情報共有、意見交換を行った。また、ハードウェア・ソフトウェア両面での情報セキュリティ対策に関する最新情報の入手に努めた。</li> <li>・情報セキュリティ委員会（3/30）を開催し、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）及び政府機関のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群改正を踏まえ、機構におけるサイバーセキュリティのための対策基準の改定についての審査や令和3年度に実施した訓練等の実績と内部監査の結果報告を行い、今後の課題と</li> </ul>
--	--	--	--	--	--

<p>(2) 災害時等における事業継続性の強化</p> <p>災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップ、体制整備及び対応マニュアルの整備など事業継続性を強化するための対策を講じること。</p>	<p>(2) 災害時等における事業継続性の強化</p> <p>災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップ、体制整備及び対応マニュアルの整備など事業継続性を強化するための対策を講じる。</p>	<p>(2) 災害時等における事業継続性の強化</p> <p>災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップ、体制整備及び対応マニュアルの整備など事業継続性を強化するための対策を講じる。</p>	<p>・災害時における事業継続性強化のための対策を講じているか。</p>	<p>(2) 災害時等における事業継続性の強化</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止対策や働き方改革の推進を目的として、会議や研修等のWEB上での開催・実施を推進するとともに、主な会議室にWi-Fi回線を敷設し、WEB会議等を安定的に実施可能な通信環境を構築することで、事業継続性の強化を図った（再掲）。</p> <p>災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップ、体制整備及び対応マニュアルの整備など事業継続性を強化するための対策を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、遠隔地へのデータ転送を行った。非常時の転送データ利用訓練については新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。</li> <li>・システムバックアップとその外部保管（毎日）を行った。</li> <li>・事業継続性強化のため、データやシステムのバックアップ対象及びバックアップ手法等の見直しに関する検討を行った。</li> </ul>	<p>令和4年度の対策推進計画を審議した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に備え機構本部からの指示により大阪コーナーでの業務継続（BCP）のテスト作業を3回実施した（令和3年9月7日、令和3年12月3日、令和4年1月7日）。そのうち2回については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため出張を中止し、WEB会議機能で大阪コーナー職員に指示し一部（データセンターからのデータ取得）実施した。</li> <li>・自然災害（風水害・地震）に対する備えとして以下の項目に分けた事業継続計画（BCP）を策定している。</li> </ul> <p>○BCP発動フェーズ：対策本部の設置や基本方針の決定、情報の収集と共有</p> <p>○業務再開復旧フェーズ：人的・物的資源の確保、代替オフィス確保の要否、復旧のための作業及び確認・検討</p> <p>○全面復旧フェーズ：全面復旧の実施及びBCPの解除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報システム運用継続計画（IT-BCP）に基づき、各システムの復旧優先度や内在するリスクを整理し、復旧時間の目標や代替措置による対応目標を設定している。</li> <li>・情報システム運用継続計画（IT-BCP）に基づき、各システムの復旧優先度や内在するリスクを整理し、復旧時間の目標や代替措置による対応目標を設定している。</li> </ul>	<p>・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、</p>
<p>3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携</p>	<p>3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携</p>	<p>3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携</p>	<p>&lt;定量的指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中退共事業の未加入事業主に対す</li> </ul>	<p>3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携</p>	<p>・新型コロナウイルス感</p>	

<p>退職金共済事業と財産形成促進事業の利用促進対策を効率的かつ効果的に行うため、加入促進対策を相互活用すること。</p> <p>特に、機構の強みである中小企業との結びつきの強さを、中小企業の利用率が低下している財形持家融資制度の利用促進に活用すること。</p> <p><b>【指標】</b> 中退共の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会をとらえて、毎年度15回以上、財形持家融資制度の利用促進を図ること。</p> <p><b>【目標設定等の考え方】</b> 前中期目標期間中の実績を踏まえ、指標を設定することとする。 ※ 2015（平成27）年度実績15回、2016（平成28）年度実績15回</p>	<p>退職金共済事業と財産形成促進事業の利用促進対策を効率的かつ効果的に行うため、加入促進対策を相互活用する。</p> <p>特に、機構の強みである中小企業との結びつきの強さを、中小企業の利用率が低下している財形持家融資制度の利用促進に活用するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 中退共事業の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会をとらえて、毎年度15回以上、財形持家融資制度の利用促進を図る。</p> <p>② 退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用するほか、両事業の関係機関や顧客層等に対し、連携して制度の周知やアンケート調査等を実施するなど効率的な広報活動を行う。</p> <p>③ 中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を毎年度3,000件以上送付する。ただし、送</p>	<p>退職金共済事業と財産形成促進事業の利用促進対策を効率的かつ効果的に行うため、加入促進対策を相互活用する。</p> <p>特に、機構の強みである中小企業との結びつきの強さを、中小企業の利用率が低下している財形持家融資制度の利用促進に活用するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 中退共事業の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会をとらえて、15回以上、財形持家融資制度の利用促進を図る。</p> <p>② 退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用するほか、両事業の関係機関や顧客層等に対し、連携して制度の周知やアンケート調査等を実施するなど効率的な広報活動を行う。</p> <p>③ 中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を3,000件以上送付するとともに効果の検証を行</p>	<p>る説明会等の機会をとらえて毎年度15回以上、財形持家融資制度の利用促進を図っているか。</p> <p>・中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を毎年度3,000件以上送付しているか。</p> <p>&lt;その他の指標&gt; なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>・退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用する等、両事業の関係機関や顧客層等に対し、連携して効率的な広報活動を行ったか。</p>	<p>退職金共済事業と財産形成促進事業の利用促進対策を効率的かつ効果的に行うため、加入促進対策を相互活用した。</p> <p>特に、機構の強みである中小企業との結びつきの強さを、中小企業の利用率が低下している財形持家融資制度の利用促進に活用するため、以下の取組を行った。</p> <p>① 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、WEB上での説明会（24回）を開催し、財形持家融資制度の説明を行い、利用促進を図った（369社参加）。</p> <p>② 退職金共済事業と財産形成促進事業で連携し、以下のとおり、広報媒体の相互活用など効率的な広報活動を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4月発行の「中退共だより」20号に、財産形成促進事業の広告を掲載し、共済契約者（371,786所）及び関係機関等（7,521所）へ配布するとともに、ホームページに掲載した（5月）。</li> <li>・財形福祉協会発行の「福祉情報」（No.1025号、2/10発行）に中退共事業と財産形成促進事業の共同で制度の広告を掲載した。</li> <li>・建退共各都道府県支部（47所）に財形制度のリーフレットを送付した（5月）。</li> <li>・建退共事業本部が広告掲載を行っている管工事業業界誌「全管連ジャーナル」に財形制度の広告を掲載した（2月）。</li> <li>・中退共事業と財産形成促進事業の共同で、47都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」に対し、制度の広報資料を配布した（5月4,700部）。</li> <li>・中退共事業本部及び厚労省、労働金庫連合会と財産形成促進事業の共同で、財産形成促進事業のホームページにて公開されている日本FP協会会員向けのオンラインセミナーにて、中退共制度の説明動画を掲載した（9月）。</li> </ul> <p>③ 中退共事業の既加入事業主のうち、従業員51人以上の事業主4,905所に対して財形制度の資料送付を行った。その効果について、アンケートにより検証を実施した。その結果を見ると、アンケートの回答者の過半数が財形持家融資制度を認識していなかったことから、当該制度について一定程度の周知効果があったものと思われる。</p>	<p>WEB上での説明会（24回）を開催し、財形持家融資制度の説明を行い、利用促進を図った（369社参加）。</p> <p>・中退共事業の既加入事業主のうち、従業員51人以上の事業主4,905所に対して財形制度の資料送付を行った。その効果について、アンケートにより検証を実施した。その結果を見ると、アンケートの回答者の過半数が財形持家融資制度を認識していなかったことから、当該制度について一定程度の周知効果があったものと思われる。</p> <p>&lt;評価の視点に対する措置&gt;</p> <p>・退職金共済事業と財産形成促進事業で連携し、以下のとおり、広報媒体の相互活用など効率的な広報活動を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4月発行の「中退共だより」20号に、財産形成促進事業の広告を掲載し、共済契約者（371,786所）及び関係機関等（7,521所）へ配布するとともに、ホームページに掲載した（5月）。</li> <li>・財形福祉協会発行の「福祉情報」（No.1025号、2/10発行）に中退共事業と財産形成促進事業の共同で制度の広告を掲載した。</li> <li>・建退共各都道府県支部（47所）に財形制度のリーフレットを送付した（5月）。</li> <li>・建退共事業本部が広告掲載を行っている管工事業業界誌「全管連ジャーナル」に財形制度の広告を掲載した（2月）。</li> </ul>	
---	--	---	--	--	--	--



<p>4 資産運用における社会的に優良な企業への投資</p> <p>各退職金共済事業の資産運用において、安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で、社会的に優良な企業に投資を行うことで、労働環境の改善及び雇用の安定に寄与する仕組みについて、機構の特性を踏まえてどのように実施できるかを検討し、2018（平成30）年度末までに結果をとりまとめ、可能な場合は実施すること。</p>	<p>付先と部数については、毎年度、効果の検証を行い、その結果を踏まえて見直すこととする。</p> <p>4 資産運用における社会的に優良な企業への投資</p> <p>各退職金共済事業の資産運用において、安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で、社会的に優良な企業に投資を行うことで、労働環境の改善及び雇用の安定に寄与する仕組みについて、機構の特性を踏まえてどのように実施できるかを検討し、2018（平成30）年度末までに結果をとりまとめ、可能な場合は実施すること。</p>	<p>い、必要に応じて見直すこととする。</p> <p>4 資産運用における社会的に優良な企業への投資</p> <p>各退職金共済事業の資産運用において、安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で、労働環境の改善及び雇用の安定に寄与する仕組みについては、当面運用機関との複層的なエンゲージメントを定期的実施し、その概要をホームページに公表する。</p> <p>なお、本件については、ESG投資や責任投資原則（PRI）、SDGs等を巡る内外の動向に関する情報を収集しつつ、</p>	<p>・各退職金共済事業の資産運用において、一定の範囲内で、社会的に優良な企業に投資を行うことで、労働環境の改善及び雇用の安定に寄与する仕組みについて、運用機関との複層的なエンゲージメントを定期的実施し、その概要をホームページに公表しているか。</p>	<p>4 資産運用における社会的に優良な企業への投資</p> <p>エンゲージメント実施部署から実務レベルの報告を受けるスチュワードシップ活動報告会と、理事長による主要運用機関トップマネジメントとの面談という重層的な活動が実施された。スチュワードシップ活動報告会では、エンゲージメントの内容や議決権行使における考え方等について説明を受け、意見交換が行われた。理事長による主要運用機関トップマネジメントとの面談では、運用受託機関と親会社とのファイヤーウォールに反しないよう配慮しつつ、グループにおける資産運用分野を巡る長期的戦略や同分野への資源投入等について、意見交換が行われたところである。</p> <p>また、スチュワードシップ活動状況の概要を、資産運用委員会にて報告後、ホームページで公表した（令和4年6月6日）。</p>	<p>・中退共事業と財産形成促進事業の共同で、47都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」に対し制度の広報資料を配布した（5月4,700部）。</p> <p>・中退共事業と財産形成促進事業の共同で、東京働き方改革推進支援センター主催オンラインセミナー「労働生産性向上のための国の福利厚生制度について」にて、説明を実施した（2回）。</p> <p>・中退共事業本部及び厚労省、労働金庫連合会と財産形成促進事業の共同で、財産形成促進事業のホームページにて公開されている日本FP協会会員向けのオンラインセミナーにて、中退共制度の説明動画を掲載した（9月）。</p> <p>・資産運用における社会的に優良な企業への投資については、資産運用委員会での議論を踏まえ、特定のファンドへの新規投資や投資回収の実施については見送り、当面は、エンゲージメントの形で実施する方針としている。</p> <p>中退共では、公的機関のアセットオーナーとして、実務レベルのスチュワードシップ活動報告会と運用受託機関親会社トップマネジメントとの面談でのエンゲージメントにおいて、ESG各要素について機構の立場から見た重要性を情報発信している。令和3年度は、運用受託機関におけるガバナンスに関する知見不足の事例を挙げて、業界全体として人材養成が必要との問題を提起、広く</p>
--	--	---	--	---	--

			検討を継続する。			主要運用機関トップの共感を得るなど、活動が発展・深化しており、資産運用委員会からも高く評価された。	
--	--	--	----------	--	--	---	--

4. その他参考情報							
特になし							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
5-1	第5 予算、収支計画及び資金計画 第6 短期借入金の限度額 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 第8 剰余金の使途 第9 職員の人事に関する計画 第10 積立金の処分に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
	達成目標	(参考)	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
	<b>第5 予算、収支計画及び資金計画</b>  <b>1 予算</b> ① 機構総括 別紙-1のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙-2のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙-3のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙-4のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙-5のとおり ⑥ 財形勘定 別紙-6のとおり ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙-7のとおり  <b>2 収支計画</b> ① 機構総括 別紙-8のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙-9のとおり ③ 建退共事業等勘定	<b>第5 予算、収支計画及び資金計画</b>  <b>1 予算</b> ① 機構総括 別紙-1のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙-2のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙-3のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙-4のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙-5のとおり ⑥ 財形勘定 別紙-6のとおり ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙-7のとおり  <b>2 収支計画</b> ① 機構総括 別紙-8のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙-9のとおり ③ 建退共事業等勘定	<定量的指標> なし  <その他の指標> なし	<b>第5 予算、収支計画及び資金計画</b> 省略	<評価と根拠> 評価：B 短期借入金については、財形融資事業における資金繰り上発生した資金不足に対するつなぎ資金として、借入限度額の範囲内で、借入を行った。 職員の人事については、機構が求める人材の確保を図るべく、WEBによる筆記試験及び個別面接並びに最終個別面接を実施し、4名を採用した。また、多様なポストを経験させるべく、令和3年度中に機構職員のうち39.7%の人事異動を決定した。 前期中期目標期間繰越積立金は、建退共事業等勘定特別業務経理の業務に充てた。 これらを踏まえ、B評	評価	

	<p>別紙-10 のとおり  ④ 清退共事業等勘定  別紙-11 のとおり  ⑤ 林退共事業等勘定  別紙-12 のとおり  ⑥ 財形勘定  別紙-13 のとおり  ⑦ 雇用促進融資勘定  別紙-14 のとおり</p> <p><b>3 資金計画</b>  ① 機構総括  別紙-15 のとおり  ② 中退共事業等勘定  別紙-16 のとおり  ③ 建退共事業等勘定  別紙-17 のとおり  ④ 清退共事業等勘定  別紙-18 のとおり  ⑤ 林退共事業等勘定  別紙-19 のとおり  ⑥ 財形勘定  別紙-20 のとおり  ⑦ 雇用促進融資勘定  別紙-21 のとおり</p> <p><b>第6 短期借入金の限度額</b>  <b>1 限度額</b>  ① 中退共事業においては20億円  ② 建退共事業においては20億円  ③ 清退共事業においては1億円  ④ 林退共事業においては3億円  ⑤ 財形融資事業においては391億円  ⑥ 雇用促進融資事業においては0.1億円</p> <p><b>2 想定される理由</b>  ① 予定していた掛金等収入額の不足により、一時的に退職金等支払資金の支出超過が見込まれる場合に、支払いの遅延を回避するため。  ② 財産形成促進事業において資金繰り</p>	<p>別紙-10 のとおり  ④ 清退共事業等勘定  別紙-11 のとおり  ⑤ 林退共事業等勘定  別紙-12 のとおり  ⑥ 財形勘定  別紙-13 のとおり  ⑦ 雇用促進融資勘定  別紙-14 のとおり</p> <p><b>3 資金計画</b>  ① 機構総括  別紙-15 のとおり  ② 中退共事業等勘定  別紙-16 のとおり  ③ 建退共事業等勘定  別紙-17 のとおり  ④ 清退共事業等勘定  別紙-18 のとおり  ⑤ 林退共事業等勘定  別紙-19 のとおり  ⑥ 財形勘定  別紙-20 のとおり  ⑦ 雇用促進融資勘定  別紙-21 のとおり</p> <p><b>第6 短期借入金の限度額</b>  <b>1 限度額</b>  ① 中退共事業においては20億円  ② 建退共事業においては20億円  ③ 清退共事業においては1億円  ④ 林退共事業においては3億円  ⑤ 財形融資事業においては391億円  ⑥ 雇用促進融資事業においては0.1億円</p> <p><b>2 想定される理由</b>  ① 予定していた掛金等収入額の不足により、一時的に退職金等支払資金の支出超過が見込まれる場合に、支払いの遅延を回避するため。  ② 財産形成促進事業において資金繰り</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>・中期計画の予算の範囲内で適正に予算を執行しているか。</p> <p>・短期借入金の限度額を超えなかったか。また、借入を行う理由は適切であったか。</p>	<p><b>第6 短期借入金の限度額</b>  <b>1 限度額</b></p> <p>⑤ 財形融資事業においては、資金繰り上発生した資金不足に対するつなぎ資金として、借入限度額範囲内で、借入を行った。  69億円（令和3年6月22日～7月1日）  47億円（令和3年9月21日～9月30日）  111億円（令和4年3月24日～3月28日）</p> <p><b>2 想定される理由</b></p>	<p>価とする。</p> <p>&lt;評価の視点に対する措置&gt;</p> <p>・年度計画の予算の範囲内で適正に予算を執行した。</p> <p>・短期借入金については、財形融資事業における資金繰り上発生した資金不足に対するつなぎ資金として、借入限度額の範囲内で、借入を行った。</p>	
--	---	---	---	--	---	--

<p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>5 人事に関する事項</p> <p>各退職金共済事業及び財産形成促進事業等を実施するうえで必要となる専門性を高めるとともに職員の士気向上の観点から、人材の確保・育成に係る方針を策定すること。</p>	<p>上、発生する資金不足への対応のため。</p> <p>③ 運営費交付金の受入の遅延等による資金不足に対応するため。</p> <p>④ 予定外の役職員等の退職者の発生に伴う退職手当の支給等の出費に対応するため。</p> <p>第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし</p> <p>第8 剰余金の使途 財形勘定における決算において剰余金が発生したときは、財産形成促進事業の金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てる。</p> <p>第9 職員の人事に関する計画 各退職金共済事業及び財産形成促進事業等を実施するうえで必要となる専門性を高めるとともに職員の士気向上を図る観点から、人材の確保・育成に係る方針を策定し、以下の取組を行うことにより、活力ある組織運営に努める。</p> <p>1 方針 ① 職員の採用に当たっては、意欲や能力の高い人材をより広く求める。</p>	<p>上、発生する資金不足への対応のため。</p> <p>③ 運営費交付金の受入の遅延等による資金不足に対応するため。</p> <p>④ 予定外の役職員等の退職者の発生に伴う退職手当の支給等の出費に対応するため。</p> <p>第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし</p> <p>第8 剰余金の使途 財形勘定における決算において剰余金が発生したときは、財産形成促進事業の金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てる。</p> <p>第9 職員の人事に関する計画 各退職金共済事業及び財産形成促進事業等を実施するうえで必要となる専門性を高めるとともに職員の士気向上を図る観点から、平成31(令和元)年度に策定した「独立行政法人勤労者退職金共済機構人材確保・育成の方針」に基づき、引き続き、以下の取組を行うことにより、活力ある組織運営に努める。</p> <p>① 職員の採用に当たっては、意欲や能力の高い人材をより広く求める。</p>	<p>・財形勘定における決算において剰余金が発生した際には、適切に執行しているか。</p> <p>・人材の確保・育成に係る方針を策定し、職員の採用、研修、人事異動等について、適切に実施しているか。</p> <p>&lt;定量的指標&gt; なし</p> <p>&lt;その他の指標&gt; なし</p>	<p>第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし</p> <p>第8 剰余金の使途 なし</p> <p>第9 職員の人事に関する計画 各退職金共済事業及び財産形成促進事業等を実施するうえで必要となる専門性を高めるとともに職員の士気向上を図る観点から、人材の確保・育成に係る方針を策定し、以下の取組を行うことにより、活力ある組織運営に努めた。</p> <p>1 方針 ① 令和4年度の職員採用については、機構ホームページへ募集案内の掲載の他、「キャリアタスUC（企業が求人票をWEB上で配信し、学校が学生に公開するサービス）」を利用した各大学等への求人情報の提供、また就職情報サイト「リクナビ」への掲載等幅広く行った結果、244名の応募者があった。</p>	<p>・なし</p> <p>・各退職金共済事業及び財産形成促進事業等を実施するうえで必要となる専門性を高めるとともに職員の士気向上を図る観点から、人材の確保・育成に係る方針を策定し、その上で以下の取組を行った。</p> <p>・新規職員の採用については、幅広い募集を行った結果、多数の応募者があり、筆記試験、個別面接、最終個別面接により4名を採用した。</p> <p>・令和3年度の実施計画を踏まえ、各職務に応じた「能力開発プログラム」に基づいた研修を実施した。</p> <p>・多様なポストを経験させ職員の働く意欲と職場の活力を高めるべく、幅</p>	
--	---	--	---	---	--	--

		<p>② 職員の資質や能力向上を図るため、専門的、実務的な研修等を実施する。</p> <p>③ 多様なポストを経験させるための機構内の人事異動を積極的に実施する。</p> <p><b>第10 積立金の処分に関する事項</b>  前期中期目標期間繰越積立金は、中退共事業等勘定、特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定、財形勘定及び雇用促進融資勘定の勘定ごとに次に掲げる業務に充てることとする。</p> <p>①退職金共済契約又は特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業  ②前記①の業務に附帯する業務  ③財産形成促進事業  ④雇用促進融資事業</p>	<p>② 職員の資質や能力向上を図るため、専門的、実務的な研修等を実施する。</p> <p>③ 多様なポストを経験させるための機構内の人事異動を積極的に実施する。</p> <p><b>第10 積立金の処分に関する事項</b>  前期中期目標期間繰越積立金は、中退共事業等勘定、特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定、財形勘定及び雇用促進融資勘定の勘定ごとに次に掲げる業務に充てることとする。</p> <p>①退職金共済契約又は特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業  ②前記①の業務に附帯する業務  ③財産形成促進事業  ④雇用促進融資事業</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>・前期中期目標期間繰越積立金について、取り崩しを行った場合には各勘定における業務に充てたか。</p>	<p>選考にあたっては、機構が求める人材（高い目的意識を持ち、多角的な視点から物事を分析し、解決策を導き出すことが出来る人材、コミュニケーション能力・調整力に秀でた人材）の確保を図るべく、筆記試験、個別面接を行った結果、最終個別面接を実施し、計4名を採用した。</p> <p>令和4年4月1日採用 4名</p> <p>② 令和3年度の実施計画を踏まえ、各職務に応じた「能力開発プログラム」に基づいた研修を実施した。  実施回数：56回 参加人数：1177人  基本研修 17回 673人  実務研修 39回 504人</p> <p>③ 人事評価結果等を活用し、職員の能力・適正・経験等を踏まえた適材適所の人事配置を行った。  特に、人材育成・職員のキャリアアップの観点から、多様なポストを経験させるべく、令和3年度中に機構職員のうち39.7%の人事異動を行った（令和3年6月1日、令和3年10月1日、令和4年4月1日）。</p> <p><b>第10 積立金の処分に関する事項</b>  主務大臣の承認を受けた前期中期目標期間繰越積立金については、各勘定の経理のうち当期損失金を計上した経理について積立金を取り崩し、以下のとおり②の業務に充てた。</p> <p>② 建退共事業等勘定 特別業務経理 30,838,567円</p>	<p>広い人事異動を行った（令和3年6月1日、令和3年10月1日、令和4年4月1日）。</p> <p>&lt;評価の視点に対する措置&gt;</p> <p>・前期中期目標期間繰越積立金について、取り崩しを行った場合には各勘定における業務に充てた。</p>	
--	--	---	---	--	---	---	--

4. その他参考情報

○目的積立金等の状況

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円、%)

	平成30年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	430,034	374,201	374,201	374,201	
目的積立金	—	—	—	—	
積立金	—	—	—	157,512	
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	—	—	—	—	
運営費交付金債務	—	—	—	—	
当期の運営費交付金交付額(a)	—	—	—	—	
うち年度末残高(b)	—	—	—	—	
当期運営費交付金残存率(b÷a)	—	—	—	—	

建設業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円、%)

	平成30年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	98,634	76,397	76,393	76,362	
目的積立金	—	—	—	—	
積立金	—	10	395	20,215	
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	—	—	—	—	
運営費交付金債務	—	—	—	—	
当期の運営費交付金交付額(a)	—	—	—	—	
うち年度末残高(b)	—	—	—	—	
当期運営費交付金残存率(b÷a)	—	—	—	—	

清酒製造業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円、%)

	平成30年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	2,655	2,655	2,655	2,655	
目的積立金	—	—	—	—	
積立金	—	185	90	96	
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	—	—	—	—	
運営費交付金債務	—	—	—	—	
当期の運営費交付金交付額(a)	—	—	—	—	
うち年度末残高(b)	—	—	—	—	
当期運営費交付金残存率(b÷a)	—	—	—	—	

林業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円、%)

	平成30年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	—	—	—	—	
目的積立金	—	—	—	—	
積立金	—	—	—	—	
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	—	—	—	—	
運営費交付金債務	—	—	—	—	
当期の運営費交付金交付額(a)	—	—	—	—	
うち年度末残高(b)	—	—	—	—	
当期運営費交付金残存率(b÷a)	—	—	—	—	

財形勘定

(単位：百万円、%)

	平成30年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	12,255	12,255	12,255	12,255	
目的積立金	—	—	—	—	
積立金	—	705	1,277	1,629	
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	—	—	—	—	
運営費交付金債務	—	—	—	—	
当期の運営費交付金交付額(a)	—	—	—	—	
うち年度末残高(b)	—	—	—	—	
当期運営費交付金残存率(b÷a)	—	—	—	—	

雇用促進融資勘定

(単位：百万円、%)

	平成30年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	980	980	980	980	
目的積立金	—	—	—	—	
積立金	—	—	49	141	
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	—	—	—	—	
運営費交付金債務	0	0	0	0	
当期の運営費交付金交付額(a)	31	31	30	30	
うち年度末残高(b)	0	0	0	0	
当期運営費交付金残存率(b÷a)	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	

## 予算（令和3年度）

## 独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	給付経理			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
収 入	504,044	503,909	△ 135	
運営費交付金収入	—	—	—	
給付経理から受入	—	—	—	
国庫補助金収入	6,686	6,682	△ 4	
業務収入	495,028	494,296	△ 732	
掛金等収入	473,906	472,676	△ 1,230	
運用収入等	21,122	21,620	498	
勤労者財産形成促進業務収入	—	—	—	
雇用促進融資業務収入	—	—	—	
業務外収入	18	212	194	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	519	503	△ 15	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	1,490	2,142	652	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	3	1	△ 2	
林業退職金共済事業等勘定より受入	300	73	△ 227	
支 出	473,183	447,784	△ 25,399	
退職給付金等	458,247	432,978	△ 25,269	
業務経費	2,612	3,038	426	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	2,612	3,038	426	
業務委託手数料	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務経費	—	—	—	
雇用促進融資業務経費	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	10,012	9,049	△ 963	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	1,784	2,211	427	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	514	499	△ 15	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	—	△ 0	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	14	9	△ 5	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。



## 予算（令和3年度）

## 独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	特別給付経理			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
収 入	624	569	△ 55	
運営費交付金収入	—	—	—	
給付経理から受入	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
業務収入	624	568	△ 56	
掛金等収入	578	525	△ 53	
運用収入等	45	43	△ 3	
勤労者財産形成促進業務収入	—	—	—	
雇用促進融資業務収入	—	—	—	
業務外収入	0	1	0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	1,860	1,499	△ 361	
退職給付金等	1,569	1,184	△ 385	
業務経費	16	120	104	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	16	120	104	
業務委託手数料	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務経費	—	—	—	
雇用促進融資業務経費	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	275	195	△ 80	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

## 予算（令和3年度）

## 独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	財形勘定			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
収 入	160,107	112,820	△ 47,287	
運営費交付金収入	—	—	—	
給付経理から受入	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
業務収入	160,105	112,817	△ 47,287	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務収入	160,105	112,817	△ 47,287	
雇用促進融資業務収入	—	—	—	
業務外収入	2	2	0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	159,963	112,832	△ 47,132	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	159,588	112,547	△ 47,041	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務経費	159,588	112,547	△ 47,041	
雇用促進融資業務経費	—	—	—	
一般管理費	145	79	△ 66	
人件費	231	206	△ 25	
業務経理へ繰入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

## 予算（令和3年度）

## 独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	雇用勘定			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
収 入	174	241	67	
運営費交付金収入	30	30	—	
給付経理から受入	—	—	—	
国庫補助金収入	60	60	—	
業務収入	84	152	67	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務収入	—	—	—	
雇用促進融資業務収入	84	152	67	
業務外収入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	89	72	△ 17	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	60	46	△ 14	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務経費	—	—	—	
雇用促進融資業務経費	60	46	△ 14	
一般管理費	13	10	△ 2	
人件費	17	16	△ 1	
業務経理へ繰入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

## 予算（令和3年度）

## 独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	勘定共通			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
収 入	11,167	10,108	△ 1,060	
運営費交付金収入	—	—	—	
給付経理から受入	10,287	9,243	△ 1,044	
国庫補助金収入	880	861	△ 20	
業務収入	—	—	—	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務収入	—	—	—	
雇用促進融資業務収入	—	—	—	
業務外収入	—	4	4	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	11,191	9,365	△ 1,826	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	8,689	6,572	△ 2,118	
退職金共済事業関係経費	8,689	6,572	△ 2,118	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務経費	—	—	—	
雇用促進融資業務経費	—	—	—	
一般管理費	92	442	350	
人件費	2,410	2,351	△ 58	
業務経理へ繰入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

## 予算（令和3年度）

## 独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	セグメント間相殺			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
収 入	△ 10,287	△ 9,243	1,044	
運営費交付金収入	—	—	—	
給付経理から受入	△ 10,287	△ 9,243	1,044	
国庫補助金収入	—	—	—	
業務収入	—	—	—	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務収入	—	—	—	
雇用促進融資業務収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	△ 10,287	△ 9,243	1,044	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	—	—	—	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務経費	—	—	—	
雇用促進融資業務経費	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	△ 10,287	△ 9,243	1,044	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

## 予算（令和3年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

（単位：百万円）

区 分	計			備考
	年度計画額	決算額	差額	
収 入	665,829	618,403	△ 47,426	
運営費交付金収入	30	30	—	
給付経理から受入	—	—	—	
国庫補助金収入	7,626	7,602	△ 24	
業務収入	655,841	607,833	△ 48,008	
掛金等収入	474,484	473,202	△ 1,283	
運用収入等	21,168	21,663	495	
勤労者財産形成促進業務収入	160,105	112,817	△ 47,287	
雇用促進融資業務収入	84	152	67	
業務外収入	21	219	198	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	519	503	△ 15	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	1,490	2,142	652	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	3	1	△ 2	
林業退職金共済事業等勘定より受入	300	73	△ 227	
支 出	636,000	562,308	△ 73,692	
退職給付金等	459,816	434,162	△ 25,654	
業務経費	170,965	122,323	△ 48,642	
退職金共済事業関係経費	8,689	6,572	△ 2,118	
運用費用等	2,628	3,158	530	
業務委託手数料	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務経費	159,588	112,547	△ 47,041	
雇用促進融資業務経費	60	46	△ 14	
一般管理費	249	531	282	
人件費	2,658	2,573	△ 85	
業務経理へ繰入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	1,784	2,211	427	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	514	499	△ 15	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	—	△ 0	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	14	9	△ 5	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

## 予算（令和3年度）

## 一般の中小企業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
収 入	438,561	440,637	2,076	
給付経理から受入	—	—	—	
国庫補助金収入	5,610	5,608	△ 1	
業務収入	431,167	432,730	1,563	
掛金等収入	413,566	414,656	1,090	
運用収入等	17,601	18,074	473	
業務外収入	—	87	87	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	1,486	2,140	654	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	3	1	△ 2	
林業退職金共済事業等勘定より受入	295	70	△ 225	
支 出	408,800	383,041	△ 25,759	
退職給付金等	399,811	374,137	△ 25,674	
業務経費	2,359	2,662	303	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	2,359	2,662	303	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	6,112	5,739	△ 373	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	509	496	△ 13	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	10	7	△ 3	

## 予算（令和3年度）

## 一般の中小企業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
収 入	6,733	6,364	△ 369	
給付経理から受入	6,112	5,739	△ 373	
国庫補助金収入	621	621	—	
業務収入	—	—	—	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
業務外収入	—	4	4	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	6,733	5,579	△ 1,154	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	4,962	3,639	△ 1,323	
退職金共済事業関係経費	4,962	3,639	△ 1,323	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	59	292	233	
人件費	1,711	1,648	△ 63	
業務経理へ繰入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	



## 予算（令和3年度）

## 一般の中小企業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
収 入	△ 6,112	△ 5,739	373	
給付経理から受入	△ 6,112	△ 5,739	373	
国庫補助金収入	—	—	—	
業務収入	—	—	—	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	△ 6,112	△ 5,739	373	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	—	—	—	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	△ 6,112	△ 5,739	373	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

## 予算（令和3年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	計			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
収 入	439,182	441,262	2,080	
給付経理から受入	—	—	—	
国庫補助金収入	6,231	6,229	△ 1	
業務収入	431,167	432,730	1,563	
掛金等収入	413,566	414,656	1,090	
運用収入等	17,601	18,074	473	
業務外収入	—	91	91	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	1,486	2,140	654	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	3	1	△ 2	
林業退職金共済事業等勘定より受入	295	70	△ 225	
支 出	409,421	382,881	△ 26,540	
退職給付金等	399,811	374,137	△ 25,674	
業務経費	7,321	6,301	△ 1,020	
退職金共済事業関係経費	4,962	3,639	△ 1,323	
運用費用等	2,359	2,662	303	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	59	292	233	
人件費	1,711	1,648	△ 63	
業務経理へ繰入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	509	496	△ 13	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	10	7	△ 3	

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
収 入	63,808	61,612	△ 2,196	
給付経理から受入	—	—	—	
国庫補助金収入	1,034	1,034	△ 0	
業務収入	62,242	59,954	△ 2,289	
掛金等収入	58,775	56,462	△ 2,313	
運用収入等	3,467	3,492	25	
業務外収入	18	125	107	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	509	496	△ 13	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	0	—	△ 0	
林業退職金共済事業等勘定より受入	5	3	△ 2	
支 出	62,225	63,057	832	
退職給付金等	56,757	57,368	611	
業務経費	248	370	122	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	248	370	122	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	3,730	3,177	△ 553	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	1,486	2,140	654	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	—	△ 0	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	4	2	△ 2	

## 予算（令和3年度）

## 建設業退職金共済事業等勘定

区 分	特別給付経理			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
収 入	623	567	△ 55	
給付経理から受入	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
業務収入	623	567	△ 56	
掛金等収入	577	525	△ 53	
運用収入等	45	42	△ 3	
業務外収入	0	1	0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	1,846	1,494	△ 352	
退職給付金等	1,558	1,180	△ 378	
業務経費	16	120	104	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	16	120	104	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	272	194	△ 78	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

## 予算（令和3年度）

## 建設業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
収 入	4,122	3,491	△ 631	
給付経理から受入	4,002	3,371	△ 631	
国庫補助金収入	120	120	—	
業務収入	—	—	—	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
業務外収入	—	0	0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	4,146	3,530	△ 616	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	3,522	2,785	△ 737	
退職金共済事業関係経費	3,522	2,785	△ 737	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	30	138	109	
人件費	594	606	12	
業務経理へ繰入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

## 予算（令和3年度）

## 建設業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
収 入	△ 4,002	△ 3,371	631	
給付経理から受入	△ 4,002	△ 3,371	631	
国庫補助金収入	—	—	—	
業務収入	—	—	—	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	△ 4,002	△ 3,371	631	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	—	—	—	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	△ 4,002	△ 3,371	631	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

## 予算（令和3年度）

## 建設業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	計			備考
	年度計画額	決算額	差額	
収 入	64,551	62,300	△ 2,251	
給付経理から受入	—	—	—	
国庫補助金収入	1,154	1,154	△ 0	
業務収入	62,865	60,521	△ 2,344	
掛金等収入	59,353	56,987	△ 2,366	
運用収入等	3,512	3,534	22	
業務外収入	18	126	107	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	509	496	△ 13	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	0	—	△ 0	
林業退職金共済事業等勘定より受入	5	3	△ 2	
支 出	64,215	64,711	496	
退職給付金等	58,315	58,549	234	
業務経費	3,786	3,276	△ 511	
退職金共済事業関係経費	3,522	2,785	△ 737	
運用費用等	264	491	226	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	30	138	109	
人件費	594	606	12	
業務経理へ繰入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	1,486	2,140	654	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	—	△ 0	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	4	2	△ 2	

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
収 入	67	64	△ 3	
給付経理から受入	—	—	—	
国庫補助金収入	2	1	△ 1	
業務収入	64	62	△ 2	
掛金等収入	50	48	△ 3	
運用収入等	14	15	1	
業務外収入	0	—	△ 0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	0	—	△ 0	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	0	—	△ 0	
支 出	346	169	△ 177	
退職給付金等	251	104	△ 147	
業務経費	0	—	△ 0	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	0	—	△ 0	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	91	64	△ 27	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	3	1	△ 2	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	—	△ 0	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	—	△ 0	



## 予算（令和3年度）

## 清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	特別給付経理			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
収 入	1	1	△ 0	
給付経理から受入	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
業務収入	1	1	△ 0	
掛金等収入	1	1	△ 0	
運用収入等	0	0	0	
業務外収入	0	—	△ 0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	14	4	△ 10	
退職給付金等	11	4	△ 7	
業務経費	0	—	△ 0	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	0	—	△ 0	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	3	1	△ 2	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

## 予算（令和3年度）

## 清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
収 入	114	79	△ 34	
給付経理から受入	94	64	△ 30	
国庫補助金収入	20	15	△ 5	
業務収入	—	—	—	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	114	82	△ 32	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	52	29	△ 23	
退職金共済事業関係経費	52	29	△ 23	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	2	2	△ 0	
人件費	59	51	△ 8	
業務経理へ繰入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

## 予算（令和3年度）

## 清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
収 入	△ 94	△ 64	30	
給付経理から受入	△ 94	△ 64	30	
国庫補助金収入	—	—	—	
業務収入	—	—	—	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	△ 94	△ 64	30	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	—	—	—	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	△ 94	△ 64	30	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

清酒製造業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	計			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
収 入	87	80	△ 8	
給付経理から受入	—	—	—	
国庫補助金収入	22	16	△ 6	
業務収入	66	64	△ 2	
掛金等収入	51	49	△ 3	
運用収入等	14	15	1	
業務外収入	0	—	△ 0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	0	—	△ 0	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	0	—	△ 0	
支 出	379	191	△ 189	
退職給付金等	262	108	△ 155	
業務経費	53	29	△ 23	
退職金共済事業関係経費	52	29	△ 23	
運用費用等	0	—	△ 0	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	2	2	△ 0	
人件費	59	51	△ 8	
業務経理へ繰入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	3	1	△ 2	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	—	△ 0	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	—	△ 0	

## 予算（令和3年度）

## 林業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
収 入	1,609	1,597	△ 12	
給付経理から受入	—	—	—	
国庫補助金収入	40	38	△ 2	
業務収入	1,554	1,550	△ 5	
掛金等収入	1,514	1,510	△ 4	
運用収入等	40	40	△ 1	
業務外収入	0	—	△ 0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	10	7	△ 3	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	4	2	△ 2	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	0	—	△ 0	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	1,812	1,516	△ 296	
退職給付金等	1,428	1,368	△ 59	
業務経費	5	6	1	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	5	6	1	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	79	69	△ 10	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	295	70	△ 225	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	5	3	△ 2	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	—	△ 0	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

## 予算（令和3年度）

## 林業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
収 入	199	173	△ 25	
給付経理から受入	79	69	△ 10	
国庫補助金収入	120	104	△ 15	
業務収入	—	—	—	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	199	175	△ 24	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	153	119	△ 34	
退職金共済事業関係経費	153	119	△ 34	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	1	10	9	
人件費	45	46	1	
業務経理へ繰入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

## 予算（令和3年度）

## 林業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
収 入	△ 79	△ 69	10	
給付経理から受入	△ 79	△ 69	10	
国庫補助金収入	—	—	—	
業務収入	—	—	—	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	△ 79	△ 69	10	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	—	—	—	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	△ 79	△ 69	10	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

## 予算（令和3年度）

## 林業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	計			備考
	年度計画額	決算額	差額	
収 入	1,728	1,701	△ 27	
給付経理から受入	—	—	—	
国庫補助金収入	160	143	△ 17	
業務収入	1,554	1,550	△ 5	
掛金等収入	1,514	1,510	△ 4	
運用収入等	40	40	△ 1	
業務外収入	0	—	△ 0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	10	7	△ 3	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	4	2	△ 2	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	0	—	△ 0	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	1,932	1,622	△ 310	
退職給付金等	1,428	1,368	△ 59	
業務経費	158	125	△ 33	
退職金共済事業関係経費	153	119	△ 34	
運用費用等	5	6	1	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	1	10	9	
人件費	45	46	1	
業務経理へ繰入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	295	70	△ 225	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	5	3	△ 2	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	—	△ 0	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	



## 予算（令和3年度）

財形勘定

(単位：百万円)

区 分	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	160,107	112,820	△ 47,287	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
業務収入	160,105	112,817	△ 47,287	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務収入	160,105	112,817	△ 47,287	
雇用促進融資業務収入	—	—	—	
業務外収入	2	2	0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	159,963	112,832	△ 47,132	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	159,588	112,547	△ 47,041	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務経費	159,588	112,547	△ 47,041	
雇用促進融資業務経費	—	—	—	
一般管理費	145	79	△ 66	
人件費	231	206	△ 25	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

## 予算（令和3年度）

## 雇用促進融資勘定

(単位：百万円)

区 分	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	174	241	67	
運営費交付金収入	30	30	—	
国庫補助金収入	60	60	—	
業務収入	84	152	67	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務収入	—	—	—	
雇用促進融資業務収入	84	152	67	
業務外収入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	89	72	△ 17	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	60	46	△ 14	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務経費	—	—	—	
雇用促進融資業務経費	60	46	△ 14	
一般管理費	13	10	△ 2	
人件費	17	16	△ 1	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

## 収支計画（令和3年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	給付経理			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
経常費用	6,144,442	547,857	△ 5,596,585	
事業費用	463,572	439,167	△ 24,405	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	10,012	9,049	△ 963	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	100,351	3,462	△ 96,889	
責任準備金繰入	5,570,491	96,179	△ 5,474,311	
事業外費用	16	—	△ 16	
財務費用	—	—	—	
経常収益	6,142,275	534,661	△ 5,607,614	
事業収益	535,435	527,870	△ 7,564	
運営費交付金	—	—	—	
国庫補助金収入	6,686	6,682	△ 4	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	—	—	—	
貸倒引当金戻入	—	—	—	
支払備金戻入	98,934	59	△ 98,875	
責任準備金戻入	5,501,220	50	△ 5,501,170	
事業外収益	—	0	0	
賞与引当金見返に係る収益	—	—	—	
退職給付引当金見返に係る収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	△ 2,167	△ 13,195	△ 11,029	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	△ 2,167	△ 13,195	△ 11,029	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

## 収支計画（令和3年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	特別給付経理			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
経常費用	18,831	1,511	△ 17,320	
事業費用	1,589	1,308	△ 281	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	275	195	△ 80	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	70	9	△ 61	
責任準備金繰入	16,897	—	△ 16,897	
事業外費用	0	—	△ 0	
財務費用	—	—	—	
経常収益	18,465	1,032	△ 17,433	
事業収益	822	823	1	
運営費交付金	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	—	—	—	
貸倒引当金戻入	—	—	—	
支払備金戻入	57	—	△ 57	
責任準備金戻入	17,586	209	△ 17,377	
事業外収益	—	—	—	
賞与引当金見返に係る収益	—	—	—	
退職給付引当金見返に係る収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	△ 367	△ 480	△ 113	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	△ 367	△ 480	△ 113	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

## 収支計画（令和3年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	財形勘定			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	1,983	1,743	△ 240	
事業費用	632	517	△ 115	
一般管理費	376	311	△ 65	
業務経理へ繰入	—	—	—	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	—	—	—	
責任準備金繰入	—	—	—	
事業外費用	—	1	1	
財務費用	975	915	△ 60	
経常収益	2,252	1,931	△ 321	
事業収益	2,235	1,922	△ 312	
運営費交付金	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	1	1	△ 0	
貸倒引当金戻入	16	5	△ 11	
支払備金戻入	—	—	—	
責任準備金戻入	—	—	—	
事業外収益	—	3	3	
賞与引当金見返に係る収益	—	—	—	
退職給付引当金見返に係る収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	268	187	△ 81	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	268	187	△ 81	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

## 収支計画（令和3年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	雇用勘定			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
経常費用	94	73	△ 21	
事業費用	60	46	△ 14	
一般管理費	35	27	△ 8	
業務経理へ繰入	—	—	—	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	—	—	—	
責任準備金繰入	—	—	—	
事業外費用	—	0	0	
財務費用	—	0	0	
経常収益	146	138	△ 8	
事業収益	17	14	△ 2	
運営費交付金	30	28	△ 2	
国庫補助金収入	60	46	△ 14	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	—	1	1	
貸倒引当金戻入	35	46	12	
支払備金戻入	—	—	—	
責任準備金戻入	—	—	—	
事業外収益	—	0	0	
賞与引当金見返に係る収益	1	1	△ 0	
退職給付引当金見返に係る収益	4	1	△ 3	
純利益（△純損失）	51	65	13	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	51	65	13	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

## 収支計画（令和3年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	勘定共通			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
経常費用	11,205	9,501	△ 1,704	
事業費用	—	8,198	8,198	
一般管理費	11,205	1,291	△ 9,915	
業務経理へ繰入	—	—	—	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	—	—	—	
責任準備金繰入	—	—	—	
事業外費用	—	13	13	
財務費用	—	—	—	
経常収益	11,167	10,132	△ 1,035	
事業収益	—	—	—	
運営費交付金	—	—	—	
国庫補助金収入	880	805	△ 75	
給付経理より受入	10,287	9,243	△ 1,044	
資産見返補助金等戻入	—	25	25	
貸倒引当金戻入	—	—	—	
支払備金戻入	—	—	—	
責任準備金戻入	—	—	—	
事業外収益	—	59	59	
賞与引当金見返に係る収益	—	—	—	
退職給付引当金見返に係る収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	△ 38	631	669	
目的積立金取崩額	24	31	7	
総利益（△総損失）	△ 14	662	676	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

## 収支計画（令和3年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	セグメント間相殺			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
経常費用	△ 10,287	△ 12,280	△ 1,993	
事業費用	—	△ 2,719	△ 2,719	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	△ 10,287	△ 9,243	1,044	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	—	△ 59	△ 59	
責任準備金繰入	—	△ 259	△ 259	
事業外費用	—	—	—	
財務費用	—	—	—	
経常収益	△ 10,287	△ 12,280	△ 1,993	
事業収益	—	△ 2,719	△ 2,719	
運営費交付金	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
給付経理より受入	△ 10,287	△ 9,243	1,044	
資産見返補助金等戻入	—	—	—	
貸倒引当金戻入	—	—	—	
支払備金戻入	—	△ 59	△ 59	
責任準備金戻入	—	△ 259	△ 259	
事業外収益	—	—	—	
賞与引当金見返に係る収益	—	—	—	
退職給付引当金見返に係る収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	—	—	—	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	—	—	—	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。



## 収支計画（令和3年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

（単位：百万円）

区 分	計			備考
	年度計画額	決算額	差額	
経常費用	6,166,269	548,406	△ 5,617,863	
事業費用	465,852	446,516	△ 19,336	
一般管理費	11,616	1,628	△ 9,988	
業務経理へ繰入	—	—	—	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	100,421	3,412	△ 97,010	
責任準備金繰入	5,587,388	95,921	△ 5,491,468	
事業外費用	16	14	△ 2	
財務費用	975	915	△ 60	
経常収益	6,164,017	535,613	△ 5,628,404	
事業収益	538,508	527,911	△ 10,597	
運営費交付金	30	28	△ 2	
国庫補助金収入	7,626	7,533	△ 93	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	1	26	26	
貸倒引当金戻入	51	51	1	
支払備金戻入	98,991	—	△ 98,991	
責任準備金戻入	5,518,806	—	△ 5,518,806	
事業外収益	—	62	62	
賞与引当金見返に係る収益	1	1	△ 0	
退職給付引当金見返に係る収益	4	1	△ 3	
純利益（△純損失）	△ 2,252	△ 12,792	△ 10,540	
目的積立金取崩額	24	31	7	
総利益（△総損失）	△ 2,228	△ 12,762	△ 10,533	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

## 収支計画（令和3年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
経常費用	5,098,990	468,461	△ 4,630,529	
事業費用	403,045	377,697	△ 25,348	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	6,112	5,739	△ 373	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	96,955	3,459	△ 93,495	
責任準備金繰入	4,592,864	81,565	△ 4,511,298	
事業外費用	15	—	△ 15	
財務費用	—	—	—	
経常収益	5,102,070	463,977	△ 4,638,092	
事業収益	465,603	458,369	△ 7,234	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	5,610	5,608	△ 1	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	—	—	—	
貸倒引当金戻入	—	—	—	
支払備金戻入	95,874	—	△ 95,874	
責任準備金戻入	4,534,983	—	△ 4,534,983	
事業外収益	—	0	0	
純利益（△純損失）	3,080	△ 4,484	△ 7,563	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	3,080	△ 4,484	△ 7,563	

## 収支計画（令和3年度）

一般の中小企業退職金共済事

区 分	勘定共通			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
経常費用	6,743	5,631	△ 1,113	
事業費用	—	4,958	4,958	
一般管理費	6,743	663	△ 6,080	
業務経理へ繰入	—	—	—	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	—	—	—	
責任準備金繰入	—	—	—	
事業外費用	—	9	9	
財務費用	—	—	—	
経常収益	6,733	6,413	△ 320	
事業収益	—	—	—	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	621	621	—	
給付経理より受入	6,112	5,739	△ 373	
資産見返補助金等戻入	—	12	12	
貸倒引当金戻入	—	—	—	
支払備金戻入	—	—	—	
責任準備金戻入	—	—	—	
事業外収益	—	41	41	
純利益（△純損失）	△ 10	782	793	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	△ 10	782	793	

## 収支計画（令和3年度）

一般の中小企業退職金共済事

区 分	セグメント間相殺			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
経常費用	△ 6,112	△ 5,739	373	
事業費用	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	△ 6,112	△ 5,739	373	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	—	—	—	
責任準備金繰入	—	—	—	
事業外費用	—	—	—	
財務費用	—	—	—	
経常収益	△ 6,112	△ 5,739	373	
事業収益	—	—	—	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
給付経理より受入	△ 6,112	△ 5,739	373	
資産見返補助金等戻入	—	—	—	
貸倒引当金戻入	—	—	—	
支払備金戻入	—	—	—	
責任準備金戻入	—	—	—	
事業外収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	—	—	—	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	—	—	—	

## 収支計画（令和3年度）

一般の中小企業退職金共済事

（単位：百万円）

区 分	計			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
経常費用	5,099,621	468,352	△ 4,631,269	
事業費用	403,045	382,655	△ 20,389	
一般管理費	6,743	663	△ 6,080	
業務経理へ繰入	—	—	—	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	96,955	3,459	△ 93,495	
責任準備金繰入	4,592,864	81,565	△ 4,511,298	
事業外費用	15	9	△ 6	
財務費用	—	—	—	
経常収益	5,102,691	464,651	△ 4,638,039	
事業収益	465,603	458,369	△ 7,234	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	6,231	6,229	△ 1	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	—	12	12	
貸倒引当金戻入	—	—	—	
支払備金戻入	95,874	—	△ 95,874	
責任準備金戻入	4,534,983	—	△ 4,534,983	
事業外収益	—	41	41	
純利益（△純損失）	3,069	△ 3,701	△ 6,771	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	3,069	△ 3,701	△ 6,771	

## 収支計画（令和3年度）

## 建設業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
経常費用	1,026,734	77,433	△ 949,301	
事業費用	58,536	59,917	1,381	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	3,730	3,177	△ 553	
支払備金繰入	3,317	—	△ 3,317	
責任準備金繰入	961,150	14,339	△ 946,812	
事業外費用	1	—	△ 1	
経常収益	1,021,472	68,897	△ 952,574	
事業収益	68,101	67,813	△ 288	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	1,034	1,034	△ 0	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	—	—	—	
支払備金戻入	2,988	50	△ 2,938	
責任準備金戻入	949,349	—	△ 949,349	
事業外収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	△ 5,262	△ 8,536	△ 3,274	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	△ 5,262	△ 8,536	△ 3,274	

## 収支計画（令和3年度）

## 建設業退職金共済事業等勘定

区 分	特別給付経理			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
経常費用	18,774	1,507	△ 17,267	
事業費用	1,578	1,304	△ 273	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	272	194	△ 78	
支払備金繰入	70	9	△ 61	
責任準備金繰入	16,854	—	△ 16,854	
事業外費用	0	—	△ 0	
経常収益	18,405	1,029	△ 17,376	
事業収益	821	822	1	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	—	—	—	
支払備金戻入	57	—	△ 57	
責任準備金戻入	17,527	207	△ 17,320	
事業外収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	△ 369	△ 478	△ 109	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	△ 369	△ 478	△ 109	

## 収支計画（令和3年度）

## 建設業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
経常費用	4,150	3,666	△ 483	
事業費用	—	3,052	3,052	
一般管理費	4,150	610	△ 3,539	
業務経理へ繰入	—	—	—	
支払備金繰入	—	—	—	
責任準備金繰入	—	—	—	
事業外費用	—	4	4	
経常収益	4,122	3,513	△ 609	
事業収益	—	—	—	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	120	120	—	
給付経理より受入	4,002	3,371	△ 631	
資産見返補助金等戻入	—	7	7	
支払備金戻入	—	—	—	
責任準備金戻入	—	—	—	
事業外収益	—	15	15	
純利益（△純損失）	△ 28	△ 153	△ 126	
目的積立金取崩額	24	31	7	
総利益（△総損失）	△ 4	△ 123	△ 119	



## 収支計画（令和3年度）

## 建設業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
経常費用	△ 4,002	△ 3,586	415	
事業費用	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	△ 4,002	△ 3,371	631	
支払備金繰入	—	△ 9	△ 9	
責任準備金繰入	—	△ 207	△ 207	
事業外費用	—	—	—	
経常収益	△ 4,002	△ 3,586	415	
事業収益	—	—	—	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
給付経理より受入	△ 4,002	△ 3,371	631	
資産見返補助金等戻入	—	—	—	
支払備金戻入	—	△ 9	△ 9	
責任準備金戻入	—	△ 207	△ 207	
事業外収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	—	—	—	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	—	—	—	

## 収支計画（令和3年度）

建設業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	計			備考
	年度計画額	決算額	差額	
経常費用	1,045,655	79,019	△ 966,636	
事業費用	60,113	64,273	4,160	
一般管理費	4,150	610	△ 3,539	
業務経理へ繰入	—	—	—	
支払備金繰入	3,387	—	△ 3,387	
責任準備金繰入	978,004	14,132	△ 963,872	
事業外費用	1	4	3	
経常収益	1,039,996	69,852	△ 970,144	
事業収益	68,922	68,635	△ 287	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	1,154	1,154	△ 0	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	—	7	7	
支払備金戻入	3,045	41	△ 3,004	
責任準備金戻入	966,875	—	△ 966,875	
事業外収益	—	15	15	
純利益（△純損失）	△ 5,659	△ 9,167	△ 3,508	
目的積立金取崩額	24	31	7	
総利益（△総損失）	△ 5,635	△ 9,137	△ 3,502	

## 収支計画（令和3年度）

[別紙 1 1]

## 清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
経常費用	1,278	172	△ 1,107	
事業費用	256	105	△ 151	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	91	64	△ 27	
支払備金繰入	9	2	△ 6	
責任準備金繰入	923	—	△ 923	
事業外費用	0	—	△ 0	
経常収益	1,246	115	△ 1,131	
事業収益	70	64	△ 6	
国庫補助金収入	2	1	△ 1	
給付経理より受入	—	—	—	
支払備金戻入	7	—	△ 7	
責任準備金戻入	1,167	50	△ 1,117	
事業外収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	△ 32	△ 57	△ 24	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	△ 32	△ 57	△ 24	

## 収支計画（令和3年度）

[別紙 1 1]

## 清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	特別給付経理			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
経常費用	58	4	△ 53	
事業費用	11	4	△ 7	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	3	1	△ 2	
支払備金繰入	0	—	△ 0	
責任準備金繰入	44	—	△ 44	
事業外費用	0	—	△ 0	
経常収益	60	3	△ 57	
事業収益	1	1	△ 0	
国庫補助金収入	—	—	—	
給付経理より受入	—	—	—	
支払備金戻入	0	—	△ 0	
責任準備金戻入	59	2	△ 57	
事業外収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	2	△ 1	△ 4	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	2	△ 1	△ 4	

## 収支計画（令和3年度）

[別紙 1 1]

## 清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
経常費用	114	80	△ 34	
事業費用	—	75	75	
一般管理費	114	5	△ 109	
業務経理へ繰入	—	—	—	
支払備金繰入	—	—	—	
責任準備金繰入	—	—	—	
事業外費用	—	0	0	
経常収益	114	81	△ 32	
事業収益	—	—	—	
国庫補助金収入	20	15	△ 5	
給付経理より受入	94	64	△ 30	
支払備金戻入	—	—	—	
責任準備金戻入	—	—	—	
事業外収益	—	2	2	
純利益（△純損失）	△ 0	2	2	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	△ 0	2	2	

## 収支計画（令和3年度）

[別紙11]

## 清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
経常費用	△ 94	△ 64	30	
事業費用	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	△ 94	△ 64	30	
支払備金繰入	—	—	—	
責任準備金繰入	—	—	—	
事業外費用	—	—	—	
経常収益	△ 94	△ 64	30	
事業収益	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
給付経理より受入	△ 94	△ 64	30	
支払備金戻入	—	—	—	
責任準備金戻入	—	—	—	
事業外収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	—	—	—	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	—	—	—	

## 収支計画（令和3年度）

[別紙11]

清酒製造業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	計			備考
	年度計画額	決算額	差額	
経常費用	1,356	191	△ 1,165	
事業費用	267	184	△ 83	
一般管理費	114	5	△ 109	
業務経理へ繰入	—	—	—	
支払備金繰入	9	2	△ 6	
責任準備金繰入	966	—	△ 966	
事業外費用	0	0	0	
経常収益	1,326	135	△ 1,191	
事業収益	71	65	△ 6	
国庫補助金収入	22	16	△ 6	
給付経理より受入	—	—	—	
支払備金戻入	7	—	△ 7	
責任準備金戻入	1,226	52	△ 1,174	
事業外収益	—	2	2	
純利益（△純損失）	△ 30	△ 56	△ 26	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	△ 30	△ 56	△ 26	

## 収支計画（令和3年度）

[別紙12]

## 林業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
経常費用	17,439	1,791	△ 15,648	
事業費用	1,735	1,447	△ 288	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	79	69	△ 10	
支払備金繰入	71	—	△ 71	
責任準備金繰入	15,554	275	△ 15,279	
事業外費用	0	—	△ 0	
経常収益	17,488	1,672	△ 15,816	
事業収益	1,661	1,624	△ 36	
国庫補助金収入	40	38	△ 2	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	—	—	—	
支払備金戻入	66	9	△ 56	
責任準備金戻入	15,721	—	△ 15,721	
事業外収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	48	△ 119	△ 168	
総利益（△総損失）	48	△ 119	△ 168	



## 収支計画（令和 3 年度）

## 林業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
経常費用	199	125	△ 74	
事業費用	—	113	113	
一般管理費	199	12	△ 187	
業務経理へ繰入	—	—	—	
支払備金繰入	—	—	—	
責任準備金繰入	—	—	—	
事業外費用	—	0	0	
経常収益	199	126	△ 73	
事業収益	—	—	—	
国庫補助金収入	120	49	△ 71	
給付経理より受入	79	69	△ 10	
資産見返補助金等戻入	—	6	6	
支払備金戻入	—	—	—	
責任準備金戻入	—	—	—	
事業外収益	—	1	1	
純利益（△純損失）	△ 0	0	0	
総利益（△総損失）	△ 0	0	0	

## 収支計画（令和 3 年度）

## 林業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
経常費用	△ 79	△ 69	10	
事業費用	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	△ 79	△ 69	10	
支払備金繰入	—	—	—	
責任準備金繰入	—	—	—	
事業外費用	—	—	—	
経常収益	△ 79	△ 69	10	
事業収益	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
給付経理より受入	△ 79	△ 69	10	
資産見返補助金等戻入	—	—	—	
支払備金戻入	—	—	—	
責任準備金戻入	—	—	—	
事業外収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	—	—	—	
総利益（△総損失）	—	—	—	

## 収支計画（令和3年度）

[別紙12]

林業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	計			備考
	年度計画額	決算額	差額	
経常費用	17,559	1,847	△ 15,712	
事業費用	1,735	1,560	△ 175	
一般管理費	199	12	△ 187	
業務経理へ繰入	—	—	—	
支払備金繰入	71	—	△ 71	
責任準備金繰入	15,554	275	△ 15,279	
事業外費用	0	0	0	
経常収益	17,607	1,728	△ 15,879	
事業収益	1,661	1,624	△ 36	
国庫補助金収入	160	87	△ 72	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	—	6	6	
支払備金戻入	66	9	△ 56	
責任準備金戻入	15,721	—	△ 15,721	
事業外収益	—	1	1	
純利益（△純損失）	48	△ 119	△ 167	
総利益（△総損失）	48	△ 119	△ 167	

## 収支計画（令和3年度）

財形勘定

（単位：百万円）

区 分	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	1,983	1,743	△ 240	
事業費用	632	517	△ 115	
一般管理費	376	311	△ 65	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	—	—	—	
責任準備金繰入	—	—	—	
事業外費用	—	1	1	
財務費用	975	915	△ 60	
経常収益	2,252	1,931	△ 321	
事業収益	2,235	1,922	△ 312	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	1	1	△ 0	
貸倒引当金戻入	16	5	△ 11	
支払備金戻入	—	—	—	
責任準備金戻入	—	—	—	
事業外収益	—	3	3	
純利益（△純損失）	268	187	△ 81	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	268	187	△ 81	

## 収支計画（令和3年度）

雇用促進融資勘定

（単位：百万円）

区 分	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	94	73	△ 21	
事業費用	60	46	△ 14	
一般管理費	35	27	△ 8	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	—	—	—	
責任準備金繰入	—	—	—	
事業外費用	—	0	0	
財務費用	—	0	0	
経常収益	146	138	△ 8	
事業収益	17	14	△ 2	
運営費交付金収入	30	28	△ 2	
国庫補助金収入	60	46	△ 14	
資産見返補助金等戻入	—	1	1	
貸倒引当金戻入	35	46	12	
支払備金戻入	—	—	—	
責任準備金戻入	—	—	—	
事業外収益	—	0	0	
賞与引当金見返に係る収益	1	1	△ 0	
退職給付引当金見返に係る収益	4	1	△ 3	
純利益（△純損失）	51	65	13	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	51	65	13	

## 資金計画（令和3年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	給付経理			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
資金支出	1,256,145	1,262,193	6,048	
業務活動による支出	470,513	446,081	△ 24,432	
業務支出	470,513	446,081	△ 24,432	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	271,748	415,640	143,891	
財務活動による支出	—	—	—	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	513,883	400,472	△ 113,411	
資金収入	1,256,145	1,262,193	6,048	
業務活動による収入	504,123	505,139	1,016	
業務収入	497,438	498,454	1,016	
運営費交付金による収入	—	—	—	
国庫補助金による収入	6,686	6,686	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	384,861	327,086	△ 57,775	
財務活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	367,160	429,967	62,807	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

## 資金計画（令和3年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	特別給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
資金支出	4,982	5,083	101	
業務活動による支出	1,760	1,551	△ 210	
業務支出	1,760	1,551	△ 210	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	2,340	2,306	△ 34	
財務活動による支出	—	—	—	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	882	1,227	345	
資金収入	4,982	5,083	101	
業務活動による収入	624	628	4	
業務収入	624	628	4	
運営費交付金による収入	—	—	—	
国庫補助金による収入	—	—	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	3,791	1,780	△ 2,011	
財務活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	567	2,675	2,108	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

## 資金計画（令和3年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	財形勘定			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
資金支出	163,538	116,561	△ 46,977	
業務活動による支出	55,640	8,708	△ 46,932	
業務支出	55,264	8,045	△ 47,219	
人件費	231	230	△ 1	
管理諸費	145	432	288	
投資活動による支出	—	8	8	
財務活動による支出	104,315	104,074	△ 241	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	3,583	3,772	189	
資金収入	163,538	116,561	△ 46,977	
業務活動による収入	44,989	37,903	△ 7,086	
業務収入	44,989	37,903	△ 7,086	
運営費交付金による収入	—	—	—	
国庫補助金による収入	—	—	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	0	0	0	
投資活動による収入	—	—	—	
財務活動による収入	115,127	74,917	△ 40,210	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	3,422	3,741	319	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。



## 資金計画（令和3年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	雇用勘定			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
資金支出	1,799	2,480	681	
業務活動による支出	89	86	△ 4	
業務支出	60	14	△ 46	
人件費	17	20	3	
管理諸費	13	52	40	
投資活動による支出	—	1,420	1,420	
財務活動による支出	—	0	0	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	1,710	974	△ 736	
資金収入	1,799	2,480	681	
業務活動による収入	174	241	67	
業務収入	84	151	66	
運営費交付金による収入	30	30	—	
国庫補助金による収入	60	60	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	1	1	
投資活動による収入	—	1,420	1,420	
財務活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	1,626	819	△ 807	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

資金計画（令和3年度）

[別紙15]

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	勘定共通			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
資金支出	15,402	14,349	△ 1,053	
業務活動による支出	11,191	9,193	△ 1,998	
業務支出	—	10	10	
人件費	2,410	2,501	91	
管理諸費	8,781	6,683	△ 2,099	
投資活動による支出	—	632	632	
財務活動による支出	—	65	65	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	4,210	4,459	249	
資金収入	15,402	14,349	△ 1,053	
業務活動による収入	11,167	9,646	△ 1,521	
業務収入	10,287	8,765	△ 1,521	
運営費交付金による収入	—	—	—	
国庫補助金による収入	880	880	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	—	—	—	
財務活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	4,235	4,703	469	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

## 資金計画（令和3年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	セグメント間相殺			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
資金支出	△ 10,287	△ 12,092	△ 1,805	
業務活動による支出	△ 10,287	△ 12,092	△ 1,805	
業務支出	△ 10,287	△ 12,092	△ 1,805	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	—	—	—	
財務活動による支出	—	—	—	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	—	—	—	
資金収入	△ 10,287	△ 12,092	△ 1,805	
業務活動による収入	△ 10,287	△ 12,092	△ 1,805	
業務収入	△ 10,287	△ 12,092	△ 1,805	
運営費交付金による収入	—	—	—	
国庫補助金による収入	—	—	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	—	—	—	
財務活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	—	—	—	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

資金計画（令和3年度）

[別紙15]

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

（単位：百万円）

区 分	計			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
資金支出	1,431,579	1,388,574	△ 43,005	
業務活動による支出	528,907	453,526	△ 75,381	
業務支出	517,311	443,608	△ 73,702	
人件費	2,658	2,751	93	
管理諸費	8,939	7,167	△ 1,772	
投資活動による支出	274,088	420,005	145,917	
財務活動による支出	104,315	104,139	△ 176	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	524,268	410,904	△ 113,364	
資金収入	1,431,579	1,388,574	△ 43,005	
業務活動による収入	550,790	541,465	△ 9,325	
業務収入	543,134	533,808	△ 9,326	
運営費交付金による収入	30	30	—	
国庫補助金による収入	7,626	7,626	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	0	1	1	
投資活動による収入	388,653	330,287	△ 58,366	
財務活動による収入	115,127	74,917	△ 40,210	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	377,010	441,906	64,896	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

## 資金計画（令和3年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
資金支出	1,059,781	1,067,467	7,686	
業務活動による支出	408,831	381,493	△ 27,338	
業務支出	408,831	381,493	△ 27,338	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	165,648	320,601	154,953	
財務活動による支出	—	—	—	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	485,301	365,372	△ 119,929	
資金収入	1,059,781	1,067,467	7,686	
業務活動による収入	438,641	440,843	2,202	
業務収入	433,031	435,233	2,202	
運営費交付金による収入	—	—	—	
国庫補助金による収入	5,610	5,610	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	268,930	268,196	△ 733	
財務活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	352,210	358,428	6,217	

資金計画（令和3年度）

[別紙16]

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
資金支出	8,887	8,133	△ 754	
業務活動による支出	6,733	5,513	△ 1,220	
業務支出	—	3	3	
人件費	1,711	1,763	52	
管理諸費	5,022	3,747	△ 1,275	
投資活動による支出	—	67	67	
財務活動による支出	—	41	41	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	2,154	2,512	358	
資金収入	8,887	8,133	△ 754	
業務活動による収入	6,733	5,825	△ 908	
業務収入	6,112	5,204	△ 908	
運営費交付金による収入	—	—	—	
国庫補助金による収入	621	621	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	—	—	—	
財務活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	2,154	2,308	154	

## 資金計画（令和3年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
資金支出	△ 6,112	△ 5,200	912	
業務活動による支出	△ 6,112	△ 5,200	912	
業務支出	△ 6,112	△ 5,200	912	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	—	—	—	
財務活動による支出	—	—	—	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	—	—	—	
資金収入	△ 6,112	△ 5,200	912	
業務活動による収入	△ 6,112	△ 5,200	912	
業務収入	△ 6,112	△ 5,200	912	
運営費交付金による収入	—	—	—	
国庫補助金による収入	—	—	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	—	—	—	
財務活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	—	—	—	

## 資金計画（令和3年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	計			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
資金支出	1,062,556	1,070,400	7,844	
業務活動による支出	409,452	381,805	△ 27,646	
業務支出	402,719	376,296	△ 26,423	
人件費	1,711	1,763	52	
管理諸費	5,022	3,747	△ 1,275	
投資活動による支出	165,648	320,668	155,020	
財務活動による支出	—	41	41	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	487,455	367,884	△ 119,571	
資金収入	1,062,556	1,070,400	7,844	
業務活動による収入	439,262	441,468	2,206	
業務収入	433,031	435,237	2,206	
運営費交付金による収入	—	—	—	
国庫補助金による収入	6,231	6,231	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	268,930	268,196	△ 733	
財務活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	354,364	360,736	6,371	



資金計画（令和3年度）

[別紙17]

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
資金支出	191,857	190,140	△ 1,717	
業務活動による支出	59,525	62,875	3,350	
業務支出	59,525	62,875	3,350	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	104,600	93,635	△ 10,965	
財務活動による支出	—	—	—	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	27,732	33,630	5,897	
資金収入	191,857	190,140	△ 1,717	
業務活動による収入	63,808	62,624	△ 1,184	
業務収入	62,774	61,590	△ 1,184	
国庫補助金による収入	1,034	1,034	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	115,131	58,090	△ 57,041	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	12,918	69,426	56,508	

資金計画（令和3年度）

[別紙17]

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	特別給付経理			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
資金支出	4,705	4,806	100	
業務活動による支出	1,746	1,546	△ 200	
業務支出	1,746	1,546	△ 200	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	2,300	2,306	6	
財務活動による支出	—	—	—	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	659	954	295	
資金収入	4,705	4,806	100	
業務活動による収入	623	627	4	
業務収入	623	627	4	
国庫補助金による収入	—	—	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	3,771	1,760	△ 2,011	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	312	2,418	2,107	

## 資金計画（令和3年度）

## 建設業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
資金支出	6,010	5,749	△ 261	
業務活動による支出	4,146	3,474	△ 672	
業務支出	—	2	2	
人件費	594	641	47	
管理諸費	3,552	2,831	△ 721	
投資活動による支出	—	505	505	
財務活動による支出	—	23	23	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	1,864	1,747	△ 117	
資金収入	6,010	5,749	△ 261	
業務活動による収入	4,122	3,519	△ 603	
業務収入	4,002	3,399	△ 603	
国庫補助金による収入	120	120	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	1,888	2,231	342	

## 資金計画（令和3年度）

## 建設業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	△ 4,002	△ 4,002	—	
業務活動による支出	△ 4,002	△ 4,002	—	
業務支出	△ 4,002	△ 4,002	—	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	—	—	—	
財務活動による支出	—	—	—	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	—	—	—	
資金収入	△ 4,002	△ 4,002	—	
業務活動による収入	△ 4,002	△ 4,002	—	
業務収入	△ 4,002	△ 4,002	—	
国庫補助金による収入	—	—	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	—	—	—	

## 資金計画（令和3年度）

建設業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	計			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
資金支出	198,571	196,693	△ 1,878	
業務活動による支出	61,415	63,893	2,478	
業務支出	57,269	60,421	3,152	
人件費	594	641	47	
管理諸費	3,552	2,831	△ 721	
投資活動による支出	106,900	96,446	△ 10,454	
財務活動による支出	—	23	23	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	30,256	36,331	6,075	
資金収入	198,571	196,693	△ 1,878	
業務活動による収入	64,551	62,768	△ 1,783	
業務収入	63,397	61,614	△ 1,783	
国庫補助金による収入	1,154	1,154	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	118,902	59,850	△ 59,052	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	15,117	74,075	58,957	

## 資金計画（令和3年度）

## 清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
資金支出	832	852	20	
業務活動による支出	346	196	△ 150	
業務支出	346	196	△ 150	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	100	100	—	
財務活動による支出	—	—	—	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	387	557	170	
資金収入	832	852	20	
業務活動による収入	66	67	1	
業務収入	64	65	1	
国庫補助金による収入	2	2	—	
投資活動による収入	201	200	△ 1	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	565	585	20	

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	特別給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	277	278	1	
業務活動による支出	14	4	△ 10	
業務支出	14	4	△ 10	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	40	—	△ 40	
財務活動による支出	—	—	—	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	223	273	50	
資金収入	277	278	1	
業務活動による収入	1	1	△ 0	
業務収入	1	1	△ 0	
国庫補助金による収入	—	—	—	
投資活動による収入	20	20	△ 0	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	256	257	1	

資金計画（令和3年度）

[別紙18]

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
資金支出	234	199	△ 35	
業務活動による支出	114	88	△ 26	
業務支出	—	5	5	
人件費	59	51	△ 8	
管理諸費	54	32	△ 22	
投資活動による支出	—	1	1	
財務活動による支出	—	0	0	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	120	110	△ 10	
資金収入	234	199	△ 35	
業務活動による収入	114	109	△ 5	
業務収入	94	89	△ 5	
国庫補助金による収入	20	20	—	
投資活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	120	90	△ 30	



## 資金計画（令和3年度）

## 清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
資金支出	△ 94	△ 92	2	
業務活動による支出	△ 94	△ 92	2	
業務支出	△ 94	△ 92	2	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	—	—	—	
財務活動による支出	—	—	—	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	—	—	—	
資金収入	△ 94	△ 92	2	
業務活動による収入	△ 94	△ 92	2	
業務収入	△ 94	△ 92	2	
国庫補助金による収入	—	—	—	
投資活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	—	—	—	

## 資金計画（令和3年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	計			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
資金支出	1,249	1,237	△ 12	
業務活動による支出	379	196	△ 183	
業務支出	266	113	△ 153	
人件費	59	51	△ 8	
管理諸費	54	32	△ 22	
投資活動による支出	140	101	△ 39	
財務活動による支出	—	0	0	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	730	940	210	
資金収入	1,249	1,237	△ 12	
業務活動による収入	87	85	△ 2	
業務収入	65	64	△ 2	
国庫補助金による収入	22	22	—	
投資活動による収入	221	220	△ 1	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	941	932	△ 10	

## 資金計画（令和3年度）

## 林業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
資金支出	3,675	3,734	59	
業務活動による支出	1,812	1,518	△ 294	
業務支出	1,812	1,518	△ 294	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	1,400	1,303	△ 97	
財務活動による支出	—	—	—	
次年度への繰越金	463	913	450	
資金収入	3,675	3,734	59	
業務活動による収入	1,608	1,606	△ 2	
業務収入	1,568	1,566	△ 2	
国庫補助金による収入	40	40	—	
投資活動による収入	600	600	0	
前年度よりの繰越金	1,467	1,528	61	

## 資金計画（令和3年度）

## 林業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
資金支出	270	267	△ 3	
業務活動による支出	199	118	△ 80	
業務支出	—	0	0	
人件費	45	46	0	
管理諸費	154	73	△ 81	
投資活動による支出	—	59	59	
財務活動による支出	—	0	0	
次年度への繰越金	72	90	18	
資金収入	270	267	△ 3	
業務活動による収入	199	193	△ 6	
業務収入	79	73	△ 6	
国庫補助金による収入	120	120	—	
投資活動による収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	72	75	3	

## 資金計画（令和3年度）

## 林業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
資金支出	△ 79	△ 79	—	
業務活動による支出	△ 79	△ 79	—	
業務支出	△ 79	△ 79	—	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	—	—	—	
財務活動による支出	—	—	—	
次年度への繰越金	—	—	—	
資金収入	△ 79	△ 79	—	
業務活動による収入	△ 79	△ 79	—	
業務収入	△ 79	△ 79	—	
国庫補助金による収入	—	—	—	
投資活動による収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	—	—	—	

資金計画（令和3年度）

[別紙19]

林業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	計			備考
	年度計画額	決 算 額	差 額	
資金支出	3,866	3,923	56	
業務活動による支出	1,932	1,557	△ 375	
業務支出	1,733	1,439	△ 294	
人件費	45	46	0	
管理諸費	154	73	△ 81	
投資活動による支出	1,400	1,362	△ 38	
財務活動による支出	—	0	0	
次年度への繰越金	535	1,003	469	
資金収入	3,866	3,923	56	
業務活動による収入	1,728	1,719	△ 8	
業務収入	1,568	1,560	△ 8	
国庫補助金による収入	160	160	—	
投資活動による収入	600	600	0	
前年度よりの繰越金	1,539	1,603	65	

## 資金計画（令和3年度）

財形勘定

(単位：百万円)

区 分	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	163,538	116,561	△ 46,977	
業務活動による支出	55,640	8,708	△ 46,932	
業務支出	55,264	8,045	△ 47,219	
人件費	231	230	△ 1	
管理諸費	145	432	288	
投資活動による支出	—	8	8	
財務活動による支出	104,315	104,074	△ 241	
次年度への繰越金	3,583	3,772	189	
資金収入	163,538	116,561	△ 46,977	
業務活動による収入	44,989	37,903	△ 7,086	
業務収入	44,989	37,903	△ 7,086	
運営費交付金による収入	—	—	—	
国庫補助金による収入	—	—	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	0	0	0	
投資活動による収入	—	—	—	
財務活動による収入	115,127	74,917	△ 40,210	
前年度よりの繰越金	3,422	3,741	319	

## 資金計画（令和 3 年度）

雇用促進融資勘定

（単位：百万円）

区 分	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	1,799	2,480	681	
業務活動による支出	89	86	△ 4	
業務支出	60	14	△ 46	
人件費	17	20	3	
管理諸費	13	52	40	
投資活動による支出	—	1,420	1,420	
財務活動による支出	—	0	0	
次年度への繰越金	1,710	974	△ 736	
資金収入	1,799	2,480	681	
業務活動による収入	174	241	67	
業務収入	84	151	66	
運営費交付金による収入	30	30	—	
国庫補助金による収入	60	60	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	1	1	
投資活動による収入	—	1,420	1,420	
財務活動による収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	1,626	819	△ 807	



独立行政法人 勤労者退職金共済機構

## 令和 3 事業年度業務実績等報告書添付資料

添付資料① 令和 3 年度資産運用に関する評価報告書

添付資料② 調達等合理化計画

令和3年度

資産運用に関する評価報告書

令和4年6月29日

独立行政法人勤労者退職金共済機構  
資産運用委員会

## 目次

はじめに	-----	2
略語、用語の説明	-----	3
1. 概論	-----	4
2. 運用実績		
(1) 中退共（給付経理）	-----	8
(2) 建退共（給付経理）	-----	12
(3) 建退共（特別給付経理）	-----	14
(4) 清退共（給付経理）	-----	16
(5) 清退共（特別給付経理）	-----	18
(6) 林退共（給付経理）	-----	20
3. 資産の構成に関する事項		
(1) 基本ポートフォリオの見直し	-----	21
(2) 建退共の合同運用開始	-----	24
4. ガバナンス		
(1) ガバナンス体制の確立	-----	25
(2) スチュワードシップ活動	-----	27
5. その他		
(1) 対外公表	-----	29
(2) 最新の資産運用結果及びその他の財務 状況の把握と厚生労働省への情報提供	-----	30
資産運用委員会 委員名簿	-----	32
令和3年度資産運用委員会 開催実績	-----	33
参考図表	-----	35

別添 1 中退共資産等に係る基本ポートフォリオ見直しに  
ついて（令和3年度）

別紙 1 令和3年4月から令和4年3月の資産運用実績報告

別紙 2 「資産運用の基本方針」の遵守状況の報告について

## はじめに

資産運用委員会（以下「当委員会」という）は、中小企業退職金共済法（以下「中退法」という。）に基づき（注）、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が行う退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用に関する業務の適正な運営を図るために設置された（委員名簿は P32 をご覧下さい）。

この目的を果たすため、当委員会は、「資産運用の基本方針」の作成又は変更に関する審議や、業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視、その他重要事項に関する理事長への助言・提言等を行うこととされている。

令和 3 年度においても、8 回開催された当委員会の場で、機構の資産運用業務について様々な側面・観点から審議し、意見を述べてきたところである。

※令和 3 年度中の開催実績は P33 参照。

本報告書は、厚生労働大臣の評価に資するために、令和 3 年度中の当委員会の活動を総括しつつ、令和 3 年度の資産運用実績も踏まえて、機構による資産運用業務に対する当委員会の見解を取りまとめたものである。

（注）中退法第六章第四節第六十九条の二～第六十九条の四

※数値の端数処理については四捨五入としている。

## 略語、用語の説明

- ・ 中退共  
一般の中小企業退職金共済制度を指す。
- ・ 建退共  
建設業退職金共済制度を指す。
- ・ 清退共  
清酒製造業退職金共済制度を指す。
- ・ 林退共  
林業退職金共済制度を指す。
- ・ 付加退職金  
中退共において、基本退職金に上積みするもので、運用収入の状況等に応じて定められる金額。具体的には、掛金納付月数の43月目とその後12か月ごとの基本退職金相当額に、厚生労働大臣が定めるその年の支給率を乗じて得た額を、退職時まで累計した総額。現在、各年度の利益見込み額の2分の1を付加退職金に充てるが、利益見込み額が単年度累積剰余金積立目標額の2倍を下回る場合は、当該目標額を優先的に剰余金の積立てに充てることとされている。

## 1. 概論

### 〔運用実績〕

- ・ 清退共（特別給付経理）を除く5経理で、収益率実績は基本ポートフォリオ設定時の期待収益率※を下回った。  
※ 基本ポートフォリオ設定時の期待収益率は、5年間平均で必要な利回りを達成するように設定されている。
- ・ 合同運用部分について要因を分析すると、市場収益率要因（委託運用のベンチマーク収益率が低迷）が大宗であるが、超過収益率要因（運用受託機関のパフォーマンス）もマイナスに寄与している。
- ・ 超過収益率要因のマイナスについて、機構は、スタイル分散を図る中で、近年の市場環境において牽引役を期待されているグロース系の外国株式ファンドが、世界的な金融緩和政策の見直し観測に因る金利上昇に加え、前年度大幅上昇の反動もあって、年度後半に急落したことが主因であり、一時的な調整と判断し、当面は様子を見守るスタンスである。長期投資家として、短期的な動向に右往左往することは避けるべきであり、拙速にマネジャー・ストラクチャー見直しを行わないことは適切な判断と考えるが、地政学リスク等予断を許さない要因が多い中、緊張感を持ったモニタリングを続けることを希望する。
- ・ 建退共（給付経理）及び建退共（特別給付経理）の超過収益率はプラスを確保しているが、マネジャー・ストラクチャーにおいてリスク分散が十分に出来ていないことを勘案すれば、令和4年4月からの委託運用部分の合同運用への移行は、適切な選択であったと評価する。
- ・ 利益剰余金については、中退共（給付経理）は、令和2年度に付加退職金給付を決定したことに加え、必要な利回

りを確保するための基本ポートフォリオ見直しにより必要な利益剰余金水準（必要な利回りを達成するためのリスク値＝想定損失額）が上がる中、必要な水準をわずかながら下回った。

- ・ 建退共（給付経理）では、令和2年度末における利益剰余金の大幅不足の状態から、令和3年度10月の予定運用利回り大幅引き下げの結果、なお必要な水準には満たないものの、不足幅は大幅に縮小している。
- ・ 清退共（給付経理）では、極めて厚い剰余金水準が維持されている。
- ・ 林退共（給付経理）では、累積欠損の状況が続いている。林退共も合同運用部分の基本ポートフォリオ見直しにより必要な利益剰余金水準が高くなったが、令和3年10月の予定運用利回り引下げによりほぼ相殺され、利益剰余金不足額に大きな変化は生じなかった。

#### 〔基本ポートフォリオ〕

- ・ 中退共の基本ポートフォリオについては、令和2年度の定例検証において、自家運用利回りの低下傾向持続等の理由により、見直すことが適当、との結論に至っていた。これを受け、令和3年度は上期に見直しに取り組み、令和3年9月までに新基本ポートフォリオへの移行を完了した。10月には見直し後の新しい基本ポートフォリオと共に、その経緯および論点をまとめた資料と前提として用いたデータ等が対外公表された（別添1）。見直しに至る審議プロセスは適切なものと評価できる。

#### 〔建退共の合同運用開始〕

- ・ 建退共の資産運用については、令和2年度の当委員会において、令和3年10月の予定運用利回りの引下げを勘案しても現行基本ポートフォリオではなお逆ザヤが残ることや

現状のマネジャー・ストラクチャーでは十分な運用スタイルの分散が図れていないことなどから、基本ポートフォリオとマネジャー・ストラクチャーの見直しが喫緊の課題であることを指摘した。対して建退共からは、それらの見直しを早期に実現することが難しい中、委託運用部分の中退共等との合同運用が提案され、当委員会としてこれを了承した。ただし、今後、単独運用の方が受益者の利益に適う状況になった場合に備え、単独運用を行い得る体制の強化に着手すべきである旨、付言した。合同運用への移管は、約4千億円に及ぶ大きな資金移動を伴う移行作業となったが、令和4年4月1日に予定通り合同運用が開始された。

- ・ 建退共の合同運用参加は、当面を凌ぐ措置に過ぎない。建退共の資産規模を踏まえれば、再び単独運用をおこなうことになっても対応が可能な体制の整備に努めることを強く要望する。

#### [スチュワードシップ活動]

- ・ スチュワードシップ活動については、中退共・清退共・林退共の合同運用に係る活動で、平成30年度に活動を活発化させてから4年目に入り、理事長と主要金融機関トップマネジメントとのトップ面談、実務レベルでのエンゲージメント実施部署との意見交換という複層的な活動が定着、内容も年々充実している。令和3年度は、議決権行使における考え方に関する議論の中で、株式会社における定款の位置付けといったガバナンスの基本的な事項について運用受託機関の認識が不十分との問題提起を行い、一部の運用受託機関における議決権行使基準見直しに繋がったことが報告された。こうした活動内容と成果は、スチュワードシップ活動が発展・深化していることを示すものとして評価できる。また、林退共運営主体として、気候変動問題、カー



ボンニュートラルに向けた取り組みにおける林業の重要性、森林資源の炭素吸収手段としての利用可能性について問題提起するなど発信力を高めていることは、サステナビリティ（ESG要素を含む）への配慮という観点から評価される。令和4年4月以降、建退共においても、合同運用に参加することから、中退共の活動に相乗りすることができる。

〔機構の組織運営・ガバナンス等全般と総括〕

- ・ 令和3年度の当委員会では、「資産運用業務に携わる役職員の行動規範」が提起され、審議を行った。当委員会においては、以前から行動規範の必要性について指摘をしており、当委員会において行動規範を取り上げられ、制定に至ったことは、評価できる。金融業務を行う公的機関として、役職員には高い職業倫理とエキスパートとしての責任（指摘責任を含む）を果たすことが求められるとの認識を確認した内容となっており、今後も機構に求められる社会的な使命を果たすことが期待される。
- ・ 対外公表については、特に年度前半は当委員会がほぼ毎月開催される状況ではあったが、議事要旨等の資料の早期公開という観点から、改善が見られた。
- ・ 以上に鑑み、機構における令和3年度中の資産運用は、総じて見れば、中退法その他の法令を遵守しつつ安全かつ効率的な運用を基本として実施するという基本原則に則り、長期的な運営の安定と中期的な健全性向上に必要な収益確保を目指すという基本方針に則して行われており、年度計画で掲げた目標に沿って質的な向上が図られてきていると評価する。
- ・ 以下に項目ごとに具体的に記す。

## 2. 運用実績

### (1) 中退共（給付経理）

#### ① 運用実績

【中退共（給付経理）運用実績】（委託手数料控除後）（単位：%）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和3年度		
					上期	下期	
予定運用利回り(年率)	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
必要な利回り(年率) ※1	1.1	1.1	1.1	1.1	-	-	1.1
期待収益率 (A) ※2、3	1.04	0.83	1.00	1.00	-	-	1.68
うち自家運用 ※4	0.82	0.74	0.66	0.57	-	-	0.50
うち委託運用	1.36	0.95	1.51	1.64	-	-	3.23
収益率実績 (B)	2.29	0.74	△ 0.32	5.25	-	-	0.78
うち自家運用 ※4	0.62	0.57	0.53	0.50	-	-	0.44
うち委託運用	4.69	0.98	△ 1.51	12.17	-	-	1.25
実績－期待 (B-A)	1.25	△ 0.09	△ 1.32	4.25	-	-	△ 0.90
うち自家運用 ※4	△ 0.20	△ 0.17	△ 0.13	△ 0.07	-	-	△ 0.06
うち委託運用	3.33	0.02	△ 3.02	10.54	-	-	△ 1.98
市場収益率要因	2.78	0.62	△ 2.28	8.52	-	-	△ 1.25
超過収益率要因	0.55	△ 0.59	△ 0.74	2.01	-	-	△ 0.73

※1 必要な利回りは、予定運用利回りと業務経費率の和である。

※2 期待収益率(A)は、平成29年度～令和2年度については平成28年度改定時における基本ポートフォリオの期待収益率である。令和3年度については10月1日に基本ポートフォリオを改定したが、年度ベースで期待収益率を計算しているため、半期毎の数値はない。

※3 令和3年度は基本ポートフォリオ見直しを行い、10月に新基本ポートフォリオに移行した。向こう5年間の平均期待収益率は、資産運用の基本方針に定められた運用の目標を踏まえ、引き続き、予定運用利回り年+1.0%と業務経費率+0.1%を加えた必要な利回りの水準（年1.1%）に設定された。

※4 自家運用には生命保険資産と有価証券信託を含む。

【中退共(給付経理) 運用損益】(委託手数料控除後) (単位:億円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
運用損益	1,076	359	△ 158	2,588	410
うち自家運用 ※	172	162	153	146	132
うち委託運用	904	197	△ 310	2,442	279

※ 自家運用には生命保険資産と有価証券信託を含む。

- ・ 資産全体の収益率実績は+0.78%となり、基本ポートフォリオの期待収益率を下回った(△0.90%)。主因は、委託運用の収益率実績が+1.25%と、同期待収益率+3.23%を大きく下回ったことである(△1.98%)。資産全体の運用損益額は+410億円、内訳は、自家運用が+132億円、委託運用が+279億円となった。
- ・ 委託運用の収益率実績が期待収益率を下回った要因をみると、市場収益率要因(委託運用のベンチマーク収益率と期待収益率の差異、以下同じ)が△1.25%と大宗であるが、超過収益率要因(運用受託機関のパフォーマンス)も△0.73%となりマイナスに寄与している。
- ・ 市場収益率については、国内外の金利上昇や国内株式の下落の影響であるが、基本ポートフォリオの見直しが必要なような基本的前提の変化が発生したと判断し得る状況にはなく、状況を注視するとの判断に問題はないと考える。
- ・ 超過収益率要因のマイナス寄与については、外国株式における超過収益の不芳に因るものである。その背景について、機構は、スタイル分散を図る中で、近年の市場環境において牽引役を期待され、令和2年度に極めて大幅な超過収益を上げたグロース系の外国株式ファンドが、世界的な金融緩和政策の見直し観測に因る金利上昇に加え、前年度大幅上昇の反動もあって、年度後半に急落したことが主因であり(P35参

考図表参照)、一時的な調整と判断し、当面は様子を見守るスタンスである。こうした分析結果と判断については、市場の短期的な動向に右往左往すべきではない長期投資家として、適切なものと評価する。ただし、地政学要因等予測し難いリスクが多い中、引き続き金融経済構造や運用受託機関の経営姿勢等の動向を注視して、スタイル分散が機能していることを確認し、適時適切な対応が採れるように努められたい。

- ・ なお、外国株式は超過収益率の面では、唯一のマイナス寄与資産となったが、収益率実績の水準をみると、新基本ポートフォリオ移行後の令和3年度下期において、外国株式のみが+9.67%とプラスであり、全体の収益率実績の引上げに寄与している。

【令和3年度下期 中退共（給付経理）委託運用収益率】（委託手数料控除前）

	構成比			収益率		
	期間平均	基本方針	乖離幅	ファンド*	ベンチマーク騰落率	超過収益率
国内債券	50.30%	50.70%	△0.40%	△1.53%	△1.57%	0.04%
国内株式	9.77%	9.00%	0.77%	△2.25%	△2.85%	0.60%
外国債券	21.21%	22.00%	△0.79%	△5.48%	△5.70%	0.22%
外国株式	18.72%	18.30%	0.42%	9.67%	12.45%	△2.79%
委託運用資産全体	100.00%	100.00%	0.00%	△0.45%	△0.01%	△0.44%

## ② 利益剰余金

【中退共（給付経理）利益剰余金の推移】

（単位：億円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
					上期末	
必要な利益剰余金 (A) ※1	4,268	4,675	5,150	5,025	5,025	5,468
利益剰余金 (B)	4,335	4,300	3,742	5,317	-	5,272
利益剰余金不足額(B-A)	-	△375	△1,408	-	-	△196
付加退職金 ※2	174	-	-	599	-	-

※1 必要な利益剰余金は、モンテカルロシミュレーションにおける1パーセント水準の想定損失額であり、機構が算出した額である。

※2 付加退職金は、厚生労働大臣が定めた支給率をもとに機構で算出した金額である。

- ・ 令和3年度の基本ポートフォリオ見直しにより、委託運用部分の期待収益率とリスクが引き上げられたため、新しい基本ポートフォリオにおける必要な利益剰余金（想定損失額）の水準も5,468億円に増加した。
- ・ 前述の運用実績および令和2年度に支給が決定された599億円の付加退職金の結果、令和3年度末の利益剰余金は5,272億円となり、必要な水準を196億円下回る結果となった。令和2年度末の水準と比べると、45億円減少している。
- ・ 令和2年度の段階で、期待収益率とリスクを引き上げる方向での基本ポートフォリオ見直しが予定されていたことや、令和2年度における運用実績が、世界的な超金融緩和政策の下で高騰し、反落が懸念されていた株価に依存していたこと、さらに令和3年度末の利益剰余金が必要な水準を下回った事実を踏まえると、付加退職金の支給額決定方法については、令和4年度に予定されている財政検証での付加退職金制度に関する検討に期待が掛かる。機構としても出来る限りの情報と資料を提供し、検討に資することが望まれる。

(2) 建退共 (給付経理)

① 運用実績

【建退共(給付経理) 運用実績】 (委託手数料控除後) (単位:%)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和3年度		
					上期	下期	
予定運用利回り(年率)※3	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	1.3	1.3
必要な利回り(年率) ※1	1.9	1.8	1.9	2.1	-	-	1.9
期待収益率 (A) ※2	1.54	1.35	1.52	1.78	-	-	1.27
うち自家運用 ※4	1.30	1.28	1.31	1.34	-	-	0.60
うち委託運用	2.03	1.49	1.95	2.68	-	-	2.62
収益率実績 (B)	2.09	0.86	△ 0.32	3.99	-	-	1.03
うち自家運用 ※4	0.93	0.82	0.70	0.60	-	-	0.52
うち委託運用	4.59	0.97	△ 2.40	11.24	-	-	2.18
実績-期待 (B-A)	0.55	△ 0.49	△ 1.84	2.21	-	-	△ 0.24
うち自家運用 ※4	△ 0.37	△ 0.46	△ 0.61	△ 0.74	-	-	△ 0.08
うち委託運用	2.56	△ 0.52	△ 4.35	8.56	-	-	△ 0.44
市場収益率要因	2.17	0.21	△ 4.05	7.69	-	-	△ 1.24
超過収益率要因	0.39	△ 0.73	△ 0.30	0.87	-	-	0.80

- ※1 必要な利回りは、各年度の実績額を基に算出した予定運用利回りに従って増加する責任準備金利回り(資産運用ベース)と業務経費率の和である。
- ※2 期待収益率(A)は、平成29年度～令和2年度については令和27年度改定時における基本ポートフォリオの期待収益率である。令和3年度については中退共の令和3年度改定時に合わせて計算し直した基本ポートフォリオの期待収益率である。
- ※3 令和3年10月1日に予定運用利回りを改定した。令和3年度の予定運用利回りの数値は、改定後のものである。
- ※4 自家運用には生命保険資産と有価証券信託を含む。

【建退共(給付経理) 運用損益】 (委託手数料控除後) (単位:億円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
運用損益	201	85	△ 31	396	107
うち自家運用 ※	60	54	47	40	35
うち委託運用	141	31	△ 78	356	72

- ※ 自家運用には生命保険資産と有価証券信託を含む。

- ・ 資産全体の収益率実績は+1.03%となり、基本ポートフォリオの期待収益率+1.27%を下回った(△0.24%)。主因は、委託運用の収益率実績が+2.18%と、同期待収益率+2.62%を下回ったことである(△0.44%)。
- ・ 委託運用の収益率実績が期待収益率を下回った要因をみると、市場収益率要因が△1.24%のマイナス寄与となる一方※、超過収益率要因は+0.80%のプラス寄与となっている。  
 ※市場収益率要因の評価については中退共と同様。
- ・ 委託運用の超過収益率要因はプラス寄与となったが、建退共(給付経理)のマネジャー・ストラクチャーについては、リスク分散が不十分であることや委託費用が高いこと等には変わりがないため、令和4年4月に合同運用に移行することが適切との判断に変わりはない。
- ・ 資産全体の運用損益額は+107億円、内訳は自家運用+35億円、委託運用が+72億円となった。

## ②利益剰余金

【建退共(給付経理)利益剰余金の推移】 (単位:億円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和3年度	
					上期末	
必要な利益剰余金 (A) ※	1,191	1,236	1,311	1,345	-	829
利益剰余金 (B)	937	844	630	811	-	725
利益剰余金不足額(B-A)	△254	△392	△681	△534	-	△104

※ 必要な利益剰余金は、モンテカルロシミュレーションにおける1パーセント水準の想定損失額であり、機構が算出した額である。

- ・ 予定運用利回りの引き下げにより、必要な利益剰余金(想定損失額)の水準も829億円に減少した。
- ・ 前述の運用実績の結果、令和3年度末の利益剰余金は725億円となり、必要な水準対比104億円の不足となった。令和2年度末の水準と比べると、86億円減少している。

(3) 建退共 (特別給付経理)

① 運用実績

【建退共(特別給付経理) 運用実績】 (委託手数料控除後) (単位:%)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和3年度		
					上期	下期	
予定運用利回り(年率)※3	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	1.3	1.3
必要な利回り(年率) ※1	1.7	1.9	2.1	1.8	-	-	2.1
期待収益率 (A) ※2	1.39	1.11	1.35	1.78	-	-	1.28
うち自家運用 ※4	0.98	0.96	0.98	1.17	-	-	0.44
うち委託運用	1.91	1.30	1.82	2.55	-	-	2.33
収益率実績 (B)	2.68	0.55	△ 0.63	4.50	-	-	0.94
うち自家運用 ※4	0.63	0.56	0.54	0.48	-	-	0.35
うち委託運用	5.10	0.58	△ 1.99	9.14	-	-	1.68
実績-期待 (B-A)	1.29	△ 0.56	△ 1.98	2.72	-	-	△ 0.34
うち自家運用 ※4	△ 0.35	△ 0.40	△ 0.44	△ 0.69	-	-	△ 0.09
うち委託運用	3.19	△ 0.72	△ 3.81	6.59	-	-	△ 0.65
市場収益率要因	1.65	0.49	△ 3.54	5.63	-	-	△ 1.50
超過収益率要因	1.54	△ 1.21	△ 0.27	0.96	-	-	0.85

※1 必要な利回りは、各年度の実績額を基に算出した予定運用利回りに従って増加する責任準備金利回り(資産運用ベース)と業務経費率の和である。

※2 期待収益率(A)は、平成29年度～令和2年度については令和27年度改定時における基本ポートフォリオの期待収益率である。令和3年度については中退共の令和3年度改定時に合わせて計算し直した基本ポートフォリオの期待収益率である。

※3 令和3年10月1日に予定運用利回りを改定した。令和3年度の予定運用利回りの数値は、改定後のものである。

※4 自家運用には生命保険資産を含む。

【建退共(特別給付経理) 運用損益】 (委託手数料控除後) (単位:百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
運用損益	878	177	△ 201	1,381	293
うち自家運用 ※	109	95	92	78	55
うち委託運用	769	82	△ 293	1,303	239



※ 自家運用には生命保険資産を含む。

- ・ 資産全体の収益率実績は+0.94%となり、基本ポートフォリオの期待収益率+1.28%を下回った(△0.34%)。主因は、委託運用の収益率実績が+1.68%と、同期待収益率+2.33%を下回ったことである(△0.65%)。
- ・ 委託運用の収益率実績が期待収益率を下回った要因をみると、市場収益率要因が△1.50%のマイナス寄与となる一方※、超過収益率要因は+0.85%のプラス寄与となっている。

※市場収益率要因の評価については中退共と同様。

- ・ 委託運用の超過収益率要因はプラス寄与となったが、建退共(特別給付経理)のマネジャー・ストラクチャーについては、リスク分散が不十分であることや委託費用が高いこと等には変わりがないため、令和4年4月に合同運用に移行することが適切との判断に変わりはない。
- ・ 資産全体の運用損益額は+293百万円、内訳は、自家運用が+55百万円、委託運用が+239百万円となった。

## ②利益剰余金

【建退共(特別給付経理) 利益剰余金の推移】

(単位:億円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和3年度	
					上期末	
必要な利益剰余金 (A) ※	48	46	-	-	-	-
利益剰余金 (B)	146	141	133	141	-	136
利益剰余金不足額(B-A)	-	-	-	-	-	-

※ 必要な利益剰余金は、モンテカルロシミュレーションにおける1パーセント水準の想定損失額であり、機構が算出した額である。

- ・ 前述の運用実績の結果、令和3年度末の利益剰余金は136億円となった。令和2年度末の水準と比べると、5億円減少している。利益剰余金の水準は高く、財務状態に問題は

ないものの、資産運用の効率性の観点から、令和3年度に、給付経理との合同運用が決定された（実施は令和4年度）。

#### (4) 清退共（給付経理）

##### ① 運用実績

【清退共(給付経理) 運用実績】（委託手数料控除後） (単位:%)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和3年度		
					上期	下期	
予定運用利回り(年率)	2.3	2.3	2.3	2.3	-	-	2.3
必要な利回り(年率) ※1	1.5	△ 3.7	1.8	2.3	-	-	2.0
期待収益率 (A) ※2	0.65	0.63	0.62	0.51	-	-	0.87
うち自家運用	0.36	0.34	0.30	0.23	-	-	0.20
うち委託運用	2.28	2.22	2.36	1.64	-	-	3.23
収益率実績 (B)	2.05	△ 0.60	△ 0.53	2.59	-	-	0.44
うち自家運用	0.23	0.24	0.23	0.22	-	-	0.21
うち委託運用	9.08	△ 3.44	△ 3.08	12.17	-	-	1.25
実績－期待 (B-A)	1.40	△ 1.23	△ 1.15	2.08	-	-	△ 0.43
うち自家運用	△ 0.13	△ 0.10	△ 0.07	△ 0.01	-	-	0.01
うち委託運用	6.80	△ 5.66	△ 5.44	10.54	-	-	△ 1.98
市場収益率要因	4.47	△ 2.78	△ 5.99	8.52	-	-	△ 1.25
超過収益率要因	2.33	△ 2.88	0.55	2.01	-	-	△ 0.73

※1 必要な利回りは、各年度の実績額を基に算出した予定運用利回りに従って増加する責任準備金利回り（資産運用ベース）と業務経費率の和である。

平成30年度は推定脱退者（加入後10年経過かつ掛金納付実績24月未満）を除外したことにより責任準備金が減少したことから、必要な利回りがマイナスとなっている。

※2 期待収益率(A)は、平成29年度～令和元年度については平成25年度改定時における基本ポートフォリオの期待収益率である。令和2年度については令和2年度改定時における基本ポートフォリオの期待収益率である。令和3年度については10月1日に基本ポートフォリオを改定したが、年度ベースで期待収益率を計算しているため、半期毎の数値はない。

【清退共(給付経理) 運用損益】(委託手数料控除後) (単位:百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
運用損益	86	△ 24	△ 21	99	16
うち自家運用	8	8	7	7	6
うち委託運用	78	△ 32	△ 28	92	10

- ・ 資産全体の収益率実績は+0.44%となり、基本ポートフォリオの期待収益率+0.87%を下回った(△0.43%)。主因は、委託運用の収益率実績が+1.25%と、同期期待収益率+3.23%を下回ったことである(△1.98%)。
- ・ 委託運用の収益率実績が期待収益率を下回った要因をみると、市場収益率要因が△1.25%、超過収益率要因が△0.73%のマイナス寄与となっている。

※令和2年度から中退共と合同運用を行っているため、市場収益率要因、超過収益率要因の評価については中退共と同様。

- ・ 資産全体の運用損益額は+16百万円、内訳は自家運用が+6百万円、委託運用が+10百万円となった。

## ②利益剰余金

【清退共(給付経理) 利益剰余金の推移】 (単位:百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和3年度	
					上期末	
必要な利益剰余金 (A) ※	-	490	415	419	-	439
利益剰余金 (B)	2,478	2,640	2,547	2,552	-	2,495
利益剰余金不足額(B-A)	-	-	-	-	-	-

※ 必要な利益剰余金は、モンテカルロシミュレーションにおける1パーセント水準の想定損失額であり、機構が算出した額である。

- ・ 前述の運用実績の結果、令和3年度末の利益剰余金は2,495百万円となった。令和2年度末の水準と比べると、57

百万円減少している。責任準備金の2倍以上の水準であり、財務の健全性の観点から問題はないものと思料される。

(5) 清退共（特別給付経理）

① 運用実績

【清退共（特別給付経理）運用実績】（委託手数料控除後）（単位：%）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和3年度		
					上期	下期	
予定運用利回り(年率)	2.3	2.3	2.3	2.3	-	-	2.3
必要な利回り(年率) ※1	△ 0.2	△ 8.0	0.6	0.4	-	-	0.6
期待収益率 (A) ※2	0.34	0.21	0.10	0.04	-	-	0.00
うち自家運用	0.34	0.21	0.10	0.04	-	-	0.00
うち委託運用	-	-	-	-	-	-	-
収益率実績 (B)	0.15	0.08	0.06	0.03	-	-	0.00
うち自家運用	0.15	0.08	0.06	0.03	-	-	0.00
うち委託運用	-	-	-	-	-	-	-
実績－期待 (B-A)	△ 0.19	△ 0.13	△ 0.04	△ 0.01	-	-	0.00
うち自家運用	△ 0.19	△ 0.13	△ 0.04	△ 0.01	-	-	0.00
うち委託運用	-	-	-	-	-	-	-
市場収益率要因	-	-	-	-	-	-	-
超過収益率要因	-	-	-	-	-	-	-

※1 必要な利回りは、各年度の実績額を基に算出した予定運用利回りに従って増加する責任準備金利回り（資産運用ベース）と業務経費率の和である。

平成30年度は推定脱退者（加入後10年経過かつ掛金納付実績24月未満）を除外したことにより責任準備金が減少したことから、必要な利回りがマイナスとなっている。

※2 期待収益率（A）は、各年度の基本ポートフォリオ検証時の期待収益率である。

【清退共(特別給付経理) 運用損益】 (委託手数料控除後) (単位:百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
運用損益	0.4	0.2	0.2	0.1	0.0
うち自家運用	0.4	0.2	0.2	0.1	0.0
うち委託運用	-	-	-	-	-

- ・ 清退共(特別給付経理)については、自家運用のみであり、最後の国内債券利回り0.01%の償還を迎え収益率実績としては、+0.00%であった。
- ・ 資産全体の運用損益額は+0.0百万円となった。

②利益剰余金

【清退共(特別給付経理) 利益剰余金の推移】 (単位:百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和3年度	
					上期末	
必要な利益剰余金(A)	-	-	-	-	-	-
利益剰余金(B)	177	212	210	209	-	208
利益剰余金不足額(B-A)	-	-	-	-	-	-

- ・ 前述の運用の結果、令和3年度末の利益剰余金は208百万円となった。令和2年度末の水準と比べると、1百万円減少している。責任準備金の3倍以上の水準であり、財務の健全性の観点から問題はないものと思料される。

(6) 林退共 (給付経理)

① 運用実績

【林退共(給付経理) 運用実績】 (委託手数料控除後) (単位:%)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和3年度		
					上期	下期	
予定運用利回り(年率)※3	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.1	0.1
必要な利回り(年率) ※1	0.6	1.0	0.4	1.2	-	-	1.4
期待収益率 (A) ※2	0.83	0.65	0.81	0.84	-	-	1.46
うち自家運用	0.54	0.49	0.44	0.37	-	-	0.32
うち委託運用	1.36	0.95	1.51	1.64	-	-	3.23
収益率実績 (B)	2.04	0.71	△ 0.25	4.70	-	-	0.67
うち自家運用	0.57	0.56	0.48	0.37	-	-	0.30
うち委託運用	4.69	0.95	△ 1.51	12.17	-	-	1.25
実績-期待 (B-A)	1.21	0.06	△ 1.06	3.86	-	-	△ 0.79
うち自家運用	0.03	0.07	0.04	0.00	-	-	△ 0.02
うち委託運用	3.33	0.00	△ 3.02	10.53	-	-	△ 1.98
市場収益率要因	2.78	0.62	△ 2.28	8.52	-	-	△ 1.25
超過収益率要因	0.55	△ 0.59	△ 0.74	2.01	-	-	△ 0.73

※1 必要な利回りは、各年度の実績額を基に算出した予定運用利回りに従って増加する責任準備金利回り(資産運用ベース)、業務経費率と累損解消率の和である。

※2 期待収益率(A)は、平成29年度～令和元年度については平成25年度改定時における基本ポートフォリオの期待収益率である。令和2年度については令和2年度改定(自家運用から委託運用へ1億円資金移動)時における基本ポートフォリオの期待収益率である。令和3年度については10月1日に基本ポートフォリオを改定したが、年度ベースで期待収益率を計算しているため、半期毎の数値はない。

※3 令和3年10月1日に予定運用利回りを改定した。令和3年度の予定運用利回りの数値は、改定後のものである。

【林退共(給付経理) 運用損益】 (委託手数料控除後) (単位:百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
運用損益	296	106	△ 37	703	105
うち自家運用	53	53	46	35	29
うち委託運用	243	53	△ 83	668	76

- ・ 資産全体の収益率実績は+0.67%となり、基本ポートフォリオの期待収益率+1.46%を下回った(△0.79%)。主因は、委託運用の収益率実績が+1.25%と、同期待収益率+3.23%を下回ったことである(△1.98%)。
- ・ 委託運用の収益率実績が期待収益率を下回った要因をみると、市場収益率要因が△1.25%、超過収益率要因が△0.73%のマイナス寄与となっている。  
 ※平成28年度から中退共と合同運用を行っているため、市場収益率要因、超過収益率要因の評価については中退共と同様。
- ・ 資産全体の運用損益額は+105百万円、内訳は、自家運用が+29百万円、委託運用が+76百万円となった。

## ②利益剰余金

【林退共(給付経理)利益剰余金の推移】

(単位:百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和3年度	
					上期末	
必要な利益剰余金 (A) ※	-	1,353	1,378	1,234	-	1,240
利益剰余金 (B)	△572	△613	△704	△187	-	△306
利益剰余金不足額(B-A)	-	△1,966	△2,082	△1,421	-	△1,546

※ 必要な利益剰余金は、モンテカルロシミュレーションにおける1パーセント水準の想定損失額であり、機構が算出した額である。

- ・ 前述の運用実績の結果、令和3年度の累積欠損金は△306百万円となった。令和2年度の水準と比べると、累積欠損金が119百万円拡大した。

### 3. 資産の構成に関する事項

#### (1) 基本ポートフォリオの見直し

- ・ 中退共の基本ポートフォリオは、平成29年2月の見直し以降、約5年が経過した。この間、国債を中心とする自家

運用の期待収益率が低下しており、かつ今後も更に低下することが想定される。結果、全体の期待収益率も低下している。資産運用の基本方針に定められた、中期的に必要な利回りを安定的に達成するためには、委託運用部分の期待収益率を引き上げることが必要と思料された。令和2年度の当委員会では、令和2年度の基本ポートフォリオ定例検証の結果を踏まえ、基本ポートフォリオの見直しの必要性を指摘した。このため、令和4年度に予定されている財政検証に先駆け、令和3年度の当委員会において審議を行い、中退共の基本ポートフォリオ見直しを行った。

- ・ 今回の見直しにおいては、主に以下の点を変更したが、何れも妥当な結論と考える。

① アセットミックス決定に用いる経済見通し

- ・ 公的機関として、国内経済および国内金利予測には、原則、内閣府のシナリオを使用している。但し前回見直し時では、国内長期金利は向こう5年間横這いとする機構独自予測を用いた。これは、当時の内閣府シナリオは金利上昇としていたが、金利が上昇しないリスクが大いに考えられる中、内閣府シナリオを用いた最適化を行って金利上昇が実現しなかったときに逆ザヤになるリスクが高いと判断したためである。
- ・ 今回は内閣府の金利見通しが向こう5年間ほぼ横ばいとなり、前回見直し時に懸念されたようなリスクは薄らいだため、原則に立ち戻って国内経済および国内金利予測をどちらも内閣府シナリオを用いることとした。

② ヘッジ付き外国債券の期待収益率推計方法

- ・ 前回見直しでは、ヘッジ付き外国債券の期待収益率について、ヘッジ無し外国債券の期待収益率からヘッジコスト予想値を控除して推計していた。
- ・ 今回は検討の結果、国内債券の期待収益率からヘッジコストの内のベースコストを控除する方法で推計することとした。国内債券とヘッジ付き外国債券の過去の収益率の比較や、ベースコストの背景などを検討した上での結論である。この方法を用いて導かれたアセットミックスも妥当性があると判断された。

③ リスク値・相関係数の推計方法について



- ・ 前回見直しでは、過去 10 年のデータを使用して、リスク値・相関係数を推計していた。今回も 10 年のデータを用いた場合は、リーマンショックの時期が推計期間から外れてしまい、リスクを過小評価する懸念がある。当該時期を含めるため、今回は過去 20 年のデータを用いることとした。なお、資産間の相関構造が過去 10 年間で過去 20 年で大きく変わらないことを確認した上で、この結論としている。

- ・ なお、上記変更点③については、資産運用委員の一人から、ヘッジ付き外国債券のリスク値は当初の金利水準に左右されるのではないかとの指摘があり、20 年前の当初の金利が高い状態から始まる期間を加えてリスク値を計算すると、現金利水準におけるリスク値を過大評価するため不適切、という考えが示された。同委員の見解に基づき、「金利水準とヘッジ付き外国債券のリスク値の関係の確認」が当委員会における基本ポートフォリオ変更案を承認するための条件となった。

これを受けて、事務局から同委員の提案した手法による分析の結果が提出され、資産運用委員 5 名中 4 名が「ヘッジ付き外国債券のリスク値は金利水準に関わらず安定していることが確認出来、本件については議が尽くされた」と評価したため、基本ポートフォリオ変更案を賛成多数により当委員会として承認した。本件承認にあたっては適切なプロセスを踏んだものとする。

- ・ 基本ポートフォリオにおける資産構成比について、見直し前は国内株式が外国株式を上回っていたが、今回の見直しで両者の構成比が逆転した。このことについては、前回も今回も恣意的にホームカンントリーバイアスをかけたものではなく、期待収益率、リスク値、相関係数を定めた上での最適化の結果によるものであり、妥当な結果と考える。
- ・ 中退共の基本ポートフォリオの見直しの結果、委託運用

部分について合同運用を行っている清退共および林退共の基本ポートフォリオも、同時に変更となった。また、令和4年4月から建退共の委託運用部分も合同運用に加わることから、令和4年4月における建退共の基本ポートフォリオ見直し案も作成し、当委員会です承した(後述)。

- ・ 中退共、清退共、林退共の基本ポートフォリオの移行は令和3年9月に終了した。

見直しの結果に加え、背景のデータや主な論点を取りまとめた資料は、令和3年10月に機構ホームページに掲載された。開示の適時性、また内容についても詳しく記述されており、公的機関としての信頼性、透明性に向けた取り組みの一環として評価できる。

## (2) 建退共の合同運用開始

- ・ 建退共の基本ポートフォリオについては、令和2年度の当委員会において、令和3年10月1日から予定運用利回りの引下げが行われても、なお逆ザヤが残ることを勘案すれば、基本ポートフォリオの見直しが必要であることを指摘した。さらに、マネジャー・ストラクチャーについては、現在の金融経済情勢を勘案すれば、リスク分散等の観点から一刻も早く見直すべきであることを指摘した。加えて、経理間で、スチュワードシップ活動等資産運用に関するサービスの水準に差異が生じている問題にも言及した。しかし、これら見直しを実施することが体制上の制約から難しい中、予定運用利回りが3.0%から1.3%と中退共に近い水準まで引下げになったこともあり、建退共からは、委託運用部分の中退共等との合同運用が提案され、当委員会として合同運用移行方針を了承した。
- ・ ただし、今後、単独運用の方が受益者の利益に適う状況

になった場合に備え、単独運用を行い得る体制の強化に着手すべきである旨、付言した。

- ・ 合同運用の実施にあたり、令和3年度第6回当委員会において、令和3年10月1日の中退共基本ポートフォリオ見直しに合わせて変更される内容を前提に、合同運用資産の構成比を31.5%、自家運用資産の構成比を68.5%とする組合せ案が了承された。同組合せによる建退共（給付経理）の基本ポートフォリオ全体の期待収益率は、「必要な利回り0.95%」と一致することとなり、逆ザヤ状態が解消されることとなる。建退共（給付経理）の合同運用開始に併せて、建退共（特別給付経理）も合同運用を開始することになり、合同運用資産と自家運用資産の組合せ比率は、給付経理と同じ比率とすることを了承した。

合同運用の開始にあたっては、できる限り早く進めるように要望したが、運営委員会での承認に加え、中期目標・中期計画の変更手続きを行う必要があるため、令和4年4月1日からの開始となった。

- ・ 合同運用開始は、建退共資産運用に係る足下の切迫した状況において、機構の今あるリソースを最大限活用可能とした、適切な選択とみられる。

しかしながら、建退共の合同運用参加はあくまで当面の措置であることから、資源の追加投入も含めた運用の担い手の確保やガバナンス体制の整備に努めることが強く望まれる。

#### 4. ガバナンス

##### (1) ガバナンス体制の確立

- ・ 令和3年度の当委員会では、資産運用業務に携わる役職員の行動規範、資産運用における理事長方針の策定、当委員会

の運営方針等が取り上げられた。

- ・ 以前、当委員会は、資産運用業務に係る機関に対する要求水準が高まる中、受託者責任に基づいた行動に関する整理を行う必要性について指摘した。金融業務に携わる者が持つべき高い職業倫理を、機構役職員に一層浸透させていくことも企図して、「資産運用業務に携わる役職員の行動規範」が策定された。金融業務を行う公的機関として、役職員には高い職業倫理とエキスパートとしての受託者責任を果たすことが求められるとの認識を確認した内容となっており、評価できるものである。
- ・ 当該行動規範はホームページ上で公開されているが、対外公表は、機構が高い規律の下で業務を遂行していることの証でもあり、外部者の機構に対する信頼感の向上にも寄与すると考える。今後も当該行動規範に則って機構に求められる社会的な使命を果たすことが期待される。
- ・ 公的機関のアセットオーナーとしての到達目標については、資金規模6兆円を有する行政の一端を担うアセットオーナーに相応しいガバナンス体制を構築し、運用成果の数値のみならず、本格的なスチュワードシップ活動を展開するなどして、以て中小企業従業員の福祉増進と中小企業の振興に寄与するという第4期中期計画の政策体系図における厚生労働省のミッションに寄与することと認識されている。そうした到達目標を踏まえ、具体的な資産運用に当たっては、資産運用の基本原則「安全かつ効率」即ち必要な収益を最低限のリスクで確保することに加え、下記の理事長方針が示された。

<理事長方針>

■ リスクテイク※は利益剰余金の範囲内

※モンテカルロシミュレーションの1パーセント水準の  
想定損失額

■ 「資産運用の分野で評価が確立していない（定まっていない）手法等に、当法人が先鞭をつけてチャレンジしていくようなことは行わない。」

- ・ 機構の運用資金は退職金の原資であること、積立型基金であること、体制（人的・物的資源）上の要件（制約等）を踏まえれば、これらの理事長方針は共感できるものであり、機構の目指す方向性を十分に理解することができた。
- ・ 当委員会における審議は、特性の異なる4つの資金を並行して審議するため、十分な審議時間が必要だが、より効果的、効率的な審議を行っていくため、委員長から今後の運営方法改善策を示した。当委員会での議論が拡散し、当委員会の開催頻度が増加し、開催時間が長期化しているため、今後は事前に十分に論点を整理した上で、当委員会に持ち込むという手順を徹底すべきであることを本報告書上でもあらためて記述しておく。論点整理についても、「審議事項と報告事項の峻別」、「監視と執行の分離」といった観点を考慮しながら行うべきであることを確認しておくこととする。

## （2）スチュワードシップ活動

- ・ 機構は、平成29年11月の日本版スチュワードシップ・コード改訂版の受入れを踏まえ、公的機関のアセットオーナーとして、平成30年度にスチュワードシップ活動への取り組みを一段と活発化させてから、令和3年度は4年目となる。
- ・ 令和3年度も、エンゲージメント実施部署から実務レベルの報告を受けるスチュワードシップ活動報告会と、理事長による主要運用機関トップマネジメントとの面談（以下、トップ面談）という複層的な活動が実施された。

スチュワードシップ活動報告会では、エンゲージメントの

内容や議決権行使における考え方等について説明を受け、意見交換が行われている。

トップ面談では、運用受託機関と親会社とのファイヤーウォールに反しないよう配慮しつつ、グループにおける資産運用分野を巡る長期的戦略や同分野への資源投入等について、意見交換が行われている。

令和3年度は、理事長も参加したスチュワードシップ活動報告会において、例年通りエンゲージメントの内容や議決権行使における考え方の説明を受ける中で、本邦アセットマネジャーの中に、ガバナンスに関する基本的な事項（具体的には会社法、株式会社制度における定款の位置付け）について、理解が不十分な状態で議決権を行使していると思われるケースが少なからず見受けられたため、問題提起を行った由である。運用機関は、その行為が株主利益の観点からプラスなのか、慎重に検討することが求められるので、こうした問題提起は適切と思われる。その後、一部の運用受託機関において、議決権行使基準の見直しが行われた由であるが※、エンゲージメントを通じて、運用受託機関が、より適切なスチュワードシップ活動を行うために具体的な行動を採ったことは、当機構のスチュワードシップ活動の発展・深化を示唆するものとして評価できる。

※ 令和4年度に向けて、複数の運用機関が、経営陣に行動を促すための議決権行使の使い方について、「定款への行動計画等の記載」を求めるのではなく、「取締役の選任」に関する決議を用いるように変更した。

上記の問題も踏まえ、トップ面談において、日本で適切なスチュワードシップ活動（エンゲージメント、議決権行使）を浸透させるためには、人材養成が急務である、との問題意識を共有したことも、本邦資産運用業界の発展という観点か

ら成果として評価する。

また、サステナビリティ（ESG要素を含む）への配慮という観点からも、林退共運営主体として、気候変動問題、カーボンニュートラルに向けた取り組みにおける林業の重要性、森林資源の炭素吸収手段としての利用可能性について、問題提起するなど発信力を高めており、評価される。

- ・ こうした活動は、機構としてもスチュワードシップ・コードで期待されるアセットオーナーとしての役割を果たしつつ、それが貴重な無形資産、強みとなり、資産運用業界とその投資先企業に影響を与え得るとともにインベストメント・チェーン全体を俯瞰した質的な向上に寄与すると考えられる。建退共についても、令和4年度以降は、合同運用開始に伴い、スチュワードシップ活動は中退共等に相乗りとなり、経理間での実施状況の格差も是正される見通しである。
- ・ なお、機構のスチュワードシップ活動については、「スチュワードシップ活動状況の概要」（令和4年6月）として公表された。

## 5. その他

### (1) 対外公表

- ・ 対外公表については、当委員会の議事要旨をはじめ、年度及び四半期毎の運用実績と資産構成のほか、令和2年度運用結果報告（令和3年7月）、スチュワードシップ活動状況の概要（令和4年6月）等について、ホームページ上で公表された。
- ・ 中退共の基本ポートフォリオ見直しに関する審議内容については、その公表が市場に影響を与える可能性等に配慮し、委員会毎に議事要旨に掲載して公表することは見合わせた。新基本ポートフォリオへの移管の完了後、見直し結果や使用

データ等と合わせ、検討の経緯が令和3年10月に「中退共資産等に係る基本ポートフォリオ見直しについて（令和3年度）」としてまとめ、機構ホームページに公表した。主要な論点についての審議内容が詳しく開示されており、評価できる。

- ・ コロナ禍対応の最中でも、中退共の基本ポートフォリオ見直しに関わる時間的制約の厳しい審議事案が続いたため、年度前半は当委員会がほぼ毎月開催される状況となった。しかし、議事要旨は遅滞なく公表されており、資料の早期公開という観点から、改善が見られた。

## （2）最新の資産運用結果及びその他の財務状況の把握と厚生労働省への情報提供

- ・ 機構は、第4期中期計画において、最新の資産運用結果及びその他の財務状況の把握という目標を掲げている。また、年度計画では、経済・金融情勢に変化があった際には、予定運用利回りの検討に資するよう、上述の情報を適宜、厚生労働省に提供することとしている。

- ・ 機構は、最新の資産運用結果及びその他の財務状況については、月単位で情報を徴求して把握すると共に、定期的に報告会を開催して運用受託機関から直接状況を聴取している。

国内外の経済・金融情勢については、各経済予測機関による予測の動向を含め、最新動向が定期的に点検され、参考材料の一つとして当委員会に報告された。

ロシアによるウクライナ侵攻が始まった際には、いち早く資産運用企画会議を開催し、流動性に問題が無い旨を確認するなど、適切な対処がなされた。またその際、運用受託機関各社から受けた報告には情報力並びに分析力の差が明確に見られたとして、運用受託機関評価に活かしていることは、適切な動きである。



- ・ 厚生労働省に対しても、求めに応じ、労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会へ提供する資料のための情報を遅滞なく提供している。
- ・ 上記の状況に鑑みると、機構の令和3年度における厚生労働省に対する情報提供は、適時適切に実施されたものと評価する。

以 上

資産運用委員会 委員名簿

第4期（令和3年10月～令和5年9月）

○	<p>おおの 大 野 さ なえ 早 苗</p>	武蔵大学経済学部金融学科教授
	<p>たまき 玉 木 のぶ すけ 伸 介</p>	大妻女子大学短期大学部教授
◎	<p>なかしま 中 島 ひで き 英 喜</p>	名古屋大学経済学研究科准教授
	<p>まにわ 馬 庭 あき ひろ 昭 弘</p>	全労済グループ企業年金基金常務理事
	<p>むらかみ 村 上 まさ と 正 人</p>	公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構 特任研究員

◎委員長

○委員長代理

（五十音順、敬称略）

## 【令和3年度資産運用委員会 開催実績（全8回）】

### 第1回（令和3年4月19日、WEB開催）

- ・資産運用委員会議事録の確認
- ・委員会宿題の棚卸し
- ・建退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について
- ・中退共のマネジャー・ストラクチャー見直し及びその後の管理方法について
- ・中退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について

### 第2回（令和3年5月24日、WEB開催）

- ・中退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について
- ・資産運用委員会議事録の確認
- ・令和2年度資産運用に関する評価報告書（案）について
- ・行動規範について
- ・パッシブファンドのマネストについて

### 第3回（令和3年6月14日、WEB開催）

- ・機構の到達目標について
- ・付加退職金について
- ・中退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について
- ・建退共の手帳更新期間について
- ・資産運用委員会議事録の確認
- ・令和2年度資産運用に関する評価報告書（案）
- ・令和2年4月から令和3年3月の運用実績報告（6経理）
- ・受託機関の評価基準について

### 第4回（令和3年7月27日、WEB開催）

- ・〈報告事項〉資産運用委員会の運営方針について
- ・〈報告事項〉付加退職金について
- ・〈審議事項〉中退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について
- ・〈報告事項〉運営委員会・評議員会報告

- ・〈審議事項〉 資産運用委員会議事録の確認
- ・〈報告事項〉 令和2年度運用受託機関評価結果
- ・〈報告事項〉 建退共の手帳更新期間について

#### 第5回（令和3年8月10日、WEB開催）

- ・〈審議事項〉 中退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について

#### 第6回（令和3年9月7日、WEB開催）

- ・〈審議事項〉 中退共資産に係る乖離許容幅・リバランスルールについて
- ・〈審議事項〉 対外公表資料「中退共資産に係る基本ポートフォリオ見直しについて（令和3年度）」について
- ・〈審議事項〉 合同運用中の清退共・林退共の基本ポートフォリオ変更（案）について
- ・〈審議事項〉 合同運用参加予定の建退共の基本ポートフォリオ変更（案）について
- ・〈審議事項〉 「資産運用の基本方針」の改正について（基本ポートフォリオの改定）
- ・〈報告事項〉 資産運用委員会議事録の確認
- ・〈報告事項〉 退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況について（6経理）

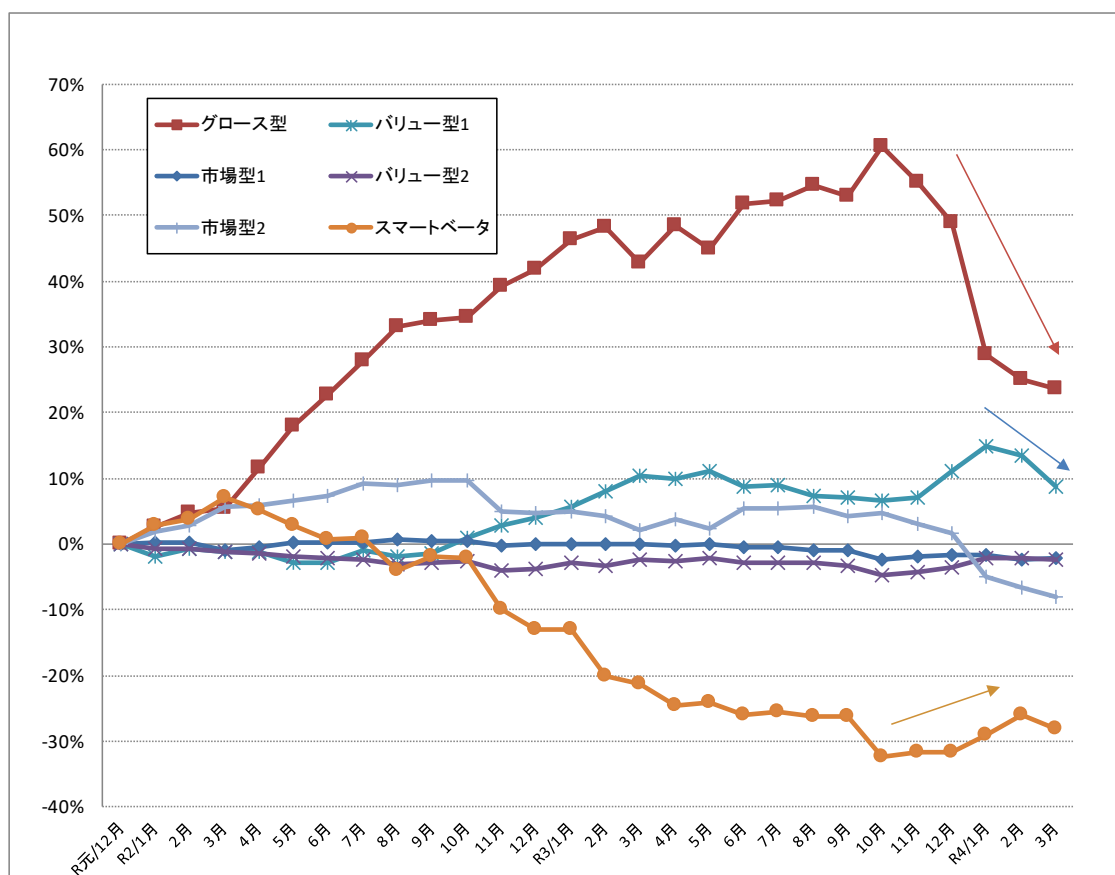
#### 第7回（令和3年10月18日～10月25日、電子メール方式）

- ・〈審議事項〉 「資産運用の基本方針」の改正について（外国債券ベンチマーク名称変更）

#### 第8回（令和4年1月24日、WEB開催）

- ・〈審議事項〉 「資産運用の基本方針」の改正について（建退共の合同運用参加、パッシブ運用マネジャー・ストラクチャー見直し等）

【参考図表：合同運用資産(=委託運用)外国株式  
アクティブファンド別累積超過収益率推移(令和2年1月～)】



※資産移管影響のあった月の収益率は当機構で調整実施。

【外国株式 ファンド別動向】 (P9 参照)

グロース型：将来の高成長が期待される銘柄を独自基準で選定し長期投資するファンド。令和2年度から令和3年度上期においては、世界的な金融緩和政策の中、そうした銘柄に資金が集まり、大幅な超過収益を獲得したが、令和3年度央以降、世界的な金融政策の転換予想の中で、それらの銘柄が反落、パフォーマンスは大幅に悪化した。

市場型1：クオンツ運用。コロナ禍等に因る未曾有の展開に、過去データに基づく投資判断が追い付かず、低調に推移。

市場型2：ファンドマネジャーのジャッジメンタル判断を軸とするが、銘柄選択、業種選択とも振るわず、最近ではグロース系に寄せた投資が裏目に出て不芳な展開。

バリュート型 1：伝統的なバリュート銘柄に加え、独自基準によるミスプライスされた銘柄に投資。そのうちグロース色の強い銘柄（半導体関連株等）が令和 2 年度に大きく上昇したが、令和 3 年度入り後、下落傾向に転じた。

バリュート型 2：クオンツ運用。バリュート型の低調な状況が続いているが、令和 3 年度後半のグロース銘柄反落局面ではやや戻している。

スマートベータ：最小分散型。変動リスクを抑える役割を担っているため、大幅な上昇局面が続く中ではベンチマーク対比劣後幅が累積。令和 3 年 10 月以降の株価下落局面では、超過収益が出ており、最小分散型に期待されたパフォーマンスとの評価が可能。

**中退共資産等に係る  
基本ポートフォリオ見直しについて  
(令和3年度)**

令和3年10月1日

独立行政法人勤労者退職金共済機構

# 目次

I. 新基本ポートフォリオ	
1.基本ポートフォリオ見直しの背景	P2
2.考え方	P3
3.資産構成比	P4
4.想定損失額	P5
5.基本ポートフォリオ見直しにおける主な論点	P6
II. 背景となるデータ	
1.アセットミックス決定に用いる経済見通し	P7
2.ヘッジ付き外国債券の期待収益率推計方法	P9
3.ヘッジ付き外国債券の収益率のリスク値（標準偏差）	P12
4.リスク値・相関係数の推計方法について	P14
5.最適化結果の選択肢	P15
6.機構の選択	P16
III. 資産運用委員会の議事要旨	
1.基本ポートフォリオ見直しのポイント（1）	P17
2.基本ポートフォリオ見直しのポイント（2）	P18
3.基本ポートフォリオ見直しのポイント（3）	P19
IV. 清退共、林退共の新基本ポートフォリオ	
1.清退共の新基本ポートフォリオ（資産構成比）	P23
2.林退共の新基本ポートフォリオ（資産構成比）	P24
（参考資料）資産運用委員会 委員名簿／○照会窓口	P25



# I. 新基本ポートフォリオ

## 1. 基本ポートフォリオ見直しの背景

- ・ 中退共の基本ポートフォリオについては、前回見直し（平成29年2月）以降、約5年が経過した。
- ・ この間、国債を中心とする自家運用の期待収益率は、旧基本ポートフォリオの見直しが審議された平成28年度の0.74%から令和3年度は0.4%まで低下、今後も低下することが想定される。
- ・ この結果、全体の期待収益率も低下しており、資産運用の基本方針に定められた中期的に必要な利回りを安定的に達成するためには、委託運用部分の期待収益率を引き上げることが必要と思料された。
- ・ 令和2年度第7回資産運用委員会では、令和2年度の基本ポートフォリオ定例検証の結果を踏まえ、基本ポートフォリオ見直しの必要性が指摘された。
- ・ このため、令和4年度に予定されている財政検証に先駆け、令和3年度第1回資産運用委員会（令和3年4月19日）から同第6回資産運用委員会（同9月7日）まで、6回の資産運用委員会において審議を行い、中退共の基本ポートフォリオ見直しを行った。
- ・ 本資料は、今回見直しに際しての機構の基本的スタンスや考え方、主な論点、結論の背景となる主要データ、主な議論の内容等を総括したものである。

# I. 新基本ポートフォリオ

## 2. 考え方

- 基本ポートフォリオについては、平成29年2月の改定に当たり、資産運用委員会において、中退共制度の特徴を踏まえたあるべき基本ポートフォリオとは何かを出発点として、ゼロベースからの審議を行った。下記の基本的な考え方については、今回の見直しにおいて踏襲されている。

### 【中退共制度の特徴】

- ・ 運用資産は中小企業従業員の大切な退職金の原資であり、確実な支払いが求められる。
- ・ 賦課方式でなく、積立型の退職金共済制度であり、掛金とその運用益のみを原資として、継続的に約束した退職金を支払っていく仕組みである。
- ・ 累積欠損金が発生しても政府や他事業から補填を受ける仕組みがない。

### 【「安全かつ効率的な運用」の考え方】

- ・ 審議の結果、中退共制度の特徴を踏まえ、「中小企業退職金共済事業資産運用の基本方針(退職金共済契約に係る)」で定められた基本方針上の基本原則である「安全かつ効率的な運用」については、「必要な収益を最低限のリスクで確保する」と解釈することが適当である。
- ・ また、「必要な収益」については、累積剰余金の水準や市場環境の変化等を踏まえると、リスクを極力抑制した「予定運用利回り+業務経費率」に相当する水準とすることが適当と判断される。
  - なお、予定運用利回り1%に対して業務経費率は0.1%程度(予定運用利回りは現行水準で、業務経費率は当面の見通し)であり、業務経費削減による投資リスク削減には限度がある。

# I. 新基本ポートフォリオ

## 3. 資産構成比

	ポートフォリオ		資産構成比				
	期待 収益率	リスク	国内債券		国内株式	外国債券 ※2	外国株式
			自家運用	委託運用			
旧基本ポートフォリオ	※1 0.93%	※1 1.65%	79.6%		7.2%	9.9%	3.3%
			59.6%	20.0%			
乖離許容幅	—	—	±3.0%		±2.0%	±1.0%	±1.0%
新基本ポートフォリオ (令和3年10月1日改定)	1.10%	1.92%	78.7%		3.9%	9.5%	7.9%
			56.9%	21.8%			
うち委託運用部分	—	—	—	50.7%	9.0%	22.0%	18.3%
乖離許容幅 ※3	—	—	—	±5.3%	±2.4%	±2.4%	±5.3%
変化幅	0.17%	0.27%	△0.9%		△3.3%	△0.4%	4.6%
			△2.7%	1.8%			

※1 前回改定時（平成29年2月1日）の期待収益率は1.10%、リスクは1.88%。

※2 外国債券については、為替ヘッジを行う。

※3 乖離許容幅は委託運用部分のみに設定。

# I. 新基本ポートフォリオ

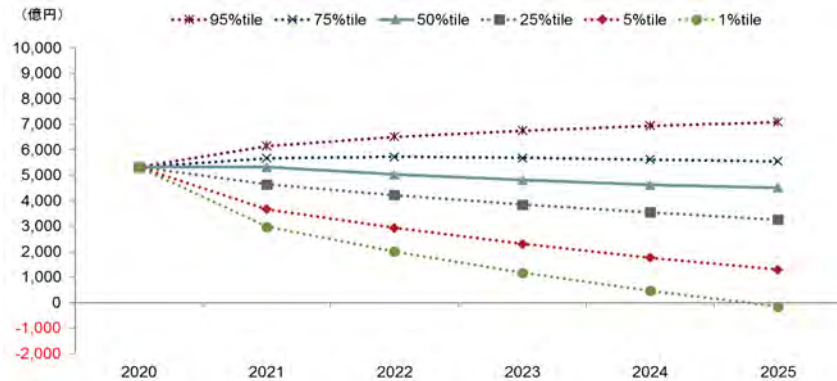
## 4. 想定損失額

【累積剰余金の将来推移シミュレーション】

- ・新基本ポートフォリオの想定損失額（=2025年度までの5年間における、1%tileでの剰余金の減少額）は、5,468億円となった。令和2年度末の剰余金水準は5,317億円であり、これはその想定損失額を151億円下回っている。
- ・50%tileの累積剰余金が、2020年度末の5,317億円から2025年度末に4,509億円まで減少する主因は、付加退職金の支給。

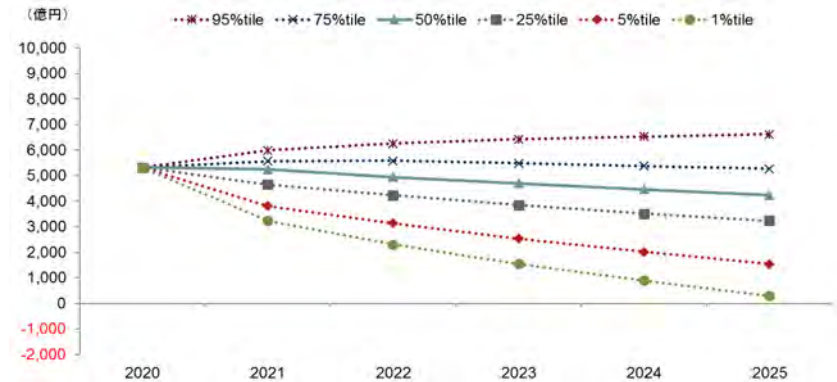
43

＜新基本ポートフォリオでの試算＞  
2022年度以降の剰余金目標を5,500億円と仮定



	2020	2021	2022	2023	2024	2025
パーセンタイル推移 (億円)						
95%tile	5,317	6,152	6,514	6,751	6,938	7,091
75%tile	5,317	5,664	5,732	5,684	5,617	5,545
50%tile	5,317	5,324	5,029	4,811	4,618	4,509
25%tile	5,317	4,647	4,221	3,850	3,544	3,257
5%tile	5,317	3,672	2,936	2,313	1,771	1,292
1%tile	5,317	2,978	2,012	1,172	472	-151

＜旧基本ポートフォリオを維持した場合の試算＞  
2022年度以降の剰余金目標も現行水準の4,400億円と仮定



	2020	2021	2022	2023	2024	2025
パーセンタイル推移 (億円)						
95%tile	5,317	5,991	6,258	6,423	6,533	6,619
75%tile	5,317	5,571	5,578	5,485	5,382	5,270
50%tile	5,317	5,243	4,945	4,701	4,463	4,240
25%tile	5,317	4,658	4,240	3,852	3,514	3,231
5%tile	5,317	3,819	3,134	2,534	2,016	1,537
1%tile	5,317	3,233	2,304	1,550	897	292

※1 モンテカルロ・シミュレーション（100,000回）により推計。

※2 パーセンタイルとは、計測値の分布（ばらつき）を小さい順に並べ変え、パーセント表示したもの。  
計測値が100,000個の場合、50パーセンタイルであれば、最も小さい数字から数えて50,000番目に位置する。

# I. 新基本ポートフォリオ

## 5. 基本ポートフォリオ見直しにおける主な論点

### (1) 基本的スタンスの確認

- ・ 資産運用の分野で評価が確立していない（定まっていない）手法等に、当法人が先鞭をつけてチャレンジしていくようなことは行わない。  
（補注）本方針は、資産運用に限らず、機構の業務全般に係る方針である。  
機構の業務には、資産運用以外にも、退職金等受払業務の正確・迅速な処理や、情報セキュリティ保護という使命があり、限られた資源を最適に配分しつつ達成することが執行責任。機構には、運用業務において受託者責任を果たすために必要な人的資源を配置することは求められるが、その先どこまで高度なレベルを目指すかは、全業務を通じた総合的な判断の下に行われるべき問題。  
機構にとって、調査研究は付随業務として位置付けられておらず、調査研究に優先的に資源配分を行うことはできない。

### (2) 今回見直しにおける主な変更点

#### ①アセットミックス決定に用いる経済見直し

- 最適化する際の期待収益率推計の為の前提条件  
（前回）国内名目長期金利について独自見直し（向こう5年間横這い）を採用  
（今回）内閣府ベースラインケースの金利見直しを採用

#### ②ヘッジ付き外国債券の期待収益率推計方法

- 期待収益率がマイナスとなったヘッジ付き外国債券を資産クラスに残すための工夫  
（前回）外国債券の期待収益率からヘッジコスト予想値を控除  
（今回）国内債券の期待収益率からヘッジコストのうちのベースコストを控除

#### ③リスク値・相関係数の推計方法について

- 金融ショック時の情報をデータに含めるメリットとデメリットの比較考量  
（前回）過去10年のデータを使用  
（今回）過去20年のデータを使用

### (3) その他の論点

- ① アセットミックスの決定方法 ⇒ 平均分散法による最適化を採用（上記「基本的スタンス」に拠る）
- ② 外国債券のベンチマーク ⇒ 中国国債を含むベンチマークへの移行は当面見送り（中国国債の影響を注視）
- ③ 為替リスクの扱い ⇒ 為替オーバーレイ、ヘッジ付き外国株式は採用せず（上記「基本的スタンス」に拠る）
- ④ ヘッジ付き外国債券のリスク値（標準偏差） ⇒ 過去20年においては、概ね3%~4%の水準で安定している
- ⑤ アセットミックスの構成比の設定 ⇒ 0.1%刻みでの設定を継続（最適化結果の尊重：恣意的なホームカンントリーバイアス等の排除）

## II. 背景となるデータ

### 1. アセットミックス決定に用いる経済見通し

#### (1) 各資産の期待収益率・リスク

#### 各資産の期待収益率（将来5年平均）・リスク

##### 【2017年2月（策定時）】

	国内債券 自家運用	国内債券 委託運用	国内株式	外国債券	外国株式	ヘッジ付き 外国債券	旧基本ポートフォリオ	
							委託運用 計	ポートフォリオ 全体
期待収益率	0.74%	0.43%	5.00%	1.51%	5.06%	0.43%	1.62%	1.10%
リスク(過去10年)	0.04%	1.83%	19.15%	10.35%	21.15%	3.66%	4.66%	1.88%

■ 策定時は、国内株式(5.00%)と外国株式(5.06%)の期待収益率がほぼ同水準であった。

■ 一方でリスクは、国内株式(19.15%) < 外国株式(21.15%)であったため、基本ポートフォリオのウェイトは国内株式(7.2%) > 外国株式(3.3%)となった。

— 最適化の結果であり、恣意的にホームカントリーバイアスをかけたものではない。

##### 【2021年7月】

	国内債券 自家運用	国内債券 委託運用	国内株式	外国債券	外国株式	ヘッジ付き外国債券			旧基本ポートフォリオ (案B)	
						従来手法	案A =内債 $\mu$	案B =内債 $\mu$ - ヘッジコスト	委託運用 計	ポートフォリオ 全体
<b>(案1 期待収益率)</b> 2016年策定時と同じ	0.40%	0.48%	5.49%	0.35%	6.83%	-0.24%	0.48%	0.31%	1.85%	0.99%
<b>(案2 期待収益率)</b> 国内見通しを内閣府ペ スラインケースで統一	0.40%	0.45%	5.49%	0.35%	6.83%	-0.07%	0.45%	0.28%	1.83%	0.98%
<b>(案3 期待収益率)</b> EIUの経済見通しで統 一	0.40%	0.48%	5.43%	0.35%	6.83%	-0.07%	0.48%	0.31%	1.84%	0.98%
リスク(過去20年)	0.18%	1.90%	17.46%	9.02%	19.25%	3.72%			4.09%	1.65%

■ 2021年7月時点の推計では、(案1)～(案3)ともに、期待収益率が1%以上「国内株式 < 外国株式」となっている。

(参考)

国内債券自家運用の年度別期待収益率

	(案1)・(案3)	(案2)
2021年度	0.50%	0.50%
2022年度	0.44%	0.44%
2023年度	0.36%	0.36%
2024年度	0.35%	0.35%
2025年度	0.33%	0.34%
5年平均	0.40%	0.40%

(注)  $\mu$  = 期待収益率

## Ⅱ. 背景となるデータ

### 1. アセットミックス決定に用いる経済見通し

#### (2) 最新の日本経済見通しまとめ

単位: %

名目長期金利	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	5年平均	10年平均
2021年7月内閣府 成長実現ケース	0.1	0.1	0.1	0.1	0.3	0.6	1.2	1.9	2.4	2.8	0.14	0.96
2021年1月内閣府 成長実現ケース	0.1	0.1	0.1	0.4	0.7	1.3	2.0	2.5	2.9	3.1	0.28	1.32
2021年7月内閣府 ベースラインケース	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.4	0.8	1.2	1.5	1.5	0.12	0.60
2021年1月内閣府 ベースラインケース	0.1	0.1	0.1	0.2	0.3	0.7	1.2	1.5	1.6	1.6	0.16	0.74
EIU予測(2021年6月)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.10	0.10
2021年3月末 10年国債利回り	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.10	0.10

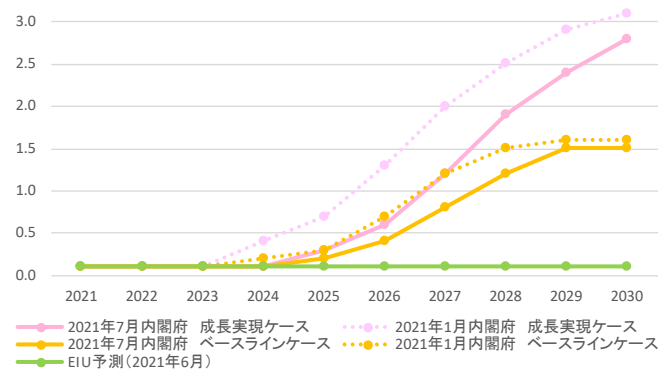
単位: %

実質GDP成長率	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	5年平均	10年平均
2021年7月内閣府 成長実現ケース	3.7	2.2	2.8	2.5	2.2	2.0	2.0	1.9	1.8	1.8	2.68	2.29
2021年1月内閣府 成長実現ケース	4.0	3.6	2.7	2.3	2.0	2.0	1.9	1.9	1.8	1.8	2.92	2.40
2021年7月内閣府 ベースラインケース	3.7	2.2	2.0	1.8	1.5	1.2	0.9	0.9	0.9	0.8	2.24	1.59
2021年1月内閣府 ベースラインケース	4.0	2.4	2.1	1.7	1.4	1.2	1.0	0.9	0.8	0.8	2.32	1.63
EIU予測(2021年6月)	2.2	2.9	1.4	1.6	1.3	1.2	1.1	1.0	0.9	0.8	1.88	1.44

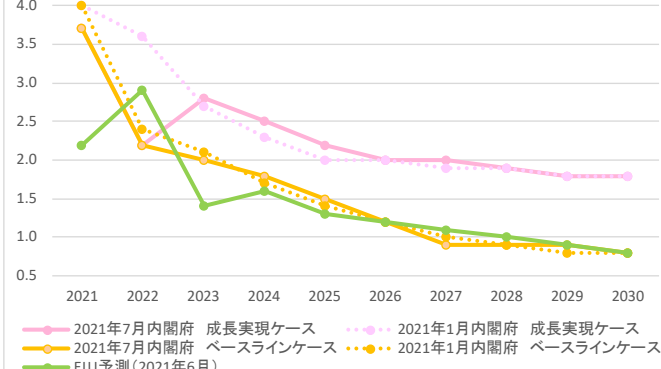
単位: %

消費者物価指数	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	5年平均	10年平均
2021年7月内閣府 成長実現ケース	0.1	0.7	1.3	1.7	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.16	1.58
2021年1月内閣府 成長実現ケース	0.4	1.2	1.7	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.46	1.73
2021年7月内閣府 ベースラインケース	0.1	0.7	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.54	0.62
2021年1月内閣府 ベースラインケース	0.4	0.3	0.4	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.48	0.59
EIU予測(2021年6月)	-0.2	1.2	0.9	1.1	1.2	1.4	1.4	1.4	1.4	1.5	0.84	1.13

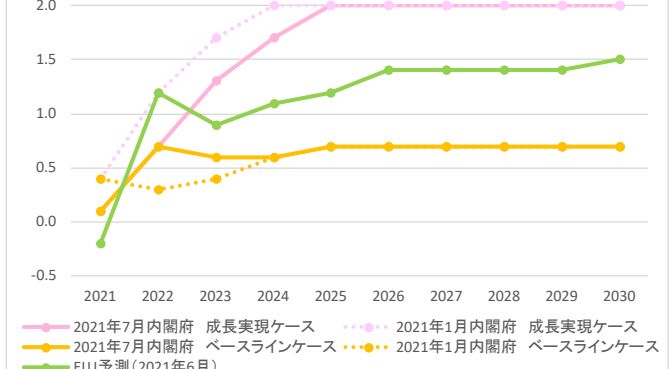
名目長期金利予測(日本)



実質GDP成長率予測(日本)



消費者物価指数予測(日本)



(注1)名目長期金利の「2021年3月末 10年国債利回り」は2021年3月末時点の10年国債利回りを横這いとしている。

(注2)内閣府の名目長期金利予測値は、起点を2021年3月末の10年国債利回りとして修正している。

(出所)各機関公表資料より野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター作成

## II. 背景となるデータ

### 2. ヘッジ付き外国債券の期待収益率推計方法

#### (1) ベーシスコストを引かない場合・引く場合の考え方

- 国内債券(委託)の期待リターンを基にヘッジ付き外国債券の期待リターンを定める考え方、さらにベーシスコストの扱いについての2通りの案について記載。

<p>国内債券の期待リターンを基にヘッジ付き外国債券の期待リターンを定める理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ヘッジ付き外国債券は実質的に円建て債券投資であり、<b>裁定メカニズムによりそのリターンは、国内債券のリターンと同水準になると考えられる。</b></li> <li>● 実績リターンの<b>過去20年平均では、ヘッジ付き外国債券のリターンは国内債券のリターンを上回っている。</b>過去のデータに依れば、ヘッジ付き外国債券の期待リターンを国内債券と同値とすることによって、ヘッジ付き外国債券の期待リターンが過大評価されるとは言えない。(p.10参照)</li> </ul>
---	---

#### 《ベーシスコストの扱いについて2案》

	(案A) ヘッジ付き外国債券期待リターン=国内債券期待リターン	(案B) ヘッジ付き外国債券期待リターン=国内債券期待リターン-ベーシスコスト
考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>ベーシスコストを含めて裁定メカニズムが働く</b>と考える。               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 理論的な裁定メカニズム ベーシスコストが存在するとヘッジ付き外貨の需要が減少し、国内金利の需要が増加する ⇒ベーシスコストを含めたヘッジ付き外貨のリターンが上昇し、国内金利のリターンが低下する</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>実際にはヘッジコストは内外短期金利差+ベーシスコストで構成されている</b>ことを考慮すると、ヘッジ付き外国債券の期待リターンは国内債券の期待リターンからベーシスコスト分を差し引く方が適切である。               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 為替ヘッジ後外国金利 = 外国金利 - (内外短期金利差 + ベーシスコスト) = 国内金利 - ベーシスコスト</li> </ul> </li> </ul>
論点	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>「ベーシスコストを含めた裁定メカニズム」</b>は本当に成り立つか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>「ヘッジ後外国金利=国内金利-ベーシスコスト」という関係は、今後も継続すると考えられるか？ (=ベーシスコストは今後も存在し続けるか?)</b></li> </ul>



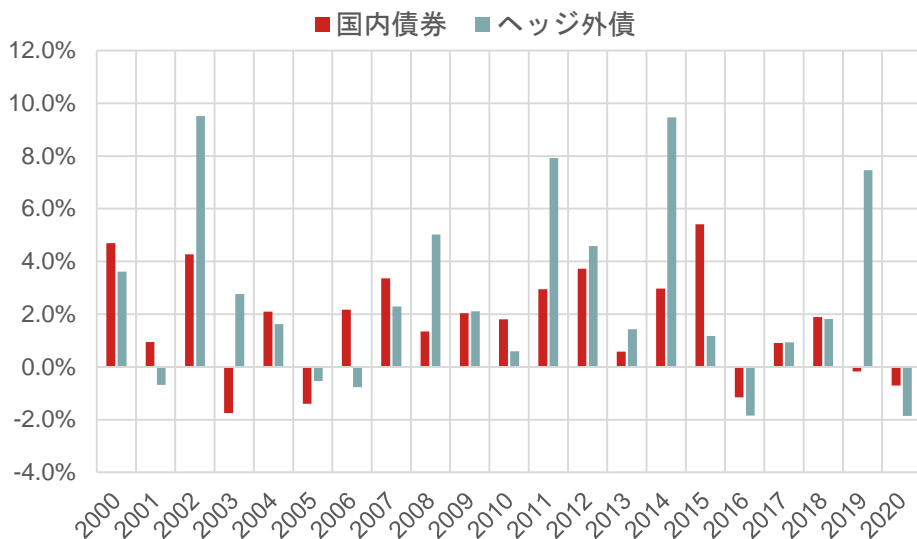
## II. 背景となるデータ

### 2. ヘッジ付き外国債券の期待収益率推計方法

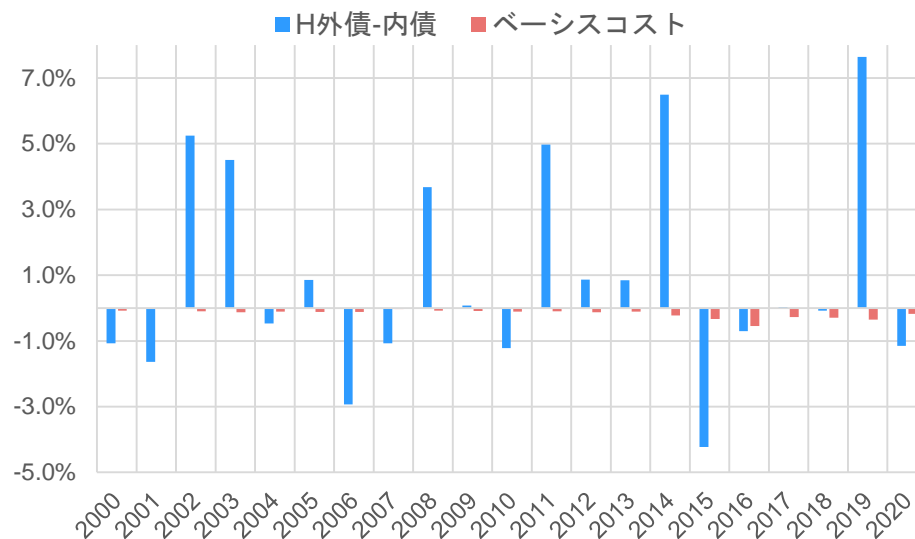
#### (2) 国内債券・ヘッジ付き外国債券の年度別実績リターンとベースコスト

- 実績リターンの過去20年平均では、ヘッジ付き外国債券の収益率は国内債券を1%程度上回っており、過去5年・10年・15年と期間を変えても同様。
- ベースコストは、過去20年の平均では0.17%となった。

国内債券・ヘッジ付き外国債券の年度別実績収益率



年度別実績収益率差(ヘッジ付き外国債券-国内債券)とベースコスト



上段グラフのデータ一覧

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
国内債券	4.69%	0.95%	4.26%	-1.74%	2.09%	-1.40%	2.17%	3.36%	1.34%	2.04%	1.81%	2.94%	3.72%	0.58%	2.97%	5.40%	-1.15%	0.90%	1.89%	-0.18%	-0.70%
ヘッジ外債	3.62%	-0.69%	9.51%	2.76%	1.63%	-0.54%	-0.76%	2.30%	5.02%	2.11%	0.59%	7.92%	4.58%	1.43%	9.46%	1.18%	-1.85%	0.93%	1.82%	7.46%	-1.85%
H外債-内債	-1.07%	-1.64%	5.25%	4.50%	-0.46%	0.86%	-2.93%	-1.07%	3.68%	0.07%	-1.21%	4.98%	0.86%	0.85%	6.49%	-4.22%	-0.70%	0.03%	-0.07%	7.64%	-1.15%
うちベースコスト	-0.08%	-0.02%	-0.10%	-0.13%	-0.11%	-0.12%	-0.11%	-0.03%	-0.08%	-0.09%	-0.11%	-0.10%	-0.13%	-0.10%	-0.23%	-0.33%	-0.55%	-0.28%	-0.30%	-0.35%	-0.17%

年度	5年平均	10年平均	15年平均	20年平均
国内債券	0.15%	1.62%	1.79%	1.55%
ヘッジ外債	1.24%	3.04%	2.63%	2.59%
H外債-内債	1.10%	1.41%	0.83%	1.04%
うちベースコスト	-0.33%	-0.25%	-0.20%	-0.17%

(注1) 国内債券、ヘッジ付き外国債券はそれぞれ、Nomura-BPI総合、FTSE WGBI(除く日本、円ヘッジ)の月次収益率から年度の収益率を算出。

(注2) ベースコストは米ドル、ポンド、ユーロの1ヶ月ベースコストを月次で算出し、4月～3月の12ヶ月分を単純平均したものを、FTSE WGBIの先進5か国(米・英・独・仏・伊)の年度末時価総額ウェイトによって加重平均して算出。

(出所) FTSE Russell、Bloombergのデータより野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター作成

## II. 背景となるデータ

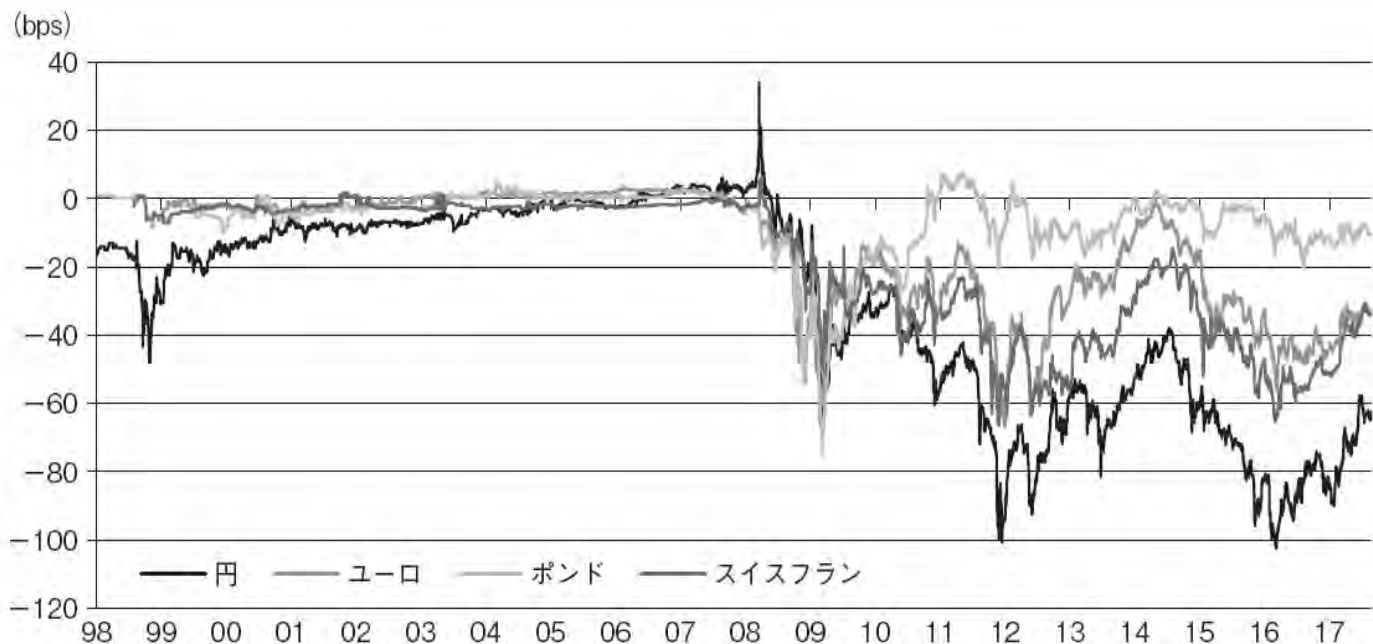
### 2. ヘッジ付き外国債券の期待収益率推計方法

#### (3) ベーシスコストの背景

##### ■ 論点に対する近年の研究より

- ① 2008年の金融危機以降ベースコストがゼロから乖離しており、その理由は「**近年の金融規制**」である(下図参照)。
  - 金融危機以降、流動性規制等の金融機関に対する規制が増加した。米銀は金融規制に対応するため、取引に伴うリスクの対価としてスプレッド(ベースコスト)を上乗せしなくてはならない。
  - カバー付き金利平価からの乖離は、投資家が「規制コストを加味した上で裁定行動を取っている」ということであり、「為替の需給に関わらず、金融規制がある限りはベースコストが通貨スワップ取引に必然的に伴う」と考えられる。
- ② 日本の銀行の特殊事情を踏まえると、**ベースコストが存在しても通貨スワップ等でドルを確保せざるを得ない**と予想される。
  - 邦銀は金融危機後、欧米の銀行に代わって国際金融市場で融資を拡大させている。さらに、日本企業の海外進出に伴う外貨需要が生まれている。その結果、ベースコストがあっても、邦銀の米ドル需要は高い状態が続いている。

各主通貨(対米ドル)の通貨ペース(5年)の推移



II. 背景となるデータ

3. ヘッジ付き外国債券の収益率のリスク値(標準偏差)

(1) リスク値(標準偏差)の推移

- ヘッジ付き外国債券のインデックスのリスク値の動向を見ると、過去5年、過去10年、過去20年、何れの期間で計測しても水準は殆ど変わっていない。

		インデックス標準偏差 ヘッジ付き外国債券
2021/3起点	過去5年	3.60%
	過去10年	3.53%
	過去20年	3.72%

50

(注) インデックスはFTSE WGBI(除く日本、円ヘッジ)。月次リターンを使用。

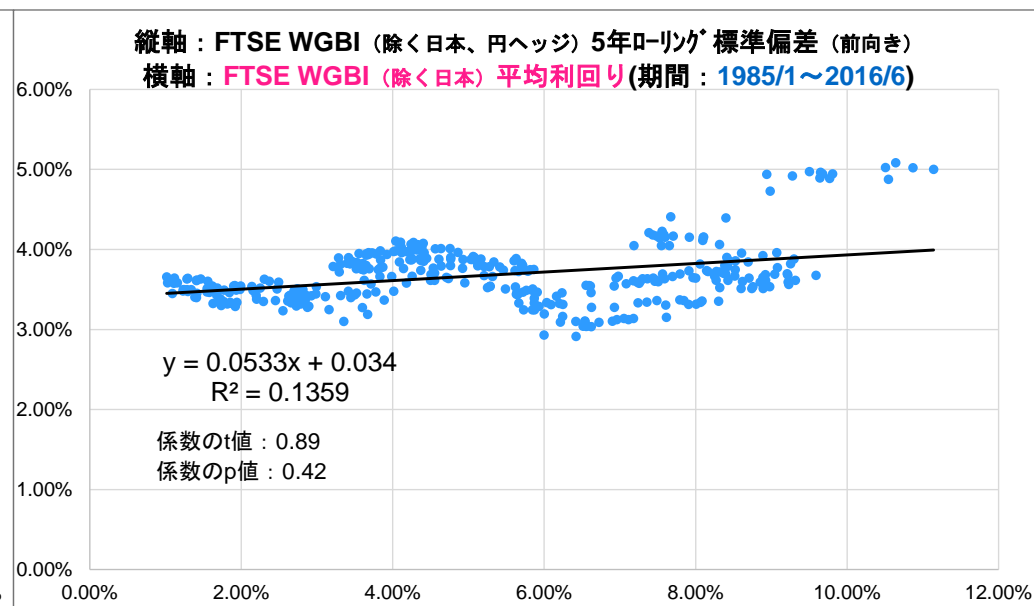
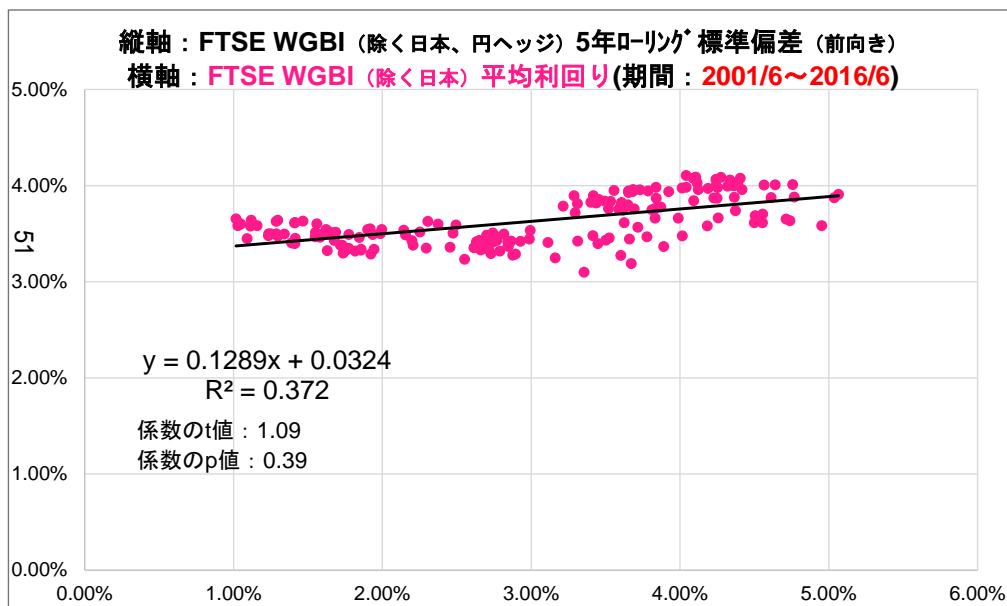
(出所) FTSE Russellのデータより野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター作成

## II. 背景となるデータ

### 3. ヘッジ付き外国債券の収益率のリスク値(標準偏差)

#### (2) 5年ローリング標準偏差と金利水準

- 過去20年においては、FTSE WGBI(除く日本)利回りの水準に依らず、ヘッジ付き外国債券のリスク値は、概ね3%~4%の水準で安定している。
- 金利水準と、その後5年間のヘッジ付き外国債券のリスクはやや正の関係が見られるものの、回帰式の決定係数から見て当てはまりが悪く、従来の手法に取って代わるほどの強い説明力はない。
- 右図において、平均利回りが10%程度の時期にリスクが高かったことが示されているが、これは1985年から1986年にかけて米10年国債利回りが11%強から7%台まで急落したことが大きい。その他1987年のブラックマンデーなどの金融ショックもリスク推計期間に含まれている。



➤ 縦軸(y)：FTSE WGBI(除く日本、円ヘッジ)の5年ローリング標準偏差

- 標準偏差の計測期間は向こう5年(例えば「1989年12月」のデータは1990年1月から1994年12月の月次リターンの標準偏差を年率換算したもの)。
- 向こう5年分のデータの揃わない期間(2016年7月以降)は除く。

➤ 横軸(x)：FTSE WGBI(除く日本)の平均利回り(月次)

➤ t値、p値の計算では(標準偏差計測でデータが重複しないサンプル数-2)として、左表(過去20年)では自由度2、右表で(1985年~)は自由度5として計算。

## II. 背景となるデータ

### 4. リスク値・相関係数の推計方法について

- 2016年策定時は、リスク・相関係数の推計期間は過去10年間(月次)とした。
- 今回用いるリスク・相関係数は、過去20年間(2001年4月～2021年3月;月次)から推計した。
  - (理由1) リスクに金融ショックの情報を織込むよう、リーマンショックの時期を推計期間に含めるため。
  - (理由2) 資産間の相関構造は、過去10年と過去20年で大きく変わらないため。
    - － 2016年策定時は、過去10年と過去20年を比較すると、特にリスク性資産の相関構造が変化している(下表着色部分)。構造変化後の足元の市場環境を反映するため、過去10年を推計期間とした。

(注)

- 推計に用いたベンチマークはNomura-BPI総合、TOPIX(配当込み)、FTSE WGBI(日本を除く、円換算)、MSCI Kokusai(配当込み、円換算)、FTSE WGBI(日本を除く、円ヘッジ)
- 自家運用債券については、直前10年間の10年国債平均金利を使用し、自家運用:生命保険資産=16:1とした
- 但し、生命保険資産の標準偏差はゼロとする

2016年推計 過去10年 相関係数

相関	国内債券 自家運用	国内債券 委託運用	国内株式	外国債券	外国株式	ヘッジ付き 外国債券
国内債券 自家運用	1.00	-0.12	-0.12	-0.04	-0.06	-0.09
国内債券 委託運用	-0.12	1.00	-0.27	-0.13	-0.29	0.50
国内株式	-0.12	-0.27	1.00	0.67	0.83	-0.25
外国債券	-0.04	-0.13	0.67	1.00	0.75	-0.01
外国株式	-0.06	-0.29	0.83	0.75	1.00	-0.32
ヘッジ付き 外国債券	-0.09	0.50	-0.25	-0.01	-0.32	1.00

2016年推計 過去20年 相関係数

相関	国内債券 自家運用	国内債券 委託運用	国内株式	外国債券	外国株式	ヘッジ付き 外国債券
国内債券 自家運用	1.00	0.09	-0.07	0.03	0.05	-0.00
国内債券 委託運用	0.09	1.00	-0.23	0.14	-0.09	0.29
国内株式	-0.07	-0.23	1.00	0.27	0.63	-0.21
外国債券	0.03	0.14	0.27	1.00	0.57	0.15
外国株式	0.05	-0.09	0.63	0.57	1.00	-0.27
ヘッジ付き 外国債券	-0.00	0.29	-0.21	0.15	-0.27	1.00

2021年推計 過去10年 相関係数

相関	国内債券 自家運用	国内債券 委託運用	国内株式	外国債券	外国株式	ヘッジ付き 外国債券
国内債券 自家運用	1.00	0.19	0.02	0.10	-0.01	0.12
国内債券 委託運用	0.19	1.00	-0.33	-0.22	-0.27	0.56
国内株式	0.02	-0.33	1.00	0.63	0.81	-0.34
外国債券	0.10	-0.22	0.63	1.00	0.70	-0.04
外国株式	-0.01	-0.27	0.81	0.70	1.00	-0.35
ヘッジ付き 外国債券	0.12	0.56	-0.34	-0.04	-0.35	1.00

2021年推計 過去20年 相関係数

相関	国内債券 自家運用	国内債券 委託運用	国内株式	外国債券	外国株式	ヘッジ付き 外国債券
国内債券 自家運用	1.00	0.03	-0.09	0.06	-0.08	0.03
国内債券 委託運用	0.03	1.00	-0.32	-0.05	-0.21	0.46
国内株式	-0.09	-0.32	1.00	0.46	0.75	-0.30
外国債券	0.06	-0.05	0.46	1.00	0.60	0.08
外国株式	-0.08	-0.21	0.75	0.60	1.00	-0.38
ヘッジ付き 外国債券	0.03	0.46	-0.30	0.08	-0.38	1.00

## II. 背景となるデータ

### 5. 最適化結果の選択肢

	使用する国内シナリオ			ポートフォリオ全体		委託運用計		自家運用	資産構成						
	名目 長期金利	実質 GDP 成長率	物価 上昇率	期待 収益率	リスク	期待 収益率	リスク	期待 収益率	国内債券 自家運用 (既存)	国内債券 自家運用 (新規)	国内債券 委託運用	国内株式	外国債券	外国株式	ヘッジ付き 外国債券
<b>旧基本ポートフォリオ</b>															
策定時(2017年2月)	横這い (-0.04%)	内閣府 ベースライン (1.02%)	内閣府 ベースライン (1.28%)	1.10%	1.88%	1.62%	4.66%	0.74%							
2021年7月時点	横這い (0.10%)	内閣府 ベースライン (2.24%)	内閣府 ベースライン (0.54%)	0.93%	1.65%	1.72%	4.09%	0.40%	59.6%	0.0%	20.0%	7.2%	0.0%	3.3%	9.9%
<b>(案1) 2016年策定時と同じ</b>															
H外債μ:従来手法	横這い (0.10%)	内閣府 ベースライン (2.24%)	内閣府 ベースライン (0.54%)	1.10%	1.92%	2.03%	4.46%	0.40%	56.9%	0.0%	31.7%	4.2%	0.0%	7.2%	0.0%
(案A) H外債μ=内債μ				1.10%	1.83%	2.03%	4.26%		56.9%	0.0%	14.3%	3.3%	0.0%	7.9%	17.6%
(案B) H外債μ=内債μ-ベースコスト				1.10%	1.89%	2.03%	4.41%		56.9%	0.0%	22.4%	3.8%	0.0%	7.8%	9.1%
<b>(案2) 国内見通しを内閣府ベースラインケースで統一</b>															
H外債μ:従来手法	内閣府 ベースライン (0.12%)	内閣府 ベースライン (2.24%)	内閣府 ベースライン (0.54%)	1.10%	1.95%	2.03%	4.53%	0.40%	56.9%	0.0%	31.6%	4.2%	0.0%	7.3%	0.0%
(案A) H外債μ=内債μ				1.10%	1.86%	2.03%	4.33%		56.9%	0.0%	13.9%	3.4%	0.0%	8.0%	17.8%
(案B) H外債μ=内債μ-ベースコスト				1.10%	1.92%	2.03%	4.48%		56.9%	0.0%	21.8%	3.9%	0.0%	7.9%	9.5%
<b>(案3) EIUの経済見通しで統一</b>															
H外債μ:従来手法	EIU (0.10%)	EIU (1.88%)	EIU (0.84%)	1.10%	1.92%	2.03%	4.48%	0.40%	56.9%	0.0%	31.8%	3.9%	0.0%	7.4%	0.0%
(案A) H外債μ=内債μ				1.10%	1.84%	2.03%	4.27%		56.9%	0.0%	14.1%	3.1%	0.0%	8.1%	17.8%
(案B) H外債μ=内債μ-ベースコスト				1.10%	1.90%	2.03%	4.42%		56.9%	0.0%	22.2%	3.6%	0.0%	8.0%	9.3%

※「使用する国内シナリオ」の括弧内の数値は、各シナリオにおける予測値の将来5年平均である。

制約条件：自家運用資産=56.9%

#### (論点1) アセットミックス決定に用いる経済見直し

- (案1)～(案3)について、用いる国内経済見直しとそれぞれを採用した場合の最適化結果を掲載。
- いずれの案でも、最適資産配分における国内株式のウェイトは外国株式のウェイトより低くなり、旧基本ポートフォリオと逆転する。
- 最適資産配分における株式比率は、旧基本ポートフォリオより大幅に高くなり、ポートフォリオ全体のリスク水準は前回策定時とほぼ同じとなる。
- 自家運用資産の期待収益率は、3案とも同水準となる。

#### (論点2) ヘッジ付き外国債券の期待リターン

- 従来手法(現地通貨建て外国債券の期待収益率-ヘッジコスト)による期待収益率を用いた場合と、(案A)・(案B)を採用した場合の3パターンの最適化結果を、それぞれのシナリオについて掲載。
- (案A)を採用した場合は、ヘッジ付き外国債券の期待収益率が国内債券と同値となり、最適資産配分におけるウェイトは旧基本ポートフォリオより高くなる。
- (案B)を採用した場合は、ベースコスト(0.17%)を国内債券の期待収益率から引くため、最適資産配分におけるウェイトは旧基本ポートフォリオ並みとなる。

## II. 背景となるデータ

### 6. 機構の選択

■ それぞれの論点に対する機構が採用する案およびその理由は以下の通り。

	機構案	理由
<b>論点1</b> アセットミックス決定に 用いる経済見通し	<b>(案2)</b> 国内見通しを内閣府 ベースラインケースで統一	① 今後5年の内閣府の金利見通しはほぼ横這いであり、「自家運用の期待収益率を保守的に見積もる」という従来からの方針に反しない。 ② 国内外の経済成長の予測値を反映しているEIUの見通しを用いた(案3)と比べても、最適ポートフォリオにおける国内株式と外国株式の配分に大きな差はなく、国内経済見通しに内閣府の見通しを用いることが、必ずしも楽観的であるとは言えない。 ③ ポートフォリオ全体のリスクは、前回策定時のリスクとほぼ同水準となる。
<b>論点2</b> ヘッジ付き外国債券の 期待収益率	<b>(案B)</b> ヘッジ付き外国債券 期待収益率 =国内債券期待収益率 -ベースコスト	① 近年の研究によると、 <b>ベースコストは米銀に対する金融規制が要因であり、今後も発生し続けると考えるのが妥当。</b> ② 日本の銀行の特殊事情を踏まえると、ベースコストが存在しても通貨スワップ等でドルを確保せざるを得ないと予想される。 ③ ①、②から今後「ベースコストを含めて裁定メカニズムが働く」とは考えにくく、ヘッジ付き外国債券の期待収益率は国内債券の期待収益率からベースコストを引いた値とすることが適当である。

54

機構案	使用する国内シナリオ			ポートフォリオ全体		委託運用計		自家運用	資産構成比						
	名目 長期金利	実質 GDP 成長率	物価 上昇率	期待 収益率	リスク	期待 収益率	リスク	期待 収益率	国内債券 自家運用 (既存)	国内債券 自家運用 (新規)	国内債券 委託運用	国内株式	外国債券	外国株式	ヘッジ付き 外国債券
機構案 (案2、案B)	内閣府 ベースライン (0.12%)	内閣府 ベースライン (2.24%)	内閣府 ベースライン (0.54%)	1.10%	1.92%	2.03%	4.48%	0.40%	56.9%	0.0%	21.8%	3.9%	0.0%	7.9%	9.5%

### Ⅲ. 資産運用委員会の議事要旨

#### 1. 基本ポートフォリオ見直しのポイント(1)

第3回(6/14)資産運用委員会で決まったこと

##### 【基本的スタンス】の確認

資産運用の分野で評価が確立していない(定まっていない)手法等に、当法人が先鞭をつけてチャレンジしていくようなことは行わない。

(補注) 本方針は、資産運用に限らず、機構の業務全般に係る方針である。

機構の業務には、資産運用以外にも、退職金等受払業務の正確・迅速な処理や、情報セキュリティ保護という使命があり、限られた資源を最適に配分しつつ達成することが執行責任。機構には、運用業務において受託者責任を果たすために必要な人的資源を配置することは求められるが、その先どこまで高度なレベルを目指すかは、全業務を通した総合的な判断の下に行われるべき問題。

機構にとって、調査研究は付随業務として位置付けられておらず、調査研究に優先的に資源配分を行うことはできない。

##### (1) アセットミックスの決め方

- 方針: 平均分散法を使用

##### (2) 中国国債

- 方針①: 中国国債を含むベンチマークへの移行は当面見送り(中国国債の影響を注視)
- 方針②: ベンチマークは現在のものが引続き公表されるのであればそれを使用。されない場合は、先進国のみの指標に切り替え。

##### (3) 為替オーバーレイ

- 方針: 【基本的スタンス】に従い採用せず。

##### (4) ヘッジ付き外国株式

- 方針: 【基本的スタンス】に従い採用せず。



### Ⅲ. 資産運用委員会の議事要旨

#### 2. 基本ポートフォリオ見直しのポイント(2)

第4回(7/27)、第5回(8/10)資産運用委員会で決まったこと

##### (1) アセットミックス決定に用いる経済見通し

- 2016年策定時は、株式の期待リターン推計に用いる国内経済見通し(実質GDP成長率、物価上昇率)に内閣府ベースラインケース、海外経済見通しにEIUの予測値を用いた。また、国内金利見通しは横這いとした。
- 今回用いる経済見通しの組み合わせとして以下の3案を検討し、(案2)を採用。
  - (案1)2016年策定時と同じ (国内金利見通し:横這い、国内経済見通し:内閣府ベースラインケース、海外金利・経済見通し:EIU)
  - (案2)国内見通しを内閣府ベースラインケースで統一 (国内金利・経済見通し:内閣府ベースラインケース、海外金利・経済見通し:EIU)
  - 56 (案3)EIUの経済見通しで統一 (国内・海外の金利・経済見通し:すべてEIU)

##### (2) ヘッジ付き外国債券の期待収益率

- ヘッジ付き外国債券は実質的に円建ての債券投資であり、その期待収益率は国内債券(委託)の期待収益率を基にして設定する。
- その場合に以下の2案が考えられるが、(案B)を採用。
  - (案A)ヘッジ付き外国債券期待収益率＝国内債券期待収益率
  - (案B)ヘッジ付き外国債券期待収益率＝国内債券期待収益率－ベースコスト

##### (3) ヘッジ付き外国債券のリスク値

- リーマンショック時を含む過去20年間のデータから推計
  - ー リスク値が金利水準に依存しないことを確認することを条件に承認(8月12日に賛成多数で条件が充足されたと評価され、資産運用委員会として最終承認)

### Ⅲ. 資産運用委員会の議事要旨

#### 3. 基本ポートフォリオ見直しのポイント(3)

第4回(7/27)、第5回(8/10)資産運用委員会で決まったこと

##### (1) アセット・ミックスの決定方法について

- ・ 「資産運用の分野で評価が確立していない(定まっていない)手法等を、当法人が先鞭をつけてチャレンジしていくようなことは行わない」との基本的スタンスに従い、調査の結果、他機関において知見や経験が十分に蓄積されているとは言い難いことが判明したブラックリッターマン法やリサンプリング法の採用は見送られた。

##### (2) ヘッジ付き外国債券の期待収益率の推計方法について

- ・ 旧基本ポートフォリオ策定時において、ヘッジ付き外国債券の期待収益率は、外国債券の期待収益率からヘッジコストの予想値を差し引いて推計した。
- ・ 今回、同様の方法で試算したところ、期待収益率がマイナスとなり、ヘッジ付き外国債券がアセットミックスに入っていない結果となった。資産クラスの減少は分散投資の観点から望ましくないため、改めて推計方法を検討した。
- ・ 今回の見直しでは、理論的には、裁定メカニズムによりヘッジ付き外国債券の収益率は国内債券と同水準になるとの考えから、ヘッジ付き外国債券の期待収益率を国内債券の期待収益率と合わせる算定方法を採用した。

過去20年間の実績を見ると、5年平均で均せばヘッジ付き外国債券と国内債券の収益率は概ね同水準で推移していることが確認された(ヘッジ付き外国債券がやや上回る)。但し、米国における金融規制等を背景に発生するベースコスト分は、裁定とは関係なくコストとして受け入れられていると考えられるため、その予想値(過去20年平均)を国内債券の期待収益率から割り引くこととした。

##### ○ヘッジ付き外国債券の期待収益率の推計方法

従来方式 = 外国債券の期待収益率 - ヘッジコスト予想値 = ▲0.07%

今回方式 = 国内債券の期待収益率 - ベースコスト予想値(過去20年平均) = 0.28%

57

### Ⅲ. 資産運用委員会の議事要旨

#### 3. 基本ポートフォリオ見直しのポイント(3)

第4回(7/27)、第5回(8/10)資産運用委員会で決まったこと

##### (3)アセット・ミックスの調整方法について

- ・ 資産運用委員の一人から、ヘッジ付き外国債券の期待収益率について、国内債券との裁定が機能することを想定して、国内債券と同一にするのであれば、ヘッジ付き外国債券の期待収益率を国内債券に合わせるのではなく、国内債券の期待収益率をヘッジ付き外国債券に合わせるべき、との意見が提起された。理由については、市場規模から言ってそれが自然、と説明された。
- ・ これに対し事務局からは、そもそもヘッジ付き外国債券と国内債券の期待収益率を合わせることにしたのは、従来方式で推計されたヘッジ付き外国債券の期待収益率がマイナスとなり、平均分散法ではポートフォリオに入らなくなったことのほか、そもそも期待収益率がマイナスである資産に投資することには、受託者責任の観点から疑問があるためであり、国内債券の期待収益率をヘッジ付き外国債券に合わせたのでは意味がないことを説明。
- ・ また、同委員からは、ヘッジ付き外国債券の期待収益率が過大評価となるリスクを避けるため、① 今回方式(P.18、案B)の期待収益率(0.28%)でアセットミックスを算定し、次に②従来方式で推計したヘッジ付き外国債券の期待収益率(▲0.07%)を適用して全体の期待収益率を計算、③必要な利回りに不足する収益率分(②—①)を上乗せした上で、再度、今回方式(P.18、案B)の期待収益率(0.28%)を用いたアセットミックスを計算する、という提案が出された。
- ・ この提案については、ヘッジ付き外国債券の期待収益率の推定は従来方式に変えて今回方式(P.18、案B)を採用すると決定した上で、アセットミックスを組成しているにも関わらず、アセットミックスを調整する過程で、採用を取り止めた従来方式の期待収益率を使用することについての非整合性、ダブルスタンダード性が指摘され、取り下げられた。アセットミックスの効率性への疑問や過大なリスクを取る可能性(ヘッジ付き外国債券の期待収益率の過小評価)等も指摘された。なお、こうした調整方法を使っている先は見当たらなかった。

### Ⅲ. 資産運用委員会の議事要旨

#### 3. 基本ポートフォリオ見直しのポイント(3)

第4回(7/27)、第5回(8/10)資産運用委員会で決まったこと

##### (4)ヘッジ付き外国債券のリスク値の推計方法について

- ・ 標準偏差、相関係数については、金融ショック発生時の情報が入っていることが望ましい、との考えから、リーマンショックが含まれる過去20年のデータを用いることとした。
- ・ 資産運用委員の一人から、ヘッジ付き外国債券の収益率の標準偏差は当初の金利水準に左右されるのではないか、そうであれば、20年前の当初の金利が高い状態から始まる期間を加えて標準偏差を計算すると、現金利水準における標準偏差を過大評価するため不適切、との考えが示された。その上で代替案として、ヘッジ付き外国債券の標準偏差についてはフォワードルッキングな手法により算定することが示された。

しかしながら、標準偏差についてフォワードルッキングな手法を用いて算定している例が他に見られないことが確認されたため、「資産運用の分野で評価が確立していない(定まっていない)手法等を、当法人が先鞭をつけてチャレンジしていくようなことは行わない」との基本的スタンスに基づき、フォワードルッキングな手法の採用は否定された。

しかし、同委員の「高金利の期間を計算期間に含めた場合、ヘッジ付き外国債券の標準偏差が過大評価になることは間違いない」との見解に基づき、「金利水準とヘッジ付き外国債券の標準偏差の関係の確認」が資産運用委員会における本基本ポートフォリオ変更案承認の条件となった。

これを受けて、事務局から同委員の手法による分析の結果(注)が提出され、資産運用委員5名中4名から、「ヘッジ付き外国債券の標準偏差は金利水準に関わらず安定していることが確認出来、本件については議が尽くされた」と評価されたため、ヘッジ付き外国債券の標準偏差については、他の資産と同様に20年間の過去実績値を用いることとし、新基本ポートフォリオ案が、賛成多数により資産運用委員会として承認された。

(注)P.13、Ⅲ. 背景となるデータ 3. ヘッジ付き外国債券の収益率のリスク値(標準偏差)  
(2)5年ローリング標準偏差と金利水準

### Ⅲ. 資産運用委員会の議事要旨

#### 3. 基本ポートフォリオ見直しのポイント(3)

第4回(7/27)、第5回(8/10)資産運用委員会で決まったこと

##### (5)アセットミックスの構成比の表示について

- ・ アセットミックスの構成比について、最適化結果の生の数字に対してバランスのよさを考えた調整を誤差の範囲内で施すという方法の提案があった。
- ・ 本件については、他の委員から、「よりバランスが良い、の判断基準が不明確である」との指摘があったほか、事務局からも、「『安全かつ効率』な運用を義務付けられている以上、最適化結果と異なる構成比を選択することは説明が困難」との見解が示され、採用されなかった。
- ・ 別の委員から整数に丸める可能性も指摘されたが、最も低い構成比が3%台である中、小数点を丸める影響は小さくないこと、丸め方によってはホームカンントリーバイアス等の誤解を生じるため、最適化結果そのままに設定する、との事務局方針が示され、了承された。

# IV. 清退共、林退共の新基本ポートフォリオ

## 1. 清退共の新基本ポートフォリオ(資産構成比)

・中退共資産に係る前記基本ポートフォリオ見直しの結果、委託運用部分について合同運用を行っている清退共資産に係る基本ポートフォリオも下記の通り変更する。

	ポートフォリオ		資産構成比				
	期待 収益率	リスク	国内債券		国内株式	外国債券 ※2	外国株式
			自家運用	委託運用			
旧基本ポートフォリオ	※1 0.48%	※1 0.79%	90.1%		3.5%	4.8%	1.6%
			80.4%	9.7%			
乖離許容幅	—	—	—		—	—	—
新基本ポートフォリオ (令和3年10月1日改定)	0.57%	0.99%	89.0%		2.0%	4.9%	4.1%
			77.8%	11.2%			
うち委託運用部分	—	—	—	50.7%	9.0%	22.0%	18.3%
乖離許容幅 ※3	—	—	—	±5.3%	±2.4%	±2.4%	±5.3%
変化幅	0.09%	0.20%	△1.1%		△1.5%	0.1%	2.5%
			△2.6%	1.5%			

※1 前回改定時（令和2年4月1日）の期待収益率は0.59%、リスクは0.92%。  
 ※2 外国債券については、為替ヘッジを行う。  
 ※3 乖離許容幅は委託運用部分のみに設定。

## IV. 清退共、林退共の新基本ポートフォリオ

### 2. 林退共の新基本ポートフォリオ(資産構成比)

・中退共資産に係る前記基本ポートフォリオ見直しの結果、委託運用部分について合同運用を行っている林退共資産に係る基本ポートフォリオも下記の通り変更する。

	ポートフォリオ		資産構成比				
	期待 収益率	リスク	国内債券		国内株式	外国債券 ※2	外国株式
			自家運用	委託運用			
旧基本ポートフォリオ	※1 0.81%	※1 1.50%	81.3%		6.6%	9.1%	3.0%
			63.0%	18.3%			
乖離許容幅	—	—	—		—	—	—
新基本ポートフォリオ (令和3年10月1日改定)	0.93%	1.75%	80.7%		3.5%	8.6%	7.2%
			60.8%	19.9%			
うち委託運用部分	—	—	—	50.7%	9.0%	22.0%	18.3%
乖離許容幅 ※3	—	—	—	±5.3%	±2.4%	±2.4%	±5.3%
変化幅	0.12%	0.25%	△0.6%		△3.1%	△0.5%	4.2%
			△2.2%	1.6%			

※1 前回改定時（令和2年4月1日）の期待収益率は0.91%、リスクは1.72%。  
 ※2 外国債券については、為替ヘッジを行う。  
 ※3 乖離許容幅は委託運用部分のみに設定。

(参考資料)資産運用委員会 委員名簿

第3期委員<令和元年10月～令和3年9月>

田中	茉莉子	武蔵野大学経済学部経済学科准教授
○	玉木 伸介	大妻女子大学短期大学部教授
	中島 英喜	名古屋大学経済学研究科准教授
	馬庭 昭弘	全労済グループ企業年金基金常務理事
◎	村上 正人	公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構 特任研究員
◎委員長		
○委員長代理		(五十音順、敬称略)

3

○照会窓口

- ・資産運用部長 都築信之 (TEL) 03-6907-1250
- ・運用リスク管理役 樋田栄正 (TEL) 03-6907-1270



## 令和3年4月から令和4年3月の資産運用実績報告

## 1.運用概要

(単位:億円、%)

	中退共事業 給付経理	建退共事業		清退共事業		林退共事業 給付経理	
		給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理		
運用利回り(手数料控除後)	0.78	1.03	0.94	0.44	0.00	0.67	
自家運用利回り	0.39	0.50	0.31	0.21	0.00	0.30	
委託運用利回り	1.23	1.93	1.44	1.24	-	1.24	
運用損益	410.44	106.90	2.93	0.16	0.00	1.05	
自家運用	110.30	32.48	0.43	0.06	0.00	0.29	
委託運用	300.14	74.42	2.50	0.10	-	0.76	
運用資産総額	53,121	10,379	309	37	3	159	
予定運用利回り	1.0	1.3	1.3	2.3	2.3	0.1	
必要な利回り(推計値)※1	1.10	0.95	1.21	1.94	0.52	0.64	
基本ポートフォリオ (乖離許容幅オリオ)	国内債券	78.7	89.5 (±7.0)	88.0 (±7.0)	89.0	100.0	80.7
	自家運用	56.9	66.9	55.7	77.8	100.0	60.8
	委託運用	21.8	22.6	32.3	11.2	-	19.9
	国内株式	3.9	5.3 (±2.2)	6.0 (±2.5)	2.0	-	3.5
	外国債券	9.5	2.6 (±1.3)	3.0 (±1.5)	4.9	-	8.6
	外国株式	7.9	2.6 (±1.3)	3.0 (±1.5)	4.1	-	7.2
	うち委託運用部分	国内債券	50.7 (±5.3)	/	/	合同運用につき 中退共事業 (給付経理) と同じ	合同運用につき 中退共事業 (給付経理) と同じ
		国内株式	9.0 (±2.4)	/	/		
		外国債券	22.0 (±2.4)	/	/		
		外国株式	18.3 (±5.3)	/	/		
リターン予想値 ※2	1.10	0.89	0.85	0.57	0.00	0.93	
リスク値(標準偏差) ※2	1.92	1.42	1.62	0.99	0.00	1.75	
累積剰余(欠損)金(A)	令和2年度末	5,317.03	810.82	141.17	25.52	2.09	△ 1.87
	令和3年度末	5,272.20	725.46	136.38	24.95	2.08	△ 3.06
責任準備金(B)	令和2年度末	45,965.48	9,496.86	174.53	12.55	0.67	158.59
	令和3年度末	46,781.13	9,640.24	172.47	12.05	0.66	161.34
リスク・バップファー比率(A)／(B)	令和2年度末	11.57	8.54	80.89	203.35	311.94	△ 1.18
	令和3年度末	11.27	7.53	79.07	207.05	315.15	△ 1.90
想定損失額 ※3(億円)	△ 5,468	△ 829	-	△ 4.39	-	△ 12.40	

※1中退共給付経理は、予定運用利回り+業務経費相当分。その他の経理は、責任準備金必要利回り(資産運用ベース)+業務経費相当分の推計値。なお、林退共については、累積欠損金解消計画(令和2年)における累積欠損金解消目安額も加算した推計値。

※2中退共給付経理、清退共給付経理及び林退共給付経理は、令和3年度基本ポートフォリオ見直し時の数値(データは令和3年7月時点)。建退共給付経理及び建退共特別給付経理は令和3年度時点の基本ポートフォリオの数値(データは令和3年7月時点)。

※3モンテカルロシミュレーション1%ile。中退共給付経理、清退共給付経理及び林退共給付経理は、令和3年度基本ポートフォリオ見直し時の数値(データは令和3年7月時点)。建退共給付経理は令和3年度時点の基本ポートフォリオの数値(データは令和3年7月時点)。

## 2.資産状況

(単位:億円、%)

運用の方法等	中退共事業(給付経理)			建退共事業(給付経理)			建退共事業(特別給付経理)			
	資産額	構成比	利回り	資産額	構成比	利回り	資産額	構成比	利回り	
自家運用	有価証券	24,970	47.01	0.44	6,215	59.88	0.53	126	40.77	0.36
	預金	3,651	6.87	0.00	303	2.92	0.00	9	2.98	0.00
委託運用	包括信託	22,794	42.91 <sup>※4</sup>	1.24	3,596	34.64 <sup>※4</sup>	2.01	158	51.14 <sup>※4</sup>	1.51
	生命保険資産	1,706	3.21	1.11	266	2.57	0.79	16	5.11	0.70
	有価証券信託	(7,223)	(28.93)	0.02	(1,746)	(28.09)	0.02	-	-	-
合計	53,121	100.00	0.78	10,379	100.00	1.03	309	100.00	0.94	
運用の方法等	清退共事業(給付経理)			清退共事業(特別給付経理)			林退共事業(給付経理)			
	資産額	構成比	利回り	資産額	構成比	利回り	資産額	構成比	利回り	
自家運用	有価証券	23	61.73	0.25	0	0.00	0.01	88	55.39	0.34
	預金	6	15.04	0.00	3	100.00	0.00	8	5.32	0.00
委託運用	包括信託	9	23.23 <sup>※4</sup>	1.24	-	-	-	62	39.30 <sup>※4</sup>	1.24
	生命保険資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	有価証券信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	37	100.00	0.44	3	100.00	0.00	159	100.00	0.67	

(注1) 包括信託は時価総額、その他の資産は帳簿価額である。

(注2) 利回りは決算利回りであり、計算式は「収益額/平均残高」である。(費用控除後)

(注3) 有価証券信託は自家運用により取得した有価証券の信託による運用であり、内数である。また、構成比は有価証券に対する構成比である。

(注4) 包括信託について、会計文書の勘定科目名は「金銭信託」を使用している。

(注5) 単位未満は四捨五入しているため内訳と合計額が一致しないことがある。

※4「包括信託」の利回りと次頁掲載の「手数料控除後収益率」は同じものであるが、算出方法が異なるため、必ずしも一致しない。

### 3.包括信託運用実績

【構成比及び収益率】

(単位:%)

(1)中退共事業(給付経理)・清退共事業(給付経理)・林退共事業(給付経理)(合同運用資産)

	構成比			収益率(手数料控除前)		
	ファンド <sup>*</sup>	基本方針	差	ファンド <sup>*</sup>	※ <sup>2</sup> ベンチマーク収益率	差
国内債券	49.90	50.10	△0.20	△1.06	△1.22	0.15
国内株式	13.76	13.40	0.36	2.34	1.99	0.36
外国債券	21.77	23.25	△1.48	△4.96	△5.17	0.21
外国株式	14.57	13.25	1.32	19.74	22.95	△3.21
合計	100.00	100.00	0.00	1.36	1.98	△0.62

収益率(特化型)	
手数料率	手数料控除後
0.05	△1.11
0.19	2.15
0.13	△5.09
0.21	19.53
0.11	※ <sup>3</sup> 1.25

【参考】	アクティブ運用収益率			パッシブ運用収益率		
	ファンド <sup>*</sup>	ベンチマーク収益率	差	ファンド <sup>*</sup>	ベンチマーク収益率	差
国内債券	△0.82	△1.22	0.39	△1.21	△1.22	0.01
国内株式	2.90	1.99	0.91	0.54	1.99	△1.45
外国債券	△4.83	△5.17	0.34	△5.17	△5.17	0.00
外国株式	17.22	22.95	△5.74	21.98	22.95	△0.97

うち収益率(アクティブ)		うち収益率(パッシブ)	
手数料率	手数料控除後	手数料率	手数料控除後
0.10	△0.93	0.02	△1.22
0.25	2.64	0.04	0.50
0.20	△5.03	0.03	△5.20
0.32	16.90	0.04	21.95

(2)建退共事業(給付経理)

	構成比			収益率(手数料控除前)		
	ファンド <sup>*</sup>	※ <sup>1</sup> 中心値	差	ファンド <sup>*</sup>	ベンチマーク収益率	差
国内債券	57.39	67.40	△10.01	△1.10	△1.22	0.12
国内株式	4.46	16.40	△11.94	4.57	1.99	2.59
外国債券	24.24	8.10	16.14	2.35	1.88	0.47
外国株式	13.91	8.10	5.81	24.09	22.95	1.13
合計	100.00	100.00	0.00	2.41	※ <sup>2</sup> 1.38	1.03

収益率(バランス型)	
手数料率	手数料控除後
0.20	△1.30
0.30	4.27
0.25	2.10
0.24	23.85
※ <sup>4</sup> 0.23	※ <sup>3</sup> 2.18

(3)建退共事業(特別給付経理)

	構成比			収益率(手数料控除前)		
	ファンド <sup>*</sup>	※ <sup>1</sup> 中心値	差	ファンド <sup>*</sup>	ベンチマーク収益率	差
国内債券	57.39	73.60	△16.21	△1.08	△1.22	0.14
国内株式	4.46	13.20	△8.74	3.53	1.99	1.54
外国債券	24.24	6.60	17.64	1.62	1.88	△0.26
外国株式	13.91	6.60	7.31	23.24	22.95	0.29
合計	100.00	100.00	0.00	1.91	※ <sup>2</sup> 0.83	1.08

収益率(バランス型)	
手数料率	手数料控除後
0.20	△1.28
0.30	3.23
0.25	1.37
0.36	22.88
※ <sup>4</sup> 0.23	※ <sup>3</sup> 1.68

※1. 包括信託の令和3年度アセットアロケーションの中心値である。

※2. 合計のベンチマーク収益率は、各資産のベンチマークを、各資産の委託運用部分の基本ポートフォリオにおける構成比で加重平均した値から算出。したがって、合計欄におけるファンド収益率とベンチマーク収益率の差には資産配分効果が含まれる。

※3. 手数料控除後収益率と前頁掲載の2.資産状況「包括信託」の利回りは同じものであるが、算出方法が異なるため、必ずしも一致しない。

※4. 建退共事業(給付経理、特別給付経理)は、令和3年4月1日から令和4年3月2日包括信託解約日までの手数料

(注1)時間加重収益率を表示している。

(注2)単位未満は四捨五入しているため内訳と合計額が一致しないことがある。

(注3)包括信託の資産毎のベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。

- ・国内債券 NOMURA-BPI総合、国内株式 TOPIX(配当込み)
- ・外国債券 (中退共・清退共・林退共)FTSE世界国債インデックス(除く日本、除く中国、円ヘッジ・円ベース)  
(建退共)FTSE世界国債インデックス(除く日本、除く中国、円ベース)
- ・外国株式 MSCI KOKUSAI(円ベース、配当込み、GROSS)

【要因分析】＜超過収益率は、手数料控除前＞

(単位：%)

(1) 中退共事業(給付経理)・清退共事業(給付経理)・林退共事業(給付経理)(合同運用資産)

	超過収益率	資産全体の超過収益率の要因分析(寄与度)※2			
		個別資産効果	資産配分効果	※1 複合効果	合計
国内債券	0.15	0.08	△0.02	0.23	0.29
国内株式	0.36	0.00	△0.33	0.01	△0.32
外国債券	0.21	0.05	0.07	0.00	0.11
外国株式	△3.21	△0.48	△0.19	△0.04	△0.71
合計	△0.62	△0.35	△0.48	0.20	△0.62

(2) 建退共事業(給付経理)

	超過収益率	資産全体の超過収益率の要因分析(寄与度)※2			
		個別資産効果	資産配分効果	※1 複合効果	合計
国内債券	0.12	0.08	0.14	0.22	0.45
国内株式	2.59	0.41	△ 0.43	0.05	0.03
外国債券	0.47	0.03	0.14	0.05	0.22
外国株式	1.13	0.08	0.22	0.03	0.33
合計	1.03	0.60	0.07	0.35	1.03

(3) 建退共事業(特別給付経理)

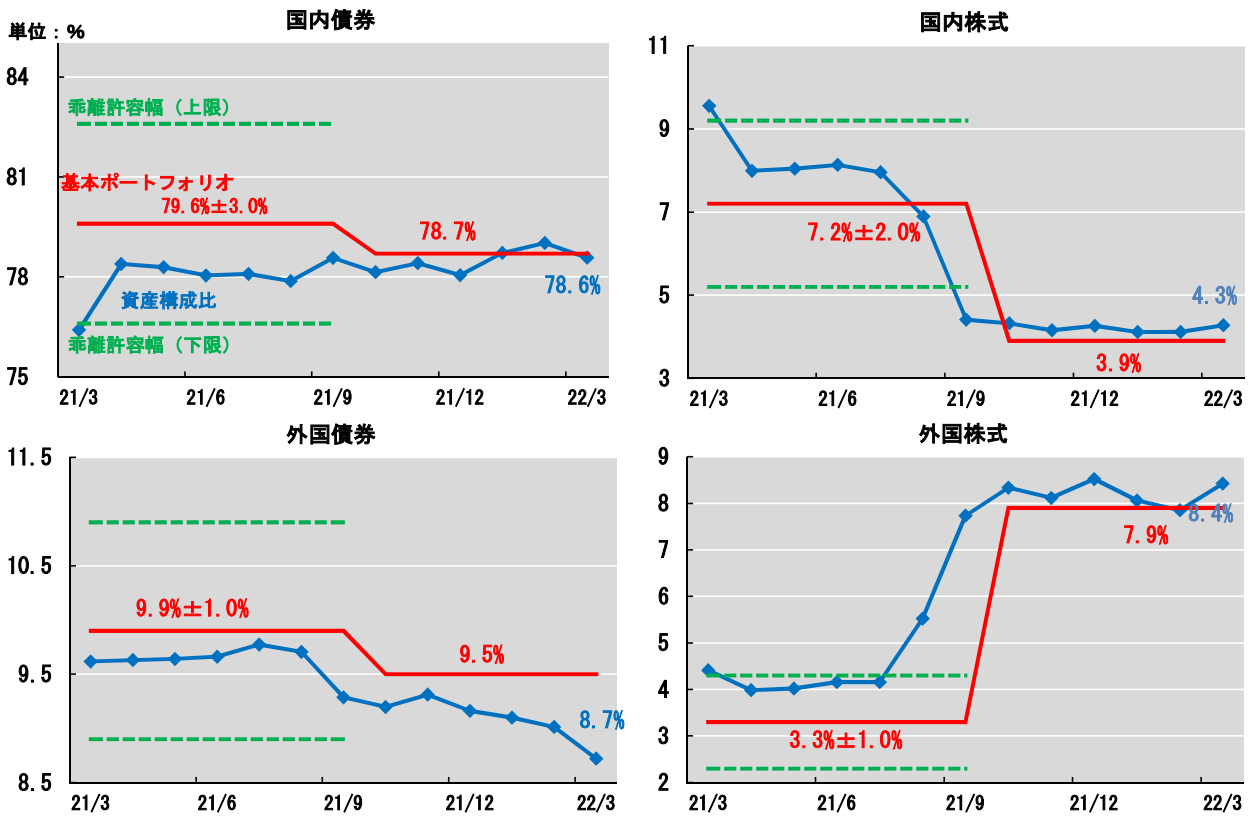
	超過収益率	資産全体の超過収益率の要因分析(寄与度)※2			
		個別資産効果	資産配分効果	※1 複合効果	合計
国内債券	0.14	0.12	0.49	0.22	0.83
国内株式	1.54	0.18	△ 0.38	0.03	△ 0.17
外国債券	△ 0.26	△ 0.02	0.14	0.05	0.17
外国株式	0.29	0.04	0.16	0.04	0.24
合計	1.08	0.32	0.41	0.34	1.08

※1.国内債券の複合効果は、資産全体の複合効果から国内債券以外の複合効果を差し引いて算出。

※2.短期資産について、(1)中退共事業(給付経理)・清退共事業(給付経理)・林退共事業(給付経理)(合同運用資産)では、各資産に配分して分析。(2)建退共事業(給付経理)および(3)建退共事業(特別給付経理)では、国内債券に含めて分析。

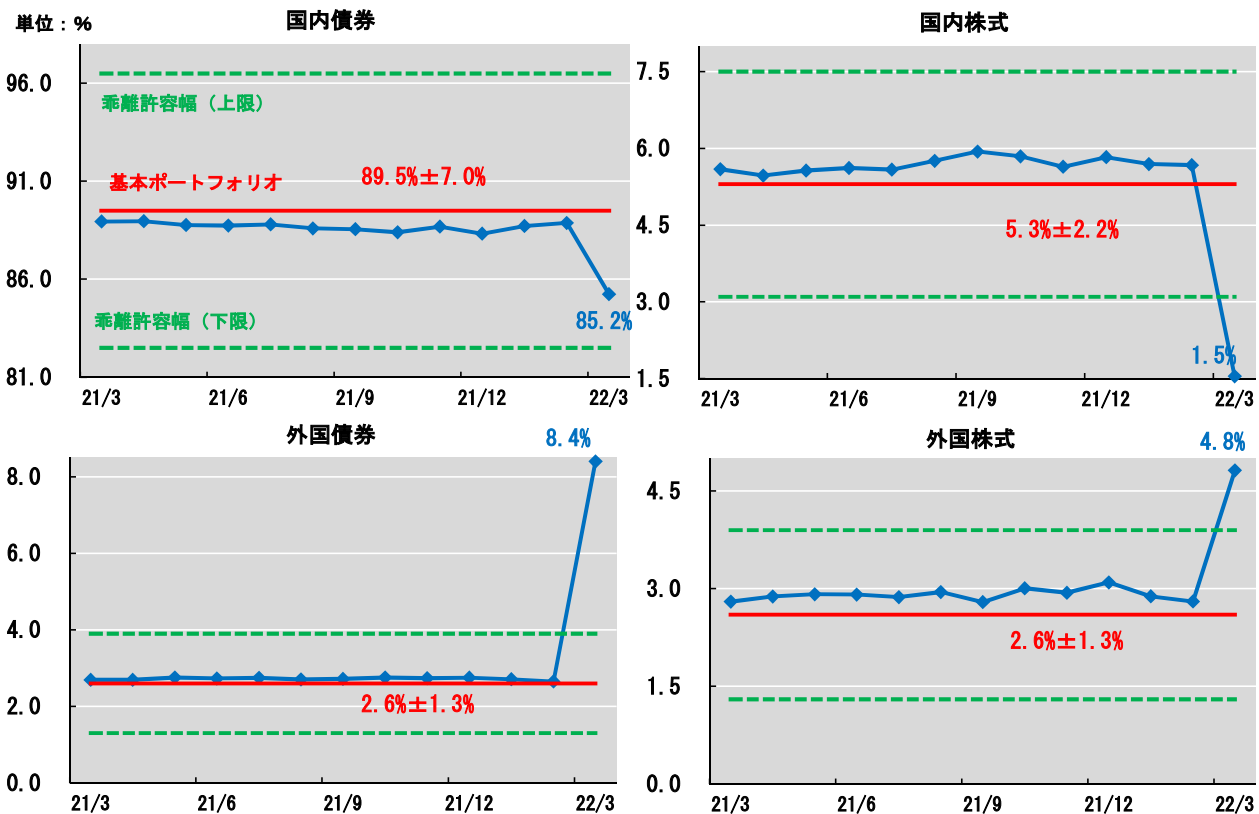
#### 4.資産構成割合の推移

(1)中退共事業(給付経理)



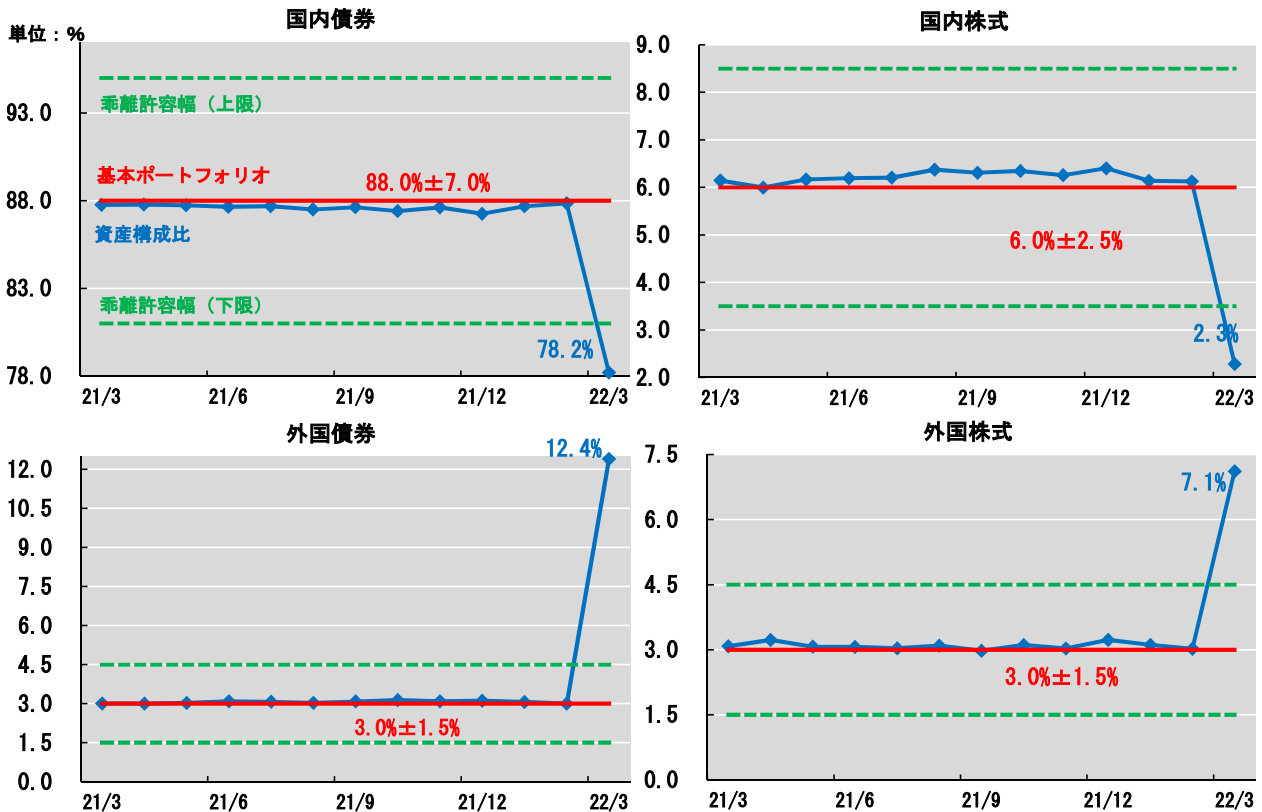
注)令和3年(2021年)3月末時点で、国内債券、国内株式、外国株式の構成比が、乖離許容幅を超過している。  
この後、4月にリバランスを実施し、各資産の構成比は乖離許容幅内に戻った。

(2)建退共事業(給付経理)



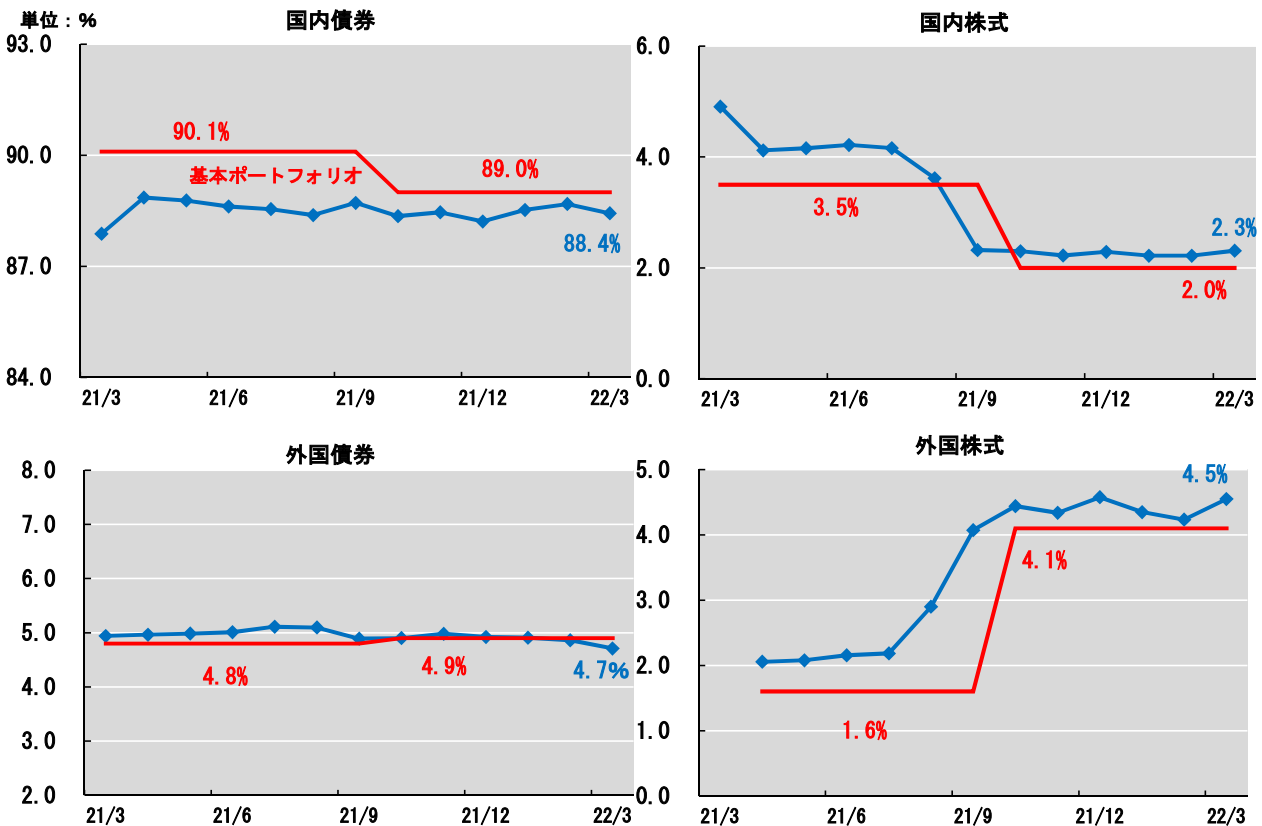
注)R4/4/1合同運用開始のため、R3/3/末は現行基本ポートフォリオ乖離許容幅を逸脱

(3) 建退共事業(特別給付経理)



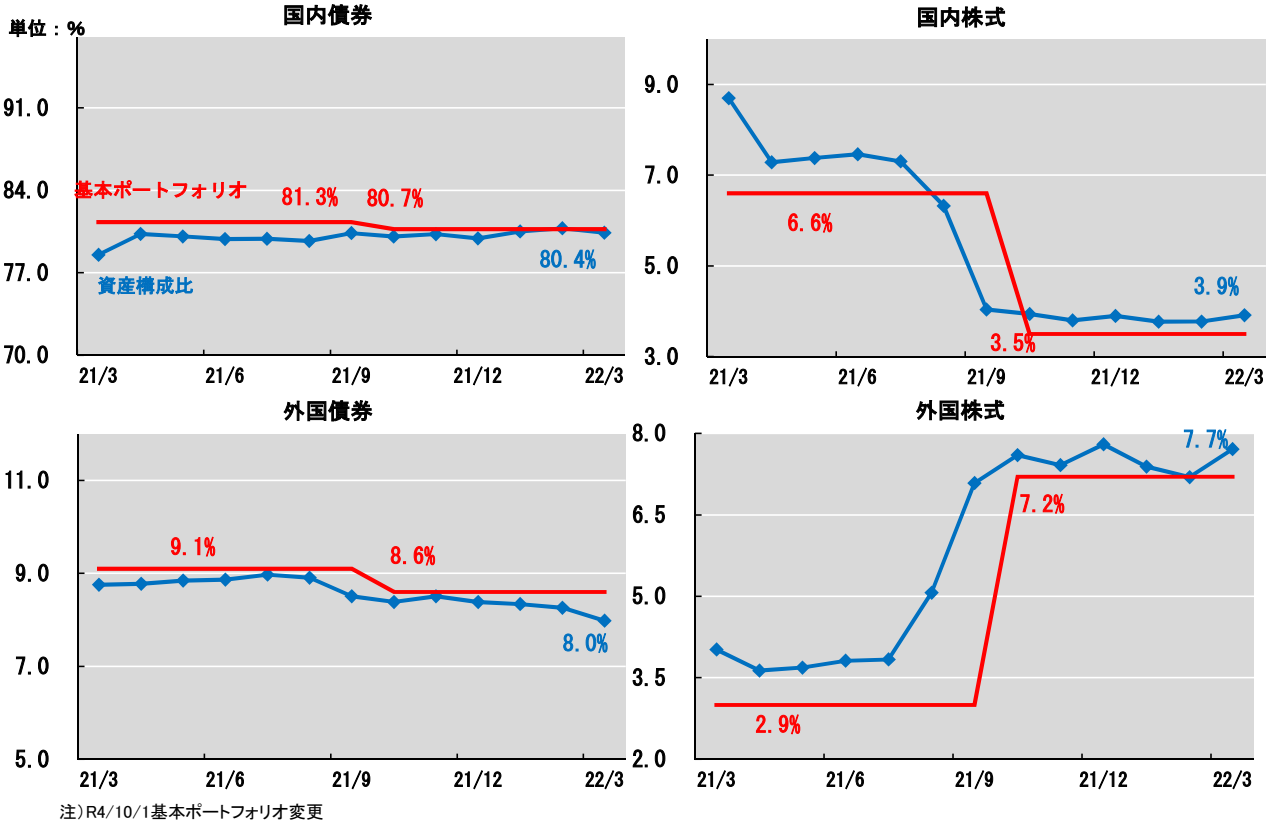
注) R4/4/1 合同運用開始のため、R3/3/末は現行基本ポートフォリオ乖離許容幅を逸脱

(4) 清退共事業(給付経理)

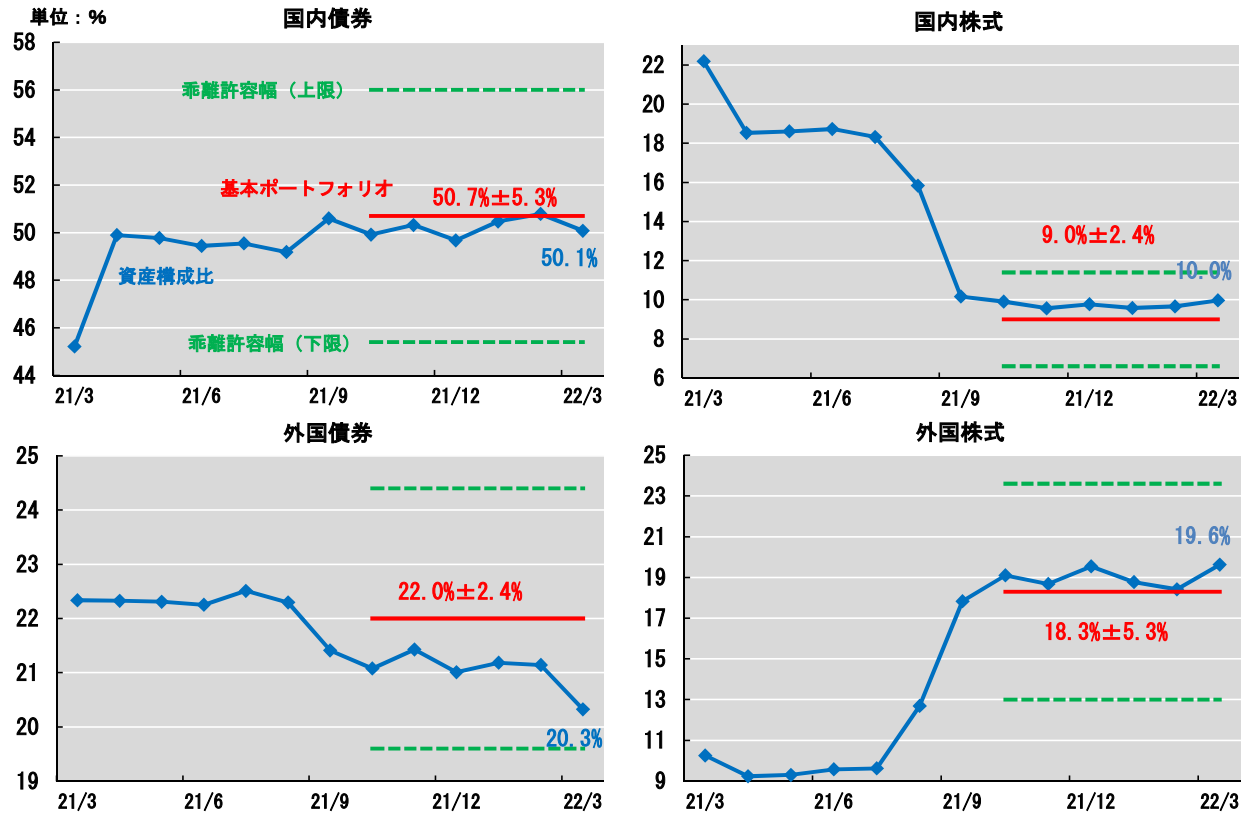


注) R4/10/1 基本ポートフォリオ変更

(5) 林退共事業(給付経理)



(6) 合同運用資産



資産構成割合

(単位:億円、%)

	中退共事業(給付経理)			建退共事業(給付経理)			建退共事業(特別給付経理)		
	資産残高	構成比	基本ポートフォリオ	資産残高	構成比	基本ポートフォリオ	資産残高	構成比	基本ポートフォリオ
国内債券	41,742	78.6	78.7	8,847	85.3	89.5±7.0	242	78.3	88.0±7.0
国内株式	2,272	4.3	3.9	160	1.5	5.3±2.2	7	2.3	6.0±2.5
外国債券	4,632	8.7	9.5	872	8.4	2.6±1.3	38	12.3	3.0±1.5
外国株式	4,475	8.4	7.9	500	4.8	2.6±1.3	22	7.1	3.0±1.5
合計	53,121	100	-	10,379	100	-	309	100	-

	清退共事業(給付経理)			林退共事業(給付経理)			合同運用資産		
	資産残高	構成比	基本ポートフォリオ	資産残高	構成比	基本ポートフォリオ	資産残高	構成比	基本ポートフォリオ
国内債券	33	88.4	89.0	128	80.4	80.7	11,451	50.1	50.7±5.3
国内株式	1	2.3	2.0	6	3.9	3.5	2,279	10.0	9.0±2.4
外国債券	2	4.7	4.9	13	8.0	8.6	4,647	20.3	22.0±2.4
外国株式	2	4.6	4.1	12	7.7	7.2	4,489	19.6	18.3±5.3
合計	37	100	-	159	100	-	22,865	100	-

## 勤退機構の資産運用業務の評価における留意事項（案）

### － 各種利回りの読み方について －

○ 勤退機構における資産運用実績や基本ポートフォリオを評価するに際しては、各経理（共済制度）の制度上の特徴点と、財務状況を勘案する必要がある点に留意が必要である。

#### 1. 必要な利回り

必要な利回りとは、「資産運用の基本方針」において「運用の目標」として掲げられているものであり、「中期的に事業の運営に必要な利回り」と定義されている。「運用の目標」では、この「必要な利回り」を「最低限のリスクで確保すること」、が求められている。

必要な利回りの内訳は、基本的には「予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額」と「業務経費」の合計の資産に対する割合、で定義される。ただし、累積欠損金を抱える林退共については、「累積欠損金の計画的な解消を図るための費用」が加えられている。

中退共の場合は、加入期間と就労期間が基本的に等しいため、予定運用利回りに業務経費率を加えたものが必要な利回りになる。

一方、特退共については、予定運用利回りと必要な利回りの関係は、次の2. で記すとおり、制度や経済情勢等様々な影響を受けて変動する。

#### 2. 予定運用利回りと必要な利回り

中退共については、毎月積み立てられる掛金に対して制度全体として付与されるのが予定運用利回り（1.0%）であり、それに業務経費率（0.1%）を加えたのが必要な利回りであって、分かり易い構造であるが、特退共（建退共、林退共、清退共）における予定運用利回りと必要な利回りの関係は中退共とは異なるため、留意が必要。

特退共（建退共、林退共、清退共）では、非正規雇用者を対象としているため、就業形態の特殊性（非連続的就労、職場の異動）から1日分の就労に対して証紙1枚を手帳に貼付する仕組みで運営されている。証紙貼付日数（掛金納付日数）を業種ごとに定められた1月分の日数（建退共：21日、清退共：15日、林退共：17日）で割って掛金納付月数を求め、その月数に応じて退職金額が算定されるが、その際の算定の基礎として平均的な年利として設定されるのが予定運用利回りである。ただし、1年（12カ月）分（＝手帳1冊分）の証紙が貼られるのに要する平均的な期間は1年を上回っていることから、必要な利回りが予定運用利回りよりも低くなり得る。

累積欠損金を抱えている林退共については、責任準備金を下回る資産運用額で予定運用利回りを達成する必要があるほか、資産運用額が中退共、建退共に比べて小さく、業務経費率の割合が高くなっているため、必要な利回りが予定運用利回りを上回っている。

以上



## 「資産運用の基本方針」の遵守状況の報告について

独立行政法人勤労者退職金共済機構

[資産運用の基本方針の規定]	[遵守状況]
<p>【I 基本的考え方 1～3】</p> <p>(1)運用の基本原則</p> <p>①中退法その他の法令遵守</p> <p>②将来にわたり確実に給付することができるよう、安全かつ効率を基本として実施</p> <p>(2)運用の目的（後記 注1 ご参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保</li> </ul> <p>(3)運用の目標※（後記 注2 ご参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率）を最低限のリスクで確保</li> </ul> <p>※「累積剰余金の水準を勘案の上、」は建退共と清退共のみ記載。林退共では、「必要な利回り」の構成要素に「累積欠損金の計画的解消を</p>	<p>【I 基本的考え方 1～3】(本資料 P8 「2. 運用実績」 ご参照)</p> <p>(1)運用の基本原則</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各経理における業務上の余裕金の運用は、全て中退法第77条に掲げられた方法に拠っている。</li> <li>・ 基本ポートフォリオ見直しに際し、恣意的なホームカンントリーバイアスをかけず、期待収益率、リスク値、相関係数を定めた上での最適化結果に基づいて資産配分を決定した。</li> <li>・ 基本ポートフォリオで設定された最適な資産配分の維持に努めている。</li> </ul> <p>(2)運用の目的（後記 注1 ご参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要とされる収益を長期的に確保すべく、継続的に取り組んでいる。</li> </ul> <p>(3)運用の目標※（後記 注2 ご参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中退共（給付）と建退共（給付）については、中期的に必要な利回りの確保が難しくなりつつあるため、基本ポートフォリオの見直しを行った。</li> </ul>

[資産運用の基本方針の規定]	[遵守状況]
<p>図るための費用」を加えている。</p>	
<p>【I 基本的考え方 4(2)基本ポートフォリオの策定】</p> <p>(1)基本ポートフォリオを、中長期的観点から策定し、これに基づく資産配分の維持</p> <p>(2)基本ポートフォリオの毎年度検証</p>	<p>【I 基本的考え方 4(2)基本ポートフォリオの策定】</p> <p>(本資料 P21 「3. 資産の構成に関する事項 (1)基本ポートフォリオの見直し」ご参照)</p> <p>(1)基本ポートフォリオを、中長期的観点から策定し、これに基づく資産配分の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中退共(給付)において、基本ポートフォリオの見直しを行い、9月末までに、資産間リバランスを実施した。</li> <li>・ 建退共(給付、特別給付)について、令和4年4月より委託運用部分について合同運用に加わるため、3月末までに資産間リバランスを実施した。</li> </ul> <p>(2)基本ポートフォリオの毎年度検証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年度の検証で中退共(給付)、建退共(給付、特別給付)、清退共(給付)、林退共(給付)において、基本ポートフォリオの見直しが必要とされた。特に建退共については見直しが喫緊の課題と指摘された。これらの結論を受けて、令和3年度は基本ポートフォリオの見直しが行われたので、見直しの要否を判定するための定例検証は実施されなかった。</li> <li>・ 清退共(特別給付)においては、逆ザヤの状況にあるが、極めて厚い累積剰余金を有していることで制度運営に支障がない為、「清酒製造業退職金特別共済業務に係る資産運用の基本方針」に定められた資産運用の目標には反しておらず、基本ポートフォリオの見直しは不要と結論した。</li> </ul>

[資産運用の基本方針の規定]	[遵守状況]
(3) 必要に応じた基本ポートフォリオの見直し	<p>(3) 必要に応じた基本ポートフォリオの見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中退共(給付)は、令和2年度の資産運用委員会で基本ポートフォリオの見直しの必要性が指摘されたことから、本年度において基本ポートフォリオの見直しを実施した。</li> <li>・ 中退共(給付)と委託運用部分において合同運用を行っている清退共(給付)及び林退共(給付)の基本ポートフォリオも同時に見直しを行った。</li> <li>・ 建退共(給付、特別給付)は、令和4年4月より委託運用部分について合同運用に加わることで、見直しを実施することとなった。</li> </ul>
<p>【I 基本的考え方 6 情報公開の推進】</p> <p>運用の基本的な方針や運用の結果等、資産運用に関する情報について、適時、公開する。</p>	<p>【I 基本的考え方 6 情報公開の推進】</p> <p>(本資料 P29 「5. その他 (1) 対外公表」ご参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財務諸表等を官報に公告(令和3年7月15日)</li> <li>・ 令和2年度資産運用結果等をホームページへ掲載(令和3年8月13日)</li> <li>・ 四半期毎の運用状況をホームページへ掲載</li> <li>・ 「ステewardシップ活動状況の概要」をホームページへ掲載(令和4年6月6日)</li> <li>・ 基本ポートフォリオ見直し公表資料をホームページへ掲載(令和3年10月1日)</li> </ul>
<p>【II 自家運用 2 基本的な投資スタンス及びリスク管理】</p> <p>(1) 長期・安定的な運用</p> <p>① バイ・アンド・ホールド</p>	<p>【II 自家運用 2 基本的な投資スタンス及びリスク管理】</p> <p>(別紙2 補足説明資料 ご参照)</p> <p>(1) 長期・安定的な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ バイ・アンド・ホールドの原則については、途中での売却実績はなく、</li> </ul>

[資産運用の基本方針の規定]	[遵守状況]
<p>②ラダー型ポートフォリオの構築&lt;中退共給付&gt; ③キャッシュフロー対応&lt;中退共給付&gt;</p> <p>(2)投資対象 ○ 円建ての金融商品&lt;中退共給付&gt;</p> <p>(3)分散投資 ・ 国債、政府保証債、地方債以外の債券を取得する場合&lt;中退共給付&gt; ・ 国債、地方債、政府保証債、金融債以外の債券及び公社債投資信託の受益証券を取得する場合&lt;建退共給付、建退共特別給付、清退共給付、清退共特別給付、林退共給付&gt;</p> <p>①発行体、残存期間等の適切な分散化 ②同一の発行体が発行した債券(金融債を除く)への投資は、原則として自家運用債券ポートフォリオの10%を 上限の目途とする&lt;中退共給付&gt; 超えないこととする&lt;建退共給付、建退共特別給付、清退共給付、清退共特別給付、林退共給付&gt;</p> <p>(4)格付け基準 ①国債、政府保証債、地方債以外の債券を取得する場合で信用のあ</p>	<p>全ての経理において遵守された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来の償還金額を安定させるラダー型ポートフォリオを構築するため、9年～20年の残存期間の債券を購入した。</li> <li>・ コロナ禍による未曾有の金融経済ショックが、退職金共済制度の掛金等収入や退職金等支払に大きな影響を与え、流動性が不足する可能性を勘案し、高水準の流動性を維持した。</li> </ul> <p>(2)投資対象 ・ 中退共(給付)における投資対象金融資産は、全て円建てとしている。</p> <p>(3)分散投資 ・ 各経理において毎年の退職金等支払に必要な流動性を確保する水準でのラダー型運用を行うための債券取得を続け、特定年限での残高の偏りは抑えられている。ただし、清退共(特別給付)については、残存年数の短い債券がマイナス利回りのため自家運用債券を購入できない状況が続いており、ラダーが実現出来ていない。 清退共(給付)の令和11年度以降償還分は、以前に購入した20年債の残存分である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一の発行体に対する上限の10%を超えることはなかった(金融債を除く)。</li> </ul> <p>(4)格付け基準 ・ 債券については、何れの経理においても、格付けが基準を下回る債</p>

[資産運用の基本方針の規定]	[遵守状況]
<p>る格付機関のいずれかによりA格以上の格付けを得ている銘柄&lt;中退共給付&gt;</p> <p>国債、地方債、政府保証債、金融債以外の債券及び公社債投資信託の受益証券を取得する場合で信用のある格付け機関の一からA格以上を取得しているもの&lt;建退共給付、建退共特別給付、清退共給付、清退共特別給付、林退共給付&gt;</p> <p>②A格未滿となった債券の取扱い 必要であれば売却の手段を講じる。</p>	<p>券は発生しなかった。</p>
<p><b>【Ⅲ 委託運用 1 包括信託による委託運用】</b></p> <p>(1)受託機関の選定～選定時の審査項目 &lt;中退共給付、清退共給付、林退共給付&gt; (資産運用受託機関)</p> <p>①運用内容・成果(i)投資哲学(ii)運用プロセス(iii)ポートフォリオ構築(iv)運用実績、 ②人材・組織体制等人材(i)組織及び人材(ii)リスク管理体制(iii)事務処理能力・ディスクロージャー(iv)コンプライアンス(v)トレーディング &lt;建退共給付、建退共特別給付&gt;</p> <p>①経営理念、経営内容及び社会的評価、②年金性資金運用に対する理解と関心、③運用方針及び運用スタイル、手法、④情報収集システム、投資判断プロセス等の運用管理体制、⑤法令等の遵守状況、⑥運用担当者の能力、経験、⑦年金性資金運用の経験、実績</p> <p>(2)受託機関の評価～評価項目</p>	<p><b>【Ⅲ 委託運用 1 包括信託による委託運用】</b> (本資料 P8 「2. 運用実績」 ご参照)</p> <p>(1)受託機関の選定～選定時の審査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな受託機関の選定は実施せず。</li> </ul> <p>(2)受託機関の評価～評価項目</p>

[資産運用の基本方針の規定]	[遵守状況]
<p>&lt;中退共給付、清退共給付、林退共給付&gt; (資産運用受託機関)</p> <p>(1)に掲げる各項目について、選定時に期待された内容や水準を充たしているか否かを判定。</p> <p>運用実績については、中長期のパフォーマンスに拠って評価。</p> <p>&lt;建退共給付、建退共特別給付&gt;</p> <p>定量評価 時間加重収益率及び修正総合 利回りの対複合ベンチマーク比</p> <p>定性評価 選定と同じ</p> <p>(3)受託機関の責務及び目標～委託金額変更(解約)事由</p> <p>①評価結果、②政策的事由(相場変動時の資産構成比の調整等)</p> <p>(4)受託機関の責務及び目標～資産運用・管理状況の把握</p> <p>①定例報告書(毎四半期)、②定例ミーティング(毎四半期)、③その他随時の報告等</p>	<p>・ 評価において、選定時に期待された内容や水準からの大きな乖離等、特段の問題が見られたファンドはなかった。</p> <p>(3)受託機関の責務及び目標～シェア変更(解約)事由</p> <p>・ 中退共(給付)、清退共(給付)、林退共(給付)において、10月の中退共(給付)の基本ポートフォリオ見直しに伴うリバランスに合わせて、各ファンドの委託金額をマネジャー・ストラクチャー変更時に目標とした構成比に調整した。</p> <p>・ 建退共(給付、特別給付)は、令和4年4月合同運用開始のため、既存ファンドを全て解約しトランジションマネジャー1社に集約した。</p> <p>(4)受託機関の責務及び目標～資産運用・管理状況の把握</p> <p>・ 運用状況について、中退共(給付)、建退共(給付、特別給付)、清退共(給付)、林退共(給付)では2回、資産運用受託機関による報告会を開催した。また、運用実績に懸念材料がみられる先については、その都度、運用状況の報告を求めた。</p> <p>・ 株式の運用受託機関については、スチュワードシップ活動に関する報告会を開催し、質疑応答を行った。</p>

[資産運用の基本方針の規定]	[遵守状況]
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全経理において、毎月、資産管理受託機関から信託財産の状況に関する報告書等、資産運用受託機関から運用報告書の提出を受けた。</li> <li>・ ロシアのウクライナ侵攻の影響について、随時報告を求めた。</li> </ul>
<p><b>【Ⅲ 委託運用 2 生命保険資産による委託運用】</b></p> <p>(2)新企業年金保険(一般勘定)</p> <p>○選定時の審査項目</p> <p>＜中退共給付＞</p> <p>①保険金支払能力(含む格付け)、②商品性(利回り、流動性等)③一般勘定で保有する資産の内容 等</p> <p>＜建退共給付、建退共特別給付＞</p> <p>①格付、②健全性(ソルベンシーマージン比率等)、③保証利率、④配当、⑤事務量</p> <p>○評価項目</p> <p>＜中退共給付＞ 選定と同じ</p> <p>＜建退共給付、建退共特別給付＞</p> <p>①財務格付、②ソルベンシーマージン比率、③配当、④事務量</p> <p>○シェア変更(解約)事由</p> <p>①上記評価結果、②政策的事由(相場変動時の資産構成比の調整等)、③その他(法令・契約違反等)</p> <p>○資産運用・管理状況の把握</p> <p>①定例報告書(半期毎)、②定例ミーティング(半期毎)、③その他随時の報告等</p>	<p><b>【Ⅲ 委託運用 2 生命保険資産による委託運用】</b></p> <p>(2)新企業年金保険(一般勘定)</p> <p>○選定時の審査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな選定は実施せず。</li> </ul> <p>○評価項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価において、大きな差異や特段の問題は見られなかった。</li> </ul> <p>○シェア変更(解約)事由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・期中にシェア変更は実施せず。</li> </ul> <p>○資産運用・管理状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定例ミーティングを実施し、運用状況等の把握を行った。</li> </ul>

[資産運用の基本方針の規定]	[遵守状況]
<p><b>【Ⅲ 委託運用 3 有価証券信託による委託運用】</b></p> <p>(1)受託機関の選定～選定時の審査項目</p> <p>①組織及び体制、②人材、③リスク管理体制、④事務能力及び運用内容のディスクロージャー、⑤格付け</p> <p>(2)受託機関の評価～評価項目</p> <p>&lt;定量評価&gt;－受託機関毎の比較評価</p> <p>①運用利回り、②貸出稼働率</p> <p>&lt;定性評価&gt;選定の項目と同じ</p> <p>(3)受託機関の責務及び目標～シェア変更(解約)事由</p> <p>①上記評価結果、②政策的事由(相場変動時の資産構成比の調整等)、③その他(法令・契約違反等)</p> <p>(4)受託機関の責務及び目標～資産運用・管理状況の把握</p> <p>①定例報告書&lt;中退共給付は毎四半期、建退共給付は半期毎&gt;②定例ミーティング&lt;中退共給付は毎四半期、建退共給付は必要に応じて&gt;、③その他随時の報告等</p>	<p><b>【Ⅲ 委託運用 3 有価証券信託による委託運用】</b></p> <p>(1)受託機関の選定～選定時の審査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな選定は実施せず。</li> </ul> <p>(2)受託機関の評価～評価項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価において、大きな差異や特段の問題は見られなかった。</li> </ul> <p>(3)受託機関の責務及び目標～シェア変更(解約)事由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・期中にシェア変更は実施せず。</li> </ul> <p>(4)受託機関の責務及び目標～資産運用・管理状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定例ミーティングを実施し、運用状況等の把握を行った。</li> </ul>
<p><b>【Ⅳ 運用管理体制 1～2】</b></p> <p>1 運用体制の整備、充実</p> <p>(1)資産運用の専門的知識及び経験を有する担当者の配置</p> <p>(2)資産運用の専門知識を持った人材の育成・確保</p> <p>2 資産運用企画会議の設置</p> <p>資産運用に関する重要事項を審議することを目的として、担当役職員で構成する資産運用企画会議を設置</p>	<p><b>【Ⅳ 運用管理体制 1～2】</b></p> <p>1 運用体制の整備、充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用調査役・運用リスク管理役を配置。</li> </ul> <p>2 資産運用企画会議の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中退共部会 12 回、建退共部会4回、清退共部会4回、林退共部会4回、中建清林合同部会5回、企画会議を開催。</li> </ul>



脚注

[資産運用の基本方針の規定]	[解説]
<p>【I 基本的考え方 1～3】                      (注1)                      (2)運用の目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長期的な収益のベースとなる自家運用債券については、ラダー型運用により安定的なキャッシュフローを実現している。                          また、自家運用においては、利回りの改善に加え、中小企業の振興という制度の目的等も勘案し、国債以外に地方債、政府保証債、金融債を、満期保有を前提に購入している。                          なお、大宗を占める長期国債の金利が再びマイナスになる可能性等を勘案し、購入対象商品拡充の可能性について、利回りや信用力のほか、継続的な入手可能性や金融危機発生時の流動性等、様々な観点から検討を継続している。</li> <li>・ 委託運用については、短期的な市場変動による運用収益の不安定化を抑制するため、複数の運用受託機関を用いてリスク分散を図っている。                         <ul style="list-style-type: none"> <li>— 平成 30 年度から令和元年度にかけて実施した中退共(給付)、清退共(給付)、林退共(給付)合同運用に係るアクティブ運用のマネジャー・ストラクチャー見直しにおいては、ファンドの運用スタイルにつ</li> </ul> </li> </ul>

[資産運用の基本方針の規定]	[解説]
<p>(注2)</p> <p>(3)運用の目標</p>	<p>いても分散を図る形で採用を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各経理とも、「必要な流動性」については、自家運用部分での確保を図っている。</li> </ul> <p>具体的には、退職金等の支払に必要な資金フローが、自家運用部分から確実に生み出されるように、市場変動リスクが無い形(満期保有による簿価評価)で、信用リスクも低い債券(国債、政保債中心)をラダー型運用している。</p> <p>但し、建退共については、令和2年度の資産運用委員会において、適切なラダー型運用になっていないことが判明したため、人口動態の長期的動向等も勘案して、改めて適切な運用戦略を検討し、15年のラダー型運用を目指すこととなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運用の目標である「中期的に事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保」するためには、①基本ポートフォリオの期待収益率が、必要な利回りを確保できていること、②基本ポートフォリオの資産配分が、効率性フロンティア上で決定された構成比に従っていること、が必要である。但し、清退共については、極めて潤沢な累積剰余金の還元を企図し、期待収益率は必要な利回りを下回る水準に設定されている。</li> <li>・ 中退共(給付)では、令和2年度に行った基本ポートフォリオの検証で、低金利政策が続き、自家運用債券のリターン予想値が低下傾向にあるため、必要な利回りを確保するためには、委託運用部分の資産構成を見直す必要があることが確認されたことを受け、基本ポート</li> </ul>

[資産運用の基本方針の規定]	[解説]
	<p>フォリオの見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建退共(給付)では、令和2年度の資産運用委員会において、令和3年10月の予定運用利回りの引下げを勧案しても現行基本ポートフォリオではなお逆ザヤが残ることから、基本ポートフォリオ見直しが喫緊の課題とされたほか、マネジャー・ストラクチャーについても、リスク分散が不十分で見直しが必要との指摘を受けた。しかしながら、体制上の問題等から、何れも実施が困難であることが判明したため、当面の措置として、委託運用部分について中退共等と合同運用を行うこととなった。</li> <li>・ 清退共(給付)、清退共(特別給付)および建退共(特別給付)は、逆ザヤ状態にはあるものの、極めて厚い累積剰余金を抱え、必要な利回りは確保されているものと考えられる。</li> <li>・ 林退共(給付)については、累積欠損金が存在する状況にある。新たに累積解消計画が策定され、令和30年度の累積解消を見込む。</li> </ul>

【I 基本的考え方 1～3】

<令和3年度における運用方法一覧>

中退共 (給付)	建退共 (給付)	建退共 (特別給付)	清退共 (給付)	清退共 (特別給付)	林退共 (給付)
国債 地方債 政府保証債 財投機関債 金融債 円貨建外国債 短期運用 普通預金 指定包括信託 特定包括信託 新企業年金保険 有価証券信託	国債 地方債 政府保証債 財投機関債 金融債 定期預金 普通預金 指定包括信託 特定包括信託 新企業年金保険 有価証券信託	国債 地方債 政府保証債 金融債 普通預金 指定包括信託 特定包括信託 新企業年金保険	国債 政府保証債 普通預金 指定包括信託 特定包括信託	国債 普通預金	国債 政府保証債 普通預金 指定包括信託 特定包括信託

<令和3年度末における運用の内訳>

構成比%	中退共 (給付)	建退共 (給付)	建退共 (特別給付)	清退共 (給付)	清退共 (特別給付)	林退共 (給付)
委託運用	46.12	37.21	56.25	23.23	—	39.30
自家運用	53.88	62.79	43.75	76.77	100.00	60.70
うち国債	15.81	16.95	1.62	23.67	—	8.11
地方債	4.40	8.07	6.49	—	—	—
政保債	19.68	26.83	30.40	38.06	—	47.27
財投 機関債	0.04	2.66	—	—	—	—
金融債	6.51	5.38	2.27	—	—	—
円貨建 外国債	0.56	—	—	—	—	—
預金	6.87	2.92	2.98	15.04	100.00	5.32

※小数点第2位で四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならないことがある。

【Ⅱ 自家運用 2 基本的な投資スタンス及びリスク管理】

自家運用債券の償還年限別構成比 (構成比：%)

	中退共 (給付)	建退共 (給付)	建退共 (特別給付)	清退共 (給付)	清退共 (特別給付)	林退共 (給付)
令和4年度	9.5	8.1	12.7	9.1	—	9.2
5年度	9.5	7.5	7.9	9.1	—	6.9
6年度	9.5	9.5	12.7	9.1	—	9.2
7年度	9.6	9.5	11.9	9.1	—	14.9
8年度	9.5	7.5	11.9	9.1	—	10.3
9年度	6.3	8.1	12.7	9.1	—	11.5
10年度	6.3	11.5	11.9	9.1	—	4.6
11年度	6.3	8.5	2.4	13.6	—	18.4
12年度	6.3	6.1	7.9	9.1	—	6.9
13年度	6.3	6.4	7.9	9.1	—	8.0
14年度	3.1	1.3	—	4.5	—	—
15年度	2.8	1.3	—	—	—	—
16年度	2.6	1.4	—	—	—	—
17年度	2.6	1.3	—	—	—	—
18年度	2.6	5.6	—	—	—	—
19年度	2.3	1.1	—	—	—	—
20年度	1.9	1.2	—	—	—	—
21年度	1.4	4.1	—	—	—	—
22年度	0.7	—	—	—	—	—
23年度	0.5	—	—	—	—	—

※小数点第2位で四捨五入しているため、各経理の合計が100%にならないことがある。

【Ⅲ 委託運用 1 包括信託による委託運用】

令和3年度資産運用・管理委託状況（包括信託）

	中退共 (給付)	建退共(注) (給付)	建退共(注) (特別給付)	清退共 (給付)	清退共 (特別給付)	林退共 (給付)
運用を委託している機関数*	19(1)	1(△8)	1(△1)	19(1)	—	19(1)
うち 運用機関	19	1	1	19	—	19
管理機関	1	1	1	1	—	1
運用形式	特化型	バランス型	バランス型	特化型	—	特化型
ファンド数**	30	—	—	30	—	30
うち 内株A	6	—	—	6	—	6
内株P	2	—	—	2	—	2
外株A	6	—	—	6	—	6
外株P	1	—	—	1	—	1
内債A	6	—	—	6	—	6
内債P	2	—	—	2	—	2
外債A	5	—	—	5	—	5
外債P	2	—	—	2	—	2
運用シェア変更ファンド数	26	10	3	26	—	26
うち 減額	8	0	0	8	—	8
解約	7	9	2	7	—	7
増額	11	1	1	11	—	11
管理シェア変更機関数	0	4	2	0	—	0
うち 減額	0	0	0	0	—	0
解約	0	3	1	0	—	0
増額	0	1	1	0	—	0
法令違反・運用ガイドライン 抵触事案(件)	0	0	0	0	—	0

\*委託機関・ファンド数は令和3年度末の状況。( )内は期中増減数。 \*\*Aはアクティブ運用、Pはパッシブ運用。

(注) 建退共(給付、特別給付)は、令和4年4月合同運用開始のため、既存ファンドを全て解約しトランジションマネジャー1社に集約。

【Ⅲ 委託運用 2 生命保険資産による委託運用】

令和3年度資産運用・管理委託状況（生命保険）

		中退共（給付）	建退共（給付、特別給付）
生命保険会社数*		6 (0)	4 (0)
運用・管理シェア変更社数		0	0
うち	減額	0	0
	解約	0	0
	増額	0	0
法令違反・運用ガイドライン抵触事案（件）		0	0

\*社数は令和3年度末の状況。（ ）内は期中増減数。

【Ⅲ 委託運用 3 有価証券信託による委託運用】

令和3年度資産運用・管理委託状況（有価証券信託）

		中退共（給付）	建退共（給付）
資産運用・管理受託機関数*		2 (0)	2 (0)
運用・管理シェア変更社数		0	0
うち	減額	0	0
	解約	0	0
	増額	0	0
法令違反・契約書抵触事案（件）		0	0

\*委託機関数は令和3年度末の状況。（ ）内は期中増減数。



令和3年度

資産運用に関する評価報告書 別冊

—第4期中期目標期間見込評価に係る評価報告書—

令和4年6月29日

独立行政法人勤労者退職金共済機構  
資産運用委員会

## 目次

はじめに	3
略語、用語の説明	5
1. 概論	6
(1) 中退共	6
(2) 建退共	10
(3) 清退共	10
(4) 林退共	10
2. 運用実績	
(1) 中退共（給付経理）	12
(2) 建退共（給付経理）	16
(3) 建退共（特別給付経理）	19
(4) 清退共（給付経理）	22
(5) 清退共（特別給付経理）	24
(6) 林退共（給付経理）	27
3. 機構資産の運用の基本的な方針	
(1) 基本的な考え方	30
(2) 資産運用の目標	31
4. 機構資産の運用に関し遵守すべき事項	
(1) 受託者責任の徹底	32
(2) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮	32
5. 機構資産の運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項	
(1) 基本ポートフォリオ	33
(2) 運用手法等について	35
(3) 運用受託機関の選定、評価及び管理等	37
(4) 機構資産の運用におけるリスク管理	39
6. ガバナンス体制	

(1)	ガバナンス体制の確立及び業務運営の透明性の確保	-----	40
(2)	スチュワードシップ責任に係る取組	-----	41
7.	その他機構資産の適切な運用に関し必要な事項		
(1)	透明性の向上	-----	43
(2)	運用管理体制	-----	44
	【総合評価】	-----	45
	〈参考〉 歴代資産運用委員名簿	-----	46

別添 1	内部統制 新規施策
別添 2	資産運用業務における取組み
別添 3	資産運用に係る制度全体のガバナンス体制
別添 4	経理別 利回りと利益剰余金の推移
別添 5	中退共 運用利回りの長期推移

## はじめに

資産運用委員会（以下「当委員会」という）は、平成 27 年度の独立行政法人通則法改正により求められた“実効性のあるリスク管理体制の整備”のため、中小企業退職金共済法（以下「中退法」という。）の改正により（注 1）、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が行う退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用に関する業務の適正な運営を図るために設置された（委員会設置以降の歴代の委員名簿は P46 をご覧下さい）。

この目的を果たすため、当委員会は、「資産運用の基本方針」の作成又は変更に関する審議や、業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視、その他重要事項に関する理事長への助言・提言等を行うこととされている。

当委員会は、平成 27 年 10 月の創設以降、6 年半に渡り、機構の資産運用業務について様々な側面・観点から審議し、意見を述べている（注 2）。

資産運用に関する評価報告書は、主務大臣である厚生労働大臣が当機構の評価を行う際の参考資料として、同大臣の任命を受けた当委員会が、同大臣に提出するものである。

令和 4 年度は、通常 of 年度評価に加え、中期目標期間に関する見込評価も実施されることから、現行の第 4 期中期目標期間に係る本評価報告書も作成した。

第 4 期中期目標期間は平成 30 年度から令和 4 年度までの期間であるが、当機構における資産運用業務については、平成 27 年度 10 月 1 日の当委員会設置以降に改革が進められているため、第 4 期中期計画以前の期間の施策等についても言及している。

(注1) 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成27年法律第17号）により、中退法第六章第四節第六十九条の二～第六十九条の四が追加された（平成27年10月1日施行）。

(注2) 当委員会は平成27年度から令和2年度までの期間で45回開催された。うち、平成27年度から令和元年度までの5年間では35回、平成28年度から令和2年度までの5年間では41回である。

#### 【本報告書 別冊 の記載対象期間について】

「2. 運用実績」について、中退共は平成28年度～令和2年度の5年間を記載対象とした。これは令和3年度に基本ポートフォリオ改定を行ったため、改定前の基本ポートフォリオのもとで運用を行った期間をとったものである。清退共（給付経理）と林退共も中退共と合同運用を行っている関係で、同じ5年間の記載とした。

建退共については、平成27年度～令和元年度の5年間を記載対象とした。平成27年度に基本ポートフォリオ改定を行ったので、このもとで運用を行った5年間をとったものである。

運用実績を除いた他の章は、平成28年度～令和3年度の6年間を記載対象とした。第4期中期計画の資産運用に係る骨子は平成28年度のローリングプランで固められ、基本ポートフォリオ改定やマネジャー・ストラクチャー見直し、日本版スチュワードシップ・コード改訂の受入表明等、ゼロベースからの改革を行ってきた。改革の総仕上げが全経理の資産運用の基本方針の策定であり、その目途を付けたのが令和3年度である。この間の活動を記載対象としたものである。

※数値の端数処理については四捨五入としている。

## 略語、用語の説明

- ・ 中退共  
一般の中小企業退職金共済制度を指す。
- ・ 建退共  
建設業退職金共済制度を指す。
- ・ 清退共  
清酒製造業退職金共済制度を指す。
- ・ 林退共  
林業退職金共済制度を指す。
- ・ 労政審  
厚生労働省労働政策審議会中小企業退職金共済部会を指す。
- ・ 付加退職金  
中退共において、基本退職金に上積みするもので、運用収入の状況等に応じて定められる金額。具体的には、掛金納付月数の43月目とその後12か月ごとの基本退職金相当額に、厚生労働大臣が定めるその年の支給率を乗じて得た額を、退職時まで累計した総額。現在、各年度の利益見込み額の2分の1を付加退職金に充てるが、利益見込み額が単年度累積剰余金積立目標額の2倍を下回る場合は、当該目標額を優先的に剰余金の積立てに充てることとされている。

## 1. 概論

- ・ 機構は、平成 25 年 12 月 24 日閣議決定により金融業務を行う法人とされた。平成 27 年度の独法通則法改正では、中期目標管理型の法人に分類されると共に、実効性のあるリスク管理体制とガバナンス体制の構築が課せられた。それに伴う関係法令整備の一環として中退法が改正され平成 27 年 10 月に当委員会が設置された。
- ・ こうした資産運用業務を巡る環境変化を踏まえ、平成 28 年度に第 3 期中期計画のローリングプランを策定（別添 1）、必要な対応を整理し、その実施のための体制を整備した。具体的な一連の施策は以下の通りである（別添 2）。

### （1）中退共

- ・ まず平成 28 年度には、かつて 3 千億円を超える累積欠損金を抱えていた中退共が、過大なリスクを取っている状況を可及的速やかに解消すべきとの問題意識に立ち、翌年度の財政検証に先駆け、基本ポートフォリオ見直しを実施した。その際、新設された当委員会においてゼロベースから審議を行った。審議の過程で長期金利見通しについては、上昇を見込む内閣府の金利見通しに依らず、ゼロ金利横這いの独自見通しを採用したことは、フィデューシャリー・デューティーを踏まえた対応として評価できる。
- ・ リスクとリターンの関係も整理し、リスクテイクは利益剰余金の範囲内という基本的なあるべき姿を確認すると共に、当機構、当機構に設置された当委員会と運営委員会、厚生労働省勤労者生活課、厚生労働省に設置された労働政策審議会中小企業退職金共済部会（以下、労政審）等の関係機関の役割分担と協力関係、即ち制度全体のガバナンスを整理した（別添 3）。

- ・ 基本ポートフォリオ見直し終了後は、速やかにマネジャー・ストラクチャー見直しに着手し、募集方法、選定手順、評価項目・基準に至るまで、ゼロベースからの審議を行いながら実施した。
- ・ さらに、スチュワードシップ活動について、2度にわたる日本版スチュワードシップ・コード改訂の受入表明に際しても、当委員会において、受益者に関する中退法の解釈等根本から議論を行った。
- ・ 特に日本版スチュワードシップ・コード再改訂に際しては、同コードがソフト・ローとは言えローであることを踏まえ、“Comply or Explain”に則り、「最終受益者の視点を意識した活動」の文言について、自らの解釈を明確化した上で受入れを表明したことは、遵法精神の観点から適切な対応と評価できる。
- ・ アセットオーナーによるスチュワードシップ活動の必要性が明記された1度目の改訂の受入時には、形式的な受入れに留まらず、スチュワードシップ活動を本格化した。この際、上記マネジャー・ストラクチャー見直しにおける面談の経験を踏まえ、当機構理事長が、運用受託機関の親会社のトップマネジメントとの面談の必要性を痛感し、トップ面談を開始した。即ち、本邦資産運用機関によるスチュワードシップ活動の実効性を海外並みに引き上げていくためには、資産運用分野における長期的戦略と資源投入に関する権限と最終責任を有している親会社のトップマネジメントとの建設的な対話が不可欠であるとの判断によるものである。こうした取組は、機構独自のものであり、大変意欲的な試みであるが、4年目を迎えて面談先との間でも定着、本来の趣旨に適う実績も上げつつあることは特筆出来る。



- ・ 上記の一連の改革は、積立型等の制度上の特性を勘案した上で、「公的・準公的資金の運用・リスク管理等の高度化等に関する有識者会議報告書（平成 25 年）」※で挙げられた提言を参考にして実施されたものであり、実現し得る課題はほぼ達成されている。

※当有識者会議は「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）に基づき、公的・準公的資金について、各資金の規模や性格を踏まえつつ、運用（分散投資の促進等）、リスク管理体制等のガバナンス、株式への長期投資におけるリターン向上のための方策等に係る横断的な課題について提言を得るために、経済再生大臣の下に設置された。

- ・ 改革の結果を運用実績からみると（別添 4 及び別添 5）、平成 28 年度の基本ポートフォリオ見直しによるリスク削減及びその後のマネジャー・ストラクチャー見直しによるリスク分散体制の導入の結果、明らかに運用利回りの変動は抑制されている。積立型退職金という原資の性格を踏まえ、より厳格な債券格付基準の設定による信用リスクの抑制や、アセットマネジャーのスタイル分散によるボラティリティ抑制等を行った。これらの施策はベンチマーク対比超過収益率の観点からはマイナスに作用することもあり得るが、リスクを抑制するために欠かせないものとの認識である。
- ・ そのように、リスクを抑制する一方で、リスクの推計方法の見直しを提案、労政審からも受け容れられた。中退共には付加退職金制度があるが、付加退職金支給の目途となる必要な利益剰余金水準の引上げにつながった。
- ・ この期間中は、世界的な金融緩和が続き、リスクを取らない運用を基本とする自家運用利回りが低下傾向を余儀な

くされ、必要な利回りを達成するためのリスク値（想定損失額）は増加傾向を辿っている（後述 2（1）②参照）ほか、コロナ禍による世界的な株式市況急落等が発生したが、上記の施策の結果、着実な運用実績を上げ、利益剰余金の積み増しを実現させた。

- ・ このように取らざるを得ないリスクの水準が上昇する運用環境において、制度の特性を踏まえてリスクを極力抑制しつつ、リスク推計方法の見直しにより必要な利益剰余金水準を引き上げることで、利益剰余金の一段の積み増しを実現し、財務の安定性を格段に向上させたことは、高く評価することが出来る。
- ・ 一連の改革は、当機構の中で最大の資産規模を有し、かつて巨額の累損を抱えていた中退共から着手され、基本ポートフォリオ及びマネジャー・ストラクチャーの見直し、並びに機構独自のスチュワードシップ活動が実現されたが、当委員会では、その結果として生じた経理間でのサービス水準の格差について問題を提起した。この点、対外公表情報の内容や形式の統一を順次進めると共に、平成 28 年度の林退共、令和 2 年度の清退共に続き、令和 4 年度には建退共が委託運用部分について中退共資産との合同運用に踏み切り、スチュワードシップ活動を含め、資産運用の受託者としてのサービス水準の平準化が実現された。
- ・ 加えて、これまで経理毎に設定されていた「資産運用の基本方針」を廃止し、内容も一連の改革に沿う形でゼロベースから検討し、抜本的に見直した統一基本方針を制定することは、一連の改革及び経理間のサービス水準平準化の総仕上げとして、高く評価できる。

## (2) 建退共

- ・ 建退共の基本ポートフォリオについては、令和2年度の当委員会において、令和3年10月1日から予定運用利回りの引下げが行われても、なお逆ザヤが残ることを勘案すれば、基本ポートフォリオの見直しが必要であることを指摘した。さらに、マネジャー・ストラクチャーについては、現在の金融経済情勢を勘案すれば、リスク分散等の観点から一刻も早く見直すべきであることを指摘した。加えて、経理間で、スチュワードシップ活動等資産運用に関するサービスの水準に差異が生じている問題にも言及した。しかし、これら見直しを実施することが体制上の制約から難しい中、予定運用利回りが3.0%から1.3%と中退共に近い水準まで引下げになったこともあり、建退共からは、委託運用部分の中退共等との合同運用が提案され、当委員会として合同運用移行方針を了承した。
- ・ ただし、今後、単独運用の方が受益者の利益に適う状況になった場合に備え、単独運用を行い得る体制の強化に着手すべきである旨、付言した。

## (3) 清退共

- ・ 令和2年度より委託経費節減、投資対象の拡大によるリスク分散効果の向上等のメリットが期待できる中退共、林退共との合同運用を開始し、それに伴って基本ポートフォリオを改定した。令和2年度末の利益剰余金は責任準備金の2倍以上の水準となり、財務の健全性の観点から問題はないものと思慮される。

## (4) 林退共

- ・ 平成27年度の財政検証を受けて策定された、累積欠損金

解消に向けた4施策※の一環として、平成28年度より委託運用部分に関する中退共との合同運用を開始した（基本ポートフォリオも改定）。さらに、令和2年度には、同年の財政検証結果を踏まえ、新累積欠損金解消計画を策定及び基本ポートフォリオを改定した。その結果、累積欠損金解消のペースは早まり、令和2年度末の累積欠損金は187百万円まで減少したところであるが、財務状態に照らして過大なリスクを取っている事実を踏まえれば、楽観できる状況にはない。この点、退職金制度の安定性を実現するには、加入者数の維持・増加が不可欠であり、資産運用がその点を代替することは出来ないし、実施すべきでもない。近年は偶々株式市況が好調で、計画を上回る成果が出ているが、積極的な加入促進や業務経費削減等の施策に引き続き取り組み、資産運用額の増加を図ることが必要であることを当委員会として確認、強調しておきたい。

※①予定運用利回り引下げ、②経費削減、③積極的な加入促進活動、④合同運用の4施策。

- ・ 以下は、まず平成28年度から令和2年度（建退共は平成27年度から令和元年度）にかけての5年間の運用実績について記載する。その後、6年間の活動実績を項目ごとに具体的に記す。

## 2. 運用実績

### (1) 中退共（給付経理）

#### ① 運用実績

- 平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間については、平成 28 年度改定の基本ポートフォリオを元に運用を行った。この間の運用実績を以下に総括する。

【中退共（給付経理）運用実績】（委託手数料控除後）（単位：%）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	5年平均
予定運用利回り	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
必要な利回り ※1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
期待収益率 (A) ※2	1.64	1.04	0.83	1.00	1.00	1.10
うち自家運用 ※3	0.92	0.82	0.74	0.66	0.57	0.74
うち委託運用	2.70	1.36	0.95	1.51	1.64	1.63
収益率実績 (B)	2.30	2.29	0.74	△ 0.32	5.25	2.03
うち自家運用 ※3	0.72	0.62	0.57	0.53	0.50	0.59
うち委託運用	4.66	4.69	0.98	△ 1.51	12.17	4.10
実績－期待 (B-A)	0.66	1.25	△ 0.09	△ 1.32	4.25	<b>0.93</b>
うち自家運用 ※3	△ 0.20	△ 0.20	△ 0.17	△ 0.13	△ 0.07	<b>△ 0.15</b>
うち委託運用	1.96	3.33	0.02	△ 3.02	10.54	<b>2.47</b>
市場収益率要因	1.46	2.78	0.62	△ 2.28	8.52	2.16
超過収益率要因	0.50	0.55	△ 0.59	△ 0.74	2.01	0.31

※1 必要な利回りは、予定運用利回りと業務経費率の和である。

※2 期待収益率 (A) は、平成 28 年度改定時における基本ポートフォリオの期待収益率である。

※3 自家運用には生命保険資産と有価証券信託を含む。

## 【中退共(給付経理) 運用損益】(委託手数料控除後)

(単位:億円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	5年合計
運用損益	1,052	1,076	359	△ 158	2,588	4,917
うち自家運用 ※	195	172	162	153	146	828
うち委託運用	857	904	197	△ 310	2,442	4,090

※ 自家運用には生命保険資産と有価証券信託を含む。

- 平成 28 年度の基本ポートフォリオ改定時は、予定運用利回りは年 1.0% であり、業務経費率も加味した必要な利回りは年 1.1% となった。このため、基本ポートフォリオの期待収益率は、必要な利回りを確保するため、年 1.1% で設計されている。なお、予定運用利回り及び必要な利回りは、5 年間通して不変であった。
- 5 年間の中退共資産の収益率実績は年率+2.03% となり、基本ポートフォリオの期待収益率を上回ることが出来た (+0.93%)。うち、自家運用の収益率実績は+0.59% となり同期待収益率+0.74% を下回った (△0.15%) が、委託運用の収益率実績が+4.10% となって同期待収益率+1.63% を大きく上回った (+2.47%) ことが、全体を押し上げた。
- 5 年間の運用損益額は+4,917 億円、内訳は、自家運用が+828 億円、委託運用が+4,090 億円である。
- 委託運用の収益率実績が期待収益率を上回った (+2.47%) が、このうち+2.16% が市場平均収益率が期待収益率を上回ったことによるものであり、+0.31% が超過収益率に依るものである。

信用リスク及びボラティリティリスク抑制を目的とした、通常よりも厳格な債券格付基準 (BBB 格は投資不可) の採用やスマートベータ・ファンド導入等は、相場上昇局面では超過収益率にマイナスに作用すると考えられるが、そ

の上でなお超過収益を確保し得ていることは、マネジャー・ストラクチャーの効果が十分に現れていると思われる※。

※厳密に言うと、マネジャー・ストラクチャーの効果（個別銘柄選択効果）と資産配分効果とが影響している。今後、改定後の基本ポートフォリオの下においては、資産配分効果の分析をしっかりと行うよう、機構に対して指示をしている。

## ② 利益剰余金

【中退共(給付経理) 利益剰余金の推移】

(単位:億円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度
必要な利益剰余金 (A) ※1	4,353	4,436	4,268	4,675	5,150	5,025
利益剰余金 (B)	3,151	3,813	4,335	4,300	3,742	5,317
利益剰余金不足額 (B-A)	△1,202	△623	-	△375	△1,408	-
付加退職金 ※2	-	-	174	-	-	599

※1 必要な利益剰余金は、モンテカルロシミュレーションにおける1パーセント水準の想定損失額であり、機構が算出した額である。

※2 付加退職金は、厚生労働大臣が定めた支給率をもとに機構で算出した金額である。

- ・ 前述の運用実績の結果、令和2年度末の利益剰余金は5,317億円となり、この基本ポートフォリオを前提とする必要な利益剰余金（想定損失額）の水準5,025億円を上回った。平成27年度末の水準と比べると、2,166億円増加している。
- ・ この間、平成28年度に実施した基本ポートフォリオ見直しでは、積立型基金という中退共制度の特性を踏まえ、基本ポートフォリオのリスク低減のため、期待収益率の引下げを行ったほか、平成29年度から実施したマネジャー・ストラクチャー見直しでは、スタイル分散や外国債券におけ

る厳しめの格付基準採用等によるリスク抑制策を採用している。

- ・ こうした一連のリスク抑制策は、利回りの変動を顕著に低減させる一方、利回りの水準にはマイナスに作用すると考えられる。
- ・ しかし、リスクを抑制する一方で、リスクの推計方法について、金融業界で広く取り入れられているフォワードルッキングな手法（モンテカルロシミュレーション）を提案し（後述5（4）参照）、労政審からも受け容れられたことで、付加退職金支給の目途となる必要な利益剰余金水準が大幅に引上げられ（3,500億円⇒4,400億円）、利益剰余金の一段の積み増しが可能になった。
- ・ この期間における運用環境を見ると、世界的に金融緩和政策が採られ、国内でもゼロ金利ないしマイナス金利政策が続いた。国債等安全資産での運用を基本とする自家運用利回りが低下傾向を余儀なくされ、必要な利回りを達成するためのリスク値（想定損失額）は増加傾向を辿った。また、コロナ禍による世界的な株式市況急落等も発生したが、上記の施策の結果、着実な運用実績を上げて利益剰余金を積み増し、必要な利益剰余金水準を確保した。
- ・ リスク水準を抑えつつ、利益剰余金を積み増すことで、財務体質は格段に改善しており、評価に値する。
- ・ 但しこの5年間は市場環境に恵まれた期間であり、今後、市場環境の変化等に因り損失が発生し得るということを銘記すべきである。この期間中、ルールに則って累計774億円の付加退職金支給が決定されているが、制度のサステナビリティを確保する観点から付加退職金額の決定方法については慎重な検討が必要と思料する。令和4年度に予定されている財政検証での付加退職金制度に関する検討に



は、機構としても出来る限りの情報と資料を提供し、適切な制度の策定に貢献すべきである。

(2) 建退共（給付経理）

① 運用実績

- 平成27年度に基本ポートフォリオ改定を行ったので、これをもとに運用を行った平成27年度から令和元年度までの5年間を中心に運用実績を以下に総括する。

【建退共(給付経理) 運用実績】(委託手数料控除後) (単位:%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	5年平均 (H27-R1)	【参考】 5年平均 (H28-R2)
予定運用利回り	2.7	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	2.9	3.0
必要な利回り ※1	1.7	2.8	1.9	1.8	1.9	2.1	2.0	2.1
期待収益率 (A) ※2	1.61	0.94	1.54	1.35	1.52	1.78	1.39	1.43
うち自家運用 ※3	1.40	1.37	1.30	1.28	1.31	1.34	1.33	1.32
うち委託運用	0.83	0.07	2.03	1.49	1.95	2.68	1.27	1.64
収益率実績 (B)	1.14	1.46	2.09	0.86	△ 0.32	3.99	1.04	1.61
うち自家運用 ※3	1.18	1.05	0.93	0.82	0.70	0.60	0.94	0.82
うち委託運用	1.11	2.34	4.59	0.97	△ 2.40	11.24	1.30	3.25
実績-期待 (B-A)	△ 0.47	0.52	0.55	△ 0.49	△ 1.84	2.21	△ 0.35	0.18
うち自家運用 ※3	△ 0.22	△ 0.32	△ 0.37	△ 0.46	△ 0.61	△ 0.74	△ 0.40	△ 0.50
うち委託運用	0.28	2.27	2.56	△ 0.52	△ 4.35	8.56	0.03	1.61
市場収益率要因	0.24	2.39	2.17	0.21	△ 4.05	7.69	0.16	1.61
超過収益率要因	0.04	△ 0.12	0.39	△ 0.73	△ 0.30	0.87	△ 0.13	0.00

※1 必要な利回りは、各年度の実績額を基に算出した予定運用利回りに従って増加する責任準備金利回り（資産運用ベース）と業務経費率の和である。

※2 期待収益率（A）は、平成27年度改定時における基本ポートフォリオの期待収益率である。

※3 自家運用には生命保険資産と有価証券信託を含む。

【建退共(給付経理) 運用損益】(委託手数料控除後) (単位:億円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	5年合計 (H27-R1)	【参考】 5年合計 (H28-R2)
運用損益	107	137	201	85	△ 31	396	498	787
うち自家運用 ※	73	67	60	54	47	40	301	268
うち委託運用	34	70	141	31	△ 78	356	197	520

※ 自家運用には生命保険資産と有価証券信託を含む。

- 平成 27 年度の基本ポートフォリオ改定時は、予定運用利回りは 2.7%であったが、利益剰余金が平成 25 年度末で 868 億円となり今後も増加することが見込まれていたことから、平成 26 年度財政検証の結果を踏まえ、被共済者への利益還元を企図して平成 28 年度に予定運用利回りが 3.0%に引き上げられた。
- この結果、必要な利回りは 5 年平均で+2.0%と、基本ポートフォリオの期待収益率 5 年平均+1.39%を上回る水準となった。
- そうした中、5 年間の建退共資産の収益率実績は、+1.04%となり、基本ポートフォリオの期待収益率を下回る結果となった（ $\Delta 0.35\%$ ）。
- これは、自家運用の収益率実績が+0.94%と、期待収益率+1.33%を下回った（ $\Delta 0.40\%$ ）ことによるものである。この間、委託運用の収益率実績は、+1.30%と期待収益率+1.27%を上回った（+0.03%）が、自家運用の下振れをカバーすることは出来なかった。
- 自家運用の収益率実績の下振れは、長期金利の実績が基本ポートフォリオ策定時の見通しを大きく下回ったことによるものである。
- 委託運用の収益率実績上振れ+0.03%については、市場平均収益率が期待収益率を 0.16%上回ったことによるものであり、超過収益率は $\Delta 0.13\%$ であった。
- 5 年間の運用損益額は+498 億円、内訳は、自家運用が+301 億円、委託運用が+197 億円である。

## ② 利益剰余金

【建退共(給付経理) 利益剰余金の推移】

(単位:億円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度
必要な利益剰余金 (A) ※	-	-	1,151	1,191	1,236	1,311	1,345
利益剰余金 (B)	1,087	1,041	918	937	844	630	811
利益剰余金不足額 (B-A)	-	-	△233	△254	△392	△681	△534

※必要な利益剰余金は、モンテカルロシミュレーションにおける1パーセント水準の想定損失額であり、機構が算出した額である(平成28年度より算出)。

- ・ 前述の運用実績の結果、利益剰余金は基本ポートフォリオ策定時の見通しを上回るペースで減少し、平成26年度末の1,087億円から457億円減少し、令和元年度末に630億円となった。
- ・ 長期金利見通しの大幅な下振れは、基本ポートフォリオが「安全かつ効率」的であるための前提条件が崩れたことを示唆するものであった。
- ・ さらに、平成28年度の中退共基本ポートフォリオ見直しを踏まえて導入され、平成29年度の労政審における財政検証でも採用された想定損失額の算定方法を適用すると、令和元年度末時点の利益剰余金の水準が、必要な水準(想定損失額:1,311億円)を大きく下回っていることが判明した。このため、当委員会では、平成30年度の基本ポートフォリオ定例検証時から、基本ポートフォリオ見直しの必要性を指摘したところである。
- ・ しかしながら、建退共では、令和2年度は財政検証、令和3年度は電子申請方式本格導入を控えていて、労力の多くをそちらに注いでいたため、基本ポートフォリオ見直しを見合わせた。
- ・ 令和2年度には、財政検証結果を踏まえ、労政審において令和3年10月から予定運用利回りを3.0%から1.3%に

引き下げることが決定されたが、その後に行われた令和 2 年度の基本ポートフォリオ定例検証では、その効果を踏まえても逆ザヤが解消されない見通しが示されたため、当委員会では基本ポートフォリオ見直しを喫緊の課題として指摘した。

- ・ これを受けて、令和 3 年度に基本ポートフォリオ見直しが実施されたが、委託運用部分について、中退共と同水準のサービスの提供（安全かつ効率的な運用を実現するための委託形態採用やマネジャー・ストラクチャー見直しの実施）を単独で実現することが困難であることが判明した。このため、令和 4 年 4 月からは包括信託による委託運用部分について中退共・清退共・林退共との合同運用を行うこととし、必要な利回りを確保する基本ポートフォリオへの見直しが行われた。
- ・ 基本ポートフォリオ見直しの必要性の認識と、見直し実施のタイミングは遅くなったが、委託運用部分の合同運用を決断したことは評価し得る。
- ・ 今後は、建退共の資金規模に見合う運用を単独で実施するための体制構築へ向けた取り組みが期待される。

### (3) 建退共（特別給付経理）

#### ① 運用実績

- ・ 平成 27 年度に基本ポートフォリオ改定を行ったので、これをもとに運用を行った平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間の運用実績を中心に以下に総括する。

【建退共(特別給付経理) 運用実績】 (委託手数料控除後)

(単位: %)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	5年平均 (H27-R1)	【参考】 5年平均 (H28-R2)
予定運用利回り	2.7	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	2.9	3.0
必要な利回り ※1	2.0	3.1	1.7	1.9	2.1	1.8	2.2	2.1
期待収益率 (A) ※2	1.48	0.52	1.39	1.11	1.35	1.78	1.17	1.23
うち自家運用 ※3	1.15	1.07	0.98	0.96	0.98	1.17	1.03	1.03
うち委託運用	0.58	△ 0.16	1.91	1.30	1.82	2.55	1.09	1.48
収益率実績 (B)	1.36	1.04	2.68	0.55	△ 0.63	4.50	0.99	1.61
うち自家運用 ※3	0.92	0.78	0.63	0.56	0.54	0.48	0.69	0.60
うち委託運用	1.92	1.36	5.10	0.58	△ 1.99	9.14	1.37	2.77
実績－期待 (B-A)	△ 0.12	0.52	1.29	△ 0.56	△ 1.98	2.72	△ 0.18	0.38
うち自家運用 ※3	△ 0.23	△ 0.29	△ 0.35	△ 0.40	△ 0.44	△ 0.69	△ 0.34	△ 0.43
うち委託運用	1.34	1.52	3.19	△ 0.72	△ 3.81	6.59	0.28	1.29
市場収益率要因	1.09	2.02	1.65	0.49	△ 3.54	5.63	0.32	1.20
超過収益率要因	0.25	△ 0.50	1.54	△ 1.21	△ 0.27	0.96	△ 0.04	0.09

※1 必要な利回りは、各年度の実績額を基に算出した予定運用利回りに従って増加する責任準備金利回り（資産運用ベース）と業務経費率の和である。

※2 期待収益率（A）は、平成27年度改定時における基本ポートフォリオの期待収益率である。

※3 自家運用には生命保険資産を含む。

【建退共(特別給付経理) 運用損益】 (委託手数料控除後)

(単位: 百万円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	5年合計 (H27-R1)	【参考】 5年合計 (H28-R2)
運用損益	458	346	878	177	△ 201	1,382	1,658	2,582
うち自家運用 ※	171	142	109	95	92	79	609	517
うち委託運用	287	204	769	82	△ 293	1,303	1,049	2,065

※ 自家運用には生命保険資産を含む。

- 平成27年度の基本ポートフォリオ改定時は、予定運用利回りは2.7%であったが、建退共（給付経理）の予定運用利回り引上げに合わせて、同様に平成28年度から3.0%に引き上げた。この予定運用利回りにおける必要な利回りは、5年平均で+2.2%であり、期待収益率の5年平均+1.17%を上回っている。この差は、被共済者への利益還元を意図したものである。

- ・ 5年間の建退共資産の収益率実績は+0.99%となり、基本ポートフォリオの期待収益率を下回る結果となった（△0.18%）。うち、自家運用の収益率実績は+0.69%となり期待収益率+1.03%を下回った（△0.34%）。委託運用の収益率実績は、+1.37%となり、期待収益率+1.09%を上回った（+0.28%）が、自家運用の下振れをカバーすることが出来なかった。
- ・ 委託運用の収益率実績が期待収益率を0.28%上回った要因は、超過収益率は△0.04%となったが、市場平均収益率が期待収益率を0.32%上回ったことによるものである。
- ・ 5年間の運用損益額は+1,658百万円、内訳は自家運用+609百万円、委託運用は1,049百万円である。

## ② 利益剰余金

【建退共(特別給付経理) 利益剰余金の推移】

(単位:億円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度
必要な利益剰余金 (A) ※	-	-	51	48	46	-	-
利益剰余金 (B)	152	150	143	146	141	133	141
利益剰余金不足額 (B-A)	-	-	-	-	-	-	-

※必要な利益剰余金は、モンテカルロシミュレーションにおける1パーセント水準の想定損失額であり、機構が算出した額である（平成28年度より算出）。

- ・ 前述の運用実績の結果、令和元年度末の利益剰余金は、平成26年度末の152億円から19億円減少し、133億円となった。利益剰余金の水準は高く、財務状態に問題はないものの、資産運用の効率性の観点から、令和3年度に、給付経理との合同運用が決定された（実施は令和4年度）。

(4) 清退共 (給付経理)

① 運用実績

- 平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間については、平成 25 年度改定の基本ポートフォリオを元に運用を行った。令和 2 年度については、この年度からの合同運用参加に伴い基本ポートフォリオを改定しており、それを元に運用を行った。この間の運用実績を以下に総括する。

【清退共(給付経理) 運用実績】 (委託手数料控除後) (単位:%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	5年平均 (H27-R1)	令和 2 年度
予定運用利回り	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3
必要な利回り ※1	2.1	2.0	1.5	△ 3.7	1.8	0.7	2.3
期待収益率 (A) ※2	0.98	0.74	0.65	0.63	0.62	0.72	0.51
うち自家運用	0.96	0.49	0.36	0.34	0.30	0.49	0.23
うち委託運用	1.07	2.11	2.28	2.22	2.36	2.01	1.64
収益率実績 (B)	0.67	1.24	2.05	△ 0.60	△ 0.53	0.56	2.59
うち自家運用	0.90	0.24	0.23	0.24	0.23	0.37	0.22
うち委託運用	△ 0.31	5.51	9.06	△ 3.44	△ 3.09	1.43	12.17
実績－期待 (B-A)	△ 0.31	0.50	1.40	△ 1.23	△ 1.15	△ 0.16	2.08
うち自家運用	△ 0.06	△ 0.25	△ 0.13	△ 0.10	△ 0.07	△ 0.12	△ 0.01
うち委託運用	△ 1.38	3.40	6.78	△ 5.66	△ 5.45	△ 0.58	10.54
市場収益率要因	△ 1.88	3.10	4.45	△ 2.78	△ 6.00	△ 0.70	8.52
超過収益率要因	0.50	0.30	2.33	△ 2.88	0.55	0.12	2.01

※1 必要な利回りは、各年度の実績額を基に算出した予定運用利回りに従って増加する責任準備金利回り (資産運用ベース) と業務経費率の和である。

平成 30 年度は推定脱退者 (加入後 10 年経過かつ掛金納付実績 24 月未満) を除外したことにより責任準備金が減少したことから、必要な利回りがマイナスとなっている。

※2 期待収益率 (A) は、平成 28 年度～令和元年度については平成 25 年度改定時における基本ポートフォリオの期待収益率である。令和 2 年度については令和 2 年度改定時における基本ポートフォリオの期待収益率である。

【清退共(給付経理) 運用損益】(委託手数料控除後)

(単位:百万円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	5年合計 (H27-R1)	令和 2 年度
運用損益	29	54	86	△ 24	△ 21	124	99
うち自家運用	32	9	8	8	7	64	7
うち委託運用	△ 3	45	78	△ 32	△ 28	60	92

- 平成 25 年度の基本ポートフォリオ改定時も、予定運用利回りは 2.3% であり、令和 2 年度まで変更はない。この予定運用利回りにおける必要な利回りは、5 年平均で 0.7% である。
- 平成 30 年度は、推定脱退者（加入後 10 年経過かつ掛金納付実績 24 月未満）を在籍者数より除外措置を実施したことにより責任準備金が減少したことから、必要な利回りがマイナスとなっている。
- 一方、制度が成熟し、退職金等支払が恒常的に掛金等収入を上回り、資産運用額が減少傾向を辿る中、運用対象資産が国内資産 2 資産に絞り込まざるを得ない状況は、効率的な資産運用とは言い難いものであった。
- こうした状況を踏まえ、委託運用部分について、委託経費節減、投資対象の拡大によるリスク分散効果の向上等のメリットが期待できる中退共、林退共との合同運用を提案し、運営委員会の合意を得たことは、大きな成果であった。なお令和 2 年度より、委託運用部分については中退共、林退共との合同運用となり、それに伴って基本ポートフォリオを改定した。
- 5 年間の清退共資産の収益率実績は +0.56% となり、基本ポートフォリオの期待収益率を下回っている（△ 0.16%）。このうち、自家運用の収益率実績は、+0.37% となり期待収益率 +0.49% を下回り（△ 0.12%）、また委託運用の収益率実績は +1.43% となり、期待収益率 +2.01% を下回った（△



0.58%)。

- ・ 委託運用の収益率実績が期待収益率を下回った ( $\Delta$  0.58%) 要因は、超過収益率が+0.12%となったが、市場平均収益率が期待収益率を下回った ( $\Delta$  0.70%)、ことによるものである。
- ・ 5年間の運用損益額は+124百万円、内訳は、自家運用が+64百万円、委託運用が+60百万円である。

## ② 利益剰余金

【清退共(給付経理) 利益剰余金の推移】

(単位:百万円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度
必要な利益剰余金 (A) ※	-	-	-	-	490	415	419
利益剰余金 (B)	2,507	2,446	2,455	2,478	2,640	2,547	2,552
利益剰余金不足額 (B-A)	-	-	-	-	-	-	-

※ 必要な利益剰余金は、モンテカルロシミュレーションにおける1パーセント水準の想定損失額であり、機構が算出した額である(平成30年度より算出)。

- ・ 剰余金は、平成20年度～22年度及び30年度に実施した在籍者数見直し調査結果を踏まえた長期未更新者を推定脱退者として在籍者から除く措置(責任準備金削減)が寄与し、責任準備金を上回る高い水準にあり、財務上の健全性に問題はなかった。
- ・ 前述の運用実績の結果、令和元年度の利益剰余金は、平成26年度末の2,507百万円から40百万円増加し、2,547百万円となった。責任準備金の2倍以上の水準であり、財務の健全性の観点から問題はないものと思料される。

## (5) 清退共(特別給付経理)

### ① 運用実績

- ・ 平成27年度から令和元年度までの5年間については、平

成 15 年度策定の基本ポートフォリオを元に運用を行った。  
この間の運用実績を以下に総括する。

【清退共(特別給付経理) 運用実績】 (委託手数料控除後) (単位:%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	5年平均 (H27-R1)	令和 2 年度
予定運用利回り	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3
必要な利回り ※1	0.6	0.4	△ 0.2	△ 8.0	0.6	△ 1.3	0.4
期待収益率 (A) ※2	1.15	0.48	0.34	0.21	0.10	0.46	0.04
うち自家運用	1.15	0.48	0.34	0.21	0.10	0.46	0.04
うち委託運用	-	-	-	-	-	-	-
収益率実績 (B)	0.37	0.23	0.15	0.08	0.06	0.18	0.03
うち自家運用	0.37	0.23	0.15	0.08	0.06	0.18	0.03
うち委託運用	-	-	-	-	-	-	-
実績-期待 (B-A)	△ 0.78	△ 0.25	△ 0.19	△ 0.13	△ 0.04	△ 0.28	△ 0.01
うち自家運用	△ 0.78	△ 0.25	△ 0.19	△ 0.13	△ 0.04	△ 0.28	△ 0.01
うち委託運用	-	-	-	-	-	-	-
市場収益率要因	-	-	-	-	-	-	-
超過収益率要因	-	-	-	-	-	-	-

※1 必要な利回りは、各年度の実績額を基に算出した予定運用利回りに従って増加する責任準備金利回り（資産運用ベース）と業務経費率の和である。

平成 30 年度は推定脱退者（加入後 10 年経過かつ掛金納付実績 24 月未満）を除外したことにより責任準備金が減少したことから、必要な利回りがマイナスとなっている。

※2 期待収益率 (A) は、各年度の基本ポートフォリオ検証時の期待収益率である。

【清退共(特別給付経理) 運用実績】 (委託手数料控除後) (単位:百万円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	5年合計 (H27-R1)	令和 2 年度
運用損益	1.1	0.7	0.4	0.2	0.2	2.6	0.1
うち自家運用	1.1	0.7	0.4	0.2	0.2	2.6	0.1
うち委託運用	-	-	-	-	-	-	-

- 平成 15 年度の基本ポートフォリオ策定時も、予定運用利回りは 2.3% であり、令和 2 年度まで変更はない。この予定運用利回りにおける必要な利回りは、5 年平均で △ 1.3% で

ある。

- ・ 平成 30 年度は、推定脱退者（加入後 10 年経過かつ掛金納付実績 24 月未満）を在籍者数より除外する措置を実施したことにより責任準備金が減少したことから、必要な利回りがマイナスとなっている。
- ・ 清退共（特別給付経理）においては、資産規模の観点から委託運用は行っていない。
- ・ 基本ポートフォリオ（自家運用のみ）の期待収益率は、5 年平均で+0.46%と必要な利回り△1.3%をかなり上回っているが、剰余金の水準を勘案して許容できる意図的な逆ザヤである。
- ・ 5 年間の清退共資産の収益率実績は+0.18%となり、基本ポートフォリオの期待収益率を下回る結果となった（△0.28%）。
- ・ 基本ポートフォリオの期待収益率を下回る（△0.28%）結果となった要因は、基本ポートフォリオ策定期間が平成 15 年度であり、長期金利の実績が基本ポートフォリオ策定期間の見通しを大きく下回ったことによるものである。
- ・ 5 年間の運用損益額は+2.6 百万円で、全て自家運用によるものである。

## ② 利益剰余金

【清退共（特別給付経理）利益剰余金の推移】

（単位：百万円）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度
必要な利益剰余金 (A)	-	-	-	-	-	-	-
利益剰余金 (B)	177	176	176	177	212	210	209
利益剰余金不足額 (B-A)	-	-	-	-	-	-	-

- ・ 利益剰余金は、平成 29 年度の 177 百万円から、前述の平成 30 年度に実施された推定脱退者の在籍者からの除外措置

等により約 35 百万円増加したこともあり、平成 26 年度末の 177 百万円から 33 百万円増加し、令和元年度の利益剰余金は 210 百万円となった。責任準備金の 3 倍という高水準にあり、財務の健全性に問題はみられない。

## (6) 林退共（給付経理）

### ① 運用実績

- 平成 27 年度の財政検証を受けて策定された、累積欠損金解消に向けた 4 施策※の一環として、平成 28 年度より委託運用部分に関する中退共との合同運用を開始した。

※① 予定運用利回り引下げ、② 経費削減、③ 積極的な加入促進活動、④ 合同運用の 4 施策。

- 平成 28 年度は中退共が基本ポートフォリオを改定したので、合同運用している林退共も改定した。平成 28 年度から令和元年度までの 4 年間については、当該基本ポートフォリオを元に運用を行った。令和 2 年度は 4 月に合同運用部分増額という基本ポートフォリオ改定が実施されており、当該基本ポートフォリオを元に運用を行った。この間の運用実績を以下に総括する。
- 累積欠損金を抱える林退共では、平成 17 年度に累積欠損金解消計画を定めて取り組んできたが、その後の国債利回りの低下等により期限までの解消が困難になったと目された。このため、第 4 期中期目標において、「平成 31 年度までに行われる予定の財政検証の結果を踏まえ、機構は累積欠損金解消計画の見直しを行うこと」とされた。令和 2 年 8 月の財政検証で「予定運用利回りの見直し等（0.5%⇒0.1%への引き下げ）について」がとりまとめられたので、その財政検証を踏まえ、新累積欠損金解消計画が策定された（令和 2 年 11 月）。

(注) 予定運用利回りの引下げ (0.5% ⇒ 0.1%) の実施は令和3年10月1日。

【林退共(給付経理) 運用実績】 (委託手数料控除後) (単位:%)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	5年平均
予定運用利回り	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
必要な利回り ※1	1.1	0.6	1.0	0.4	1.2	0.8
期待収益率 (A) ※2	1.37	0.83	0.65	0.81	0.84	0.90
うち自家運用	0.65	0.54	0.49	0.44	0.37	0.50
うち委託運用	2.70	1.36	0.95	1.51	1.64	1.63
収益率実績 (B)	2.10	2.04	0.71	△ 0.25	4.70	1.85
うち自家運用	0.69	0.57	0.56	0.48	0.37	0.53
うち委託運用	4.66	4.69	0.95	△ 1.51	12.17	4.10
実績－期待 (B-A)	0.73	1.21	0.06	△ 1.06	3.86	0.95
うち自家運用	0.04	0.03	0.07	0.04	0.00	0.04
うち委託運用	1.96	3.33	0.00	△ 3.02	10.53	2.47
市場収益率要因	1.46	2.78	0.62	△ 2.28	8.52	2.16
超過収益率要因	0.50	0.55	△ 0.59	△ 0.74	2.01	0.31

※1 必要な利回りは、各年度の実績額を基に算出した予定運用利回りに従って増加する責任準備金利回り(資産運用ベース)、業務経費率と累損解消率の和である。

※2 期待収益率(A)は、平成28年度～令和元年度については平成28年度改定時における基本ポートフォリオの期待収益率である。令和2年度については令和2年度改定(自家運用から委託運用へ1億円資金移動)時における基本ポートフォリオの期待収益率である。

【林退共(給付経理) 運用損益】 (委託手数料控除後) (単位:百万円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	5年合計
運用損益	296	296	106	△ 37	703	1,364
うち自家運用	63	53	53	46	35	250
うち委託運用	233	243	53	△ 83	668	1,114

- ・ 平成28年度の基本ポートフォリオ改定時は、予定運用

利回りは年 0.5% であり、令和 2 年度まで予定運用利回りの変更はない。この予定運用利回りにおける必要な利回りは、5 年平均で 0.8% であった。この間の基本ポートフォリオの期待収益率は 0.90% であり、必要な利回りを上回る水準に設定されている。必要な利回りを超える部分は、累積欠損金解消に必要な収益分を必要な利回りに加えられたものである。

- ・ 5 年間の林退共資産の収益率実績は+1.85% となり、基本ポートフォリオの期待収益率を上回った (+0.95%)。このうち、自家運用の収益率実績は+0.53% となり期待収益率+0.50% と概ね同水準であったが、委託運用の収益率実績が+4.10% となり、期待収益率+1.63% を大きく上回った (+2.47%) ことが、全体を押し上げた。
- ・ 委託運用の収益率実績が期待収益率を上回った (+2.47%) 要因は、市場平均収益率が期待収益率を上回り (+2.16%)、かつ超過収益率が+0.31% となったことに依るものである。
- ・ 5 年間の運用損益額は+1,364 百万円、内訳は、自家運用が+250 百万円、委託運用が+1,114 百万円である。

## ② 利益剰余金

【林退共(給付経理) 利益剰余金の推移】

(単位:百万円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度
必要な利益剰余金 (A) ※	-	-	-	1,353	1,378	1,234
利益剰余金 (B)	△911	△776	△572	△613	△704	△187
利益剰余金不足額 (B-A)	-	-	-	△1,966	△2,082	△1,421

※ 必要な利益剰余金は、モンテカルロシミュレーションにおける 1 パーセント水準の想定損失額であり、機構が算出した額である (平成 30 年度より算出)。

- ・ 前述の運用実績の結果、累積欠損金は、平成 27 年度末の △911 百万円から、令和 2 年度末には △187 百万円まで 724

百万円減少した。これまでの間は、新累積欠損金解消計画を上回るペースで累積欠損金が減少しているが、令和2年度の大規模な累積欠損金削減をもたらした内外株価の上昇は、コロナ禍での世界的な超金融緩和がもたらしたという特殊要因に依存しており、財務状態に照らして過大なリスクを取っている事実を踏まえれば、楽観できる状況にはない。

- ・ 退職金制度の安定性を実現するには、加入者数の維持・増加が不可欠であり、資産運用がその点を代替することは現実的ではなく、行おうとすれば過剰なリスクを取ることになり不適切である。近年は偶々株式市況が好調で、計画を上回る成果が出ているが、積極的な加入促進や業務経費削減等の施策に引き続き取り組み、資産運用額の増加を図ることが必要であることを当委員会として確認、強調しておきたい。

### 3. 機構資産の運用の基本的な方針

#### (1) 基本的な考え方

- ・ 平成28年度の基本ポートフォリオ見直しに際し、まずは機構の特性を踏まえた資産運用業務における基本的な方針について、ゼロベースでの審議を行った。
- ・ 特に、従来、類似の組織として同様の対応を期待されることの多かった年金積立金管理運用独立行政法人(以下、GPIF)との関係について、同法人と当機構の特性の違いを踏まえ、機構独自の方針の確立を行ったことは、特筆すべき重要な転換であった。具体的には下記の通り。
- ・ 中退共制度は積立型の退職金共済制度であり、掛金と運用益のみが収入源であって、仮に累積欠損金が発生しても他から補填を受ける仕組みがない。この特性を踏まえて、

運用の基本原則として定められている「安全かつ効率」的な運用については、「必要な収益を最低限のリスクで確保する」と定義づけた。

- ・ その定義も踏まえ、リスクテイクのあるべき姿、「リスクテイクは利益剰余金の範囲内」を理事長方針として打ち出すと共に、リスクテイクの水準を測る指標としてフォワードルッキングな手法を取り入れ、労政審でも付加退職金の額を決定する際の指標として採用された。これによって、利益剰余金の水準と想定損失額の関係に基づき、リスクテイク水準の適否を測ることが可能となったことは、リスク管理上の大きな進歩である。
- ・ 上記の検討結果は、第4期中期計画における中期目標に反映され、予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の、資産に対する比率を「必要な利回り」と定義された。

## (2) 資産運用の目標

- ・ 前記(1)のとおり、積立型基金であること等の機構の特性を踏まえ、基本原則の「安全かつ効率」の具体的な意味について、「必要な収益を最低限のリスクで確保すること」との解釈が確立されたことは、平成30年度から始まる第4期中期計画の中期目標に反映され、基本方針における「運用の目標」は「必要な利回りを最低限のリスクで確保すること」とされた。「運用の目標」の具体的な設定基準が基本原則と整合的な形で決定されたことは、安定性、透明性の観点から評価できる。



#### 4. 機構資産の運用に関し遵守すべき事項

##### (1) 受託者責任の徹底

- ・ 機構にとっての受託者責任については、平成 29 年度に議論を整理した。即ち、共済契約者及び被共済者を受益者とした上で、機構は慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底する、というものである。令和 2 年度の日本版スチュワードシップ・コード再改訂に際しては、新たに付け加えられた「最終受益者の視点を意識しつつ」という文言の解釈についてソフト・ローであるスチュワードシップ・コードで採られている手法「コンプライ・オア・エクスプレイン(Comply or Explain)」のエクスプレインを行った上で、受け入れを表明した。また令和 3 年度には受託者責任に関する議論の集大成として、資産運用業務に携わる役職員の行動規範を制定するなど、受託者責任という基本に真摯に向き合ってきたことは評価できる。

なお、この行動規範では、冒頭で民法第 1 条第 2 項の信義誠実の原則を根本理念として謳っているが、機構の、金融を業とする公的機関として「高い職業倫理」を重んじる姿勢を端的に示すものと評価できる。

##### (2) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮

- ・ 資産の運用に当たって、情報発信を含む機構の行動が市場に過大な影響を与えないよう、十分な留意が必要である。この間に行われた基本ポートフォリオの改定や、マネジャー・ストラクチャーの見直しに当たっては、機構内部や当委員会の委員は勿論、運用コンサルタント、資産運用受託機関、資産管理受託機関まで含めて、情報管理を徹底した。これらの議題を審議した回の当委員会議事要旨についても、市場に影響を及ぼすおそれのある内容については

即時の開示を控え、後日の総括公表資料で詳細な情報開示を行うこととした。以上より、市場への影響を最小限に抑えるよう取組んできたことは評価できる。

## 5. 機構資産の運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項

### (1) 基本ポートフォリオ

#### イ. 基本ポートフォリオの基本的考え方

- ・ 機構では資産運用の基本方針に基づいて、各経理別に基本ポートフォリオを策定し、毎年度定例検証を実施している。
- ・ 中退共は積立型の退職金共済制度であり、掛金と運用益のみを原資として退職金給付を賄う必要がある。このことから、資産運用に際しては、信用リスク及びボラティリティの抑制を、対ベンチマーク超過収益の獲得より優先するとした。また、資産運用業界において評価が確立されていない手法を他に先駆けて使用することはしない、との方針も示した。これらは制度の特徴を踏まえた適切な方針であると思料する。

#### ロ. 基本ポートフォリオの策定

- ・ 基本ポートフォリオ策定に当たっては、内外の経済動向を考慮し、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて、長期的な観点から行っているものと評価する。

#### ハ. 資産区分ごとの構成割合と乖離許容幅

- ・ 基本ポートフォリオを構成する資産区分については、自家運用、委託運用（国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式）としている。各資産の乖離許容幅を定めて、乖離

をその範囲内に収める管理を行っており、概ね妥当な管理がなされているものと思料する。

- ・ 中退共の乖離許容幅とリバランスルールについては、平成 28 年度の基本ポートフォリオ改定に合わせて見直しを行い、かつ平成 29 年度には同ルールの検証を実施した。また、令和 3 年度の基本ポートフォリオ改定に合わせて、改めて委託運用部分のみを対象とするルールに見直しを行った。それぞれ合理的な議論を踏まえてルール作りをしてきたものと評価する。

## ニ. 基本ポートフォリオの見直し

- ・ 期間中に中退共は基本ポートフォリオを 2 回見直した。平成 28 年度は、累積欠損金解消の達成、国債を中心とする自家運用利回りの低下、資産間の相関の高まりといった環境変化を考慮し、翌年度予定の財政検証に先んじて基本ポートフォリオ見直しを行った。

令和 3 年度は、前回見直しから 5 年が経過し、また自家運用利回りの低下などを主因に令和 2 年度定例検証にて必要性が指摘されたことを踏まえ、基本ポートフォリオ見直しを行った。

必要に応じ速やかな見直しが行われたものと評価できる。

- ・ 特退共においては、委託運用部分を中退共との合同運用とする施策を進めた（後述 5（2）ハ参照）。結果、清退共（特別給付経理）を除く 5 経理の委託運用が合同運用になった。

## ホ. 退職金給付のための流動性の確保

- ・ 各経理ともに、退職金給付等に必要な流動性について

は、自家運用部分での確保を図っている（後述 5（2）イ参照）。

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大が金融経済ひいては退職金共済制度の掛金等収入や退職金等支払に与える影響が予測し難いことを踏まえ、令和 2 年 5 月に臨時の当委員会を開催し、流動性確保の観点から、自家運用における再投資を原則として見合わせることにした。コロナ禍という未曾有の環境におけるリスクマネジメントとして、妥当な対応であったと評価する。

## （2）運用手法等について

### イ．自家運用の運用手法

- ・ 中退共の自家運用については、平成 28 年度に債務の期間構造の分析を行った上で、運用戦略を見直した。具体的には、以下のとおり。
- ・ 機構では、自家運用部分に、退職金等支払のための流動性を確保する役割を割り当てている。このため、資金フローを安定化させる趣旨から、債券投資の期間構造についてはラダー型戦略を採用している。投資期間については、各制度における掛金納付期間に応じて設定されている。
- ・ 中退共については、従来、平均掛金納付期間を 10 年と認識し、10 年ラダー戦略を採用して来た。しかしながら、改めてその妥当性を検証したところ、平均掛金納付期間は 20 年とみることが適切、との結果となった。これを受け、従来の“10 年ラダー型運用”から“20 年ラダー型運用”への切り替えが行われた。
- ・ こうした見直しは、資金の運用効率向上という観点からは元より、前例踏襲に陥らず最善の運用を模索する姿勢は、フィデューシャリー・デューティの観点からも評価

される。

- ・ この間、建退共の自家運用についても、長く10年ラダー戦略と認識される中、見直しは行われてこなかったが、令和2年度に、コロナ禍対応として流動性の水準について検討する過程で、抜本的な見直しが行われた。見直しに際しては、人口動態等を踏まえた資金需給見通しの作成から着手し、資金フロー分析を経て、“15年ラダー型戦略”が適当という結論を得た。
- ・ なお、自家運用における投資戦略の策定は、中長期的な資金フロー（掛金等収入と退職金等支払）の分析が必要なため、事業本部の知見と協力が不可欠であるほか、統計的な分析についてのノウハウが必要となる。建退共資産運用部の限られた人員だけで対応することは困難であったが、理事長以下、機構を挙げて取り組み、見直しの成果を上げたことは、合併のシナジー効果発現として評価する。

#### ロ. 委託運用の運用手法

- ・ 包括信託による委託運用では、資金規模及び運用体制を勘案し、中退共では特化型、建退共ではバランス型の委託を行っている。
- ・ また、中退共では、リスク分散及びリバランスの効率性の観点から、パッシブ運用とアクティブ運用を併用している。

#### ハ. 委託運用の合同運用

- ・ 特退共において、委託運用部分を中退共との合同運用とする施策を進めた。
- ・ 資産規模が相対的に小さく累積欠損金が残る林退共は、平成28年4月より中退共との合同運用を開始した。同じく

資産規模が小さい清退共（給付経理）も、運用効率の向上を求めて、令和2年4月より合同運用に参加した。

- ・ 建退共については、基本ポートフォリオとマネジャー・ストラクチャーの見直しが喫緊の課題として指摘される一方で、建退共の陣容・体制が十分に整備されていないことを踏まえ、当面の措置として令和4年4月より合同運用に参加することが了承された。現在の金融情勢の中で、適切なリスク分散が行われていないという差し迫った状況を考えれば、合同運用への移行は現実的な選択肢として評価できると思料する。但し、建退共の資産規模に相応しい、中退共と同水準のサービスを提供し得る運用体制への強化は、引続き建退共の課題と言える。
- ・ 以上で清退共（特別給付経理）を除く5経理の委託運用が合同運用になった。5経理がスチュワードシップ活動を含めた資産運用において同じサービスレベルを享受できるようになったことは、フィデューシャリー・デューティの観点からも評価できる。

### （3）運用受託機関の選定、評価及び管理等

#### イ．運用受託機関の選定、評価及び管理

- ・ 平成30年度より、合同運用資産のアクティブ運用のマネジャー・ストラクチャー見直しを実施した。約2年間かけて、国内債券、外国債券、国内株式、外国株式の順に4資産全てのマネジャーを公募・選考した。当委員会においては、機構の特性を踏まえた最適なマネジャー・ストラクチャーを目指すため、多くの論点について検討を行った。株式のスタイル分散の考え方、またボラティリティ抑制のためのスマートベータ採用などである。
- ・ なお、運用受託機関の選考過程では、延べ50先、100時

間に及ぶ全ての面接に理事長が参画した。この際の内外運用受託機関マネジャーとの対話が、本邦運用受託機関における大胆な経営資源投入の必要性等の問題意識をもたらし、スチュワードシップ活動における運用機関親会社のトップマネジメントとの面談に繋がり、当機構のスチュワードシップ活動を機構独自のものとしている。こうした活動も、一連の改革の過程で生まれた成果の一つとして評価し得る。

- ・ 令和2年度には、合同運用資産のパッシブ運用のマネジャー・ストラクチャー見直しを実施した。これは資産運用受託機関に加えて資産管理受託機関も対象とし、公募・選考は4資産連続して行った。
- ・ マネジャー・ストラクチャー見直しの議論と並行して、運用受託機関の評価基準の全面的な見直しも行った。短期の運用実績（超過収益率）に依拠するのではなく、超過収益の源泉に関する考え方の論理性と、その考え方に基づく運用の一貫性を、定性的に評価する方針で見直した。勿論、キーパーソンの異動といった運用体制の変化等もチェック対象としている。当委員会が指摘したポイントを的確に取り込んだ基準となっており、評価できる。
- ・ また、後述の「7. (1) 透明性の向上」とも関連するが、マネジャー・ストラクチャー見直しの着眼点や議論の詳細が開示されていることは、運用受託機関や当業界の質的な向上へ資する強いメッセージになると思料し、評価に値する。

#### ロ. 運用状況等に係る運用受託機関の報告

- ・ 各経理とも定期的に運用受託機関による報告会を開催した。かつ、毎月、管理受託機関から信託財産に関する報告

書等、資産運用受託機関から運用報告書の提出を受けた。  
また平成30年度からは、運用受託機関によるスチュワード  
シップ活動年次報告会を開始し、スチュワードシップ活動  
体制や年度の活動内容の確認を行った。運用受託機関の報  
告を適切に受ける体制が取れているものと評価する。

#### (4) 機構資産の運用におけるリスク管理

- ・ 機構は、その特性を踏まえ、リスク管理について、ボラ  
ティリティ（下方リスク）と信用リスクの抑制を重視する  
ことを基本的な方針として打ち出し、施策として、ボラテ  
ィリティ抑制のためにマネジャー・ストラクチャーにおけ  
る分散投資（資産、スタイル等）やスマートベータ・ファ  
ンドの採用を、信用リスク抑制のために債券投資における  
厳しめの格付基準採用※を、それぞれ行っている。

※外国債券については、A格以上の格付を得ていること  
を投資条件とし、ベンチマークに含まれていてもBBB  
格以下は投資を禁じている。

- ・ こうした方針と施策の採用は、時としてベンチマーク対  
比でのパフォーマンスに対してマイナスに作用するが、毀  
損することが許されない資金の性格や、資産運用以外の資  
金源がない等の制度上の特性を踏まえ、下方リスクを抑制  
することは合理的な選択と思料される。こうした方針は、  
労政審委員等ステークホルダーの代表者からも支持されて  
いるものと認識している。
- ・ 下方リスクの管理について、想定損失額の推定方法の変  
更も実施した。従来は、金融市場において、サブプライム  
ローンショック及びリーマンショックが発生した際と同様  
の値動きが発生した場合の損失額を推定値としていたが、  
金融機関におけるリスク管理手法に関する検討も踏まえ、



モンテカルロシミュレーションにおける 1 パーセントイル水準の損失額を推定値とするフォワードルッキングな手法を導入した。

中退共では、新たな手法による想定損失額は、従来の手法による想定損失額を上回ったことにより、付加退職金減少に繋がるため反対意見も聞かれたが、厚労省勤生課と協力して丁寧に説明を行い、最終的には労政審で理解を得られ、付加退職金の金額を決定する際の指標として採用されたことは、リスク管理体制強化の観点から大きな成果である。

## 6. ガバナンス体制

### (1) ガバナンス体制の確立及び業務運営の透明性の確保

- ・ 資産運用業務の運営については、厚生労働省、厚生労働省内に設置された労政審、並びに機構に設置された当委員会及び運営委員会といった多くの機関が関係する。この各機関の役割分担の整理を関係者との協議を通じて平成 30 年度に行った。内容は以下の通り。
- ・ 予定運用利回りや付加退職金は、労政審への諮問・答申を経て、予定運用利回りについては厚生労働大臣が閣議を求めて内閣が、付加退職金については厚生労働大臣が、それぞれ決定することは所与のルールとなっている。機構の役割は、決定された予定運用利回りに業務経費率を加味して必要な利回りを算出し、これを最小限のリスクで達成する運用を行うことである。このために基本ポートフォリオを策定し、それに基づいた運用を行う。当委員会は、基本ポートフォリオ策定に際して判断基準や算定方法等の審議を行うほか、基本ポートフォリオの運営状況について監視と助言を行う。

なお機構は、基本ポートフォリオ策定時及び基本ポートフォリオ定例検証において、5年先を見越した利益剰余金のシミュレーションによって想定損失額、即ち必要な利益剰余金水準を試算して、積立不足額を把握する。この情報を答申の判断材料として、労政審に提供する責任、即ちリスクの指摘責任を持つ。厚生労働省勤労者生活課長は当委員会と労政審の間のブリッジ役を務めており、機構の当該リスク指摘を労政審に伝える役割を果たす。

- ・ 以上の整理によって、資産運用業務に係る制度全体のガバナンス体制が確立されたと思料する。
- ・ 上記の体制の下で、労政審が、モンテカルロシミュレーションにおける1パーセントに相当する想定損失額を踏まえて付加退職金や予定運用利回りを答申するようになったことは、制度全体のリスク管理、ガバナンスの観点から、画期的な成果であった。
- ・ なお、リスクの指摘責任については、特退共では、業界の代表である運営委員会等に対する責任も負っている。清退共、林退共では理事長が当該指摘責任を担い、林退共の累損解消計画の策定等において責任を果たしてきた。建退共では、理事長権限を代理する理事長代理が責任を担うことを改めて認識し、その責任を果たすことが望まれる。

## (2) スチュワードシップ責任に係る取組

- ・ 機構は平成26年8月に日本版スチュワードシップ・コードの受け入れを表明しており、その後平成29年11月には、同コードの改訂版、令和2年9月には再改訂版の受け入れを表明した。

アセットオーナーによるスチュワードシップ活動の必要性が明記された平成29年の改訂版コード受け入れ後、公的

機関のアセットオーナーとして、平成30年からスチュワードシップ活動への一段と強い取り組みを開始した。中退共では、実務レベルで運用受託機関から活動内容の説明を受ける年度報告会に加え、理事長による運用受託機関の親会社トップマネジメントとの面談を実施し、重層的な活動を展開している。

運用受託機関の親会社のトップマネジメントとの面談を行うのは、本邦資産運用機関によるスチュワードシップ活動の実効性を海外並みに引き上げていくためには、資産運用分野における長期的戦略と資源投入に関する権限と最終責任を有している親会社のトップマネジメントとの建設的対話が不可欠であるとの判断によるもの、とのことである。本邦金融市場や資産運用業界全体に関する広い見地からの意見交換により、双方に重要な気付きをもたらす貴重な機会になっていることが伺える。

- ・ トップ面談は、開始から4年を経て、面談先からも評価され、確りと定着したようであるが、アセットオーナーによるスチュワードシップ活動の新しいモデルを作ったものとする。令和3年度は、アセットマネジャーのガバナンスに関する知見の不足（株式会社制度における定款の位置付けに関する誤解）について問題を提起、ガバナンスに明るいスチュワードシップ活動用人材の養成・確保の必要性について、親会社のトップマネジメントと問題意識を共有したとのことである。
- ・ また、運用受託機関のスチュワードシップ活動報告会等を通じたスチュワードシップ活動担当者とのエンゲージメントにおいては、一部の運用受託機関における議決権行使基準の見直しにも繋がった由である。運用受託機関による適切なスチュワードシップ活動を促すという観点から、機

構のステュワードシップ活動が発展・深化していることを示すものであり、ステュワードシップ・コードでアセットオーナーに期待される役割に応えるものとして評価する。

- ・ 令和2年の日本版ステュワードシップ・コード再改訂では、サステナビリティ（ESG要素を含む）への配慮が求められた。機構では、ステュワードシップ活動の中で、従来からS要素の重要性、特にサプライチェーンの重要な部分を担う中小企業まで含めた働き方改革の必要性等について発信してきたが、令和3年度は、前述の定款を巡る議論において、ガバナンスの問題に言及したほか、林退共運営主体として、気候変動問題、カーボンニュートラルに向けた取り組みにおける林業の重要性に言及するなど、発信力を高めている。これもエンゲージメントを通じたサステナビリティへの配慮として評価し得る。

## 7. その他機構資産の適切な運用に関し必要な事項

### (1) 透明性の向上

- ・ 対外公表においては、当委員会の議事要旨をはじめ、年度及び四半期毎の運用実績と資産構成、年度の運用結果報告、ステュワードシップ活動状況の概要等がホームページ上で公表された。当委員会の議事要旨については、開催頻度が増した折に公表がやや遅れることがあったが、近年は改善がみられる。
- ・ 基本ポートフォリオの見直し（平成29年2月及び令和3年10月）とマネジャー・ストラクチャーの見直し（令和元年11月及び令和3年6月）については、実施後に内容を総括した資料をホームページ上に公表した。それぞれ、充実した開示内容であると評価する。

## (2) 運用管理体制

- ・ 専門人材の量の観点では、平成27年度末時点で資産運用専門職は4名（うち受入出向者2名）であった。この期間に採用を進め、令和3年度末時点では6名（うち受入出向者0名）まで拡充ができており、評価できる。機構の資金特性や規模に鑑みれば、引き続き専門人材を拡充していくことを望みたい。

人材の質の観点でも、基本ポートフォリオ見直しやマネジャー・ストラクチャー見直しをはじめとする当委員会での徹底した審議の経験や、コンサルタントとの白熱した議論、マネジャー・ストラクチャーの際の運用受託機関の選考（50先100時間）、トップ面談の内容の共有等を通して、職員の資産運用業務に係る知識、経験が大いに引き上げられたものとみられる。今後は、こうした施策を、合同運用における共同作業等を通じ、課題となっている建退共の体制強化にもつなげることが望ましい。

なお、前述の通り機構では、持続的な組織作りを目指し、専門性のある職員の育成・拡大に取り組んでいるが、資産運用は専門性が高く、かつ変化の激しい分野であるだけに、外部からの人材登用が必要である。高度な専門性を有する人材の獲得には、処遇面での限界が存在するのも事実であり、この点は機構だけでは解決出来ない面がある。主管庁とも相談し、解決策を模索することが必要と思料する。

## 【総合評価】

- 資産運用委員会設置（平成 27 年 10 月）の趣旨は、資産運用業務に関し実効性あるリスク管理体制を整備することである。
- 機構はこの立法精神に基づき、積立型の退職金共済制度であり、掛金と運用益のみが収入源であって、仮に累積欠損金が発生しても他から補填を受ける仕組みがないという機構の特性を踏まえて、第 3 期中期計画中の平成 28 年度にローリングプランを策定、資産運用委員会での熟議を経て実行した成果は、機構の資産運用に対する経営理念そのものを変革するものであった。
- 持続可能性（高い質の運用業務の遂行を継続的に行っていくこと）も経営の最優先事項においており、中途採用、職員の育成にも意を用いている。
- この一連の成果は機構の資産運用業務を構築し直したと言っても決して過言ではない。その集大成が従来の「資産運用の基本方針」を廃止し、新しい「資産運用の基本方針」を制定、且つ従来 6 経理毎にあったものを一本化することであるが、平成 26 年度の独法通則法改正とそれを踏まえた中退法改正において求められたガバナンス強化とリスク管理体制整備の観点からも顕著な成果を上げたものと高く評価される。
- 今後のグローバルな金融市場を展望すると、大きな変化が訪れる事も充分想定されるが、この 6 年間で培った過去からの慣習に捉われずに本質を追求する姿勢と改革マインドを梃子に、更なる飛躍に繋げることを大いに期待したい。

以上

<参考> 歴代資産運用委員名簿

※表は五十音順、敬称略。

職名は着任時のものを記載。

◎は委員長、○は委員長代理を指す。

第1期（平成27年10月～平成29年9月）

○	うす 臼	き 杵	まさ 政	はる 治	名古屋市立大学経済学研究科 教授
	え 江	がわ 川	まさ 雅	こ 子	一橋大学大学院商学研究科教授
	すえ 末	なが 永	みつ 光	お 男	元労働金庫連合会常務理事
	とく 徳	しま 島	かつ 勝	ゆき 幸	(株)ニッセイ基礎研究所 金融研 究部 年金総合リサーチセンター年金研 究部長
◎	むら 村	かみ 上	まさ 正	と 人	(株)みずほ年金研究所理事長

第2期（平成29年10月～令和元年9月）

	いな 稲	がき 垣	さとし 聰		(株)中央ろうきんサービス 代表取締役社長 (前中央労働金庫専務理事)
	こ 小	えだ 枝	じゅん 淳	こ 子 ※	早稲田大学政治経済学術院 准教授
	たなか 田中	まり 茉莉	こ 子 ※		武蔵野大学経済学部経済学科 准教授
○	とく 徳	しま 島	かつ 勝	ゆき 幸	(株)ニッセイ基礎研究所 年金総合リサーチセンター長
	なか 中	しま 島	ひで 英	き 喜	名古屋大学経済学研究科准教授
◎	むら 村	かみ 上	まさ 正	と 人	公益財団法人年金シニアプラン 総合研究機構 特任研究員

※小枝委員の在任期間は平成29年10月～平成31年3月。

田中委員の在任期間は令和元年6月～同年9月。

第3期（令和元年10月～令和3年9月）

	たなか まりこ 田中 茉莉子	武蔵野大学経済学部経済学科 准教授
○	たま き のぶ すけ 玉 木 伸 介	大妻女子大学短期大学部教授
	なか しま ひで き 中 島 英 喜	名古屋大学経済学研究科准教授
	ま にわ あき ひろ 馬 庭 昭 弘	全労済グループ企業年金基金 常務理事
◎	むら かみ まさ と 村 上 正 人	公益財団法人年金シニアプラン総 合研究機構 特任研究員

第4期（令和3年10月～令和5年9月）

	おお の さ なえ 大 野 早 苗	武蔵大学経済学部金融学科教授
○	たま き のぶ すけ 玉 木 伸 介	大妻女子大学短期大学部教授
	なか しま ひで き 中 島 英 喜	名古屋大学経済学研究科准教授
	ま にわ あき ひろ 馬 庭 昭 弘	全労済グループ企業年金基金 常務理事
◎	むら かみ まさ と 村 上 正 人	公益財団法人年金シニアプラン総 合研究機構 特任研究員



## <自己評価の基準>

- 平成28年度は、内部統制について、中計期間内に発生した大きな環境変化を踏まえ、**新規施策を実施(ローリング)**

**【基本認識】** 当機構は金融業務を行う中期目標管理型の独立行政法人であり、国民から2つの貴重な財産(運用資産、個人情報)をお預かりしている。  
資産運用と情報セキュリティ、双方の分野に共通する急速な情勢変化に対応していくことが必要であり、システム投資面では弛まざるバックアップ(資源投入)が不可欠。

## <環境変化>

### (1) 法改正

- ①改正独法通則法施行(27年4月)⇒ガバナンス強化の要請(監査室、リスク管理・コンプライアンス委員会設置等)、資産運用に係る実効性のあるリスク管理体制を整備
- ②中退法改正(27年5月) ⇒資産運用委員会設置(27年10月)

### (2) 情報セキュリティ問題の深刻化

- ①政府系機関からの個人情報大量漏洩事案発生⇒個人情報の防衛が喫緊の課題に
- ②世界的サイバーテロ脅威の高まり⇒頻度上昇、悪質・巧妙化

## <組織/体制/予算面での対応>

### 1. 組織[ガバナンス強化に向けた外部有識者の知見活用]

- (1) **資産運用委員会**(平成28年度は9回、延べ約20時間の審議)
  - ・資産運用状況等の監視等
  - ・厚生労働大臣任命による有識者委員5名
  - ・機構の特性(注)に関する認識を共有、同特性を踏まえてあるべき姿を審議・判断  
(注) 積立方式、国による補填なし、運用が唯一の収益源、中退共付加退職金制度の非対称性
  - ・運用の基本方針「安全かつ効率」について機構としての解釈を具体化
  - ・「必要な収益を最低限のリスクで獲得」、「必要な収益率=予定運用利回り+業務経費率」
  - ・特性と現行体制を踏まえ、中退共基本ポートフォリオの過剰なリスクテイクを修正
    - ー リスクテイクは累積剰余金の範囲内
  - ・財政検証に先駆け基本ポートフォリオ見直し実施(期待収益率1.41%⇒1.10%、リスク値3.53%⇒1.88%)
  - ・基本ポートフォリオ策定時の金利見直しに独自シナリオ(横遣い)を採用
  - ・制度設計を所掌する労務審への情報提供・提言ルート確立
  - ・機構資産運用行動の決定要因(予定運用利回り累積剰余金/付加退職金)に関する要望

### (2) リスク管理・コンプライアンス委員会

- ・コーポレートガバナンス専門の弁護士を招聘
- ・個人情報流出時の退職金支払可否判断、役員の責任に関する検討
- ・リスク管理におけるリスクマップ(後述)の位置付けの明確化

### (3) CIO補佐官報告会

- ・NISCサイバーセキュリティ補佐官を招聘
- ・CIO補佐官の活動状況の評価
- ・世界的サイバーテロ対策に関する理事長への助言
- ・システム投資額のレベル感の提言

## 2. 体制改編

- 資源投入に関する優先順位付けのための体制・プロセスの明確化

### (1) 情報セキュリティ体制再編

- ①情報セキュリティ委員会委員長を理事長に格上げ
  - ー 最重要案件との位置付け、トップダウン体制明確化
- ②総務部、システム管理部の責任分担明確化
  - ー 情報セキュリティ体制の企画・立案・実施はCISO・総務部ライン
  - ー 機構内システム案件の総括的把握・管理はシステム管理部
  - ー インシデント対応は総務担当理事、総務部ライン

### (2) リスク管理・コンプライアンス委員会

- ①リスクマップ作成(約300項目)
  - ー 資源投入の対象、優先順位での明確化
- ②外部有識者委員による点検・助言

### (3) システム化委員会

- ①システム化案件の全体像の一元把握
- ②システム化案件の質・運用の基準統一化
- ③優先順位付け(平成29年度分は当初要望 24件⇒15件へ査定)
- ④一元的予算管理(機構全体としてのシステム化予算の執行進捗状況の随時把握)

### (4) 監事/監査室

- ・モニタリング本格実施

## 3. 予算措置

- ・物理的分離早期実現等のための予算措置
- ー 第3期中期計画において予定外の大規模システム化案件であったが、その重要性、緊要性に鑑み、元号改正対応等と合わせ、約8億円を予算措置

## 4. 情報セキュリティ対策

### (1) ハード面の対応

- ・情報系システムと業務系システムの論理的分離(28年5月)と物理的分離(29年5月)
- ー 物理的分離については、29年1月に機軸横断的なプロジェクトチームを立ち上げ(プロジェクト・オーナーは理事長、CISOがプロジェクト・リーダー)、年度を跨いで貫徹
- ・業務系データのNASからサーバへの移行(個人情報約150万件含む:29年4月完了)
- ー ログ保存機能確保による事後対応(調査・分析)力強化、データ防衛力強化

### (2) ソフト面の対応

- ①ヒューマンエラー対応
  - ・PDCA体制の構築(規程整備/研修/訓練/モニタリング/フィードバック)
  - (P)記憶媒体管理規程、インシデント対応手順書の整備
  - (D)役職員全員参加研修、新人・転入者・派遣職員研修等啓発施策の継続的実施、インシデント対応訓練
  - (C)監査室・監事監査によるモニタリング、第三者による情報セキュリティ監査、標的型メール訓練、ペネトレーション・テスト、メール・Webサイト利用実態調査
    - ー 28年度中、標的型メール訓練2回、抜線訓練2回、ペネトレーション・テスト2回等を実施
  - (A)規程整備、理事長メッセージ、システム対応(ファイアウォール強化等)

### ② インシデント対応

- ・インシデント対応手順書作成
  - ー 必須対応項目確認(抜線・報告⇒コールセンター⇒ログ分析⇒支払可否判断)
- ・コールセンター機能強化(非常時回線数増加:20回線⇒46回線)
- ・システム保守業者によるバックアップ体制強化
- ー 本部からの追加の人員投入体制確立

## 5. 次期中計期間中の課題

### (1) 資産運用

#### ① リスクテイク体制の強化

- ・リスク度に見合った累積剰余金の確保等体制面の整備が前提
  - ・運用資金量横遣い/低金利継続(自家運用利回り低下)/業務経費率上昇(情報セキュリティコスト増高)という環境を展望した必要な運用収益確保のための体制等
- #### ② 機構行動規範・判断基準の確立
- ・Fiduciary Duty(専ら受益者の利益を勘案)を巡る最近の議論を踏まえ、当機構の行動規範を確立
- #### ③ スチュワードシップ・コード、ESG投資への対応
- ・機構業務の目的・政策的位置付け(厚労省所管部署)を踏まえて検討

### (2) システム

#### ① 中退共システムの再構築

- ・言語変更(Cobolからの変更)
- ・予定運用利回り等制度の改定に柔軟・機動的に対応できるシステムの構築。

#### ② 建退共システムの刷新と建退共掛金納付システムの新設

- ・平成22年度運用開始の特退共システムの刷新
- ・建退共証紙に代わるものとして、インターネットを活用した掛金納付システムの新設
- ・情報セキュリティ確保を最優先とし、特退共システムと掛金納付システムを分離

#### ③ BCP体制構築

- ・自然災害対応を含むBCP体制の強化

年度	第3期中期計画		第4期中期計画				
	H28	H29	H30	H31 (R1)	H32 (R2)	H33 (R3)	H34 (R4)
厚生労働省による財政検証		中退財政検証	H30.3.12とりまとめ ・予定運用利回り 1.0%据置 ・付加退職金ルールの変更	特退財政検証	R2.8.26とりまとめ ・予定運用利回り 建退3.0%⇒1.3%へ引下げ(R3.10~) 清退2.3%据置 林退0.5%⇒0.1%へ引下げ(R3.10~)		
ガバナンス	(H27.10 新設)	H29.9.8 フィデューシャリー・デューティーの議論の整理	H30.5.25 各機関の役割分担整理(勤生課長)		・資産運用委員会と運営委員会の関係整理		資産運用委員会開催回数 累計55回、 うち第4期中 計期間35回
資産運用委員会	(H27 4回開催)	9回開催	7回開催	8回開催	7回開催	10回開催	8回開催 (～6月)2回開催
ローリングプラン策定	【独法通則法、中退法改正】 中計ローリング実施	・機構の特性を踏まえ、リスクテイクは累積剰余金の範囲内とする ・運用の基本方針である「安全かつ効率」、および必要な利回りを定義 ・国内金利見通しを横這いとする独自シナリオを採用 ・勤生課長をブリッジ役として、労政審への情報提供・提言ルートを確立			「最終受益者の視点」について、 エクस्पライン条項を活用して受 入れ	行動規範の確立	
基本ポートフォリオ改定		中退基本ポートフォリオ改定 H29.2.1公表 うち自家運用投資手法の見直し 債券格付基準の検討・・・緩和を見送り		建退基本ポートフォリオ改定の検討 うち自家運用投資手法の見直し (特退4名に加え機構要員7名を投入)		中退基本ポートフォリオ改定 R3.10.1公表 清退、林退基本ポートフォリオ改定 R3.10.1公表	
リバランスルール		リバランスルール見直し	H30.1.26 中退、リバランスルールの検証		うち委託運用部分の、 合同運用参加の検討	建退基本ポートフォリオ改定 R4.4.1公表	
合同運用	H28.4.1 中退、林退の合同運用開始		【包括信託の合同運用】	コロナ禍に対応した流動性確保策実施	R2.4.1 清退(給付)が合同運用に参加	R4.4.1 清退(特別)を除く全経理が合同運用に参加	
マネジャー ストラクチャー の見直し		国内債券 合同運用資産 アクティブ運用 マネスト見直し	国内債券 外国債券 国内株式 外国株式	合同運用資産 パッシブ運用 マネスト見直し (管理機関含む)	4資産	R3.6.18パッシブマネスト総括資料公表	
中退	★	★	★★	★	★	★★	★
建退(給付)	H28.4.1	H29.1.30	★★	★	★	★★	★
建退(特別)			★★	★	★	★★	★
清退(給付)	合同運用開始	基本ポート フォリオ改定	★★	★	★	★★	★
清退(特別)			★★	★	★	★★	★
林退	★	★	★★	★	★	★★	★
資産運用の 基本方針の改正		H29.11.30 スチュワードシップ・ コード改訂版受入れ対応	H30.5.1 有託取引形態変更対 応		R2.7.1 運用受託機関 の評価基準変更	R3.10.1 基本ポー トフォリオ改定	R4.4.1 建退(給付、特別)の合 同運用参加、パッシブマネスト の反映、字句修正
スチュワード シップ活動	(H26.8.29 スチュワード シップ・コード 受入れ)	【スチュワード シップ・コード 受入れ対応】 H29.11.30 改訂版コード受入れ	トップ面談(8-9月) 受託機関活動報告会(11月) H30.12 年度活動報告公表	トップ面談(7-12月) 受託機関活動報告 会(10-11月)	トップ面談(10-1月) 受託機関活動報告会(11月) R2.1 年度活動報告公表 R2.9.23 再改訂版コード受入れ	トップ面談(10-1月) 受託機関活動報告 会(9-10月) R3.2 年度活動報告公表	R4.6 年度活動報告公表
林退共 累損解消計画	(H17.10 累損解消計画策定)		H30.2 計画見直しの方針を決定			R2.11 見直し計画を策定	

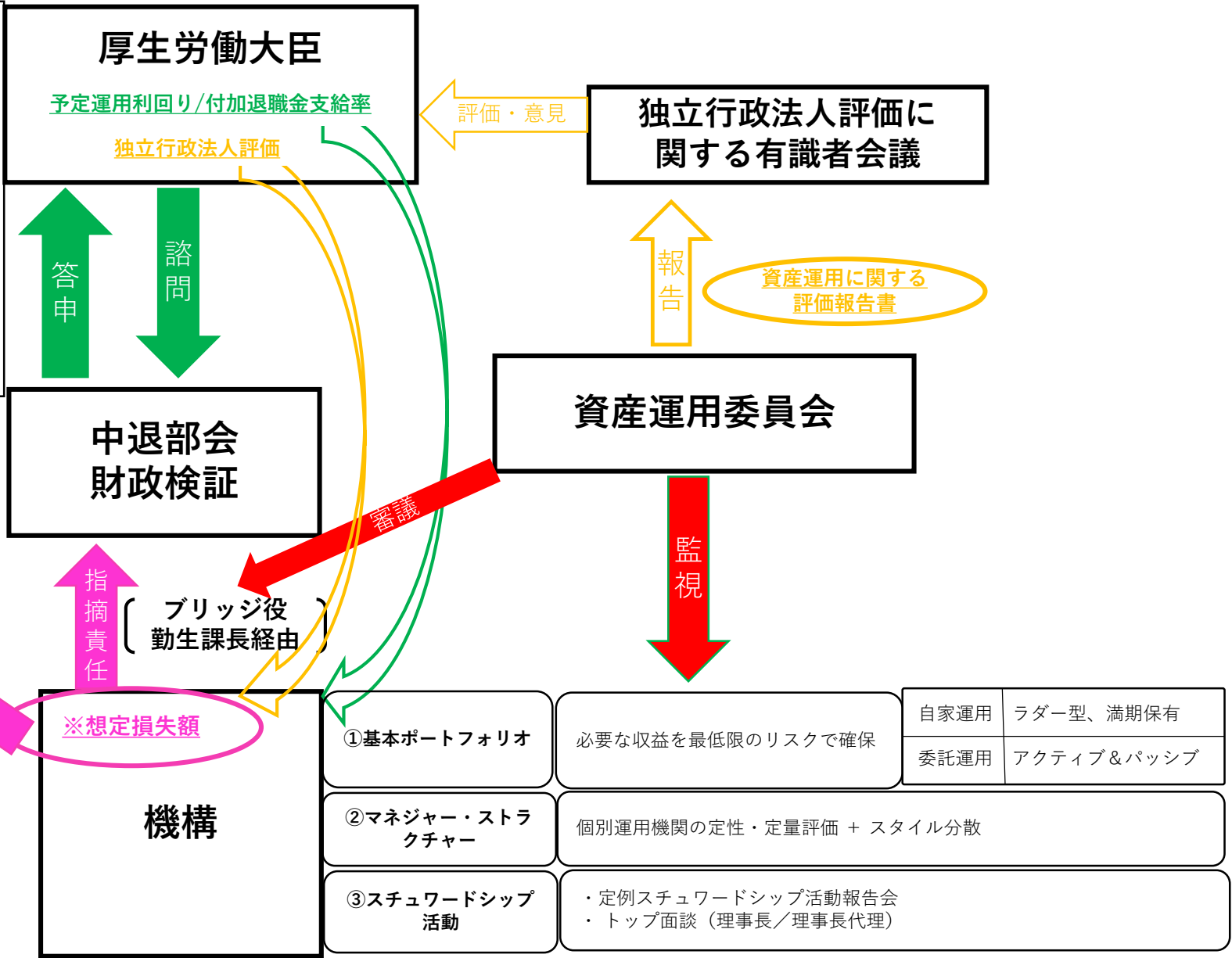
黒字・・・中退、合同運用、または機構全体に関する事項  
青字・・・特退に関する事項

137

# 資産運用に係る制度全体のガバナンス体制

※「予定運用利回り」の決定は、「想定損失額」（制度全体に於ける下回ることの出来ない下限のリスク値）の決定になる。それは、運用において取るべき（許容する）リスク水準を概ね決定する。

予定運用利回りが高止まりし、基本ポートフォリオの期待収益率を想定損失額見合いの水準まで引き下げられないと、累積欠損になる恐れがある。累積欠損になれば現役世代が自らの収益を累積欠損の解消に振り向けなければならないという「世代間不公平」の問題につながる。

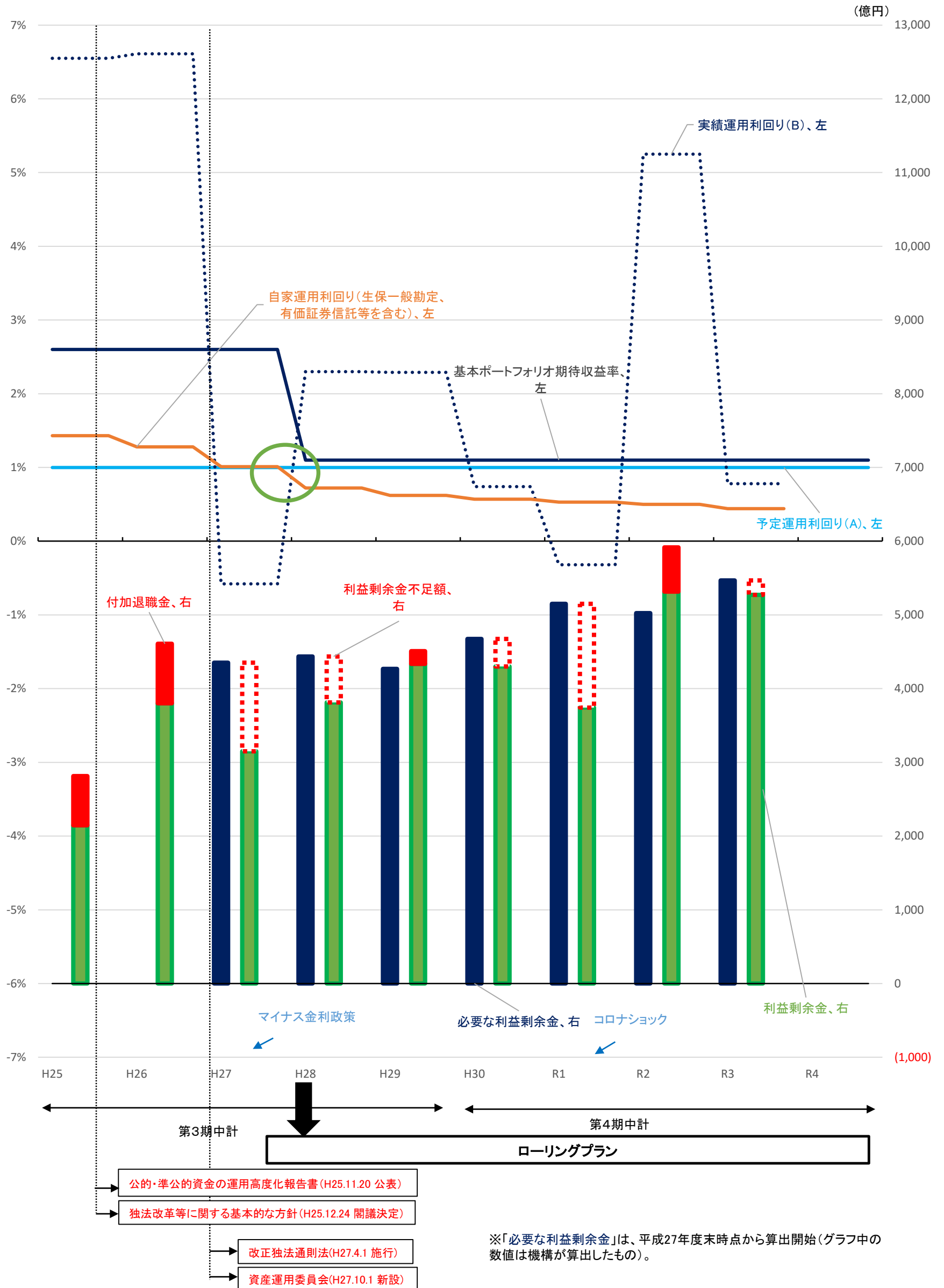


138

(注) 中退部会；厚生労働省労働政策審議会  
 中小企業退職金共済部会  
 勤生課長；厚生労働省勤労者生活課長

中退共 利回りと利益剰余金の推移（平成25年度～令和4年度）

別添4



※「必要な利益剰余金」は、平成27年度末時点から算出開始（グラフ中の数値は機構が算出したもの）。

# 建退共 利回りと利益剰余金の推移 (平成25年度～令和4年度)

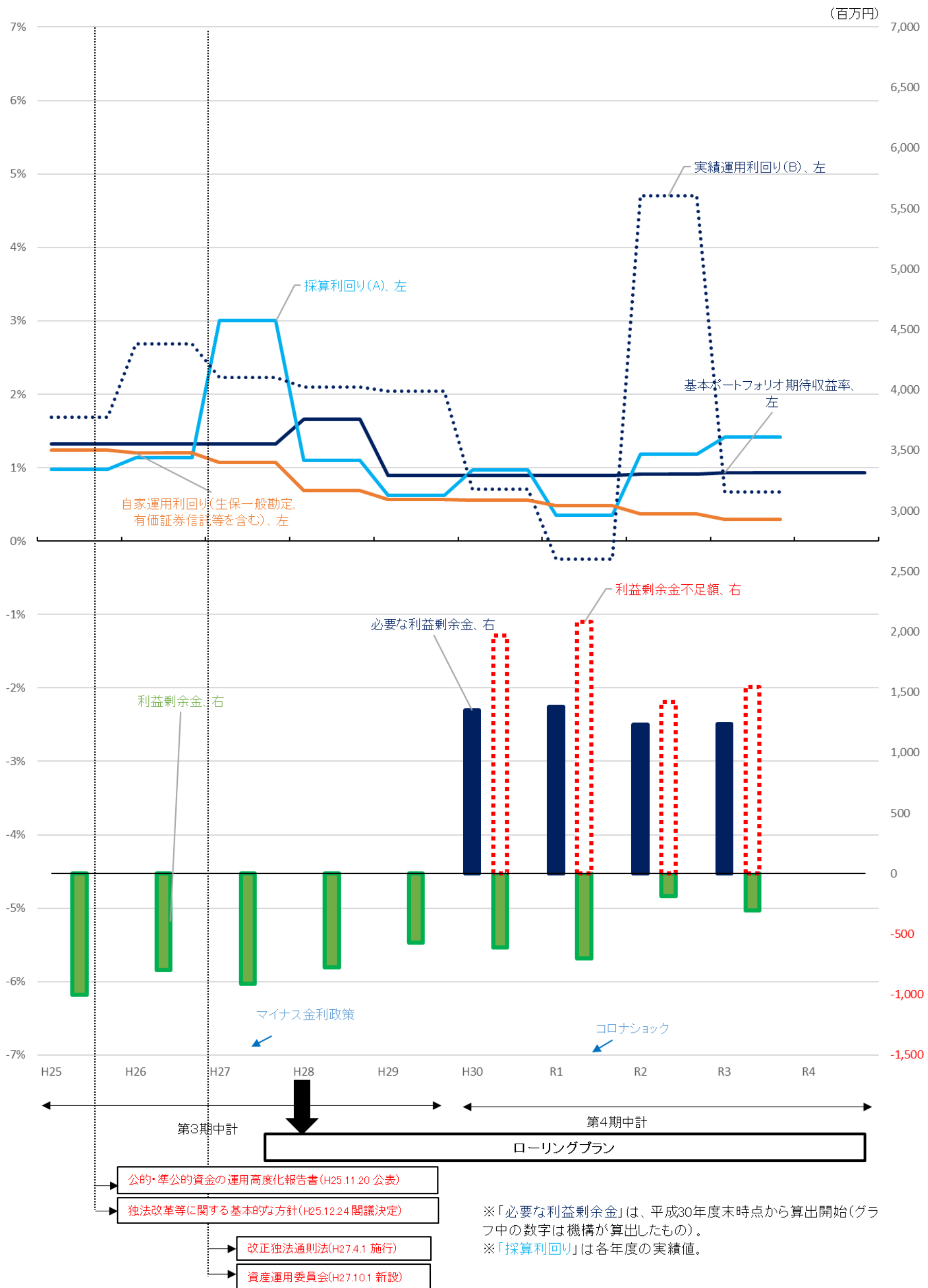


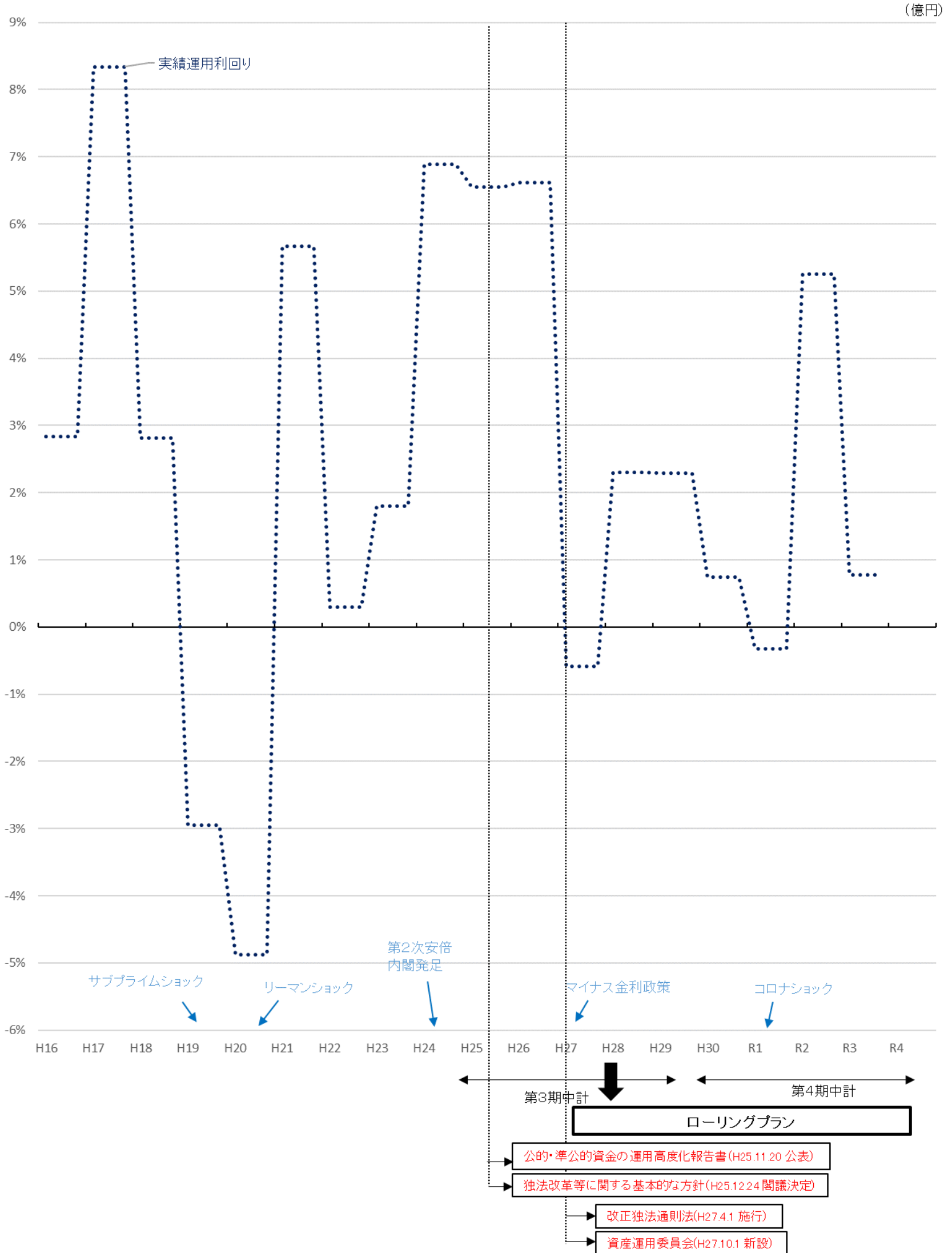
清退共 利回りと利益剰余金の推移（平成25年度～令和4年度）



※「必要な利益剰余金」は、平成28年度末時点から算出開始(グラフ中の数値は機構が算出したもの)。  
 ※「採算利回り」は各年度の実績値。H30は責任準備金見直しによる異常値のため、グラフ上は前後の年度を破線処理

# 林退共 利回りと利益剰余金の推移（平成25年度～令和4年度）







令和4年6月24日

## 令和4年度独立行政法人勤労者退職金共済機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下「機構」という。)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和4年度独立行政法人勤労者退職金共済機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

## 1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 機構における令和3年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は153件、契約金額は173.2億円である。また、競争性のある契約は137件(全契約の89.5%)、28.3億円(同16.3%)、競争性のない随意契約は16件(同10.5%)、144.9億円(同83.7%)となっている。

令和2年度と比較して、競争性のある契約に係る件数が10件増(前年比7.9%増)に対し、金額が大幅に減少した(37.7億円減、前年比57.1%減)主な要因は、「中退共システム再構築に係る全体工程管理及びシステム部門支援業務(9.9億円)」やおおよそ5年毎に調達を行う「センタハードウェア更改及び保守業務(2件、26.3億円)(共に昨年度調達)の減によるものである。

競争性のない随意契約に係る金額が大幅に増加した(134.8億円増、前年比1338.9%増)主な要因は、プログラミング言語の刷新等を目的とした5年間に及ぶ設計・開発等業務である「中退共システム再構築に係る開発業務(129.8億円)」の増によるものである。当該契約は、一般競争入札を実施したものの、予定価格以内の入札がなかったことから、当該入札に参加した事業者(一者応札)と価格交渉を行い、当初の予定価格以内で随意契約したものである。

表1 令和3年度の勤労者退職金共済機構の調達全体像

(単位:件、億円)

	令和2年度		令和3年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(49.7%) 71	(83.2%) 63.3	(52.3%) 80	(14.2%) 24.6	(12.7%) 9	(△61.2%) △38.7
企画競争・公募	(39.2%) 56	(3.5%) 2.7	(37.3%) 57	(2.2%) 3.7	(1.8%) 1	(39.7%) 1.1
競争性のある契約 (小計)	(88.8%) 127	(86.8%) 66.0	(89.5%) 137	(16.3%) 28.3	(7.9%) 10	(△57.1%) △37.7
競争性のない随 意契約	(11.2%) 16	(13.2%) 10.1	(10.5%) 16	(83.7%) 144.9	(0%) 0	(1338.9%) 134.8
合 計	(100%) 143	(100%) 76.1	(100%) 153	(100%) 173.2	(7.0%) 10	(127.7%) 97.1

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

金額は、億円単位(四捨五入)にて表記している。  
 なお、(%)の算出についても、円単位で計算しているため、表における億円単位での計算と一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の( )書きは、令和3年度の対令和2年度伸率である。

(2) 機構における令和3年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は32件(競争性のある契約全体の23.4%)、契約金額は15.4億円(同54.5%)となっている。

令和2年度と比較して、一者応札・応募による契約は1件増加(件数は3.2%増)した一方で、金額に係る割合が大幅に減少した要因(金額は67.7%減)は、おおよそ5年毎に調達を行う「センタハードウェア更改及び保守業務(2件、26.3億円)」や「中退共電算システムに係るシステム稼働維持保守業務(6.6億円)」(共に昨年度調達)の減によるものである。

なお、一般競争入札(総合評価落札方式を含む。)及び公募により調達したシステム関係の契約は13件(前年度比2件減)、12.1億円(前年度比39.2億円減)で、そのうち一者応札となった契約は12件(前年度比0件増減なし)、12.0億円(前年度比27.8億円減)となっている。

表2 令和3年度の勤労者退職金共済機構の一者応札・応募状況 (単位:件、億円)

		令和2年度	令和3年度	比較増△減
2者以上	件数	96 (75.6%)	105 (76.6%)	9 (9.4%)
	金額	18.2 (27.6%)	12.9 (45.5%)	△5.3 (△29.3%)
1者以下	件数	31 (24.4%)	32 (23.4%)	1 (3.2%)
	金額	47.8 (72.4%)	15.4 (54.5%)	△32.4 (△67.7%)
合計	件数	127 (100%)	137 (100%)	10 (7.9%)
	金額	66.0 (100%)	28.3 (100%)	△37.7 (△57.1%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

金額は、億円単位(四捨五入)にて表記している。

なお、(%)の算出についても、円単位で計算しているため、表における億円単位での計算と一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の( )書きは、令和3年度の対令和2年度伸率である。

## 2. 重点的に取り組む分野

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、令和4年度においては、以下の

①～③の取組を重点的に実施することにより調達の改善に努めることとする。

- ① 一般競争入札を適正に実施する観点から、「1者応札・1者応募に係る改善方策について」に基づき、複数業者の参加を促すため、要求部署が早期に起案し、十分な公告期間と履行期間の確保に努める。また、競争参加資格等に過度の制限を設けない

よう資格要件の点検を実施するとともに、入札公告を掲載後、資格要件を満たしている業者に対して情報提供を行い入札参加を勧奨する。

- ② 入札説明書等を受領したものの応札しなかった業者に対し、入札辞退届に理由を記載してもらおうとともに、聞き取りを実施し改善策を検討する。
- ③ 価格とともに、品質等の要素も評価することが必要と認められた場合においては、総合評価落札方式により調達を行うこととし、この場合、必要に応じ意見招請を実施する。なお、本計画の実施に当たっては、「官公需法」に基づく中小企業の受注機会への配慮や「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」等の諸施策との整合性に留意するものとする。

### 3. 調達に関するガバナンスの徹底

#### (1) 随意契約に関する内部統制の確立(【 】は評価指標)

随意契約を締結することとなる案件等(※)については、役員及び調達等合理化検討チームに調達の内容等に関する事前説明を行い、会計規程における「随意契約によることができる理由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受ける。

※その他、政府調達手続きが見込まれる案件、前回の同種の入札において一者応札・応募となった案件についても、事前説明・点検の対象としている。

#### 【調達等合理化検討チーム等による点検の実績】

#### (2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

- ① 調達に関する相互牽制機能を働かせるため、まず、要求部署が起案文書を作成、調達部署を含めた複数の課を経由し調達の必要性、調達内容等に関してチェックを行い、当該業務担当理事及び総務担当理事までの決裁を得た後に、入札を実施する。  
上記決裁が終了し、調達の必要性等が認められたものについては、契約事務担当課が調達に係る原議書とは別に契約に係る原議書を作成し、総務担当理事までの決裁を得た後に、要求部署とは独立して契約事務を進める。
- ② 調達案件のうち、額が大きい等、重要なものについては、理事長まで原議を上げて判断を仰ぐ。
- ③ 要求部署が調達部署による予定価格算定の参考とするために業者から見積りを取る場合には、単価を含む算出根拠についてできるだけ詳細な内訳の提出を依頼し、説明を受けた上で内容の妥当性を精査し、調達部署に情報を提供する。この場合、原則として複数の業者から見積りを取り、内容について比較、分析を行う。なお、情報システム化案件については、要求部署は調達内容及び調達価格の妥当性等について精査する際、必ず CIO 補佐官等によるチェックも受けることとする。
- ④ 調達部署が行う予定価格の算定に際しては、要求部署が徴取した見積り等を基に、内容の妥当性を精査し、参考として予定価格を算定する。

- ⑤ 調達等業務に長期間従事することにより、不正行為の機会となる取引先との癒着等を未然に防止するため、定期的な人事ローテーションを実施する。また、コンプライアンスに関する役職員向けの研修や、機構内のリスク管理・コンプライアンス委員会を活用して、調達に係る遵守事項等について周知徹底を図る。
- ⑥ 決裁文書の内容を決裁終了後に修正する場合は、修正を行うための決裁文書を起案し、改めて決裁を得る。

#### 4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

#### 5. 推進体制

##### (1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総務担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討チームにより調達合理化に取り組む。

総括責任者：総務担当理事

副総括責任者：総務部長

メンバー：総務課長及び総務課長が指名する職員

##### (2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、競争性のない随意契約及び一者応札・応募に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

また、契約監視委員会における指摘事項については、関係部署のみならず機構全体へ周知・徹底を図る。

#### 6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。